

標章審査資料・商標見本の解析及びデータ作成

発 注 仕 様 書

特 許 庁

1. 件名

標章審査資料・商標見本の解析及びデータ作成

2. 事業の目的・必要性

特許庁の商標審査官が商標検索システムを用いて商標の機械検索を行うためには、あらかじめ商標登録出願（以下、「国内案件」という。）及び国際商標登録出願（以下、「マドプロ案件」という。）で我が国に出願された商標（以下、「出願商標」という。）から、検索キーとなる各種データを作成し、システムに蓄積しておく必要がある。

また、公益的な標章¹、識別性がないと判断された商標や他人の著名商標等の商標登録できないものや種苗法による登録品種²名の構成態様を文字と記号とを用いて表したデータについても、審査資料としてデータ化し（以下「サブデータ」という。）、商標検索システムに蓄積したうえで、出願商標が不登録商標に該当するか否かの審査に利用している。

本事業では、出願商標及びサブデータに係る各種データ、標章（商標）の構成態様を文字と記号とを用いて表したデータ（以下、「表示用商標」または「表示用商標データ」という。）、標章（商標）から生ずる自然的な読みをカタカナで表したデータ（以下、「称呼」または「称呼データ」という。）、図形要素を含む標章（商標）については、「標章の図形要素の細分化ウィーン分類表³」（以下、「ウィーン図形分類表」という。）より図形分類コードを調査し、図形要素を含む標章（商標）の検索を容易にするために付与するデータ（以下、「図形分類」という。）を作成する⁴。また、それらに必要な付加情報及び不登録とする理由等についても当該標章（商標）に関する情報を作成する。上記事業により作成したデータは、商標検索システムに蓄積され、迅速かつ的確な商標審査の実現に資することとなる。

3. 事業の概要

本事業の請負事業者は、出願商標及びサブデータについて特許庁の示すルールに従い、検索キーである表示用商標、称呼及び図形分類に加えて、付加情報及び不登録商標とする理由等の特許庁データベース蓄積用データを作成し、電子媒体に格納して納入する。

出願商標については、上記データのコピーを格納した電子媒体、データ作成に使用した紙媒体のプリント願書（国内案件のみ）、プリント通報（マドプロ案件のみ）、商標解析シート及び納入物の番号一覧表を作成し、提出する（別紙 1: 作業概要モデルフロー参照）。

サブデータについては、納入物の種別と作業内容を一覧に印刷したシート（以下、「サブデータ種別内訳シート」という。レイアウト例：別紙 29）及び納入物の番号一覧表（レイアウト例：別紙 31）を作成し、紙媒体で納入物とともに提出する（別紙 1: 作業概要モデルフロー参照）。

¹ マーク(mark)のこと。

² 野菜、果実、花等の登録品種名を農林水産省が種苗法に基づいて登録しているもの。

³ 商標審査に利用するための国際的な図形分類を「ウィーン分類」といい、我が国の商標審査においては、「ウィーン分類」をさらに細かく分類して利用している。これを「標章の図形要素の細分化ウィーン分類表」という。

⁴ 本事業で作成したサブデータの検索キーは、J-PlatPat の「商標出願・登録情報」で掲載するデータとしても使用される。

サブデータについて表示用商標等の作成作業の際に用いる解析シート(紙)(レイアウト例:別紙 9~13)も、納入物とともに提出する。

また、種苗法による登録品種名について、特許庁の示すルールに従い、商標検索システムを用いた機械検索に必要な検索キーのひとつである表示用商標、称呼及び説明等の特許庁データベース蓄積用データを作成し、電子媒体に格納して納入する。

なお、表示用商標等の作成作業の際に用いるサブデータ用解析シート(紙)(レイアウト例:別紙 5-1)は、紙媒体で提出する。

4. 作業予定対象及び作業予定件数

(1) サブデータの解析及びデータ作成

作業予定件数⁵

・ 文字要素の解析 (表示用商標、称呼) 及び付加情報作成	318件
・ 図形要素の解析 (図形分類) 及び付加情報作成	99件
・ 審判決の要約作成	42件
・ 審判決以外の要約作成	281件

(2) 国内案件の解析及びデータ作成

① 作業予定対象

令和6年3月～令和7年2月出願分	146,800件
------------------	----------

② 作業予定件数

・ 文字要素の解析 (表示用商標、称呼) 及び付加情報作成	141,700件
・ 図形要素の解析 (図形分類) 及び付加情報作成	38,000件

(3) マドプロ案件の解析及びデータ作成

① 作業予定対象

令和6年3月～令和7年2月通報分	19,400件
------------------	---------

② 作業予定件数

・ 文字要素の解析 (表示用商標、称呼) 及び付加情報作成	18,200件
・ 図形要素の解析 (図形分類) 及び付加情報作成	6,300件

(4) 種苗法による登録品種に係る標章審査資料(サブデータ)の解析及びデータ作成

456件

※いずれの件数も、外部要因である出願動向により変動する可能性があるため、当該件数を確約するものではない。

5. 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

6. 実施体制

(1) 人的環境

⁵ 大臣指定マーク、原産地名称等の各種別の内容は、本仕様書「7. [サブデータの解析及びデータ作成] 実施方法(2)②」参照。

請負事業者は、総括管理者、校閲者、解析者（表示用商標の作成、称呼の付与、図形分類の付与等を行う者）、データ運用管理者を配置するとともに、実施体制、事業開始日からの全体スケジュール、実施機関の連絡体制等を整えること。

① 総括管理者

- ・ 事業全体の作業スケジュールを策定し、作業及び納入管理を行い、事業の運行を総括管理すること。
- ・ 庁が提示する事業の実施方法⁶の内容を、解析者へ周知徹底し、作業上実施方法に疑問がある場合は、庁担当者との連絡調整を行うこと。
- ・ 庁が提示する実施方法に基づき、作業に支障を来さないように具体的な作業工程を示した事業実施マニュアルを作成すること。
- ・ 作成した事業実施マニュアルを、庁担当者へ提示し、了承を得ること。提示する時期については、庁担当者と協議して決定する。事業遂行中も、必要に応じて加除修正し、その都度庁担当者に提示し、了承を得ること。
- ・ 事業実施マニュアルの内容を作業に従事する者すべてに把握させ、業務について十分理解させること。

② 校閲者

- ・ 弁理士資格を有する者又はそれと同等の者⁷であって、「類似商品・役務審査基準⁸」、「商品・サービス国際分類表⁹」、「ウィーン図形分類表」（別紙 69 に一部抜粋。）に関する高度な知識を有し、商標法、商標の審査基準などに精通し、商標に関する調査について十分な経験を有する者を配置すること。
- ・ データの作成要領（別紙 68）を理解する人材を確保すること。
- ・ 本事業全件の作成内容について確認を行うこと。

③ 解析者

- ・ 商標法及び商標の審査基準について、基本的な知識を有する者を配置すること。
- ・ 「ウィーン図形分類表」に関する十分な知識を有する者を配置すること。

⁶ 本仕様書「7. 実施方法」参照

⁷ 例えば、企業の知財部にて商標の類否及び識別性に係る業務をおおむね 3 年以上経験した者が該当する。

⁸ 指定商品・指定役務によって表される商標権の範囲の判断を容易にするため、商品の生産部門、販売部門、原材料、品質等で同質性を有する商品群、又は役務の提供の手段、目的、提供の場所等で同質性を有する役務群に属する商品又は役務を互いに類似する商品又は役務として推定したもの

⁹ 商標及びサービスマークの登録のための商品及びサービスの分類として各国共通の国際分類を採用することを目的に締結された協定（ニース協定）による類別表（商品及びサービスの類別を定めたもの：一般注釈、類見出し及び注釈から構成）と、商品及びサービスのアルファベット順一覧表をとりまとめたもの。ニース協定本文の対訳表、商品及びサービスの類別表（注釈付き）並びに各商品・サービスの日本語訳と類似群コードが付されている

- ・ 出願商標及びサブデータの中には、外国語表記のものや外国語の表音を片仮名等で表したものが存在するため、外国語(英語、中国語、スペイン語、ドイツ語、フランス語、イタリア語、韓国語等)の読みを理解する人材を確保すること。データの作成要領(別紙 68)を理解する人材を確保すること。
- ④ データ運用管理者
 - ・ 請負事業者は、庁から貸与される発注データの運用、納入データの作成などを円滑に行うための専門的知識を有する人材を確保すること。

※ ①～④の業務は互いに兼務可能とする。

(2) 物的環境

① システム・機器類

- ・ 本事業で必要となるシステムの開発及び機器類(PC、DVDドライブ、DVD-R、プリンタ等)は、事業請負者が自己の負担において用意し、運用すること。
- ・ 図形分類のうちの色コードの作成は、標章をフルカラー表示(1677万色表示)対応の IPS 液晶ディスプレイ上に表示し行うものとする。なお、この際のディスプレイ設定は、原則、当庁が指定したもの(色温度 6500K、ガンマ値 2.2)とする。
- ・ OS メーカー又はディスプレイメーカーが、インターネットホームページ等で提供している調節(明るさ、コントラスト等)を行ったディスプレイを用い、月に1回程度、前記ディスプレイの設定確認を行うこと。

② ソフトウェア及びデータ形式(別紙 14～28,32～62、別紙 6-1～15-1)

- ・ 納入で扱う電子データは、庁が指定したデータ形式によるものとする。なお、JIS 漢字コード表の JISX0213:2004 によりデータを作成すること。
- ・ 納入で使用する記録媒体は、庁が指定した規格等によるものとする。
- ・ 納入用電子データを作成する際に必要となるソフトウェアなど、本事業の実施にあたって、請負事業者が必要とするソフトウェアは、請負事業者が自己の負担において用意、運用すること。
- ・ 事業実施途中において、納入で扱う電子データのデータ形式、あるいは、納入で使用する記録媒体の規格等を変更することが生じた場合、請負事業者は、庁の変更に合わせて協議のうえ対応すること。

(3) 出願商標について、納入する出願番号の一覧(以下、「付与願番一覧表」という。)のレイアウト策定

- ① 請負事業者は、付与願番一覧表のレイアウト案を作成し、庁担当者の承認を受けることとする。庁担当者の承認を受けたものを、付与願番一覧表のレイアウトとする(レイアウト例は、別紙 66,67 参照)。
- ② 本事業実施中に付与願番一覧表のレイアウトを変更する場合は、庁担当者の承認を得ること。
- ③ 付与願番一覧表には少なくとも次の事項を記載すること。

[国内案件]

i) 書誌的事項

- ・ タイトル(例:「国内案件付与願番一覧表」)

ii) 案件ごとの情報

- ・ 出願番号¹⁰
- ・ 表示用商標の作成の有無、称呼の付与の有無、図形分類の付与の有無が読み取れる情報

[マドプロ案件]

i) 書誌的事項

- ・ タイトル(例:「マドプロ案件付与願番一覧表」)

ii) 案件ごとの情報

- ・ 庁内整理番号¹¹
- ・ 国際登録番号¹²
- ・ 表示用商標の作成の有無、称呼の付与の有無、図形分類の付与の有無が読み取れる情報

7. 実施方法

本項に示す種別及びその実施方法は、一例である。具体的な作業内容については、実施前に庁担当者と十分な打合せを行うこと。庁担当者の承認後、実施方法に変更が生じた場合は、速やかに報告し指示に従うこと。

[サブデータの解析及びデータ作成]

サブデータの種別・内容により[要約・理由・説明等]欄の記載事項等が異なるため、請負事業者は、発注時に庁担当者が示す作業方法に従って事業を実施すること(発注書の例は別紙 2～4,6,8 参照)。

(1) 発注用資料(電子データ)の貸与(別紙 2～8)

- ① 庁は、原則として毎月25日頃に発注用資料を電子データで貸与する。なお、初回の発注については庁担当者と協議のうえ対応すること。

¹⁰ 商標登録出願後、庁から出願人に対して知らせる「商願+西暦年+- (ハイフン)+6 桁の数字」からなる番号。1 件の出願に対して 1 つの出願番号が付与される。(例: 商願 20XX-012345)

¹¹ マドプロ案件は出願番号が付与されないため、庁が業務の便宜上、国内の出願番号に準じて付与する「西暦+- (ハイフン)+6 桁の数字」からなる庁内整理番号。
(例: 20XX-351234)

¹² WIPO 国際事務局 (IB) が管理する国際登録に関する商標原簿への標章登録(議定書 2 条(1))の番号。

(2) 作業すべきことの確認

- ① 請負事業者は、発注用資料のサブデータの種別を確認する。
- ② 本事業の作業対象となるサブデータの種別及び内容は、以下のとおり。

種 別	内 容
原産地名称 (WTO)	日本国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地のうち特許庁長官が指定するもの、又は、WTO (世界貿易機関) 加盟国によって保護されているぶどう酒又は蒸留酒の産地名。
大臣指定マーク等 (MDM)	商標法第 4 条第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 5 号に基づき経済産業大臣が指定する標章、指定暴力団の代紋等の標章。
顕著性に関する商標等 (KEN)	商品又は役務の普通名称、慣用商標、品質等表示、ありふれた氏姓・名前、極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標及びこれら以外の識別力がない商標。
著名性に関する標章等 (CHO)	よく知られた有名な標章。

※以下、種別の括弧内のアルファベット 3 文字を用いて、各データを「WTO データ」、「MDM データ」、「KEN データ」、「CHO データ」という。

※「KEN データ」及び「CHO データ」については、別途、庁が定めた3文字のアルファベットのコードで発注する場合がある。

(3) サブデータ用解析シートへの書誌的事項の転記

- ① 解析者は、サブデータ用解析シート (別紙 9) の [サブデータ番号¹³] に指定された【サブデータ番号】を転記する。

(4) 付加情報の作成

- ① 解析者は、発注用資料の [標章 (商標)] を観察し、色彩の有無を確認し、色彩を有する (グレースケール (白・濃淡の灰色・黒) は除く。) と判断したものについては、サブデータ用解析シート (別紙 9) の付加情報 [カラー] 欄に「1」を記入する。
- ② 解析者は、サブデータ用解析シートの付加情報 [公序良俗] 欄及び [特殊商標説明識別] 欄にスペースを設定する。
- ③ 解析者は、サブデータ用解析シートの付加情報、[特殊商標識別] 欄に、発注用資料の [標章 (商標)] が立体商標である場合は「1」、音商標である場合は「2」、動き商標である場合は「3」、ホログラム商標である場合は「4」、色彩のみからなる商標である場合は「5」、位置商標である場合は「6」を記入する。

(5) WTO データの作成

- ① 文字要素の解析 (表示用商標の作成、称呼の付与)

¹³ 「サブデータ種別+-(ハイフン)+6 桁の数字」からなる番号。(例:MDM-123456)

- ・ 発注用資料(例は別紙 3)¹⁴の標章を観察し、「データの作成要領」(別紙 68)等に基づき、表示用商標を作成し、称呼を付与する。
 - ・ 上記の表示用商標と称呼を、サブデータ用解析シート(別紙 9)の〔表示用商標〕、〔称呼〕の各欄に記入する。
- ② 要約・理由・説明等の確認
- ・ 発注用資料(別紙 3)の【製品及び産地名・説明等】参照。
 - ・ 上記の製品及び産地名・説明等を、原産地名称(WTO)解析シート(別紙 10)の〔要約・理由・説明等〕欄に記入する。
- ③ 上記①、②以外の項目の原産地名称(WTO)解析シート(別紙 10)の記入
- ・ 〔サブデータ番号〕は、発注用資料(別紙 3)の【WTOー】を参照。
 - ・ 〔イメージキー〕は、空欄とする。
 - ・ 〔法区分〕は、空欄とする。
 - ・ 発注用資料に【国際登録番号¹⁵】の記載がある場合、〔独自番号種別〕は、「4」とする。
 - ・ 発注用資料に国際登録番号の記載がある場合、〔独自番号〕は、発注用資料の【国際登録番号】参照。国際登録番号の記載が無い場合は、空欄とする。
 - ・ 〔独自番号枝番〕は、空欄とする。
 - ・ 発注用資料に公布日・指定日の記載がある場合、〔日付 1〕(公布日・指定日)は、発注用資料の【公布日・指定日】参照。併せて、〔独自番号種別〕は、「4」とする。
 - ・ 〔日付 2〕は、「データ入力日」を設定する。データ入力日の指示がない場合は、スペースを設定する。
 - ・ 〔適用条文〕は、「4117」¹⁶。
- ④ 校閲者による校閲
- ・ サブデータ解析シート及び原産地名称(WTO)解析シートの内容確認を全件について実施する。
 - ・ 校閲は、解析の担当者と異なる者が行うこと。
- ⑤ 納入用電子データの作成
- 上記①～④で作成・確認した内容を元に、「独自データ納入ファイル(表示用商標)」(別紙 16,17)、「独自データ納入ファイル(称呼)」(別紙 18,19)、「独自データ納入ファイル(付加情報)」(別紙 22,23)、「独自データ納入ファイル(要約・理由・説明等)」(別紙 24,25)、「独自データ納入ファイル(サブデータ独自項目)」(別紙 26,27)を作成する。当該データ(電子)はDVD-Rへ格納し、庁が指定する方式で暗号化する(別紙 14)。
- ・ 各ファイルの〔キー情報〕には以下を設定する。

¹⁴ WTO データの発注用資料は、案件により体裁が異なる。

¹⁵ 「原産地名称の保護及びその国際登録のためのリスボン協定」に基づき国際登録された原産地名称に付与される登録番号。(例:123) * WIPO 国際事務局(IB)が管理する国際登録に関する商標原簿への標章登録(議定書 2 条(1))の番号のことではない。

¹⁶ 商標法第 4 条第 1 項第 17 号。

- ✓ [解析データ種別]には、「3」を設定する。
- ✓ [サブデータ番号]の[サブデータ種別]には「WTO」を設定し、[号]にはサブデータ解析用シート(別紙 9)の【サブデータ番号】の数字を 6 桁で設定する。
[予備]はスペースを設定する。
- ・ 「独自データ納入ファイル(表示用商標)」の他の項目には、以下を設定する。
 - ✓ [記事ID]は「HYOJI△△△」を半角で設定する(△はスペース)。
 - ✓ [表示用商標]は上記①、④で作成、校閲した結果を設定する。
- ・ 「独自データ納入ファイル(称呼)」の他の項目には、以下を設定する。
 - ✓ [記事ID]は「SYOKO△△△」を半角で設定する(△はスペース)。
 - ✓ [称呼]は上記①、④で作成、校閲した結果を設定する。
- ・ 「独自データ納入ファイル(付加情報)」の他の項目には、以下を設定する。
 - ✓ [記事ID]は「FUKA△△△△」を半角で設定する(△はスペース)。
 - ✓ [付加情報]は上記(5)、(7)④で作成、校閲した結果を設定する。
- ・ 「独自データ納入ファイル(要約・理由・説明等)」の他の項目には、以下を設定する。
 - ✓ [記事ID]は「YOYAKU△△」を半角で設定する(△はスペース)。
 - ✓ [要約・理由・説明等]は上記②、④で確認、校閲した結果を設定する。
- ・ 「独自データ納入ファイル(サブデータ独自項目)」の他の項目には、以下を設定する。
 - ✓ [記事ID]は「SUBKHNN△△」を半角で設定する(△はスペース)。
 - ✓ [イメージキー]はスペースを設定する。
 - ✓ [法区分]は、スペースを設定する。
 - ✓ [独自番号種別]には、「4」を設定する。
 - ✓ [独自番号]は原産地名称(WTO)解析シート(別紙 10)の【独自番号】(国際登録番号)を設定する。【国際登録番号】がない場合は、スペースを設定する。
 - ✓ [独自番号枝番]はスペースを設定する。
 - ✓ [日付 1]は発注用資料の【公布日・指定日】を設定する。【公布日・指定日】がない場合は、スペースを設定する。
 - ✓ [日付 2]は「データ入力日」を設定する。データ入力日の指示がない場合は、スペースを設定する。
 - ✓ [適用条文]は「4117」を設定する。
 - ✓ [類コード]はスペースを設定する。
- ⑥ サブデータ種別内訳シートの作成
 - ・ 上記⑤の納入用電子データを元に、納入物の種別と作業内容を一覧表示した「サブデータ種別内訳シート」を作成し紙出力する(レイアウト例は、別紙 29)。
- ⑦ サブデータ別件数一覧の作成
 - ・ 表示用商標、称呼付与件数、図形分類付与件数及び要約作成件数を記載した「サブデータ別件数一覧」を作成し紙出力する(レイアウト例は、別紙 30)
- ⑧ WTO データ付与番号一覧表の作成
 - ・ 納入するサブデータ番号の一覧(以下、「WTO データ付与番号一覧表」という。)を

作成し紙出力する。(レイアウト例は、別紙 31)。

(6)MDM データの作成

① 文字要素の解析(表示用商標の作成、称呼の付与)

- ・ 発注用資料(例は別紙 4)¹⁷に記載された標章を観察し、「データの作成要領」(別紙 68)等に基づき、表示用商標を作成し、称呼を付与する。
- ・ 上記の表示用商標と称呼を、サブデータ用解析シート(別紙 9)の「表示用商標」、「称呼」の各欄に記入する。

② 図形要素等の解析(図形分類等の付与)

- ・ 請負事業者は、発注用資料(別紙 4)の標章を観察し、図形要素を有する案件を選定する。
- ・ 解析者は、上記で選定した案件について、「標章の図形要素の細分化ウィーン分類表」(別紙 69 に一部抜粋。以下、「ウィーン図形分類表」という。)に基づき、図形分類を付与する。
- ・ 図形の重要な要素と考えられる図形分類の先頭に、検索指定記号¹⁸「1」を付与する。
- ・ 上記の図形分類及び検索指定記号を、サブデータ用解析シート(別紙 9)の「図形分類」に記入する。
- ・ サブデータ用解析シートの「説明文」に、上記の「図形分類」に対応するウィーン図形分類表の説明文を転記する。
- ・ 「ウィーン図形分類表」が改訂された場合は、庁担当者から通知するので、それ以降の作業は変更後の「ウィーン図形分類表」に従って、行うものとする。なお、既に校閲まで済んでいる案件については、改めて付与作業等を行う必要は無いものとする。
- ・ 発注用資料(別紙 4)の標章を観察し、上記(4)①において付加情報「カラー」欄に「1」を記入したものの内、色彩のみからなる場合は、「44.01」のコードを付与するとともに、その先頭に検索指定記号「1」を付与する。
- ・ 発注用資料(別紙 4)の標章を観察し、色彩(グレースケール(白・濃淡の灰色・黒)を除く。)を有する場合は、「商標色彩検索コード付与マニュアル」(別紙 70)に基づき、商標色彩検索コード(ウィーン図形分類表における色のコード(大分類が“29”のもの)のみを指称するときは、以下「商標色彩検索コード」という。)を付与する。

③ 要約・理由・説明等の確認

- ・ 発注用資料(別紙 4)の【標章の種類・説明等】参照。
- ・ 上記の標章の種類・説明等を、大臣指定マーク(MDM)解析シート(別紙 11)の「要約・理由・説明等」欄に記入する。

④ 上記①～③以外の項目の大臣指定マーク解析シートへの記入

- ・ 「サブデータ番号」は、発注用資料(別紙 4)の【MDM-】参照。

¹⁷ MDM データの発注用資料は、案件により体裁が異なる。

¹⁸ 類似する図形を検索する際の、検索キーのひとつとなる。

- ・ [イメージキー]は、空欄とする。
- ・ [法区分]は、空欄とする。
- ・ 発注用資料に【経済産業省告示番号¹⁹】の記載のある場合、[独自番号種別]は「5」。経済産業省告示番号が無い場合は、空欄とする。
- ・ 発注用資料に経済産業省告示番号がある場合、[独自番号]は、発注用資料【経済産業省告示番号】参照。経済産業省告示番号がない場合は、空欄とする。
- ・ [独自番号枝番]は、発注用資料【経済産業省告示番号】参照。経済産業省告示番号の記載が無い場合は、空欄とする。
- ・ 発注用資料に告示日の記載がある場合、[日付 1](告示日)は、発注用資料の【告示日】参照。告示日の記載が無い場合は、空欄とする。
- ・ 発注用資料に適用日の記載がある場合、[日付 2]は、発注用資料の【適用日】参照。適用日の記載が無い場合は、空欄とする。
- ・ [適用条文]は、「41〇△²⁰」(「△」は、スペース)。発注用資料に商標法第 4 条第 1 項第 4 号と記載があれば、「414△」と記入する(△はスペース)。発注用資料に記載がない場合は、「41△△」と記入する(△はスペース)。

⑤ 校閲者による校閲

- ・ サブデータ解析シート及び大臣指定マーク(MDM)解析シートの内容確認を全件について実施する。
- ・ 校閲は、解析の担当者と異なる者が行うこと。

⑥ 納入用電子データの作成

上記①～⑤で作成・確認した内容を元に、「独自データ納入ファイル(表示用商標)」(別紙 16,17)、「独自データ納入ファイル(称呼)」(別紙 18,19)、「独自データ納入ファイル(ウィーン分類図形ターム)」(別紙 20,21)、「独自データ納入ファイル(付加情報)」(別紙 22,23)、「独自データ納入ファイル(要約・理由・説明等)」(別紙 24,25)、「独自データ納入ファイル(サブデータ独自項目)」(別紙 26,27)を作成する。当該データ(電子)はDVD-Rへ格納し、庁が指定する方式で暗号化する(別紙 14)。

- ・ 各ファイルの[キー情報]には以下を設定する。
 - ✓ [解析データ種別]には、「3」を設定する。
 - ✓ [サブデータ番号]の[サブデータ種別]には「MDM」を設定し、[号]には発注用資料(別紙 4)に記載されている数字を 6 桁で設定する。[予備]はスペースを設定する。
- ・ 「独自データ納入ファイル(表示用商標)」の他の項目には、以下を設定する。
 - ✓ [記事ID]は「HYOJI△△△」を半角で設定する(△はスペース)。
 - ✓ [表示用商標]は上記①、⑤で作成、校閲した結果を設定する。
- ・ 「独自データ納入ファイル(称呼)」の他の項目には、以下を設定する。
 - ✓ [記事ID]は「SYOKO△△△」を半角で設定する(△はスペース)。
 - ✓ [称呼]は上記①、⑤で作成、校閲した結果を設定する。

¹⁹ 発注資料への記載例:「経産省告示:129-1」 ※129 が独自番号、1 が独自番号枝番。

²⁰ 商標法第 4 条第 1 項第 〇号。

- ・ 「独自データ納入ファイル(ウィーン分類図形ターム)」の他の項目には、以下を設定する。
 - ✓ 「記事ID」は「WZKITM△△」を半角で設定する(△はスペース)。
 - ✓ 「ウィーン分類図形ターム」は上記②、⑤で作成、校閲した結果を設定する。
 - ・ 「独自データ納入ファイル(付加情報)」の他の項目には、以下を設定する。
 - ✓ 「記事ID」は「FUKA△△△△」を半角で設定する(△はスペース)。
 - ✓ 「付加情報」は上記(5)、(8)⑤で作成、校閲した結果を設定する。
 - ・ 「独自データ納入ファイル(要約・理由・説明等)」の他の項目には、以下を設定する。
 - ✓ 「記事ID」は「YOYAKU△△」を半角で設定する(△はスペース)。
 - ✓ 「要約・理由・説明等」は上記②、⑤で確認、校閲した結果を設定する。
 - ・ 「独自データ納入ファイル(サブデータ独自項目)」の他の項目には、以下を設定する。
 - ✓ 「記事ID」は「SUBKHN△△」を半角で設定する(△はスペース)。
 - ✓ 「イメージキー」はスペースを設定する。
 - ✓ 「法区分」は、スペースを設定する。
 - ✓ 「独自番号種別」には、「5」またはスペースを設定する。
 - ✓ 「独自番号」は大臣指定マーク(MDM)解析シート(別紙 11)の【独自番号】(告示番号)を設定する。指示のない場合はスペースを設定する。
 - ✓ 「日付 1」は大臣指定マーク(MDM)解析シートの【日付 1】(告示日)を設定する。指示のない場合はスペースを設定する。
 - ✓ 「日付 2」は大臣指定マーク(MDM)解析シートの【日付 2】(適用日)を設定する。指示のない場合はスペースを設定する。
 - ✓ 「適用条文」は「41○△」を設定する(△はスペース)。「○」は商標法第 4 条第 1 項第○号の「○」部分の数字を設定する。適用条文の指示がない場合は、「41△△」を設定する(△はスペース)。
- ⑦ サブデータ種別内訳シートの作成
- ・ 上記⑥の納入用電子データを元に、納入物の種別と作業内容を一覧表示した「サブデータ種別内訳シート」を作成し紙出力する(レイアウト例は、別紙 29)。
- ⑧ サブデータ別件数一覧の作成
- ・ 表示用商標、称呼付与件数、図形分類付与件数及び要約作成件数を記載した「サブデータ別件数一覧」を作成し紙出力する(レイアウト例は、別紙 30)
- ⑨ MDM データ付与番号一覧表の作成
- ・ 納入するサブデータ番号の一覧(以下、「MDM データ付与番号一覧表」という。)を作成し紙出力する(レイアウト例は、別紙 31)。

(7) KEN データの作成 ～審判決²¹の場合～

²¹ 審判決とは、審決と判決のこと。審決とは、審判の結論のこと。商標法は、瑕疵ある処分(査定)又は商標登録後の不適当な状況を是正・解消するため審判制度を設けている。審判

① 文字要素の解析(表示用商標の作成、称呼の付与)²²

- ・ 発注用資料(例は別紙 5)²³に記載された標章を観察し、「データの作成要領」(別紙 68)等に基づき、表示用商標を作成し、称呼を付与する。
- ・ 上記の表示用商標と称呼を、サブデータ用解析シート(別紙 9)の「表示用商標」、「称呼」の各欄に記入する。

② 図形要素等の解析(図形分類等の付与)

- ・ 請負事業者は、発注用資料(別紙 5)の標章を観察し、図形要素を有する案件を選定する。
- ・ 解析者は、上記で選定した案件について「ウィーン図形分類表」(別紙 69)に基づき、図形分類を付与する。
- ・ 図形の重要な要素と考えられる図形分類の先頭に、検索指定記号「1」を付与する。
- ・ 上記の図形分類及び検索指定記号を、サブデータ用解析シート(別紙 9)の「図形分類」に記入する。
- ・ サブデータ用解析シートの「説明文」に、上記の「図形分類」に対応するウィーン図形分類表の説明文を転記する。
- ・ 「ウィーン図形分類表」が改訂された場合は、庁担当者から通知するので、それ以降の作業は変更後の「ウィーン図形分類表」に従って、行うものとする。なお、既に校閲まで済んでいる案件については、改めて付与作業等を行う必要は無いものとする。
- ・ 発注用資料(別紙 5)の標章を観察し、上記(4)①において付加情報「カラー」欄に「1」を記入したもの内、色彩のみからなる場合は、「44.01」のコードを付与するとともに、その先頭に検索指定記号「1」を付与する。

③ 要約・理由・説明等の確認

- ・ 発注用資料(別紙 5)の審判決を全角で 500 文字以内に要約する。判決の場合は、文頭に事件番号、判決日を記載する(例:20(行ケ)10371(平21・3・24))。
- ・ 上記の標章の種類・説明等を、顕著性に関する標章(KEN)解析シート(別紙 12)の「要約・理由・説明等」欄に記入する。

④ 上記①～③以外の項目の顕著性に関する標章(KEN)解析シート(別紙 12)の記入

- ・ 「サブデータ番号」は、発注用資料(別紙 5)を貸与する際に庁が別途提示する番号を記入する。

は、3人又は5人の審判官の合議体が行う。審判には、大別して、拒絶査定や補正の却下の決定に対する不服審判(査定系の不服審判)と、商標権設定後の無効審判や取消し審判(当事者系審判)がある。

²² 審査過程で作成、付与された表示用商標、称呼、図形分類を、J-PlatPat から確認することができる。「商標出願・登録情報」なお、表示用商標は、「商標(検索用)」で、図形分類は「図形等分類」の項目で確認することができる。

²³ KEN データの発注用資料は、審決と判決とで体裁が異なる。本仕様書には、別紙 5 として審決例を添付している。判決例は、CHO データの発注用資料例として添付している別紙 7 参照。

- ・ [イメージキー]は、本件商標の【出願番号】²⁴参照。
- ・ [法区分]²⁵は、発注用資料の【審決分類】²⁶末尾の括弧内 1 文字目のアルファベット又は数字参照。(Y2930)と記載されている場合は、「Y」
- ・ [独自番号種別]は「2」。
- ・ [独自番号]及び[独自番号枝番]は、発注用資料の【審判番号】参照。
- ・ [日付 1](出願日または審決日のいずれか)は、発注用資料の【審決日】参照。
- ・ [日付 2](データ入力日)は、「データ入力日」を記入する。データ入力日の指示がない場合には、空欄とする。
- ・ [適用条文]は、【31○△】²⁷。発注用資料の適用条文が商標法第 3 条第 1 項第 3 号であれば、「313△」と記入する(△はスペース)。「○」は商標法第 3 条第 1 項第 ○号の「○」部分の数字を設定する。
- ・ 類²⁸コードは、発注用資料の【審決分類】末尾の括弧内数字参照。(Y2930)と記載されている場合は、「2930」。

⑤ 校閲者による校閲

- ・ サブデータ用解析シート及び顕著性に関する標章(KEN)解析シートの内容確認を全件について実施する。
- ・ 校閲は、解析の担当者と異なる者が行うこと。

⑥ 納入用電子データの作成

上記①～⑤で作成・確認した内容を元に、「独自データ納入ファイル(表示用商標)」(別紙 16,17)、「独自データ納入ファイル(称呼)」(別紙 18,19)、「独自データ納入ファイル(ウィーン分類図形ターム)」(別紙 20,21)、「独自データ納入ファイル(付加情報)」(別紙 22,23)、「独自データ納入ファイル(要約・理由・説明等)」(別紙 24,25)、「独自データ納入ファイル(サブデータ独自項目)」(別紙 26,27)を作成する。当該データ(電子)はDVD-Rへ格納し、庁が指定する方式で暗号化する(別紙 14)。

- ・ 各ファイルの[キー情報]には以下を設定する。

²⁴ 出願番号が発注用資料で確認できない場合は、請負事業者が登録番号及び審判番号等から J-PlatPat を利用して検索し確認する。

²⁵ W:平成 23 年改正、X:平成 18 年改正、Y:平成 13 年改正、Z:平成 8 年法、0:平成 3 年法、1:昭和 34 年法

²⁶ 審決分類とは、審決を事件の種類及び審決で主として論じられている事項の内容、審決の結論、法区分などの別によって分類した標識。判決に関するものは判決分類と言う。

例:T1651. 13-ZC(Y39)

「T1651」:事件の種類別分類(1 桁目の「T」はトレードマーク[商標]案件であることを示す。2 桁目は審決の場合は 1 であり、知財高裁判決の場合は 3 となる。3～5 桁目は審判[または裁判]の種類を示す。)

「13」:判事事項別分類。「ZC」:結論内容。

「Y39」:商品・役務の法区分と類を表す。下線部に該当するアルファベット(又は数字)1 字が KEN データの[法区分]となり、その後の数字が[類コード]となる。

²⁷ 商標法第 3 条第 1 項第 ○号。

²⁸ 商品及び役務の区分のこと。商標法第 6 条第 2 項により商標法施行令第 1 条別表に定められた 1～45 類に分けられる。

- ✓ [解析データ種別]には、「3」を設定する。
- ✓ [サブデータ番号]の[サブデータ種別]には「KEN」を設定し、[号]にはサブデータ用解析シート(別紙 9)の【サブデータ番号】の数字を 6 桁で設定する。
[予備]はスペースを設定する。
- ・ 「独自データ納入ファイル(表示用商標)」の他の項目には、以下を設定する。
 - ✓ [記事ID]は「HYOJI△△△」を半角で設定する(△はスペース)。
 - ✓ [表示用商標]は上記①、⑤で作成、校閲した結果を設定する。
- ・ 「独自データ納入ファイル(称呼)」の他の項目には、以下を設定する。
 - ✓ [記事ID]は「SYOKO△△△」を半角で設定する(△はスペース)。
 - ✓ [称呼]は上記①、⑤で作成、校閲した結果を設定する。
- ・ 「独自データ納入ファイル(ウィーン分類図形ターム)」の他の項目には、以下を設定する。
 - ✓ [記事ID]は「WZKITM△△」を半角で設定する(△はスペース)。
 - ✓ [ウィーン分類図形ターム]は上記②、⑤で作成、校閲した結果を設定する。
- ・ 「独自データ納入ファイル(付加情報)」の他の項目には、以下を設定する。
 - ✓ [記事ID]は「FUKA△△△△」を半角で設定する(△はスペース)。
 - ✓ [付加情報]は上記(5)、(9)⑤で作成、校閲した結果を設定する。
- ・ 「独自データ納入ファイル(要約・理由・説明等)」の他の項目には、以下を設定する。
 - ✓ [記事ID]は「YOYAKU△△」を半角で設定する(△はスペース)。
 - ✓ [要約・理由・説明等]は上記③、⑤で確認、校閲した結果を設定する。
- ・ 「独自データ納入ファイル(サブデータ独自項目)」の他の項目には、以下を設定する。
 - ✓ [記事ID]は「SUBKHN△△」を半角で設定する(△はスペース)。
 - ✓ [イメージキー]は「出願番号」を設定する。
 - ✓ [法区分]は、顕著性に関する標章(KEN)解析シート(別紙 12)の【法区分】の内容を設定する。
 - ✓ [独自番号種別]には、顕著性に関する標章(KEN)解析シートの【独自番号種別】を設定する。
 - ✓ [独自番号]は顕著性に関する標章(KEN)解析シートの【独自番号】(審判番号)を設定する。審判番号が「不服 2011-001234」であれば、「2011001234」(西暦 4 桁十号 6 桁)を設定する。
 - ✓ [日付 1]は顕著性に関する標章(KEN)解析シートの【審決日】を設定する。元号は西暦に直して設定する(審決日が「令和 5 年 4 月 1 日」であれば、「20230401」(西暦 4 桁十号 2 桁十日 2 桁)を設定する)。
 - ✓ [日付 2]は顕著性に関する標章(KEN)解析シートの【日付 2】(データ入力日)を設定する。データ入力日の指示がない場合は、スペースを設定する。
 - ✓ [適用条文]は「31〇△」を設定する(△はスペース)。顕著性に関する標章(KEN)解析シートを参照し、「商標法第 3 条第 1 項第 3 号」であれば「313△」を設定する(△はスペース)。

- ✓ 【類コード】は、顕著性に関する標章(KEN)解析シートの【類コード】の内容を設定する。

⑦ サブデータ種別内訳シートの作成

- ・ 上記⑤の納入用電子データを元に、納入物の種別と作業内容を一覧表示した「サブデータ種別内訳シート」を作成し紙出力する(レイアウト例は、別紙 29)。

⑧ サブデータ別件数一覧の作成

- ・ 表示用商標、称呼付与件数、図形分類付与件数及び要約作成件数を記載した「サブデータ別件数一覧」を作成し紙出力する(レイアウト例は、別紙 30)。

⑨ KEN データ(審判決)付与番号一覧表の作成

- ・ 納入するサブデータ番号の一覧(以下、「KEN データ(審判決)付与番号一覧表」という。)を作成し紙出力する(レイアウト例は、別紙 31)。

(8) KEN データの作成 ～審判決以外の場合～

① 文字要素の解析(表示用商標の作成、称呼の付与)

- ・ 発注用資料(例は別紙 6)の標章を観察し、「データの作成要領」(別紙 68)等に基づき、表示用商標を作成し、称呼を付与する。
- ・ 上記の表示用商標と称呼を、サブデータ用解析シート(別紙 9)の【表示用商標】、【称呼】の各欄に記入する。

② 図形要素等の解析(図形分類等の付与)

- ・ 請負事業者は、発注用資料(別紙 6)の標章を観察し、図形要素を有する案件中、図形分類付与を要する案件を特定する。
- ・ 解析者は、上記で特定された案件について、「ウィーン図形分類表」(別紙 69)に基づき、図形分類を付与する。
- ・ 図形の重要な要素と考えられる図形分類の先頭に、検索指定記号「1」を付与する。
- ・ 上記の図形分類及び検索指定記号を、サブデータ用解析シート(別紙 9)の【図形分類】に記入する。
- ・ サブデータ用解析シートの【説明文】に、上記の【図形分類】に対応するウィーン図形分類表の説明文を転記する。
- ・ 「ウィーン図形分類表」が改訂された場合は、庁担当者から通知するので、それ以降の作業は変更後の「ウィーン図形分類表」に従って、行うものとする。なお、既に校閲まで済んでいる案件については、改めて付与作業等を行う必要は無いものとする。
- ・ 発注用資料(別紙 6)の標章を観察し、上記(4)①において付加情報【カラー】欄に「1」を記入したものの内、色彩のみからなる場合は、「44.01」のコードを付与するとともに、その先頭に検索指定記号「1」を付与する。
- ・ 発注用資料(別紙 6)の標章を観察し、色彩(グレースケール(白・濃淡の灰色・黒)を除く。)を有する場合は、「商標色彩検索コード付与マニュアル」(別紙 70)に基づき、商標色彩検索コードを付与する。

③ 要約・理由・説明等の確認

- ・ 発注用資料(別紙 6)の【要約・理由・説明等】参照。

④ 上記①～③以外の項目の顕著性に関する標章(KEN)解析シート(レイアウト例:別紙 12)の記入

- ・ [サブデータ番号]は、発注用資料(別紙 6)の【KENー】参照。
- ・ [イメージキー]は、空欄とする。
- ・ [法区分]は、空欄とする。
- ・ [独自番号種別]は、空欄とする。
- ・ [独自番号枝番]は、空欄とする。
- ・ [日付 1]は、空欄とする。
- ・ [日付 2]は、「データ入力日」を記入する。データ入力日の指示がない場合は、空欄とする。
- ・ [適用条文]は、「31○△」(△はスペース)。「○」は商標法第 3 条第 1 項第○号の「○」部分の数字を設定する。「○」は、発注用資料に従う。

⑤ 校閲者による校閲

- ・ サブデータ用解析シート及び顕著性に関する標章(KEN)解析シートの内容確認を全件について実施する。
- ・ 校閲は、解析の担当者と異なる者が行うこと。

⑥ 納入用電子データの作成

上記①～⑤で作成・確認した内容を元に、「独自データ納入ファイル(表示用商標)」(別紙 16,17)、「独自データ納入ファイル(称呼)」(別紙 18,19)、「独自データ納入ファイル(ウィーン分類図形ターム)」(別紙 20,21)、「独自データ納入ファイル(付加情報)」(別紙 22,23)、「独自データ納入ファイル(要約・理由・説明等)」(別紙 24,25)、「独自データ納入ファイル(サブデータ独自項目)」(別紙 26,27)を作成する。当該データ(電子)はDVD-Rへ格納し、桁が指定する方式で暗号化する(別紙 14)。

- ・ 各ファイルの[キー情報]には以下を設定する。
 - ✓ [解析データ種別]には、「3」を設定する。
 - ✓ [サブデータ番号]の[サブデータ種別]には「KEN」を設定し、[号]にはサブデータ用解析シート(別紙 9)の【サブデータ番号】に記載した番号を 6 桁で設定する。[予備]はスペースを設定する。
- ・ 「独自データ納入ファイル(表示用商標)」の他の項目には、以下を設定する。
 - ✓ [記事ID]は「HYOJI△△△」を半角で設定する(△はスペース)。
 - ✓ [表示用商標]は上記①、⑤で作成、校閲した結果を設定する。
- ・ 「独自データ納入ファイル(称呼)」の他の項目には、以下を設定する。
 - ✓ [記事ID]は「SYOKO△△△」を半角で設定する(△はスペース)。
 - ✓ [称呼]は上記①、⑤で作成、校閲した結果を設定する。
- ・ 「独自データ納入ファイル(ウィーン分類図形ターム)」の他の項目には、以下を設定する。
 - ✓ [記事ID]は「WZKITM△△」を半角で設定する(△はスペース)。
 - ✓ [ウィーン分類図形ターム]は上記②、⑤で作成、校閲した結果を設定する。
- ・ 「独自データ納入ファイル(付加情報)」の他の項目には、以下を設定する。
 - ✓ [記事ID]は「FUKA△△△△」を半角で設定する(△はスペース)。

- ✓ [付加情報]は上記(5)、(10)⑤で作成、校閲した結果を設定する。
- ・「独自データ納入ファイル(要約・理由・説明等)」の他の項目には、以下を設定する。
 - ✓ [記事ID]は「YOYAKU△△」を半角で設定する(△はスペース)。
 - ✓ [要約・理由・説明等]は上記③、⑤で確認、校閲した結果を設定する。
- ・「独自データ納入ファイル(サブデータ独自項目)」の他の項目には、以下を設定する。
 - ✓ [記事ID]は「SUBKHN△△」を半角で設定する(△はスペース)。
 - ✓ [イメージキー]はスペースを設定する。
 - ✓ [法区分]は、スペースを設定する。
 - ✓ [独自番号種別]は、スペースを設定する。
 - ✓ [独自番号]は、スペースを設定する。
 - ✓ [日付 1]はスペースを設定する。
 - ✓ [日付 2]は指示がなければスペースを設定する。
 - ✓ [適用条文]は「31○△」を設定する(△はスペース)。顕著性に関する標章(KEN)解析シートの【適用条文】の内容を設定する(「商標法第 3 条第 1 項第 3 号」であれば「313△」を設定する)。
- ⑦ サブデータ種別内訳シートの作成
 - ・ 上記⑥の納入用電子データを元に、納入物の種別と作業内容を一覧表示した「サブデータ種別内訳シート」を作成し紙出力する(レイアウト例は、別紙 29)。
- ⑧ サブデータ別件数一覧の作成
 - ・ 表示用商標、称呼付与件数、図形分類付与件数及び要約作成件数を記載した「サブデータ別件数一覧」を作成し紙出力する(レイアウト例は、別紙 30)。
- ⑨ KEN データ(審判決以外)付与番号一覧表の作成
 - ・ 納入するサブデータ番号の一覧(以下、「KEN データ(審判決以外)付与番号一覧表」という。)を作成し紙出力する(レイアウト例は、別紙 31)。

(9) CHO データの作成 ～審判決の場合～

- ① 文字要素の解析(表示用商標の作成、称呼の付与)²⁹
 - ・ 発注用資料(例は別紙 7)³⁰に記載された標章を観察し、「データの作成要領」(別紙 68)等に基づき、表示用商標を作成し、称呼を付与する。
 - ・ 上記の表示用商標と称呼を、サブデータ用解析シート(別紙 9)の[表示用商標]、[称呼]の各欄に記入する。

²⁹ 審査過程で作成、付与された表示用商標、称呼、図形分類を J-PlatPat から確認することができる。(「商標出願・登録情報」) なお、表示用商標は、「商標(検索用)」で、図形分類は「図形等分類」の項目で確認することができる。

³⁰ CHO データの発注用資料は、審決と判決とで体裁が異なる。本仕様書には、別紙 7 として判決例を添付している。審決例は、KEN データの発注用資料例として添付している別紙 5 参照。

② 図形要素等の解析(図形分類等の付与)

- ・ 請負事業者は、発注用資料(別紙 7)の標章を観察し、図形要素を有する案件を選定する。
- ・ 解析者は、上記で選定した案件について、「ウィーン図形分類表」(別紙 69)に基づき、図形分類を付与する。
- ・ 図形の重要な要素と考えられる図形分類の先頭に、検索指定記号「1」を付与する。
- ・ 上記の図形分類及び検索指定記号を、サブデータ用解析シート(別紙 9)の「図形分類」に記入する。
- ・ サブデータ用解析シートの「説明文」に、上記の「図形分類」に対応するウィーン図形分類表の説明文を転記する。
- ・ 「ウィーン図形分類表」が改訂された場合は、庁担当者から通知するので、それ以降の作業は変更後の「ウィーン図形分類表」に従って、行うものとする。なお、既に校閲まで済んでいる案件については、改めて付与作業等を行う必要は無いものとする。
- ・ 発注用資料(別紙 7)の標章を観察し、上記(4)①において付加情報「カラー」欄に「1」を記入したものの内、色彩のみからなる場合は、「44.01」のコードを付与するとともに、その先頭に検索指定記号「1」を付与する。

③ 要約・理由・説明等の確認

- ・ 発注用資料(別紙 7)の審判決を全角で 500 文字以内に要約する。判決の場合は、文頭に事件番号、判決日を記載する(例:21(行ケ)10211(平21・12・1))。

④ 上記①～③以外の項目の著名性に関する標章(CHO)解析シート(レイアウト例:別紙 13)の記入

- ・ 「サブデータ番号」は、発注用資料(別紙 7)を貸与する際に庁が別途提示する番号を記入する。
- ・ 「イメージキー」は、本件商標の【出願番号】³¹参照。
- ・ 「法区分」は発注用資料の【審決分類】末尾の括弧内 1 文字目のアルファベット又は数字参照。(Y2930)と記載されている場合は、「Y」
- ・ 「独自番号種別」は「2」。
- ・ 「独自番号」及び「独自番号枝番」は、発注用資料の【審判番号】参照。
- ・ 「日付 1」(出願日、審決日、登録日のいずれか)は、発注用資料の【審決日】参照。
- ・ 「日付 2」(データ入力日)は、「データ入力日」を記入する。データ入力日の指示がない場合には、空欄とする。
- ・ 「適用条文」は、【41〇〇】³²。発注用資料に商標法第 4 条第 1 項第 19 号と記載があれば、「4119」と記入する。
- ・ 類コードは、発注用資料の【審決分類】末尾の括弧内数字参照。(Y2930)と記載さ

³¹ 出願番号は、請負事業者が登録番号及び審判番号等から J-PlatPat を利用して検索し確認する。

³² 商標法第 4 条第 1 項第 〇〇号。

れている場合は、「2930」。

⑤ 校閲者による校閲

- ・ サブデータ用解析シート及び著名性に関する標章(CHO)解析シートの内容確認を全件について実施する。
- ・ 校閲は、解析の担当者と異なる者が行うこと。

⑥ 納入用電子データの作成

上記①～⑤で作成・確認した内容を元に「独自データ納入ファイル(表示用商標)」(別紙 16,17)、「独自データ納入ファイル(称呼)」(別紙 18,19)、「独自データ納入ファイル(ウィーン分類図形ターム)」(別紙 20,21)、「独自データ納入ファイル(付加情報)」(別紙 22,23)、「独自データ納入ファイル(要約・理由・説明等)」(別紙 24,25)、「独自データ納入ファイル(サブデータ独自項目)」(別紙 26,27)を作成する。当該データ(電子)はDVD-Rへ格納し、庁が指定する方式で暗号化する(別紙 14)。

- ・ 各ファイルの[キー情報]には以下を設定する。
 - ✓ [解析データ種別]には、「3」を設定する。
 - ✓ [サブデータ番号]の[サブデータ種別]には「CHO」を設定し、[号]には著名性に関する標章(CHO)解析シート(別紙 13)の【サブデータ番号】の内容を設定する。[予備]はスペースを設定する。
- ・ 「独自データ納入ファイル(表示用商標)」の他の項目には、以下を設定する。
 - ✓ [記事ID]は「HYOJI△△」を半角で設定する(△はスペース)。
 - ✓ [表示用商標]は上記①、⑤で作成、校閲した結果を設定する。
- ・ 「独自データ納入ファイル(称呼)」の他の項目には、以下を設定する。
 - ✓ [記事ID]は「SYOKO△△△」を半角で設定する(△はスペース)。
 - ✓ [称呼]は上記①、⑤で作成、校閲した結果を設定する。
- ・ 「独自データ納入ファイル(ウィーン分類図形ターム)」の他の項目には、以下を設定する。
 - ✓ [記事ID]は「WZKITM△△」を半角で設定する(△はスペース)。
 - ✓ [ウィーン分類図形ターム]は上記②、⑤で作成、校閲した結果を設定する。
- ・ 「独自データ納入ファイル(付加情報)」の他の項目には、以下を設定する。
 - ✓ [記事ID]は「FUKA△△△△」を半角で設定する(△はスペース)。
 - ✓ [付加情報]は上記(5)、(11)⑤で作成、校閲した結果を設定する。
- ・ 「独自データ納入ファイル(要約・理由・説明等)」の他の項目には、以下を設定する。
 - ✓ [記事ID]は「YOYAKU△△」を半角で設定する(△はスペース)。
 - ✓ [要約・理由・説明等]は上記③、⑤で確認、校閲した結果を設定する。
- ・ 「独自データ納入ファイル(サブデータ独自項目)」の他の項目には、以下を設定する。
 - ✓ [記事ID]は「SUBKHN△△」を半角で設定する(△はスペース)。
 - ✓ [イメージキー]はスペースを設定する。
 - ✓ [法区分]は、著名性に関する標章(CHO)解析シートの【法区分】の内容を設定する(審決分類が「T111. 271-Z(Y03)」であれば、下線部の「Y」を設定

する)。

- ✓ [独自番号種別]には、著名性に関する標章(CHO)解析シートの【独自番号種別】の内容を設定する。
- ✓ [独自番号]は著名性に関する標章(CHO)解析シートの【審判番号】を設定する。審判番号が「無効 2011-001234」であれば、「2011001234」(西暦 4 桁 + 号 6 桁)を設定する。
- ✓ [日付 1]は著名性に関する標章(CHO)解析シートの【日付 1】(審決日)を設定する。元号は西暦に直して設定する(審決日が「令和 5 年 4 月 1 日」であれば、「20230401」(西暦 4 桁 + 月 2 桁 + 日 2 桁)を設定する)。
- ✓ [日付 2]は著名性に関する標章(CHO)解析シートの【日付 2】(データ入力日)を設定する。指示がなければスペースを設定する。
- ✓ [適用条文]は著名性に関する標章(CHO)解析シートの【適用条文】を設定する(「商標法第 4 条第 1 項第 19 号」であれば「4119」を設定する)。
- ✓ [類コード]は、著名性に関する標章(CHO)解析シートの【類コード】を設定する。

⑦ サブデータ種別内訳シートの作成

- ・ 上記⑥の納入用電子データを元に、納入物の種別と作業内容を一覧表示した「サブデータ種別内訳シート」を作成し紙出力する(レイアウト例は、別紙 29)。

⑧ サブデータ別件数一覧の作成

- ・ 表示用商標、称呼付与件数、図形分類付与件数及び要約作成件数を記載した「サブデータ別件数一覧」を作成し紙出力する(レイアウト例は、別紙 30)。

⑨ CHO データ(審判決)付与番号一覧表の作成

- ・ 納入するサブデータ番号の一覧(以下、「CHO データ(審判決)付与番号一覧表」という。)を作成し紙出力する(レイアウト例は、別紙 31)。

(10) CHO データの作成 ～審判決以外の場合～

① 文字要素の解析(表示用商標の作成、称呼の付与)

- ・ 発注用資料(例は別紙 8)の標章を観察し、「データの作成要領」(別紙 68)等に基づき、表示用商標を作成し、称呼を付与する。
- ・ 上記の表示用商標と称呼を、サブデータ用解析シート(別紙 9)の[表示用商標]、[称呼]の各欄に記入する。

② 図形要素等の解析(図形分類等の付与)

- ・ 請負事業者は、発注用資料(別紙 8)の標章を観察し、図形要素を有する案件を選定する。
- ・ 解析者は、上記で選定した案件について、「ウィーン図形分類表」(別紙 69)に基づき、図形分類を付与する。
- ・ 図形の重要な要素と考えられる図形分類の先頭に、検索指定記号「1」を付与する。
- ・ 上記の図形分類及び検索指定記号を、サブデータ用解析シート(別紙 9)の[図形分類]に記入する。
- ・ サブデータ用解析シートの[説明文]に、上記の[図形分類]に対応するウィーン図

形分類表の説明文を転記する。

- ・ ウィーン図形分類表が改訂された場合は、庁担当者から通知するので、それ以降の作業は変更後の「ウィーン図形分類表」に従って、行うものとする。なお、既に校閲まで済んでいる案件については、改めて付与作業等を行う必要は無いものとする。
- ・ 発注用資料(別紙 8)の標章を観察し、上記(4)①において付加情報[カラー]欄に「1」を記入したものの内、色彩のみからなる場合は、「44.01」のコードを付与するとともに、その先頭に検索指定記号「1」を付与する。
- ・ 発注用資料(別紙 8)の標章を観察し、色彩(グレースケール(白・濃淡の灰色・黒)を除く。)を有する場合は、「商標色彩検索コード付与マニュアル」(別紙 34)に基づき、商標色彩検索コードを付与する。

③ 要約・理由・説明等の確認

- ・ 発注用資料(別紙 8)の【要約・理由・説明等】参照。

④ 上記①～③以外の項目の著名性に関する標章(CHO)解析シート(レイアウト例:別紙 13)の記入

- ・ [サブデータ番号]は、発注用資料(別紙 8)【CHOー】参照。
- ・ [イメージキー]は、空欄とする。
- ・ [法区分]は、空欄とする。
- ・ [独自番号種別]は、空欄とする。
- ・ [独自番号]及び[独自番号枝番]は、空欄とする。
- ・ [日付 1](出願日、審決日、登録日のいずれか)は、空欄とする。
- ・ [日付 2]は、データ入力日の指示がない場合は、空欄とする。
- ・ [適用条文]は、は、「41〇〇」。「〇」は商標法第 4 条第 1 項第〇〇号の「〇」部分の数字を設定する。「〇〇」は、発注用資料に従う。
- ・ [類コード]は、空欄とする。

⑤ 校閲者による校閲

- ・ サブデータ用解析シート及び著名性に関する標章(CHO)解析シートの内容確認を全件について実施する。
- ・ 校閲は、解析の担当者と異なる者が行うこと。

⑥ 納入用電子データの作成

上記①～⑤で作成・確認した内容を元に、「独自データ納入ファイル(表示用商標)」(別紙 16,17)、「独自データ納入ファイル(称呼)」(別紙 18,19)、「独自データ納入ファイル(ウィーン分類図形ターム)」(別紙 20,21)、「独自データ納入ファイル(付加情報)」(別紙 22,23)、「独自データ納入ファイル(要約・理由・説明等)」(別紙 24,25)、「独自データ納入ファイル(サブデータ独自項目)」(別紙 26,27)を作成する。当該データ(電子)はDVD-Rへ格納し、庁が指定する方式で暗号化する(別紙 14)。

- ・ 各ファイルの[キー情報]には以下を設定する。
 - ✓ [解析データ種別]には、「3」を設定する。
 - ✓ [サブデータ番号]の[サブデータ種別]には「CHO」を設定し、[号]にはサブデータ用解析シート(別紙 9)の【サブデータ番号】に記載されている数字を 6

桁で設定する。〔予備〕はスペースを設定する。

- ・ 「独自データ納入ファイル(表示用商標)」の他の項目には、以下を設定する。
 - ✓ 〔記事ID〕は「HYOJI△△△」を半角で設定する(△はスペース)。
 - ✓ 〔表示用商標〕は上記①、⑤で作成、校閲した結果を設定する。
 - ・ 「独自データ納入ファイル(称呼)」の他の項目には、以下を設定する。
 - ✓ 〔記事ID〕は「SYOKO△△△」を半角で設定する(△はスペース)。
 - ✓ 〔称呼〕は上記①、⑤で作成、校閲した結果を設定する。
 - ・ 「独自データ納入ファイル(ウィーン分類図形ターム)」の他の項目には、以下を設定する。
 - ✓ 〔記事ID〕は「WZKITM△△」を半角で設定する(△はスペース)。
 - ✓ 〔ウィーン分類図形ターム〕は上記②、⑤で作成、校閲した結果を設定する。
 - ・ 「独自データ納入ファイル(付加情報)」の他の項目には、以下を設定する。
 - ✓ 〔記事ID〕は「FUKA△△△△」を半角で設定する(△はスペース)。
 - ✓ 〔付加情報〕は上記(5)、(12)⑤で作成、校閲した結果を設定する。
 - ・ 「独自データ納入ファイル(要約・理由・説明等)」の他の項目には、以下を設定する。
 - ✓ 〔記事ID〕は「YOYAKU△△」を半角で設定する(△はスペース)。
 - ✓ 〔要約・理由・説明等〕は上記③、⑤で確認、校閲した結果を設定する。
 - ・ 「独自データ納入ファイル(サブデータ独自項目)」の他の項目には、以下を設定する。
 - ✓ 〔記事ID〕は「SUBKHN△△」を半角で設定する(△はスペース)。
 - ✓ 〔イメージキー〕はスペースを設定する。
 - ✓ 〔法区分〕は、スペースを設定する。
 - ✓ 〔独自番号種別〕は、スペースを設定する。
 - ✓ 〔独自番号〕は、スペースを設定する。
 - ✓ 〔日付 1〕はスペースを設定する。
 - ✓ 〔日付 2〕は著名性に関する標章(CHO)解析シートの【日付 2】(データ入力日)を設定する。データ入力日の指示がない場合はスペースを設定する。
 - ✓ 〔適用条文〕は「41〇〇」を設定する。著名性に関する標章(CHO)解析シートの【適用条文】を設定する(「商標法第 4 条第 1 項第 19 号」であれば「4119」を設定する)。
 - ✓ 〔類コード〕は、スペースを設定する。
- ⑦ サブデータ種別内訳シートの作成
- ・ 上記⑤の納入用電子データを元に、納入物の種別と作業内容を一覧表示した「サブデータ種別内訳シート」を作成し紙出力する(レイアウト例は、別紙 29)。
- ⑧ サブデータ別件数一覧の作成
- ・ 表示用商標、称呼付与件数、図形分類付与件数及び要約作成件数を記載した「サブデータ別件数一覧」を作成し紙出力する(レイアウト例は、別紙 30)。
- ⑨ CHO データ(審判決以外)付与番号一覧表の作成
- ・ 納入するサブデータ番号の一覧(以下、「CHO サブデータ(審判決以外)付与番号

一覧表」という。)を作成し、紙出力する(レイアウト例は、別紙 31)。

(11) 納入

- ① 上記(3)～(10)で作成した電子データを格納したDVD-Rを庁に納入する。
- ② 解析シート及びサブデータ種別内訳シート並びに付与番号一覧表(紙媒体)を、納入の際に庁へ提出する。サブデータ種別内訳シートについては、同時に納入する複数の種別の情報を 1 つのシートに記載して構わない。
- ③ 納入及び提出は発注から 2 月以内に行うこととする。ただし、年末・年始やゴールデンウィーク等その他やむを得ない事情があると庁が認める場合はこの限りではない。なお、初回納入については、庁担当者と協議のうえ決定する。
- ④ 納入及び提出場所は、審査業務部商標課とする。
- ⑤ 納入及び提出されたデータに不備があった場合は、庁担当者から請負事業者に再作成を依頼するので、庁の指示から1週間以内に請負事業者の責任において完全なデータを再納入すること。
- ⑥ 提出物の媒体不良や納入形式の不備等により、電子データを特許庁内システムに取り込めない場合、請負事業者は瑕疵を修正し速やかに再提出すること。

[国内案件の解析及びデータ作成]

(1) 発注用電子データの貸与(別紙 32～39)

- ① 庁は、原則週 1 回(木曜日)、発注用電子データを格納した媒体を貸与する。請負事業者は、庁が指定した日時・場所(審査業務部商標課)に受取りに来ること。
- ② 発注用電子データを格納した媒体を受領する際には、庁が管理する発注管理簿に必要事項(媒体引渡し日及び担当者氏名)を請負事業者担当者が記入すること。

(2) 媒体からの必要事項の出力

- ① 請負事業者は、庁が貸与する暗号化された国内解析発注データを、別途庁が提供するパスワードにより復号し、編集して紙出力する(以下、「プリント願書」という。別紙 36 参照)。
- ② プリント願書のサイズはすべて A4 とする。
- ③ 商標登録を受けようとする商標がイメージデータで取り込まれている案件(別紙 36 の「商標マスタ願書のタグ一覧」の日本語標準名【イメージ】のタグがある案件)は、カラーで出力する。

(3) 公序良俗違反等のチェック

- ① 請負事業者は、プリント願書(別紙 36(1)参考 2)の【商標登録を受けようとする商標】、【指定商品(指定役務)】及び【商標の詳細な説明】を確認し、公序良俗を害するおそれのあるものについては、速やかに庁担当者に連絡し、その決定に従うものとする。
- ② 公序良俗を害するおそれがあるか否かについては、「商標審査基準³³⁾」、「商標審査

³³⁾ 商標法の適用を円滑に運用し、商標登録出願に関する審査を適正かつ統一行的に行うため

便覧³⁴」を参考に判断すること。また、不明な点等がある場合は、庁担当者に相談・協議すること。

(4) 商標解析シートへの書誌的事項の転記

- ① 解析者は、商標解析シート(国内用)(別紙 64)の[出願番号]にプリント願書(別紙 36(1)参考 2)の【出願番号】を転記する。ただし、「商願」の文字部分は転記不要。
- ② 解析者は、商標解析シート(国内用)の[担当審査室]に(2)①で出力した【代表審査室コード】を転記する。なお、当該代表審査室コードがオールスペース(無し)の場合は、プリント願書に記載された区分(区分の記載が複数ある場合は、最初に記載されている区分)の内容から、「担当審査室一覧」(別紙 36(1)参考 3)を参照して得られた代表審査室コードを転記する。なお、「担当審査室一覧」(別紙 36(1)参考 3)は年度の途中で変更する可能性がある。変更の際は特許庁から請負事業者に対して新たな「担当審査室一覧」を貸与する。

(5) 付加情報の作成

- ① 解析者は、プリント願書(別紙 36(1)参考 2)の【商標登録を受けようとする商標】を観察し、色彩の有無を確認し、色彩(グレースケール(白・濃淡の灰色・黒)は除く。)を有すると判断したものについては、商標解析シート(国内用)(別紙 64)の付加情報[カラー]欄に「1」を記入する。ただし、色彩のみからなる商標については、グレースケールを含む。
- ② 解析者は、上記(3)で庁担当者から公序良俗を害するおそれがあると庁が判断したとの連絡を受けたものについて、商標解析シート(国内用)の付加情報[公序良俗]欄に「1」を記入する。
- ③ 商標解析シートの付加情報[立体説明]欄は常にスペースとする。

(6) 文字要素の解析(表示用商標の作成、称呼の付与)

- ① 解析者は、プリント願書(別紙 36(1)参考 2)の【商標登録を受けようとする商標】を観察し、「データの作成要領」(別紙 68)等に基づき、表示用商標を作成し、称呼を付与する。
- ② ①の表示用商標と称呼を、商標解析シート(国内用)(別紙 64)の[表示用商標]、[称呼]の各欄に記入する。
- ③ 「データの作成要領」が改訂された場合は、庁担当者から通知するので、それ以降の作業は変更後の「データの作成要領」に従って行うものとする。なお、既に校閲まで済

に、条項毎にその条文の解釈、運用に関し審査実務上の基準を定めたもの。公序良俗違反については、第 4 条第 1 項第 7 号(公序良俗違反)

³⁴ 商標制度の円滑な運用をするにあたって、出願に対する審査が一定の基準に従って公平妥当、かつ、迅速に行われることが必要であるとの観点から、実務上必要な関係法令、例規、取決め、文例等を解説し、これを一定の分類によって整理したもの。公序良俗違反については、85.01「出願公開に伴う、『公序良俗を害するおそれのある商標』及び『公序良俗を害するおそれのある指定商品又は指定役務』について」

んでいる案件については、改めて付与作業等を行う必要は無いものとする。

- ④ 商標登録を受けようとする商標が標準文字³⁵である案件は、表示用商標の作成は不要。当該標準文字である案件の特定は、庁担当者から毎週金曜日に当該標準文字である案件のテキストデータを請負事業者に通知することにより行うものとする。

(7) 図形要素の解析(図形分類の付与)

- ① 請負事業者は、プリント願書(別紙 36(1)参考 2)の【商標登録を受けようとする商標】を観察し、図形要素を有する案件中、図形分類付与を要する案件を特定する。
- ② 解析者は、①で特定された案件について、「ウィーン図形分類表」に基づき、図形分類を付与する。(当該分類表における色のコード(大分類が“29”のもの)のみを指標するときには、以下「商標色彩検索コード」という。)
- ③ 図形の重要な要素と考えられる図形分類の先頭に、検索指定記号³⁶「1」を付与する。
- ④ ②の図形分類及び③の検索指定記号を、商標解析シート(国内用)(別紙 64)の〔図形分類〕に記入する。
- ⑤ 商標解析シート(別紙 64)の〔説明文〕に、④の〔図形分類〕に対応するウィーン図形分類表の説明文を転記する。
- ⑥ 「ウィーン図形分類表」が改訂された場合は、庁担当者から通知するので、それ以降の作業は変更後の「ウィーン図形分類表」に従って行うものとする。なお、既に校閲まで済んでいる案件については、改めて付与作業等を行う必要は無いものとする。
- ⑦ 付与すべき図形等分類の数が 40 個を超える場合は、庁担当者に連絡し、その決定に従う。
- ⑧ 〔国内案件〕(5)①において、付加情報〔カラー〕欄に「1」を記入したものを対象に「商標色彩検索コード付与マニュアル」(別紙 65)に基づき、商標色彩検索コードを付与する。なお、本作業は6.(2)①で指定した環境で行うこと。

- (8) 立体商標、音商標、動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標及び位置商標については別紙 36(1)参考4に記載されている内容についても作業を行う。
その際には、必要に応じて【商標の詳細な説明】を参照すること(音商標のコード付与については、別紙 72、店舗の外観・内装にかかる商標のコード付与については、別紙 73 参照)。

(9) 校閲者による校閲

- ① 上記作業終了後、校閲者は作成された商標解析シート(国内用)(別紙 64)の内容確認を全件について実施する。この際、書誌的事項の記載、表示用商標の作成、称呼

³⁵ 特許庁長官があらかじめ定めた一定の文字書体。「標準文字制度」は、「商標登録を求め
る対象としての商標が文字のみにより構成される場合であって、出願人が商標の態様につ
いて特別に権利要求をしないときは、特許庁長官があらかじめ指定して公表した書体からなる
文字をもって商標登録を受けることができる」というもの。

³⁶ 類似する図形を検索する際の、検索キーのひとつとなる。

及び図形等分類付与、付加情報の記載に誤りや過不足な点が無いか等の観点で確認を行うこと。

- ② 特に、付加情報〔公序良俗〕欄に「1」が記入されている案件が、庁から公序良俗を害するおそれがあると連絡のあった案件と合致しているかを注意して確認すること。
- ③ 校閲は、解析者とは異なる者が行うこと。

(10) 納入用電子データの作成

- ① 作成した商標解析シート(国内用)(別紙 64)を元に、「独自データ納入ファイル(表示用商標)」、「独自データ納入ファイル(称呼)」、「独自データ納入ファイル(ウィーン分類図形ターム)」、「独自データ納入ファイル(付加情報)」を作成する。当該データ(電子)はDVD-Rに蓄積し、別途、庁が指定する方式で暗号化する(別紙 40～48 参照)。
- ② 〔キー情報〕には以下を設定する。
 - ・ 〔解析データ種別〕には、「1」を設定する。
 - ・ 〔出願番号〕の〔西暦年〕には商標解析シート(国内用)(別紙 64)の【出願番号】に記載された「〇〇〇〇ー△△△△△△」の「〇〇〇〇」に該当する 4 桁の数字を設定し、〔号〕には「△△△△△△」に該当する 6 桁の数字を設定する。
 - ・ 〔国際分割番号〕はスペースを設定する。
- ③ 〔記事ID〕は以下を半角で設定する(△はスペース。全体で半角 8 桁となる)。
 - ・ 表示用商標:HYOJI△△△
 - ・ 称呼:SYOKO△△△
 - ・ ウィーン分類図形ターム:WZKITM△△△
 - ・ 付加情報:FUKA△△△△△
- ④ 〔表示用商標〕は上記(6)、(9)で作成、校閲した結果を全角で設定する。
- ⑤ 〔称呼〕は上記(6)、(9)で付与、校閲した結果を全角で設定する。各称呼間は全角カンマで区切る。
- ⑥ 〔ウィーン分類図形ターム〕は、(7)、(8)及び(9)で付与、校閲した結果を設定する。
- ⑦ 〔付加情報〕は、(5)、(9)で付与、校閲した結果を設定する。「1」を記入していないものは、スペースを設定する。

(11) 庁提出用商標解析シートの印刷及びシートとプリント願書の整理

- ① (9)の校閲を終えた案件は、商標解析シート(国内用)(別紙 64)を印刷する。
- ② (2)のプリント願書(別紙 36(1)参考 2)と商標解析シート(国内用)(別紙 64)(いずれも紙媒体)を、それぞれ審査室単位で分け(別紙 36(1)参考3を参照)、出願番号順に並べて整理する。
- ③ 庁担当者から公序良俗を害するおそれがあると庁が判断したとの連絡を受けたものについては、プリント願書に付箋を貼り、出願番号順に並べた束の中から容易に取り出せるようにする。

(12) 付与願番一覧表の作成

- ① 付与願番一覧表を作成し、紙出力する。(レイアウト例は、別紙 66 参照)。

(13) 納入

- ① 上記(10)の DVD-Rを庁に納入する。
- ② 納入とともに、(11)のプリント願書(別紙 36(1)参考 2)と商標解析シート(国内用)(別紙 64)、(12)の付与願番一覧表(別紙 66)((11)及び(12)は、いずれも紙媒体)を庁に提出する。
- ③ 納入は発注から 4 週間以内に行うこととする。ただし、年末・年始やゴールデンウィーク等その他やむを得ない事情があると庁が認める場合はこの限りではない。なお、初回納入については、庁担当者と協議のうえ決定する。
- ④ 納入場所は、審査業務部商標課とする。
- ⑤ 納入されたデータに不備があった場合は、庁担当者から請負事業者に再作成を依頼するので、庁の指示から1週間以内に請負事業者の責任において不備を解消したデータを再納入すること。

[マドプロ案件の解析及びデータ作成]

(1) 発注用電子データの貸与(別紙 49～53)

- ① 庁は、原則週1回(月曜日)、発注用電子データを格納した媒体を貸与する。請負事業者は、庁が指定した日時・場所(審査業務部商標課)に受取に来ること。
- ② 発注用電子データを格納した媒体を受領する際には、庁が管理する発注管理簿に必要事項(媒体引渡し日及び担当者氏名)を請負事業者担当者が記入し、確認すること。

(2) 媒体からの必要事項の出力

- ① 請負事業者は、庁が貸与する暗号化されたマドプロ解析発注データを、別途、庁が提供するパスワードにより復号し、編集して紙出力する(以下、「プリント通報」という。別紙 63)。
- ② プリント通報のサイズはすべて A4 とする。
- ③ 「解析データタグ一覧」(別紙 52)の[マークデータ種別]が「JPG」である案件は、カラーで出力する。

(3) 公序良俗違反等のチェック

- ① 請負事業者は、プリント通報(別紙 63)の【商標登録を受けようとする商標】を確認し、公序良俗を害するおそれのあるものについては、速やかに庁担当者に連絡しその決定に従うものとする。
- ② 公序良俗を害するおそれがあるか否かについては、「商標審査基準」、「商標審査便覧」を参考に判断すること。なお、不明な点等がある場合は、庁担当者に相談・協議すること。

(4) 商標解析シートへの書誌的事項の転記

- ① 解析者は、商標解析シート(マドプロ用)(別紙 65)の[庁内整理番号]にプリント通報(別紙 63)の【庁内整理番号】を転記する。

- ② 解析者は、商標解析シートの〔国際登録番号〕にプリント通報の【国際登録番号】を転記する。国際分割番号がある場合は〔国際分割番号〕に転記する。
- (5) 付加情報の作成
- ① 解析者は、プリント通報（別紙 63）の商標を観察し、色彩の有無を確認し、色彩を有すると判断したものについては商標解析シート（マドプロ用）（別紙 65）の付加情報〔カラー〕欄に「1」を記入する。
- ② 解析者は、上記（3）で庁担当者から公序良俗を害するおそれがあると庁が判断したとの連絡を受けたものについて、商標解析シートの付加情報〔公序良俗〕欄に「1」を記入する。
- (6) 文字要素の解析（表示用商標の作成、称呼の付与）
- ① 解析者は、プリント通報（別紙 63）の商標を観察し、「データの作成要領」（別紙 68）等に基づき、表示用商標を作成し、称呼を付与する。
- ② ①の表示用商標と称呼を、商標解析シート（マドプロ用）（別紙 65）の〔表示用商標〕、〔称呼〕の各欄に記入する。
- ③ 「データの作成要領」が改訂された場合は、庁担当者から通知するので、それ以降の作業は変更後の「データの作成要領」に従って行うものとする。なお、既に校閲まで済んでいる案件については、改めて付与作業等を行う必要は無いものとする。
- (7) 図形要素の解析（図形分類の付与）
- ① 請負事業者は、プリント通報の商標を観察し、図形要素を有する案件を選定する。
- ② 解析者は、①で選定した案件について、「ウィーン図形分類表」に基づき、図形分類を付与する。
- ③ 図形の重要な要素と考えられる図形分類の先頭に、検索指定記号「1」を付与する。
- ④ ②の図形分類及び③の検索指定記号を、商標解析シート（マドプロ用）（別紙 65）の〔図形分類〕に記入する。
- ⑤ 商標解析シートの〔説明文〕に、④の〔図形分類〕に対応する「ウィーン図形分類表」の説明文を転記する。
- ⑥ 「ウィーン図形分類表」が改訂された場合は、庁担当者から通知するので、それ以降の作業は変更後の「ウィーン図形分類表」に従って行うものとする。なお、既に校閲まで済んでいる案件については、改めて付与作業等を行う必要は無いものとする。
- ⑦ 付与すべき図形等分類の数が 40 個を超える場合は、庁担当者に連絡し、その決定に従う。
- ⑧ 【マドプロ案件】（5）①において、付加情報〔カラー〕欄に「1」を記入したものを対象に「商標色彩検索コード付与マニュアル」に基づき、商標色彩検索コードを付与する。なお、本作業は6.（2）①で指定した環境で行うこと。
- (8) 立体商標、音商標及び色彩のみからなる商標については別紙 36（1）参考4に記載されている内容についても作業を行う（音商標のコード付与については、別紙 72、店舗

の外観・内装にかかる商標のコード付与については別紙 73 参照)。

(9) 校閲者による校閲

- ① 上記作業終了後、校閲者は作成された商標解析シート(マドプロ用)の内容確認を全件について実施する。この際、書誌的事項の記載、表示用商標の作成、称呼及び図形等分類付与、付加情報の記載に誤りや過不足な点が無いか等の観点で確認を行うこと。
- ② 特に付加情報[公序良俗]欄に「1」が記入されている案件が、庁から公序良俗を害するおそれがあると連絡のあった案件と合致しているかを注意して確認すること。
- ③ 校閲は、解析者とは異なる者が行うこと。

(10) 納入用電子データの作成

- ① 作成した商標解析シート(マドプロ用)(別紙 65)を元に、「独自データ納入ファイル(表示用商標)」、「独自データ納入ファイル(称呼)」、「独自データ納入ファイル(ウィーン分類図形ターム)」、「独自データ納入ファイル(付加情報)」を作成する。当該データ(電子)は DVD-R に蓄積し、別途、庁が指定する方式で暗号化する(別紙 54～62 参照)。
- ② [キー情報]には以下を設定する。
 - ・ [解析データ種別]には「2」を設定する。
 - ・ [出願番号]の[西暦年]には商標解析シート(マドプロ用)の[庁内整理番号]に記載された「〇〇〇〇△△△△△」の「〇〇〇〇」に該当する 4 桁の数字を設定し、[号]には「△△△△△△」に該当する 6 桁の数字を設定する。
 - ・ [国際分割番号]は、商標解析シート(マドプロ用)の[国際分割番号]記載されたアルファベットを設定する。【国際分割番号】がない場合は、スペースを設定する。
- ③ [記事ID]は以下を半角で設定する(△はスペース。全体で半角 8 桁となる)。
 - ・ 表示用商標:HYOJI△△△
 - ・ 称呼:SYOKO△△△
 - ・ ウィーン分類図形ターム:WZKITM△△△
 - ・ 付加情報:FUKA△△△△△
- ④ [表示用商標]は上記(6)、(9)で作成、校閲した結果を設定する。
- ⑤ [称呼]は上記(6)、(9)で付与、校閲した結果を全角で設定する。各称呼間は全角カンマで区切る。
- ⑥ [ウィーン分類図形ターム]は、(7)、(8)及び(9)で付与、校閲した結果を設定する。
- ⑦ [付加情報]は、(5)、(9)で付与、校閲した結果を設定する。「1」を記入していないものは、スペースを設定する。

(11) 庁提出用商標解析シートの印刷及びシートとプリント通報の整理

- ① (9)の校閲を終えた案件は、商標解析シート(マドプロ用)(別紙 65)を印刷する。
- ② (2)のプリント通報(別紙 63)と上記①の商標解析シート(マドプロ用)を、それぞれ庁内整理番号順に並べて整理する。

- ③ 庁担当者から公序良俗違反に該当すると庁が判断したとの連絡を受けたものについては、プリント通報に付箋を貼り、庁内整理番号順に並べた束の中から容易に取り出せるようにする。

(12) 付与願番一覧表の作成

付与願番一覧表を作成し、紙出力する。(レイアウト例は、別紙 67)。

(13) 納入

- ① 上記(10)の DVD-Rを庁に納入する。
- ② 納入とともに、(11)のプリント通報(別紙 63)と商標解析シート(マドプロ用)(別紙 65)、(12)の付与願番一覧表(別紙 67)((11)及び(12)は、いずれも紙媒体)を庁に提出する。
- なお、提出物の媒体不良や納入形式の不備等により電子データを特許庁内システムに取り込めない場合、請負事業者は瑕疵を修正し速やかに再提出すること。
- ③ 納入は発注から3週間以内に行うこととする。ただし、年末・年始やゴールデンウィーク等その他やむを得ない事情があると庁が認める場合はこの限りではない。なお、初回納入については、庁担当者と協議のうえ決定する。
- ④ 納入場所は、審査業務部商標課とする。
- ⑤ 納入されたデータに不備があった場合は、庁担当者から請負事業者に再作成を依頼するので、庁の指示から1週間以内に、請負事業者の責任において不備を解消したデータを再納入すること。

[種苗法による登録品種に係る標章審査資料(サブデータ)の解析及びデータ作成]

(1) 発注用資料の貸与(別紙 2-1)

- ① 庁は、品種登録の状況に応じて、原則、毎月25日頃に発注用資料(電子データ)を貸与する。請負事業者は、庁と相談のうえ決定した日時・場所に受取に来ること。なお、初回発注については、庁担当者と協議のうえ決定する。
- ・庁は、発注用資料(電子データ)の貸与後、原則として同日中に、請負事業者に対して発注用資料の電子媒体(Excel 形式)を送付する。
- ・品種登録の状況によっては、発注がない月も生じうる。

- ② 発注用資料を受領する際には、庁が管理する発注管理簿に必要事項(資料引渡し日及び担当者氏名)を請負事業者担当者が記入し、確認すること。

(2) データ作成及びサブデータ用解析シートへの記入

① サブデータ番号の記入

解析者は、サブデータ用解析シート(別紙 5-1)の[サブデータ番号]に、発注用資料(別紙 2-1)で指定されたサブデータ番号(JPV〇〇〇〇〇〇)を転記する。

② 表示用商標の作成及び記入

解析者は、表示用商標を、以下の囲み内のおりに作成する。「\」、「()」、「,」に注意する。さらに、作成した表示用商標を、サブデータ用解析シート(別紙 5-1)の「表示用商標」の欄に記入する。

品種名称\作物区分, 種類名(学名(ローマ字))(農林水産植物の種類(和名)), 登録番号

- ・ 発注用資料(別紙 2-1)の「登録番号」、「品種名称」、「作物区分」、「種類名」、「農林水産植物の種類(和名)」の各欄に記載されている文字が、上記にそれぞれ相当する。
- ・ 品種登録ホームページ³⁷の品種登録公表のページ³⁸(別紙 3-1)に掲載された品種登録公表(公表回降順)から、発注用資料で示す品種登録の回を参考に、該当する告示³⁹を選択し、「【登録の概要はこちらから】」からリンクしている品種登録ごとの情報(別紙 4-1)中、「2 登録品種の属する農林水産植物の種類及び登録品種の名称」に、登録品種の名称の読みが括弧書きされている場合は、上記囲み内の品種名称部に、当該読みも括弧書きで記入する。

※別紙 2-1 No. 1 の例: JPV-025465

Bonmadre\草花類, *Argyranthemum frutescens* (L.) Sch. Bip.
(マーガレット種), 品種登録第24630

③ 称呼の作成及び記入

- ・ 解析者は、発注用資料(別紙 2-1)の「品種名称」について、「データの作成要領」(別紙 68)等に基づき、称呼を作成する。
- ・ 品種登録ごとの情報(別紙 4-1)中、「2 登録品種の属する農林水産植物の種類及び登録品種の名称」に、登録品種の名称の読みが括弧書きされている場合は、その読みも参考にする。
- ・ 上記で作成した称呼を、サブデータ用解析シート(別紙 5-1)の「称呼」の欄に記入する。

※別紙 2-1 No. 19 の例: JPV-025483

1= ハルナニジョーエイテイ 2= ハルナニジョー 3= ハルナ

④ 要約・理由・説明等の記入

解析者は、要約・理由・説明等を、以下の文例で作成する。さらに、作成した要約・理由・説明等を、サブデータ用解析シート(別紙 5-1)の「要約・理由・説明等」の欄に記入する。

³⁷ <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hinshu/>

³⁸ <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hinshu/gazette/touroku/touroku.html>

³⁹ 例:「第〇回(令和△年△月△日官報告示)」

【文例】

満了日〇〇〇〇(西暦). 〇. 〇: 当該登録品種の特性の概要については、農林水産省品種登録ホームページ参照:【参考】『この商標登録出願に係る商標は、種苗法に基づき「〇〇〇〇(種類名)」(〇〇〇〇(農林水産植物の種類(和名)))の品種名として登録されている「〇〇〇〇(品種名称)」(品種登録第〇〇〇〇〇号)と同一又は類似のものであり、かつ、その品種の種苗又はこれに類似する商品(役務)に使用するものと認めます。したがって、この商標登録出願に係る商標は、商標法第4条第1項第14号に該当します。』: 品種登録が満了・取消により消滅したときは、商標法第3条第1項第1号又は同第3号を適用する。

- ・ 「満了日」は、発注用資料(別紙 2-1)の[有効期間(年)]欄を参照のうえ、【存続期間満了日(25 年又は 30 年)】の年月日を「満了日〇〇〇〇(西暦). 〇. 〇」の形式で記入する。
- ・ 定型文「当該登録品種の特性の概要については、農林水産省品種登録ホームページ参照」を記入する。
- ・ 上記②で作成した、「種類名(農林水産植物の種類(和名))」、「品種名称」及び「登録番号」を参照に【参考】以降を作成し記入する。
- ・ 定型文「品種登録が満了・取消により消滅したときは、商標法第3条第1項第1号又は同第3号を適用する。」を記入する。
- ・ 項目の区切りは「:(全角コロン)」を用いる。

※別紙 2-1 No. 1 の例: JPV-025465

満了日2041. 1. 18: 当該商標登録品種の特性の概要については、農林水産省品種登録ホームページ参照:【参考】『この商標登録出願に係る商標は、種苗法に基づき「Argyranthemum frutescens (L.) Sch. Bip.」(マーガレット種)の品種名として登録されている「Bonmadre」(品種登録第24630号)と同一又は類似のものであり、かつ、その品種の種苗又はこれに類似する商品(役務)に使用するものと認めます。したがって、この商標登録出願に係る商標は、商標法第4条第1項第14号に該当します。』: 品種登録が満了・取消により消滅したときは、商標法第3条第1項第1号又は同第3号を適用する。

⑤ 上記①～④以外の項目の種苗法によるサブデータ用解析シート(別紙 5)の記入

- ・ [独自番号種別]は、「6」。
 - ・ [独自番号]は、発注用資料(別紙 2)の[登録番号]欄を参照し、半角 10 桁で記入する。
- ※別紙 2 No. 1(JPV-025465)の場合、[独自番号]は、0000024630と記載する。
- ・ [日付 1](品種登録年月日)は、発注用資料(別紙 2)の[登録年月日]欄を参照し、半角 8 桁で記入する。

※別紙 2-1 No. 1(JPV-025465)の場合、[日付 1]は、20160118と記入する。

- ・ [適用条文]は、「4114」⁴⁰。

⑥ 校閲者による校閲

- ・ サブデータ用解析シートの内容確認を全件について実施する。
- ・ 校閲は、解析の担当者と異なる者が行うこと。

⑦ 納入用電子データ等の作成

上記①～⑥で作成・校閲した内容を元に、「独自データ納入ファイル(表示用商標)」(別紙 8,9)、「独自データ納入ファイル(称呼)」(別紙 10-1,11-1)、「独自データ納入ファイル(要約・理由・説明等)」(別紙 12-1, 13-1)、「独自データ納入ファイル(サブデータ独自項目)」(別紙 14-1, 15-1)を作成し、納入用電子データとしてDVD-Rに蓄積し、庁が指定する方式で暗号化する(別紙 7-1)。各ファイルの[キー情報]には以下を設定する。

[解析データ種別]には、「3」を設定する。

[サブデータ番号]の[サブデータ種別]には「JPV」を設定し、[号]にはサブデータ用解析シート(別紙 5-1)の【サブデータ番号】の数字を 6 桁で設定する。[予備]はスペースを設定する。

- ・ 「独自データ納入ファイル(表示用商標)」の他の項目には、以下を設定する。
[記事ID]は「HYOJI△△」を半角で設定する(△はスペース)。
[表示用商標]は上記②、⑥で作成、校閲した結果を設定する。
- ・ 「独自データ納入ファイル(称呼)」の他の項目には、以下を設定する。
[記事ID]は「SYOKO△△△」を半角で設定する(△はスペース)。
[称呼]は上記③、⑥で作成、校閲した結果を設定する。
- ・ 「独自データ納入ファイル(要約・理由・説明等)」の他の項目には、以下を設定する。
[記事ID]は「YOYAKU△△」を半角で設定する(△はスペース)。
[要約・理由・説明等]は上記④、⑥で作成、校閲した結果を設定する。
- ・ 「独自データ納入ファイル(サブデータ独自項目)」の他の項目には、以下を設定する。
[記事ID]は「SUBKHN△△」を半角で設定する(△はスペース)。
[イメージキー]はスペースを設定する。
[法区分]は、スペースを設定する。
[独自番号種別]には、「6」を設定する。
[独自番号]はサブデータ用解析シート(別紙 5-1)の【独自番号】(品種登録番号)を設定する。
[独自番号枝番]はスペースを設定する。
[日付 1]はサブデータ用解析シート(別紙 5-1)の【日付 1】(品種登録年月日)を設定する。

⁴⁰ 商標法第 4 条第 1 項第 14 号。

〔日付 2〕はスペースを設定する。

〔適用条文〕は「4114」を設定する。

8. 貸与物等

(1) 本事業の実施に際し、以下を利用することができる。

- ① 原産地名称資料(電子データ)(例は別紙 3)
- ② 大臣指定マーク資料(電子データ)(例は別紙 4)
- ③ 顕著性に関する商標資料(電子データ)(例は別紙 5,6)
- ④ 著名性に関する商標資料(電子データ)(例は別紙 2,7,8)
- ⑤ サブデータに係る発注用電子データ(データ形式等は別紙 2～8)(発注媒体は別紙 71 参照)
- ⑥ 国内案件に係る発注用電子データ(データ形式等は別紙 32～46)(発注媒体は別紙 71 参照)
- ⑦ マドプロ案件に係る発注用電子データ(データ形式等は別紙 49～53)(発注媒体は別紙 71 参照)
- ⑧ 代表審査室コード一覧(CD-RW)(別紙 37～39)
- ⑨ データの作成要領(電子データ)(例は別紙 68)
- ⑩ 商標審査基準(特許庁ホームページに掲載のものを利用)
- ⑪ 商標審査便覧(特許庁ホームページに掲載のものを利用)
- ⑫ 標章の図形要素の細分化ウィーン分類表(J-Patat に掲載のものを利用)
- ⑬ 種苗法による登録品種名に関する資料(電子データ)(別紙 2-1)
- ⑭ その他、庁担当者が事業実施上必要と認めたもの

(2) 庁からの貸与物を第三者に開示または庁が許可した業務以外の目的に使用しないこと。

(3) 庁からの貸与物を紛失・破損した場合は、速やかに特許庁担当者に連絡するとともに、請負事業者の責任において復元の処置を図ること。

(4) 貸与物は事業終了後速やかに庁へ返却すること。

9. 進捗管理

(1) 請負事業者は、本事業の進捗を管理するための管理簿を、サブデータ、国内案件、マドプロ案件とに分け作成し、保管すること。

(2) 管理簿へは、発注日ごとの作業順に、案件番号(サブデータ番号、出願番号、庁内整理番号、国際登録番号)、納入物作成日、庁への納入日、校閲者名等の事項を記入すること。

(3) 庁担当者からの進捗に関する情報の提供の求めに従い、情報を提供すること。

10. 庁との連絡体制等

(1) 請負事業者は、庁の連絡窓口となる者を配置し、庁担当者からの問い合わせや連絡があった場合には速やかに対応すること。

(2) 請負事業者は、実施体制や納入日等を変更する場合、事前に庁担当者へ説明するとともに庁担当者の了承を得ること。

- (3) 請負事業者は、本事業の実施にあたり、不明な点等がある場合は、庁担当者に相談・協議のうえ実施すること。

11. 提出物

請負事業者は、12. の納入物とともに、以下の成果物を提出する。

- (1) サブデータ種別内訳シート(別紙 29、紙) 納入 1 回につき 1 部
- (2) サブデータ件数一覧(別紙 30、紙) 納入 1 回につき 1 部
- (3) 付与願番一覧表(別紙 31, 66, 67、紙) 種別ごとに 1 部
- (4) 解析シート(別紙 9～13、紙) 案件ごとに 1 部
- (5) プリント願書(別紙 36(1)参考 2) 案件ごとに 1 部
- (6) 商標解析シート(国内用)(別紙 64) 案件ごとに 1 部
- (7) プリント通報(別紙 63) 案件ごとに 1 部
- (8) 商標解析シート(マドプロ用)(別紙 65) 案件ごとに 1 部
- (9) サブデータ用解析シート(紙)(別紙 5-1) 案件ごとに 1 部

※いずれも紙媒体を提出。

12. 納入

(1) 納入物

請負事業者は、以下の成果物を納入する。

納入用電子データ DVD-R 一式

(別紙 14～28, 40～48, 54～62※DVD-Rには、内容を明示した表示をすること。)

(2) 納入期限

納入期限は以下のとおりとし、最終納入期限は令和7年3月31日とする。ただし、年末・年始やゴールデンウィーク等その他やむを得ないと庁が認める場合はこの限りではない。なお、初回納入については庁担当者と協議のうえ決定する。また、特許庁は、以下の期間が確保されるよう発注する。

- ① サブデータについては発注から2月以内
- ② 国内案件については発注から4週間以内
- ③ マドプロ案件については発注から3週間以内
- ④ 種苗法による登録品種に係る標章審査資料(サブデータ)の解析及びデータ作成は発注から1月以内

なお、納入物に不備があった場合は、庁担当者から請負事業者に再作成を依頼するので、指示から1週間以内に請負事業者の責任において不備を解消した納入物を再納入すること。

(3) 納入場所

特許庁審査業務部商標課

ただし、特許庁担当者から別途納入場所について指示があった場合は、その指示に従うこと。

特許庁本庁舎(東京都千代田区霞が関 3 丁目 4 番 3 号)

(特許庁庁舎における留意点)

駐車場内は高さ制限があるので注意すること(2. 8m以下、2. 2m以下の場所有)。

当庁係官及び警備員の指示に従うこと。

建物等に損害を与えた場合は、弁償すること。

駐車場内における事故・盗難等に関しては、当庁は一切責任を負わない。

駐車場の利用時間は、原則8:00～18:00までとする。

13. 各種経費等の取扱い

- ① 人件費、通信運搬費、コンピュータ機器等の費用や借料など、本事業に要する全ての費用を見積金額に含めること。
- ② 支払いに当たり、請負事業者は、12. (1)に示す納入物や業務の完了を確認できる書類等を庁に提出すること。なお、適正な業務がなされていない場合には、庁は請負事業者に対し、再度業務を行うよう指示するとともに、業務の改善策の作成・提出を求めるものとする。業務の適正かつ確実な実施が確認できない限り支払いは行わない。
- ③ 支払いは、「固定費」、「契約単価×納入件数」に分けて支出するものとする。
- ④ なお、「固定費」は、コンピュータ機器等の費用、借料、備品等、納入件数の増減に関わりなく発生する費用である。
- ⑤ 「固定費」は、業務開始から契約終了までの1年分について、12 ヶ月で除した月額分を月額固定料金として分割して支払を行う。「契約単価」は、上記のとおり納入件数 1 件当たりの費用である。

14. その他の留意事項

(1) 守秘義務

- ① 請負事業者は、本事業の作業実施中はもとより、本事業終了後においても、本事業における業務上の機密情報及び個人情報を、第三者に開示又は漏えいしないこと。
また、そのために必要な措置を講ずること。
- ② 本事業における業務上の機密情報及び個人情報は、本事業の目的の範囲内でのみ使用することとし、他の目的に使用してはならない。
- ③ 本事業における業務上の機密情報及び個人情報を紛失又は漏えいした場合には、その旨について書面をもって速やかに特許庁に報告し、請負事業者は責任を持って回復処置を講ずること。
- ④ その他の詳細については、特許庁担当者の指示に従うものとする。

(2) 情報管理体制について

1. 情報管理体制

①請負事業者は本事業で知り得た情報を適切に管理するため、次の履行体制を確保し、発注者に対し「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面(情報管理体制図)」及び「情報取扱者名簿」(氏名、個人住所、生年月日、所属部署、役職等が記載されたもの)を契約前に提出し、担当課室の同意を得ること。(住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当課室から求められた

場合は速やかに提出すること。)なお、情報取扱者名簿は、委託業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を掲載すること。

(確保すべき履行体制)

契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した一切の情報が、経済産業省が保護を要しないと確認するまでは、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

②本事業で知り得た一切の情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏えいしてはならないものとする。ただし、担当課室の承認を得た場合は、この限りではない。

③①の情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面又は情報取扱者名簿に変更がある場合は、予め担当課室へ届出を行い、同意を得なければならない。

2. 履行完了後の情報の取扱い

国から提供した資料又は国が指定した資料の取扱い(返却・削除等)については、担当職員の指示に従うこと。

(3) 著作権の帰属等

- ① 納入物及び提出物(以下、「納入物等」とする。)の作成に係る著作権(著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む。以下同じ。)は、すべて特許庁に帰属するものとし、請負先は当該著作権を特許庁に無償で譲渡する。
- ② 著作権の帰属の時期は、特許庁が納入物等を検査したうえで、納入物等の引渡しを受けた日とする。
- ③ 請負事業者が業務の一部を第三者に委託している場合、第三者が作成した成果物に関する著作権は、特許庁に帰属する。
- ④ 請負事業者及び請負事業者が業務の一部を委託している場合の第三者は、特許庁の行為について、著作者人格権を行使しない。
- ⑤ その他の詳細については、特許庁担当者の指示に従うものとする。
- ⑥ 納入物等は、特許庁が実施する他の調査事業において活用する場合があることを許容すること。

(4) 情報セキュリティに関する事項

業務情報を取り扱う場合又は業務情報を取り扱う情報システムやウェブサイトの構築・運用等を行う場合、別添1「情報セキュリティに関する事項」を遵守し、情報セキュリティ対策を実施すること。

(5) 実施にあたっての留意事項

- ① 本事業で作成した納入物等の著作権は提示と同時に庁に移転するものとする。
- ② 請負事業者は、庁の行為について著作者人格権を行使しないこと。
- ③ 調査に使用した調査文献等の情報に関する著作権は、請負事業者で調整すること。
- ④ 本事業の実施により、請負事業者の機器類等がコンピュータウイルス等による被害を

受けたとしても、特許庁にその責任を追及することはできない。

⑤ 不明な点は、庁担当者に確認の上実施すること。

15. 課室情報セキュリティ責任者

特許庁審査業務部商標課長

根岸 克弘

16. 情報セキュリティ担当者

特許庁審査業務部商標課総括班長

佐藤 浩昭

17. 担当者

特許庁審査業務部商標課審査支援管理班長

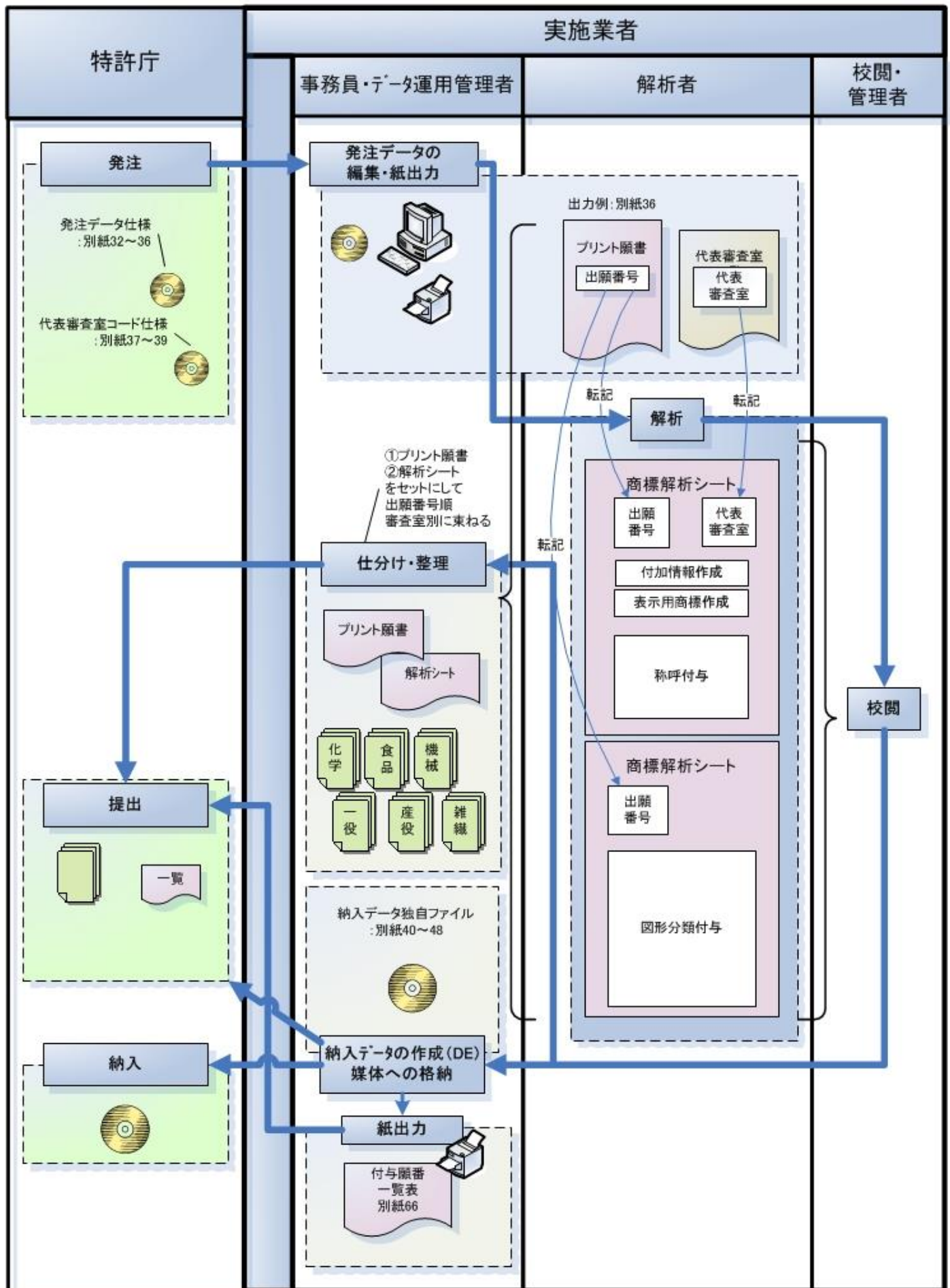
二上 澄恵

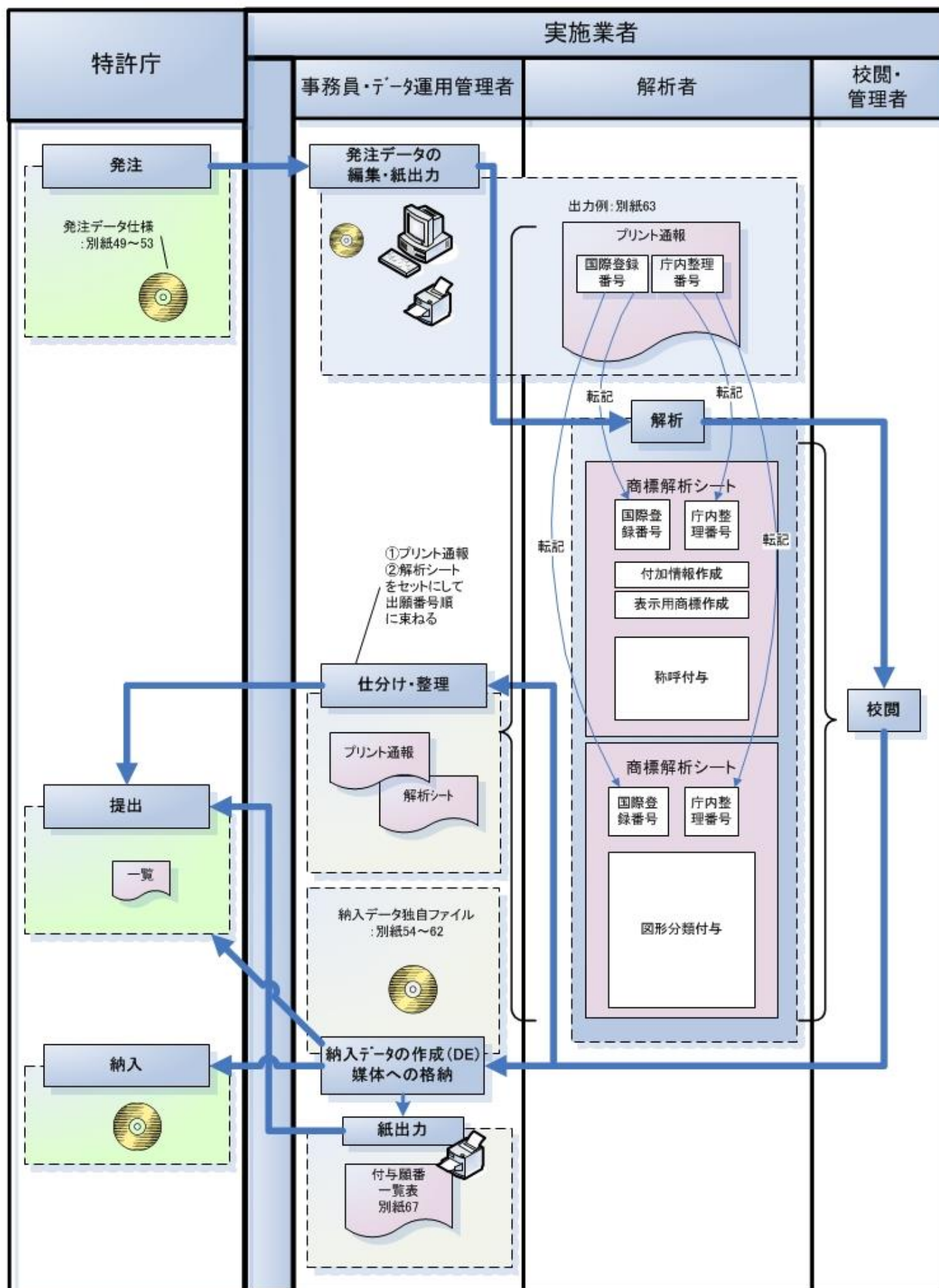
※上記15. ～17. については、人事異動等により当該職員の変更があった場合には、新たに当該官職に就いた職員とする。

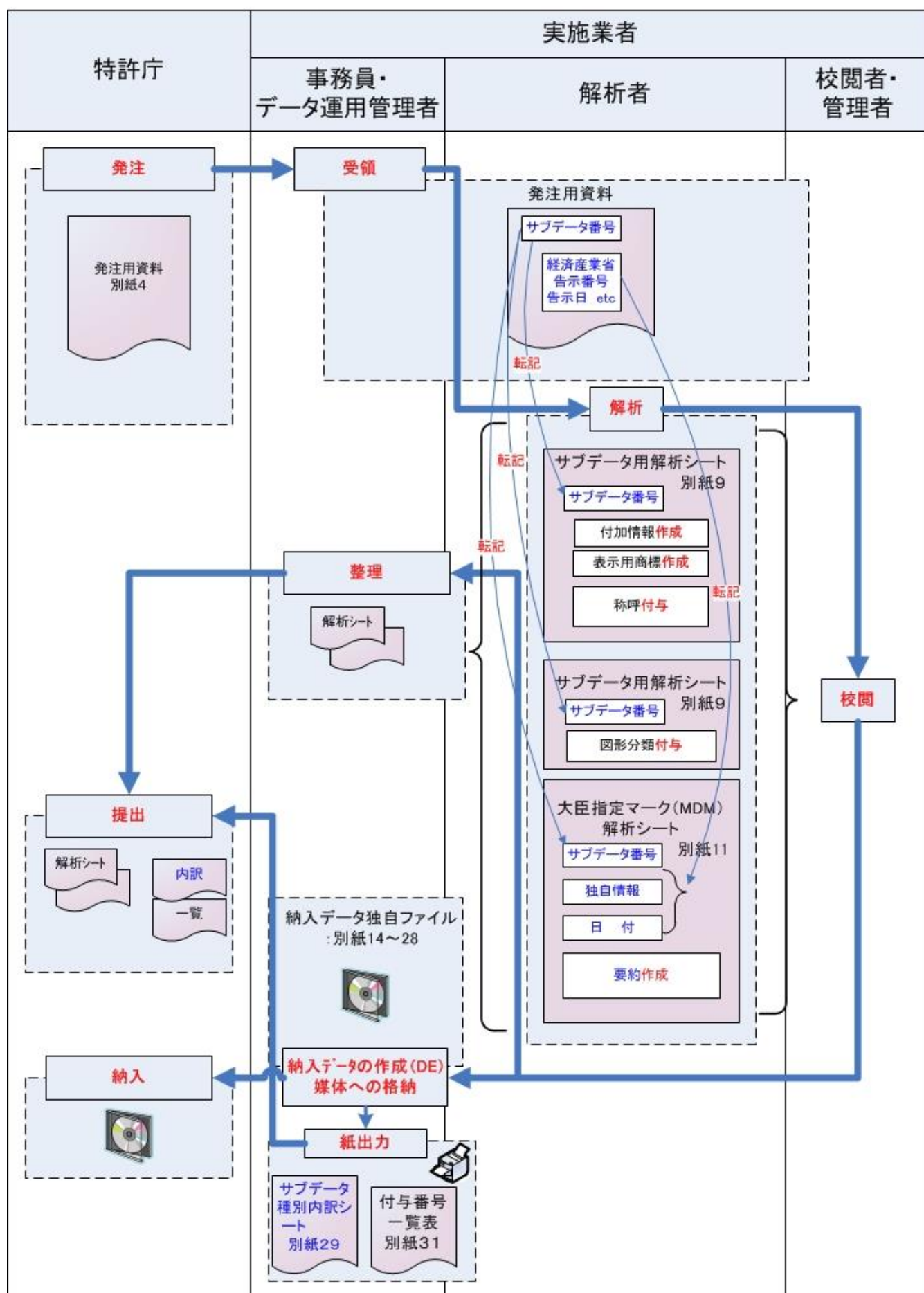
標章審査資料・商標見本の解析及びデータ作成 発注仕様書別紙、別添一覧	
別紙 1	標章審査資料・商標見本の解析及びデータ作成作業概要モデルフロー
別紙 2	発注用資料（CHO）
別紙 3	発注用資料（原産地名称）
別紙 4	発注用資料（大臣指定マーク）
別紙 5	発注用資料（顕著性に関する商標〔審判決〕）
別紙 6	発注用資料（顕著性に関する商標〔審判決以外〕）
別紙 7	発注用資料（著名性に関する商標〔審判決〕）
別紙 8	発注用資料（著名性に関する商標〔審判決以外〕）
別紙 9	サブデータ用解析シート
別紙 10	原産地名称（WTO）解析シート
別紙 11	大臣指定マーク（MDM）解析シート
別紙 12	顕著性に関する標章（KEN）解析シート
別紙 13	著名性に関する標章（CHO）解析シート
別紙 14	サブデータ案件受発注媒体等
別紙 15	独自データ納入格納ディレクトリ構成
別紙 16	独自データ納入ファイル（表示用商標）／レコード仕様
別紙 17	独自データ納入ファイル（表示用商標）／レコード仕様〔項目編集条件〕
別紙 18	独自データ納入ファイル（称呼）／レコード仕様
別紙 19	独自データ納入ファイル（称呼）／レコード仕様〔項目編集条件〕
別紙 20	独自データ納入ファイル（ウィーン分類図形ターム）／レコード仕様
別紙 21	独自データ納入ファイル（ウィーン分類図形ターム）／レコード仕様〔項目編集条件〕
別紙 22	独自データ納入ファイル（付加情報）／レコード仕様
別紙 23	独自データ納入ファイル（付加情報）／レコード仕様〔項目編集条件〕
別紙 24	独自データ納入ファイル（要約・理由・説明等）／レコード仕様
別紙 25	独自データ納入ファイル（要約・理由・説明等）／レコード仕様〔項目編集条件〕
別紙 26	独自データ納入ファイル（サブデータ独自項目）／レコード仕様
別紙 27	独自データ納入ファイル（サブデータ独自項目）／レコード仕様〔項目編集条件〕
別紙 28	サブデータ独自項目欄設定値一覧
別紙 29	サブデータ種別内訳シートレイアウト例
別紙 30	サブデータ件数一覧
別紙 31	付与番号一覧表レイアウト例
別紙 32	<国内>商標解析 受発注媒体等
別紙 33	国内解析発注データ格納ディレクトリ構成
別紙 34	<国内>発注番号一覧ファイル／レコード仕様
別紙 35	<国内>発注番号一覧ファイル／レコード仕様〔項目編集条件〕
別紙 36	<国内>マスタ願書データ関連資料集
別紙 37	代表審査室コード発注データ格納ディレクトリ構成

別紙３８	＜国内＞代表審査室コード一覧ファイル／レコード仕様
別紙３９	＜国内＞代表審査室コード一覧ファイル／レコード仕様〔項目編集条件〕
別紙４０	独自データ納入格納ディレクトリ構成（国内解析）
別紙４１	＜国内＞独自データ納入ファイル（表示用商標）／レコード仕様
別紙４２	＜国内＞独自データ納入ファイル（表示用商標）／レコード仕様〔項目編集条件〕
別紙４３	＜国内＞独自データ納入ファイル（称呼）／レコード仕様
別紙４４	＜国内＞独自データ納入ファイル（称呼）／レコード仕様〔項目編集条件〕
別紙４５	＜国内＞独自データ納入ファイル（ウィーン分類図形ターム）／レコード仕様
別紙４６	＜国内＞独自データ納入ファイル（ウィーン分類図形ターム）／レコード仕様〔項目編集条件〕
別紙４７	＜国内＞独自データ納入ファイル（付加情報）／レコード仕様
別紙４８	＜国内＞独自データ納入ファイル（付加情報）／レコード仕様〔項目編集条件〕
別紙４９	＜マドプロ＞商標解析 受発注媒体等
別紙５０	＜マドプロ＞案件データ関連資料集表紙
別紙５１	TARファイルのファイル構成例
別紙５２	解析用データタグ一覧、解析用データ データサンプル
別紙５３	書誌データタグ一覧
別紙５４	独自データ納入格納ディレクトリ構成（マドプロ解析）
別紙５５	＜マドプロ＞独自データ納入ファイル（表示用商標）／レコード仕様
別紙５６	＜マドプロ＞独自データ納入ファイル（表示用商標）／レコード仕様〔項目編集条件〕
別紙５７	＜マドプロ＞独自データ納入ファイル（称呼）／レコード仕様
別紙５８	＜マドプロ＞独自データ納入ファイル（称呼）／レコード仕様〔項目編集条件〕
別紙５９	＜マドプロ＞独自データ納入ファイル（ウィーン分類図形ターム）／レコード仕様
別紙６０	＜マドプロ＞独自データ納入ファイル（ウィーン分類図形ターム）／レコード仕様〔項目編集条件〕
別紙６１	＜マドプロ＞独自データ納入ファイル（付加情報）／レコード仕様
別紙６２	＜マドプロ＞独自データ納入ファイル（付加情報）／レコード仕様〔項目編集条件〕
別紙６３	通報データの印刷例（プリント通報）
別紙６４	商標解析シート（国内用）
別紙６５	商標解析シート（マドプロ用）
別紙６６	国内案件付与願番一覧表レイアウト例
別紙６７	マドプロ案件付与願番一覧表レイアウト例
別紙６８	データの作成要領
別紙６９	標章の図形要素の細分化ウィーン分類表（ウィーン分類第５版準拠 第２版）（一部抜粋）
別紙７０	商標色彩検索コード付与マニュアル
別紙７１	受発注媒体一覧
別紙７２	音付与マニュアル

別紙 7-3	店舗の外観内装検索コード付与マニュアル
別紙 7-4	発注・納品・ロット回数参考
別紙 1-1	種苗法による品種登録に係る標章審査資料（サブデータ）の解析及びデータ作成作業概要モデルフロー
別紙 2-1	発注用資料例（種苗法による登録品種名）
別紙 3-1	品種登録ホームページ内の品種登録公表のページ
別紙 4-1	品種登録公表ページ内の品種登録ごとの情報例
別紙 5-1	サブデータ用解析シート レイアウト例
別紙 6-1	サブデータ解析納入媒体等
別紙 7-1	独自データ納入格納ディレクトリ構成（サブデータ解析）
別紙 8-1	独自データ納入ファイル（表示用商標）／レコード仕様
別紙 9-1	独自データ納入ファイル（表示用商標）／レコード仕様 [項目編集条件]
別紙 10-1	独自データ納入ファイル（称呼）／レコード仕様
別紙 11-1	独自データ納入ファイル（称呼）／レコード仕様 [項目編集条件]
別紙 12-1	独自データ納入ファイル（要約・理由・説明等）／レコード仕様
別紙 13-1	独自データ納入ファイル（要約・理由・説明等）／レコード仕様 [項目編集条件]
別紙 14-1	独自データ納入ファイル（サブデータ独自項目）／レコード仕様
別紙 15-1	独自データ納入ファイル（サブデータ独自項目）／レコード仕様 [項目編集条件]
別添 1	情報セキュリティに関すること







別紙 2

発注用資料例【CHOデータ（世界遺産）】

- ・ サブデータ番号：CHO-600939～600983（45件）
- ・ 適用条文：4-1-7
- ・ 表示用商標：リストの表示用商標（和文）、表示用商標（英文）を参照し、「データの作成要領」に基づいて、以下の例のように作成。なお、表示用商標（和文）と表示用商標（英文）には『\』を用いて、世界遺産の名称中メインとなる建築物や遺跡名を抜き出してある。

【例：CHO-600943 の表示用商標】

レナ川の石柱自然公園\石柱自然公園\Lena Pillars Natur Park\Pillars Natur Park

- ・ 称呼：作成した表示用商標について、「データの作成要領」に基づいて解析。
- ・ 要約：以下のとおり
（社）日本ユネスコ協会連盟HP（<http://www.unesco.or.jp/isan/>）より、国名：（国名を参照）、〇〇遺産（遺産種別を参照）、登録年及び拡張年：（追加年を参照）

追加年	サブデータ番号	世界遺産の名称(和文)	世界遺産の名称(英文)	国名	遺産種別	参考情報
2012	CHO 600939	ウニアンガ湖沼群	Lakes of Ounianga	チャド共和国	自然遺産	チャド北東部のサハラ砂漠にある19の湖の総称(ユネスコHP(英語)より)
2012	CHO 600940	サンガ川流域の3カ国保護地域	Sangha Trinational	カメルーン共和国／中央アフリカ共和国／コンゴ共和国	自然遺産	サンガ川が流れるコンゴ、カメルーン、中央アフリカの3カ国にまたがる国際的な自然景観保護地域(ユネスコHP(英語)より)
2012	CHO 600941	澄江の化石産地	Chengjiang Fossil Site	中華人民共和国	自然遺産	雲南省にある澄江(チェンジャン)化石出土地域(ユネスコHP(英語)より)
2012	CHO 600942	西ガーツ山脈	Western Ghats	インド	自然遺産	
2012	CHO 600943	レナ川の石柱自然公園\石柱自然公園	Lena Pillars Nature Park\Pillars Nature Park	ロシア	自然遺産	ロシア北東部のサハ共和国のレンスクというレナ川流域の都市にある石柱自然公園。(Wikipediaより) 「レナ石柱自然公園」と記載するHPが多い。

表示用商標:「原産地名称」欄に記載の商標から作成

適用条文:商標法第4条第1項第17号

国際登録番号:「登録番号」に記載の番号を入力

公布(指定)日:2010年〇月〇日

製品及び産地名・説明等:「製品」、「産地」欄に記載の情報を以下の要領に従って入力

製品／産地(国名)

《例》 ぶどう酒／次の村の行政区画:ツィナンダリ、キシスケウヰ、コンドリ、クウヰモ、コホダシェニ、アクラ(グルジア)

サブデータ		登録番号	原産地名称	原産地名称 (仮訳)	製 品	産 地
種別	番号					
WTO	597	855	TSINANDALI	ツィナンダリ	ぶどう酒	次の村の行政区画:ツィナンダリ、キシスケウヰ、コンドリ、クウヰモ、コホダシェニ、アクラ(グルジア)
WTO	598	856	TELIANI	テリアニ	ぶどう酒	北東側－アラザニ川、南西側－ツィナンダリ村、南東側－コホダシェニ・ラウヰーン、北西側－ナーサムクラーリ・ラウヰーン(グルジア)
WTO	599	857	NAPAREULI	ナパレウリ	ぶどう酒	テラウヰ地区ナパレウリ村及びサニオレ村の行政区画(グルジア)
WTO	600	858	MUKUZANI	ムクザニ	ぶどう酒	グルジャーニ地区のムクザニ村及びウヰリスツィケー村の行政区画(グルジア)
WTO	601	859	AKHASHENI	アハシェニ	ぶどう酒	グルジャーニ地区のアハシェニ村の行政区画(グルジア)
WTO	602	860	GURJAANI	グルジャーニ	ぶどう酒	グルジャーニ市及びグルジャーニ地区のグルジャーニ村、チュムラキ村、チャンダーリ村、ウヰジニ村の行政区画(グルジア)

MDM データ発注用資料例

サブデータ番号	MDM-14705
標章	OMSA
適用条文	商標法第 4 条第 1 項第 3 号
標章の種類・説明	●●事務局の標章【仮訳】パリ条約第 6 条の 3 の規定により保護される旨のW I P O 国際事務局からの通報に 応じて（通報日：令和 4 年 9 月 3 0 日）、商標法第 4 条 第 1 項第 3 号に基づく告示により経済産業大臣指定予定

審決例

【管理番号】第●●●●●号

【総通号数】第●●●号

(190)【発行国】日本国特許庁(JP)

【公報種別】商標審決公報

【発行日】平成21年5月29日(2009.5.29)

【種別】拒絶査定不服の審決

【審判番号】不服2006-12860(T2006-12860/J1)

【審判請求日】平成18年5月25日(2006.5.25)

【確定日】平成21年3月10日(2009.3.10)

【審決分類】

T18 . 13 -Z (Y2930)

【請求人】

【氏名又は名称】株式会社●●

【住所又は居所】・・・略・・・

【代理人】

【弁理士】

【氏名又は名称】●●

【事件の表示】

商願2004-7●181拒絶査定不服審判事件について、次のとおり審決する。

【結 論】

本件審判の請求は、成り立たない。

【理 由】

1 本願商標

本願商標は、「高野古道」の文字を横書きしてなり、第29類、第30類、第31類及び第43類に属する願書に記載のとおりの商品及び役務を指定商品又は指定役務として、平成16年8月10日に登録出願され、その後、指定商品又は指定役務については、同18年5月25日付けの手續補正書により補正された結果、第29類「こんにゃく、油揚げ、凍り豆腐、豆乳、豆腐、納豆、加工野菜及び加工果実、肉製品、加工水産物、乳製品、食肉、卵、食用魚介類(生きているものを除く。)、冷凍野菜、冷凍果実、加工卵、カレー・シチュー又はスープのもと、ふりかけ、なめ物、食用たんぱく、食用油脂、豆」及び第30類「菓子及びパン、茶、コーヒー及びココア、調味料、氷、コーヒー豆、穀物の加工品、ぎょうざ、サンドイッチ、しゅうまい、すし、肉まんじゅう、ハンバーガー、ピザ、べんとう、酒かす、米、脱穀済みのえん麦、脱穀済の大麦、食用粉類、食用グルテン、食品香料(精油のものを除く。)、家庭用食肉軟化剤」となったものである。

2 原査定の拒絶の理由

原査定は、以下の拒絶の理由がある旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

(1) 本願商標は、大阪・京都から真言宗総本山の高野山金剛峰寺に通じる参詣路を指称する道の一つと認識される「高野古道」の文字を書してなるところ、紀伊山地の霊場とその参詣道が、平成16年にユネスコ指定の世界遺産リストに登録され、この近辺が観光地として脚光をあびている昨今の状況からすると、本願商標をその指定商品に使用しても、これに接する取引者、需要者は、「高野古道において生産、販売された商品あるいは提供された役務」であるという、単に商品の品質、販売地あるいは役務の提供の場所を表示したものと理解するにとどまり、自他商品の識別標識として機能し得ないものと認める。したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第3号に該当する。

(2) 本願商標は、大阪・京都から真言宗総本山の高野山金剛峰寺に通じる参詣路を指称する道の一つと認識される「高野古道」の文字を書してなるものであるから、このような本願商標を一個人である出願人が自己の商標として採択・使用することは穏当でない。したがって、本願商標は、商標法第4条第1項第7号に該当する。

3 当審の判断

本願商標は、「高野古道」の文字を書してなるところ、その構成中の「高野」の文字は「高野山（和歌山県北東部にある、千メートル前後の山に囲まれた真言宗の霊地。）の略。」を意味する語であり、「古道」の文字は「古代の交通路。もとの道路。旧道。」を意味する語（いずれも「広辞苑第五版」：株式会社岩波書店）であって、それぞれ一般に親しまれ広く知れ渡っているものであるから、両語を結合した「高野古道」の文字からは、「高野山へ通じる古代の交通路」程の意味合いを容易に理解させるものである。

そして、高野山へ通じる古代の交通路については、「高野古道」の文字が普通に使用されているところである。

さらに、紀伊山地の霊場とその参詣道は、平成16年にユネスコ指定の世界遺産リストに登録され、特に、高野山へ通じる「高野山町石道」は古道としてよく知られているところである。

そして、この世界遺産については、修験道の拠点である「吉野・大峯」、熊野信仰の中心地である「熊野三山」、真言密教の根本道場である「高野山」の三霊場及び、それらを結ぶ「参詣道」から構成されるかなり広範な地域が世界遺産の観光地として脚光をあびているところである。

そうとすれば、「高野古道」の文字からは、高野山（金剛峰寺）へ通じる参詣路として理解されるものであって、「高野山へ通じる古道」の意味合いを容易に看取させるものであるというのが相当である。

以上のことは、例えば、以下のインターネットホームページ情報及び新聞記事により、

その一端をうかがい知ることができるところである。

<インターネットホームページ情報>

(1)「中華料理 二軒目飯店」(<http://www.katuragi.or.jp/nikenme/>) のホームページにおいて、「大和街道」の項目のもと、「奈良市から紀ノ川に沿って行く和歌山市との間の道は古くから大和街道と呼ばれています。・・・かつらぎ町周辺から高野山に登る高野古道にもお越しく下さいね。紀州には、心・身体を癒す巡礼、聖地への道、熊野古道と高野古道があるのです。」との記載がある。

(2)「玉川峡（玉川峡（紀伊丹生川）を守る会会報）第70号2007年9月10日」(<http://www5a.biglobe.ne.jp/~kiinyu/dam2/kaihou80.pdf>) のホームページにおいて、「高野町長との懇談会 報告書（要旨）」の項目のもと、「<懇談会の趣旨と経過>・・・内容は、要望書に沿って1.玉川峡の保全と整備、2.高野古道の整備、3.玉川峡の水質浄化などがテーマであり、はじめての会合でもあるので、・・・< 懇談会内容要旨>・・・当会が持参した資料（高野古道の地図、玉川48石の地図、『玉川由来記』、昭和初期の玉川自動車のパンフレット、水質とゴミ問題など）の説明のあと、三つのテーマに基づいて懇談が行なわれた。・・・テーマ 2. 高野古道の整備について・・・これらの整備については大きな関心を示された。古道は各自治体の境界を横断していることもあり、道標を作る場合は、1市2町の教育委員会が協力して統一的なものを設置されるよう求めた。・・・」との記載がある。

(3)「Welcome to My Outdoor Club」／「東高野街道その3」(<http://www4.kcn.ne.jp/~ktmr/kiisanichi-higashikoya/higashikoya50121a.htm>) のホームページにおいて、「長坂道（椎出～神谷）を歩く」の項目のもと、写真の説明として「長坂大師像が祀られている手前に『右 高野古道』の標識がありましたが、神谷方面とはずれる？と考え直進しました。崩れた小谷を二つ三つ越え、寸断された踏み跡定かでない道を進むと、住居跡？や道標『椎出三千メートル・・・ 高野山六千メートル・・・』に出合った。・・・」との記載がある。

(4)「折々の小さな旅 | 21 | 和歌山県高野山／世界遺産高野山」(<http://www.mitsubishi-fuso.com/jp/prfuso/2007/0709/travel/index.html>) のホームページにおいて、「祈りの道を歩きながら1200年の信仰の歴史を辿る」の項目のもと、「・・・昭和の初期、まだ車の道路が整備される前まで、参詣者の多くは高野古道のひとつである町石道を歩いて登っていた。・・・町石道は、高野古道とよばれ、開山以来、高野山をめざす参詣者が歩いてきた巡礼の道だ。」との記載がある。

(5)「折々の小さな旅 | 22 | 和歌山県有田川町／有田市／湯浅町／有田川流域」(<http://www.mitsubishi-fuso.com/jp/prfuso/2007/0710/travel/index.html>) のホームページにおいて、「明恵上人の生まれた町は有田蜜柑のふるさと醤油発祥の地だった」の項目のもと、「有田市箕島から湯浅町は、世界遺産の『熊野古道』と高野山に通じる『高野古道』の分岐点が市域にあることにより、多くの史跡や歴史的文化財が残り、『紀州の敦煌』とも

よばれている。」との記載がある。

(6) 「 z a s s i . n e t 」 / 「 サ ラ イ 」
(http://www.zassi.net/mag_index.php?id=191&issue=7962) のホームページにおいて、「目次」の項目のもと、「巡礼者が行き交う高野古道を辿る」との記載がある。

(7) 「 和 歌 山 県 世 界 遺 産 セ ン タ ー 」
(<http://www.sekaiisan-wakayama.jp/sisan/mokuroku.htm>) のホームページにおいて、「登録資産目録／5. 構成資産の内容」の項目のもと、『紀伊山地の霊場と参詣道』は、修験道の拠点である『吉野・大峯』、熊野信仰の中心地である『熊野三山』、真言密教の根本道場である『高野山』の三霊場及び、それらを結ぶ『参詣道』から構成される。」「登録資産目録、参詣道、熊野参詣道、遺跡・景観、10C 前半以前、熊野三山への参詣者が数多く通行した道」との記載がある。(8) 「和歌山県世界遺産センター」(<http://www.sekaiisan-wakayama.jp/sisan/isimiti.htm>) のホームページにおいて、「高野山町石道 (こうやさんちょういしみち)」の項目のもと、「金剛峯寺への参詣道には複数の経路がある。江戸時代までもっとよく使われたのが高野山町石道で、山上の伽藍を起点とし山下の慈尊院に至る・・・参詣道である。」との記載がある。

<新聞記事>

(1) 1998 年 10 月 11 日付け 朝日新聞 大阪地方版／和歌山 0 頁には、「テクタ 1500 人、高野古道 曼荼羅ウオーク／和歌山」の見出しのもと、「橋本市から高野山へ向かう『高野古道』(約十三キロ)を歩く初の『曼荼羅(まんだら)ウオーク～高野古道を訪(い)く』(朝日新聞社、朝日放送後援)が十日、開かれた。県内外から約千五百人が参加。・・・『伊都・橋本産業創造センター』が、『南紀熊野』に対し『北紀高野』、『熊野古道』に対し『高野古道』として売り出そうと企画した。」との記載がある。

(2) 1999 年 9 月 16 日付け 朝日新聞 大阪地方版／和歌山 29 頁には、「雨の北紀高野、500 人が歩く 茶がゆ接待も／和歌山」の見出しのもと、「北紀高野を歩く『高野古道を訪(い)くーマンダラウオーク』(南紀熊野体験博エール事業実行委員会主催、朝日新聞社、朝日放送など後援)が十五日、JR 和歌山線高野口駅(高野口町)を出発点に催された。この日は、台風 16 号の影響で朝からあいにくの雨。大阪府河内長野市など県外を含む約五百人が参加したが、・・・」との記載がある。

(3) 2001 年 10 月 24 日付け 朝日新聞 大阪地方版／和歌山 25 頁には、「玉川古道含め世界遺産の申請を 紀伊丹生川ダムを考える会／和歌山」の見出しのもと、「・・・市民団体『紀伊丹生川ダム建設を考える会』(・・・さんら 4 人)は 23 日、県世界遺産登録推進室を訪れ、県が 04 年をメドに登録作業を進めている高野・熊野地域の世界遺産への申請に、玉川峠を通る高野古道の一つである玉川古道などを加えることを求める要望書を手渡した。同会によると、高野山北東にある玉川古道は丹生川沿いの狭い斜面に石を積んで造った幅約 2 メートルの道。南北朝時代に同道の存在を示す文献や金剛峯寺へ豆腐の原料となる豆を牛を使って運んだという言い伝えなどが残っているという。」との記載があ

る。

(4) 2004年2月21日付け 産経新聞大阪夕刊 11頁には、「幻の『終着駅は奥の院』 高野山への鉄道、別ルートあった」の見出しのもと、「この鉄道の事業主体は高野登山鉄道で、・・・添えられた敷設計画地図には、鉄道ルートが朱色で、高野古道の『黒河道』などの街道が黒太線で、それぞれ書き込まれていた。」との記載がある。

(5) 2006年3月22日付け 朝日新聞大阪地方版／和歌山 30頁には、「参加6市民団体、活動内容を披露 まちづくり推進モデル事業／和歌山県」の見出しのもと、「県公募の『手づくりのまちづくり推進モデル事業』に参加した六つの市民団体が21日、和歌山市手平2丁目の和歌山ビッグ愛で、活動内容を披露した。・・・各団体は、高野古道の地図作製や、太陽エネルギーを使ったライトの設置、歴史資料の目録発行など、活動の内容をスライドなどを使って説明。」との記載がある。

以上の事実を総合勘案すると、「高野古道」は、高野山へ通じる参詣道としての古道を認識させるものであって、世界遺産の観光地として知られる「紀伊山地の霊場とその参詣道」における観光場所の名称と認められるものであるから、本願商標からは「高野山へ通じる古道」という意味合いを認識させるものである。

そして、観光場所の名称である「高野古道」の文字よりなる本願商標は、高野古道に沿った一定の地域を特定するものとして理解され得るものであるから、一種の地理的な表示といえるものであって場所を表すものというのが相当である。

また、地理的な表示は、取引において何人も使用を欲するものであり、特定人に独占を認めるのは妥当でないというべきである。

そして、本願の指定商品は、菓子や食品類をその商品としているところ、観光地においては、名所、旧跡等の名称や観光場所に由来する地域名等の地理的な名称を付した土産物としての菓子や食品といった商品が多数販売されている実情にあることがよく知られているところである。

そうとすれば、本願商標をその指定商品に使用しても、これに接する取引者、需要者は、該商品が「高野古道に係る場所において製造、販売されるもの」であること、すなわち、商品の産地、販売地を表示したものと認識するにとどまるものであって、自他商品の識別標識としては認識しないものというべきである。

してみれば、本願商標は、本願の指定商品の産地、販売地を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標であって、商標法第3条第1項第3号に該当するものである。

なお、請求人は、過去の登録例を挙げて、本願商標も同様に登録されるべきである旨主張しているが、それらは本件と判断時期を異にする事案である上に、そもそも登録出願された商標が商標法第3条第1項第3号に該当するものであるかどうかの判断は、当該商標の構成態様と指定商品に基づいて、その時々状況等をも踏まえて個別具体的に判断されるべきものであって、判断時期を異にする他の登録例の存在によって、上記判断が左右されるものではなく、本件については、上記のとおり判断するのが相当であるから、この点

についての請求人の主張は採用することができない。

したがって、本願商標が商標法第3条第1項第3号に該当するとして本願を拒絶した原
査定は、妥当であって、取り消すことはできない。

よって、結論のとおり審決する。

【審理終結日】平成20年12月24日（2008. 12. 24）

【結審通知日】平成21年1月9日（2009. 1. 9）

【審決日】平成21年1月20日（2009. 1. 20）

【審判長】 【特許庁審判官】 ●●

【特許庁審判官】 ●●

【特許庁審判官】 ●●

（210）【出願番号】商願2004-7●181（T2004-7●181）

（220）【出願日】平成16年8月10日（2004. 8. 10）

（561）【商標の称呼】コーヤコード、タカノコード、コード

【最終処分】不成立

【前審関与審査官】 ●●

KEN データ（審判決以外）発注用資料例

- ・ サブデータ番号：KEN -550001～550060（60件）
- ・ 適用条文：3－1－3
- ・ 表示用商標：別添資料（書籍「現代ピストル図鑑 最新版」のコピー）の銃器の名称（英文・和文）を参照し、「データの作成要領」に基づいて、以下の例のように作成。なお、英文と和文の区切りには『\』を用いる。

【例：KEN -550001 の表示用商標】

BERSA MODEL THANDER 9\ベルサ・モデル・サンダー 9

- ・ 称呼：作成した表示用商標について、「データの作成要領」に基づいて解析。
- ・ 要約・理由・説明等：以下のとおり
要約（別添資料の下線部を参照）／国名：（別添資料の国名欄を参照）／現代ピストル図鑑 最新版 雑貨審査室

【例：KEN -550001 の要約・理由・説明等】

モデル・サンダー9ピストルは、9×19mm弾薬を使用するハンマー露出式のダブル・アクション撃発機構を組み込んだ大型ピストルだ。ロッキング機構は、ティルト・バレル方式。手動セフティとスライド・ストップは左右両面から操作できる。／アルゼンチン／ 現代ピストル図鑑 最新版 雑貨審査室

判決例

【管理番号】第●●●号

【総通号数】第●●●号

(190) 【発行国】日本国特許庁 (JP)

【公報種別】判決公報

【発行日】平成22年3月26日 (2010. 3. 26)

【種別】審決取消訴訟判決 (商標)

【出訴番号】平成21年 (行ケ) 第10●11号

【判決言渡日】平成21年12月1日 (2009. 12. 1)

【口頭弁論終結日】平成21年11月17日 (2009. 11. 17)

【当事者1】

【呼称】原告

【氏名又は名称】●●●

【住所又は居所】●●●

【代理人弁護士】●●●

【当事者2】

【呼称】被告

【氏名又は名称】株式会社●●●

【住所又は居所】東京都墨田区亀沢4丁目17番17号

【主文】

1 特許庁が無効2008-8●0112号事件について平成21年3月25日にした審決を取り消す。

2 訴訟費用は被告の負担とする。

【事実及び理由】

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

1 本件は、被告が有する下記商標登録 (本件商標) の指定商品第9類・第14類・第16類・第20類について、原告が、商標法4条1項19号 (不正目的使用) に違反するとして商標登録無効審判請求をしたところ、特許庁が請求不成立の審決をしたことから、その取消しを求めた事案である。

2 争点は、▲1▼下記の米国商標1及び2 (以下、併せて「本件各米国商標」という。) は、本件商標登録出願時及び査定時に、外国たるアメリカ合衆国の需要者の間に広く認識されていたか、及び▲2▼被告は本件商標の使用につき不正の目的を有していたか (商標法4条1項19号)、である。

記

(1) 本件商標 (登録第4967769号)

・商標

ANTHROPOLOGIE

アンソロポロジー

・指定商品

第3類，第9類，第14類，第16類，第20類，第21類，第26類
第28類，第34類

（各類毎の指定商品の具体的内容は別添審決書記載のとおり。）

・出願日 平成17年11月2日

・査定日 平成18年6月13日

・登録日 平成18年7月7日

（2）本件各米国商標

ア 登録第1814261号（以下「本件米国商標1」という。）

・商標

ANTHROPOLOGIE

・使用開始日 1992年（平成4年）10月31日

・流通開始日 1992年（平成4年）11月2日

・出願日 1993年（平成5年）4月15日

・登録日 1993年（平成5年）12月28日

・使用目的 42類（米国分類：101類） 百貨店の小売業務

・商標権者 ●●●

イ 登録第2588172号（以下「本件米国商標2」という。）

・商標

ANTHROPOLOGIE

・使用開始日 1989年（平成元年）4月30日

・流通開始日 1989年（平成元年）10月30日

・出願日 2001年（平成13年）7月3日

・登録日 2002年（平成14年）7月2日

・使用目的

18類（米国分類：1類，2類，3類，22類及び41類）

ハンドバッグ，多目的キャリー・バッグ，トート・バッグ，旅行用バッグ，ショルダー
バッグ，クラッチ・パース，多目的運動用バッグ，バックパック，財布，コインケース
及び空の状態で販売される化粧用バッグ

25類（米国分類：22類及び39類）

女性用被服，すなわちトップス，ブラウス，シャツ，セーター，ブレザー，ジャケット，ベスト，スカート，ジーンズ，ショートパンツ，ジャンプスーツ，カプリパンツ，キュロット，スコート，ドレス，スーツ，コート，フード付ジャケット，ウィンドブレーカー，スキー・ジャケット，寝間着，ソックス，靴下，水着，レオタード，タイツ，帽子及び靴

・商標権者 ●●●●

第3 当事者の主張

1 請求原因

(1) 特許庁における手続の経緯

被告は，平成17年11月2日に出願され平成18年6月13日に登録査定を受けて平成18年7月7日に登録第4967769号として設定登録された本件商標の商標権者であるところ，原告は，平成20年11月11日，本件商標登録のうち第9類・第14類・第16類・第20類について商標法（以下「法」という。）4条1項19号（不正目的使用）違反を理由として商標登録無効審判請求をした。

特許庁は，上記請求を無効2008-8●0112号事件として審理した上，平成21年3月25日請求不成立の審決をし，その謄本は同年4月8日原告に送達された。

(2) 審決の内容

審決の内容は，別添審決写しのとおりである。その理由の要点は，本件各米国商標は日本又は外国において需要者の間に広く認識されている商標と認めることはできないし，仮にそうであるとしても，被告が不正な目的をもって本件商標を使用するものと認めることもできないから，本件商標登録は法4条1項19号に該当するということはできない，というものである。

(3) 審決の取消事由

しかしながら，本件商標が法4条1項19号に該当しないとした審決は，以下に述べるとおり誤りであるから，違法として取り消されるべきである。

ア 取消事由1（本件各米国商標が「外国における需用者の間に広く認識されている商標」に該当するかについての判断の誤り）

（ア）審決は，本件各米国商標に関し，「・・・新聞広告及び雑誌記事に関するものは，わずか2件であるから，これらの証拠によっては，本件商標（判決注：本件各米国商標のこと）が，直ちに『日本国内又は外国における需要者の間に広く認識されている商標』ということとはできないものである。」（9頁37行～10頁1行）とし，甲第6号証～10号証のカタログの抜粋について，「・・・実際にどのようなカタログ（実物）をどの時期にどの程度作成し，どうやって頒布したのかも不明である。」（10頁7行～8行）とした。

しかし，原告が周知性を立証するための証拠として新聞広告及び雑誌記事を各1件ずつとカタログ例5件の抜粋を提出したのは，審判官の負担も考慮した上での合理的取捨選択の結果である。すなわち，新聞・雑誌記事等も電子データで管理・保管されるようになった現在，関連資料を提出しようとするれば夥しい数になりうるところ，それらを取

捨選択することなく提出して数量で圧倒するというような質の低い立証活動を行うことを避け、真に証拠力のあるものを厳選し、迅速・適正な審理の実現に寄与したいと考えたためである。

(イ) 審決は「・・・新聞広告及び雑誌記事に関するものは、わずか2件であるから・・・」(9頁37行～38行)と数量のみに着目した認定をした。

しかし、甲第4号証は、日本においても著名な新聞「ザ・ニューヨーク・タイムズ」において本件各米国商標を使用した商品の宣伝・広告活動が行われたことを示す証拠であり、甲第5号証は、日本版も発行され多くの日本人の間で知られているビジネス誌「フォーブス」に掲載された本件各米国商標を使用したブランド及びその経営者の特集記事である。そして、その記事の中で本件各米国商標である「ANTHROPOLOGIE」の名称が10回以上登場しているだけでなく、その内容は、以下のとおり(甲5、翻訳文による)、上記ブランドの米国内における著名性を強く裏付けるものである。

・「・・・同業種の既存店売り上げは、夏の間横這いであった。これに対し、ヘインズ氏は、7月31日までの四半期において、68のアーバンの店舗で27%、58のアンソロポロジー(30～45歳の女性をターゲットにしている)の店舗で25%の売上げアップを達成した。・・・過去12ヶ月に渡り、同社の1株当りの利益と売上げは、それぞれ102%、40%という急激な伸びを記録、本誌の小企業ベスト200のリスト中、27位という地位を獲得した。」(1頁)

・「・・・同社の2ブランドのトップ、アンソロポロジーのグレン・T・センク氏とアーバンのテッド・G・マーロー氏の担当であり・・・」(2頁)

・「ヘイン氏は、1990年代初頭までに、主要な顧客が歳を重ねているという、明かな、しかし極めて重要なことに気が付いた。女性達は、より多くの収入を得、結婚し、子供を持つようになっていた。彼女達の好みは変化していたのである。・・・こうして生まれたのが、学生時代を思わせるフォンデュ鍋やラーヴァ・ランプの替わりに、ファンキーなドアノブとエキゾチックな花柄の寝具類に溢れたアンソロポロジーである。」(2頁)

・「アンソロポロジーでは、デザイナーと販売担当者が、2、30人の女性を店に招いて『フィッティング・パーティ』を開き、近く発表する予定のデザインを試着してもらい、その外観や着心地についてフィードバックを受けている。」(2頁)

・「アンソロポロジーは、過去5年間に渡り、年間収益の伸び率が40%のヒットである。アーバンの売上げの44%を占めている。」(2頁)

・「アンソロポロジーの顧客達は、いずれこのブランドを卒業してゆく。ならばその次は？おそらく、子供が巣立った後の母親のための店ということになるだろう。・・・『私自身、アンソロポロジー世代のグループからどんどん離れているということに気付いています。』・・・」(3頁)

(ウ) また、審決は、甲第6号証～甲第10号証のカatalogの抜粋について、「・・・実際にどのようなカatalog(実物)をどの時期にどの程度作成し、どうやって頒布したのか不明・・・」(10頁7行目～8行)とした。

しかし、一企業が頒布する商品カタログの場合、新聞・雑誌等一般に販売される書籍類と異なり、その数量は第一次的には頒布者自らの陳述によらざるを得ない。甲第11号証は、原告の最高財務責任者であるジョン・イー・キーズが法律に則り知識、情報、及び信条並びに会社の記録に基づいて作成し、公証人による公証を受けた宣誓陳述書であるところ、米国は嘘をつくことに対し極めて非寛容な社会であり、偽証罪は宣誓を行って陳述、署名した場合だけでなく、確定申告書、知的財産権の出願書類等、偽証罪の制裁の下に内容の真正なものとして文書に署名した場合にも適用されることに照らせば、甲11号証の宣誓陳述書は十分な証拠力を有するものである。

そして、甲第11号証によれば、本件商標の出願時である平成17年11月の時点で「ANTHROPOLOGIE」を使用する店舗が全米で73店運営されていたこと、本件各米国商標を使用した商品を掲載したカタログが1998年（平成10年）から2005年（平成17年）1月31日までに約7800万部、その後の1年間でさらに約2400万部頒布されたこと、本件各米国商標を使用した商品が購入が可能なネット上の店舗も運営され、2004年（平成16年）9月1日から2005（平成17年）年10月31日までのユニーク・ビジット（訪問者を頁毎の重複カウントなしで算出した数）は約1364万件に達していたことを認めることができる。なお、審決はカタログの頒布について、「・・・どうやって頒布したのか不明・・・」（10頁8行）としたが、カタログは店舗に置かれ、顧客が自ら手にしたり、販売員が手渡し形で頒布されたり、場合によっては氏名・住所等の情報を登録している顧客に送付される形で頒布されるのが通常である。これは証明することを要しない経験則から明らかな事実、一般常識である。

（エ）さらに原告は、米国以外の様々な国と地域においても「ANTHROPOLOGIE」を商標登録して服飾・雑貨の宣伝・販売を行ってきており、インターネット上の店舗を通じ世界中の多数の国々に顧客を有している。

（オ）以上のとおり、本件登録商標の出願時である平成17年11月及び登録査定時である平成18年6月の時点において、本件各米国商標は女性用被服及びかばん類等について、少なくともアメリカ合衆国の需要者の間に広く認識されている商標であったというべきであり、これを否定した審決には誤りがある。

イ 取消事由2（本件商標が「不正の目的をもって使用するもの」に該当するかについての判断の誤り）

（ア）審決は、本件商標が「不正の目的」（法4条1項19号）をもって使用するものとは認められない理由として、「（1）その周知商標が造語よりなるものであるか、若しくは、構成上顕著な特徴を有するものであることを示す資料、（2）その周知商標の所有者が、我が国に進出する具体的計画（例えば、我が国への輸出、国内での販売等）を有している事実を示す資料、（3）その周知商標の所有者が近い将来、事業規模の拡大（例えば、新規事業、新たな地域での事業の実施等）を有している事実を示す資料、（4）出願人より、商標の買取り、代理店契約締結等の要求を受けている事実を示す資料、（5）出願人がその商標を使用した場合、その周知商標に化体した信用、名声、顧

客吸引力等を毀損させるおそれがあることを示す資料等、具体的な証拠となるものを何等提出していないものである。」(10頁20行～29行)ことを挙げた。

たしかに、特許庁における法4条1項19号該当性の審査基準においては同条項に該当する例として、(イ)外国で周知な他人の商標と同一又は類似の商標が我が国で登録されていないことを奇貨として、高額で買い取らせるために先取りの出願したもの、又は外国の権利者の国内参入を阻止し若しくは代理店契約締結を強制する目的で出願したもの、(ロ)日本国内で全国的に知られている商標と同一又は類似の商標について、出所の混同のおそれだけではなくても出所表示機能を稀釈化させたり、その名声等を毀損させる目的をもって出願したものが挙げられ、審決が提出すべき証拠資料として例示したものは上記各目的を立証する資料として記載されている。しかし、法4条1項19号に該当する事例には上記(イ)(ロ)以外にも、内外の周知商標と同一又は類似の商標を信義則に反するような不正の目的で出願する様々な場合があり得るのであり、条文上「不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をいう。」とされているところの「その他の不正の目的」には、取引上の信義則に反するような目的を広く含むものと解される。そのような信義則違反の例として、行為者が将来における外国の権利者の国内参入を阻止するという消極的意図しか有しておらず、高額で買い取らせようとしたり代理店契約締結を強制しようとする等、積極的な行為に出ることがなかった場合、あるいはそのような行為に出ることを企図してはいたが正当な権利者によって先に法的手段に訴えられ機会を逸してしまった場合、その他、悪しき意図が必ずしも客観的外部的事情として表れない様々な非典型事例が想定される。そのような場合において、上記のような客観的資料を欠くが故に「不正の目的」が認められないとすれば、正当な権利者の犠牲の下に不正登録者が保護されるという不当な結果を招くこととなり、法の趣旨を没却することになる。そして、「不正の目的」の要件は立証困難な内心の主観的意思に関わる要件であるから、問題となる商標自体についての一定の事情等から「不正の目的」については一応の推定が働くものとするのが相当であり、▲1▼一以上の外国において周知な商標又は日本国内で全国的に知られている商標と同一又は極めて類似するものであること、▲2▼その周知な商標が造語よりなるものであるか、若しくは構成上顕著な特徴を有するものであること、といった要件を満たす場合には「不正の目的」が推認されとすべきである(特許庁の審査基準にも同様の規定がある。)。

そして、「ANTHROPOLOGIE」は、元々「人類学」に対応する英語「Anthropology」を基本とするものであるところ、語尾を「gy」ではなく「gie」とした点に特徴を有する。このような綴りとなったのは、米国での商標出願の際に担当者が綴りを間違えたためであるが、それがかえってユニークであるとしてそのまま使用されるに至ったものである。外国語に対する苦手意識の根強い我が国において最も馴染みのある外国語は英語であり、仏語や独語に馴染みのある者は極めて少数であり、「Anthropology」が「人類学」を意味し、さらに仏語や独語ではこれを「Anthropologie」と綴るということを知っている者はごく僅かである。このような事情を考慮すれば、本件商標は「造語」とまではいえないとしても、少なくとも

「構成上顕著な特徴を有するもの」に該当する。このような事情の中、被告が登録したのは、英語の正しい綴りである「ANTHROPOLOGY」ではなく、大文字と小文字からなる「Anthropologie」でもなく、本件各米国商標と同一の「ANTHROPOLOGIE」である。したがって、本件商標は上記▲1▼▲2▼の要件を満たすものである。

(イ) また、被告は、主に米国の被服ブランドのカジュアルウェアの卸売り・販売事業を展開する中で、平成15年(2003年)1月、海外ブランドの発掘を目的として米国ニューヨーク州に事務所を設立し、平成19年(2007年)3月にはアメリカにおけるカジュアルウェアのテストマーケティングの目的で、ニューヨーク州にC r y m s o n U S A I N C. を設立しており、本件商標を出願した平成17年11月当時、被告は米国において服飾業界の調査活動等を行っていたところ、前記のとおり、原告は、そのころまでに、「ANTHROPOLOGIE」のブランド名でニューヨーク州で6店舗を経営し、米国全体では73の店舗を経営していた上、1998年(平成10年)からはオンラインで商品を購入できるウェブサイトも運営しており、何人もこれを閲覧できる状態になっていた。米国内で被服ブランドの調査活動を行っていた被告が、少なくとも米国内で周知であった本件各米国商標を知らないはずはなく、ひいては、本件各米国商標の使用目的と同じ服飾業界に属し、米国内で被服ブランドの調査を行う等の活動を行っていた者によって、大文字のみの表記とする点、誤った綴りの表記までが完全に一致する同一商標が偶然に採用されたとは到底考えられない。

(ウ) 被告は本件審決がなされた無効2008-8●0112号事件において何ら答弁を行わなかった上、平成21年1月5日、本件商標の抹消登録申請を行い、同年1月19日、本件商標は権利放棄により抹消された。このように被告は原告の無効審判請求を事実上認諾しており、これは「不正の目的」を推認させる事情である。

(エ) 審決は、「・・・本件商標登録出願は、第3類、第9類、第14類、第16類、第20類、第21類、第26類、第28類、及び第34類の9区分という多数の区分及び商品を指定商品として出願したものであり、請求人の使用する商品をごく一部に含んでいるとしても、これを遥かに超えた広い分野について商品を指定して出願しているものであるから、不正の目的をもって使用をするものと断ずることはできない。」(10頁38行～11頁4行)とした。

しかし、9区分という多数の区分及び商品を指定商品として出願したこと、各区分における指定商品も実際に使用する意図があるとは解されない物も含め夥しい数に上ることなど、必要以上に広い分野について商品を指定して出願しているものであるからこそ、原告の日本進出を阻止する等、公正な取引秩序に違反し信義則に違反する「不正の目的」が推認されるというべきである。

(オ) 以上の事情に鑑みれば、本件商標は被告が不正の目的をもって使用するものに該当するというべきであり、これを否定した審決には誤りがある。

2 請求原因に対する認否

請求原因(1)、(2)の各事実は認めるが、(3)は争う。

第4 当裁判所の判断

1 (1) 請求原因(1)(特許庁における手続の経緯), (2)(審決の内容)の各事実は, 当事者間に争いがない。

(2) 一方, 弁論の全趣旨によれば, 原告(請求人)からなされた本件商標登録無効審判請求(無効2008-8●0112号事件)につき, 商標権者たる被告(被請求人)は特許庁において何らの答弁も行わなかったことが認められる。

さらに, 本件訴訟記録によれば, 原告から本件訴訟が提起された後においても, 被告は平成21年9月11日付けで請求棄却を求める旨及び請求原因1・2・3(上記請求原因(1)(2)と同旨)は認めるがその余は争う旨の答弁書を提出したのみで, 平成21年10月13日の第1回口頭弁論期日に出頭せず, また上記事情を踏まえ当裁判所が被告に対し, 平成21年10月13日付けで別紙のとおりの内容の釈明を命じたにも拘わらず何らこれに応答せず, かつ平成21年11月17日の第2回口頭弁論期日にも出頭しなかったことが認められる。

2 法4条1項19号(不正目的使用)該当性の有無

(1) 本件各米国商標が「外国における需用者の間に広く認識されている商標」に該当するか(取消事由1)について

ア 証拠(甲2～12)及び弁論の全趣旨によれば, 以下の事実を認めることができる。

▲1▼原告は, アメリカ合衆国ペンシルバニア州に主たる営業所を有するペンシルバニア州籍の法人である(甲11, 弁論の全趣旨)。

▲2▼原告は, 1989年(平成元年)から「ANTHROPOLOGIE」の商標を女性用被服及びハンドバッグ等に使用している(甲11)。

▲3▼原告は, 1992年(平成4年)10月31日, 「ANTHROPOLOGIE」の商標を使用した店舗を米国で開店し, 2005年(平成17年)11月以前までに米国で73店舗を運営するようになり, さらに同月には3店舗を開店させ, 2008年(平成20年)8月8日の時点では米国で112店舗を運営している(甲11)。

▲4▼1998年(平成10年), 「ANTHROPOLOGIE」の商標を使用したカタログが初めて発行され, 2005年(平成17年)1月31日までに約7877万部が頒布され, 更に2006年(平成16年)1月31日までの間に約2438万部が頒布された(甲11)。

▲5▼原告が開設した「ANTHROPOLOGIE」の商標を使用したウェブサイトでは, 1998年(平成10年)12月から女性用被服及びハンドバッグ等の商品を購入することができるようになり, 2004年(平成16年)9月1日から2005年(平成17年)10月31日までの間のユニーク・ビジット(訪問者を頁ごとの重複カウントなしで算出した数)の数は約1364万件であった(甲11, 12)。

▲6▼原告は, 「ANTHROPOLOGIE」の商標を使用した商品の広告を米国の新聞「ザ・ニューヨーク・タイムズ」に掲載することによる宣伝活動も行っている(甲4)。

▲7▼2004年（平成16年）11月、米国の雑誌「F o r b e s」に原告のCEO（最高経営責任者）と「ANTHROPOLOGIE」を取り上げた記事が経営された（甲5）。

イ 上記事実、ことに本件各米国商標を使用した店舗の数、カタログ頒布部数、ウェブサイトの開設状況及びその利用状況等の事実関係によれば、本件商標の登録出願がなされた平成17年11月2日及び本件商標の登録査定がなされた平成18年6月13日の時点において、本件各米国商標は少なくとも米国において女性用被服及びハンドバッグ等の需用者の間に広く認識されていた商標であると認めることができる。よって、本件各米国商標を「他人の業務にかかる商品又は役務を表示するものとして日本国内又は外国における需用者の間に広く認識されている商標」には当たらないとした審決の判断は誤りである。

（2）本件商標が「不正の目的をもって使用するもの」に該当するか（取消事由2）について

ア 証拠（甲13、14、16、28）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実を認めることができる。

▲1▼被告は、昭和59年（1984年）1月26日に設立された衣料品の製造・販売等を目的とする株式会社であり、複数のカジュアルウェアのブランドを使用してカジュアルウェアの卸売り、販売及びブランドライセンス事業を行っている（甲13、弁論の全趣旨）。

▲2▼被告は、昭和59年1月に卸売業を開始し、同年8月には小売業に進出することを目的として都内に出店し、平成10年9月には卸売事業における季越品（シーズンを過ぎた商品）の販売を目的とするアウトレット店舗を都内に出店し、平成12年12月には商品の安定生産及び生産コスト削減を目的として中国江蘇省無錫市に設立された有限公司に合弁事業として出資した。被告は、平成15年1月には海外ブランドの発掘を目的として米国ニューヨーク市に事務所を設立し、平成19年3月には米国におけるカジュアルウェアのテストマーケティングを目的としてニューヨーク州に「C r y m s o n U S A I N C .」を設立した（甲13）。

▲3▼被告は、下記の商標の商標権者であった（甲14、27の1）。

・商標（登録第4330840号）（以下「別件商標」という。）

・・・略・・・

・指定商品

第18類

「皮革、かばん類、袋物、携帯用化粧道具入れ、かばん金具、がま口口金、傘、ステッキ、つえ、つえ金具、つえの柄、乗馬道具、愛玩動物用被服類」

第24類

「織物、メリヤス生地、フェルト及び不織布、オイルクロス、ゴム引防水布、ビニルクロス、ラバークロス、レザークロス、ろ過布、布製身の回り品、織物製テーブルナプキン、ふきん、かや、敷布、布団、布団カバー、布団側、まくらカバー、毛布、織物製いすカバー、織物製壁掛け、織物製ブラインド、カーテン、テーブル掛け、どん帳、シャワーカーテン、織物製トイレシートカバー、遺体覆い、経かたびら、黒白幕、紅白幕、布製ラベル、ビリヤードクロス、のぼり及び旗（紙製のものを除く。）」

第25類

「被服、ガーター、靴下止め、ズボンつり、バンド、ベルト、履物、仮装用衣服、運動用特殊衣服、運動用特殊靴」

- ・ 出願日 平成10年10月7日
- ・ 査定日 平成11年8月6日
- ・ 登録日 平成11年10月29日

▲4▼原告は、日本へ事業進出をするに当たり、日本においても「ANTHROPOLOGIE」を商標登録しようと考え調査を行ったところ、別件商標を発見し、平成18年3月12日、不使用を理由とする別件商標の取消審判を請求をした。特許庁は、上記請求を取消2006-30290号事件として審理した上、平成18年10月4日、別件商標の商標登録を取り消す旨の審決をし、同審決は平成18年11月15日確定した。（甲14、15、27の1・2、弁論の全趣旨）

▲5▼被告は、平成18年7月27日、第25類の「被服、ガーター、靴下止め、ズボンつり、バンド、ベルト、履物、仮装用被服、運動用特殊靴」を指定商品として、「ANTHROPOLOGIE」の商標登録を出願した（商願2006-070282号）（甲26）。

▲6▼原告は、平成18年10月20日、第18類及び第25類を指定商品として「ANTHROPOLOGIE」商標登録を出願したところ（商願2006-097885号）、本件商標及び前記▲5▼の商標登録出願（商願2006-070282号）に係る商標との関係で法4条1項11号に該当する旨の拒絶通知を受けた（甲16、弁論の全趣旨）。

▲7▼被告は、前記▲5▼の商標登録出願（商願2006-070282号）につき登録査定を受けたが、登録料を納付しなかったため、平成19年4月20日付で出願却下処分を受けた（甲26、弁論の全趣旨）。

▲8▼本件商標は、平成21年1月5日受付で権利放棄を理由に抹消登録申請がなされ、同年1月19日に抹消登録された（甲25）。

▲9▼「anthropology」は人類学を意味する英語であるところ、原告が米国で商標出願をする際に担当者が語尾の綴りの「gy」を「gie」と間違えたため「ANTHROPOLOGIE」が商標として登録されたが、原告においてはそれがかえってユニークであるとしてそのまま使用されるに至っている。なお、「anthropologie」は、仏語及び独語においては人類学を意味する言葉の正しい綴りである（弁論の全趣旨）。

イ 上記事実によれば、本件商標は、前記のとおり「ANTHROPOLOGIE」のアルファベットの大文字及び「アンソロポロジー」の片仮名文字を上下二段に横書きして成るものであるのに対し、本件各米国商標はアルファベットの大文字による「ANTHROPOLOGIE」の表記から成るものである。そして、両者はアルファベットの大文字による「ANTHROPOLOGIE」の表記及び「アンソロポロジー」の称呼を同じくするものであるから、本件商標は本件各米国商標と類似の商標と認めることができる。

そして、前記のとおり、原告は、1989年（平成元年）に「ANTHROPOLOGIE」の商標の使用を始め、1992年（平成4年）10月31日には「ANTHROPOLOGIE」の商標を使用した店舗を米国で開店していた上、1998年（平成10年）には「ANTHROPOLOGIE」の商標を使用したカタログを発行していたところ、被告は被服のブランドライセンス事業を行っており外国の服飾ブランドについても専門知識を有していたと推認されることからすれば、被告が別件商標を出願した平成10年10月7日の時点で本件各米国商標を知っていた可能性が認められる。まして、被告は平成15年1月には海外ブランドの発掘を目的として米国ニューヨーク市に事務所を設立していたのであるから、本件商標を出願した平成17年11月2日の時点で、当時米国において女性用被服及びハンドバッグ等の需用者の間に広く認識されていた本件各米国商標を知っていたと認めるのが相当である。

そして、前記1（2）で認定した被告の応訴態度その他本件において認められる上記各事情を総合すると、被告は、本件商標が米国における周知商標である本件各米国商標と類似することを知りながら、本件商標を自ら使用することによって不当な利益を得るため本件商標の登録出願をしたものと推認するのが相当であり、被告は本件商標を使用するにつき不正の目的を有していたというべきであるから、これと異なる審決の判断には誤りがある。

3 結語

以上によれば、本件商標登録につき法4条1項19号該当性を否定した審決の判断は誤りであり、その誤りは結論に影響を及ぼすものである。

よって、原告の請求は理由があるから認容して、主文のとおり判決する。

【所属】知的財産高等裁判所第2部

【裁判長】 【裁判官】 ●●●

【裁判官】 ●●●

・ 【裁判官】 ●●●

以下略

CHOデータ(審判決以外)発注用資料例

サブデータ番号：CHO-●●●●●

商標：



適用条文： 4－1－

要約・理由・説明等：

救急医療のシンボルマーク（名称は「スター・オブ・ライフ」）／放射状に伸びた6本の柱を有する青い図の中央に、杖に蛇が巻き付いている図（「アスクレピオスの杖」と称されている）を配したもの。元々、米国運輸省高速道路交通安全局（NHTSA）が、救急救命の能力や性能を証明するマークとして考案したもので、現在では、我が国を含めた世界各国で、救急医療のシンボルマークとして、救急救命士が着用する救急服や腕章、救急車両、ドクターヘリなどに付けられている。／参考記事：毎日新聞 2009.02.18 東京朝刊 14頁 家庭面

サブデータ用解析シート レイアウト例 別紙9 (1/2)

■ サブデータ番号

サブデータ種別 (WTO, MDM, KEN, CHO)

■ 付加情報

カラー公序良俗

△

特殊商標説明識別

△

特殊商標識別

△はスペース △はスペース

■ 表示用商標

■ 称 呼	
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	

サブデータ用解析シート レイアウト例

別紙9 (2/2)

■ サブデータ番号

サブデータ種別 (WTO, MDM, KEN, CHO)

■ 図 形 分 類

指	識	大	中	小	細	説 明 文

原産地名称(WTO)解析シート レイアウト例

■ サブデータ番号

WTO

種別 WTO

■ イメージキー
(出願番号)

△△△△△△△△△△

△はスペース

■ 法区分

△

■ 独自番号情報

独自番号
10桁 (例:0000000001)

独自番号枝番

独自番号種別
4 国際登録番号

4

△△△△

日付1
(公布日・指定日)

日付2
(データ入力日)

適用条文

4117

商標法第4条第1項第17号

■ 類コード

△△△△△△…(100文字)

類(01～45)を半角で設定する(最大100文字)

■ 要約・理由・説明等

大臣指定マーク(MDM)解析シート レイアウト例

■ サブデータ番号

MDM

種別 MDM

■ イメージキー

(出願番号)

△△△△△△△△△△

△はスペース

■ 法区分

△

■ 独自番号情報

独自番号種別

5

5 告示番号

独自番号

10桁 (例:0000000001)

独自番号枝番

左詰後ろスペース(例:11△△)

△△

日付1

(告示日)

日付2

(適用日)

適用条文

41○△

商標法第4条第1項第○号

■ 類コード

△△△△△△…(100文字)

類(01～45)を半角で設定する(最大100文字)

■ 要約・理由・説明等

顕著性に関する標章(KEN)解析シート レイアウト例

■サブデータ番号

KEN

種別 KEN

■イメージキー

(出願番号)

■法区分

法
区
分

W:平成24年1月1日以降
X:平成19年1月1日以降
Y:平成14年1月1日以降
Z:平成 9年4月1日以降
O:平成 4年4月1日以降
1:昭和35年4月1日以降

■独自番号情報

独自番号種別

独自番号
10桁 (例:0000000001)

独自番号枝番
左詰後ろスペース(例:11△△)

△△

1 出願番号 西暦4桁+号6桁 (例:1999000001)
2 審判番号 西暦4桁+号6桁、ただし号は有効下5桁(例:1999000000)

日付1

(出願日または審決日のいずれか)

日付2

(データ入力日)

適用条文

31○△

商標法第3条第1項第○号 △はスペース

■類コード

類(01~45)を半角で設定する(最大100文字)

■要約・理由・説明等

著名性に関する標章(CHO)解析シート レイアウト例

■ サブデータ番号

CHO

種別 CHO

■ イメージキー

(出願番号)

■ 法区分

法
区
分

W:平成24年1月1日以降

X:平成19年1月1日以降

Y:平成14年1月1日以降

Z:平成 9年4月1日以降

O:平成 4年4月1日以降

1:昭和35年4月1日以降

■ 独自番号情報

独自番号

10桁 (例:0000000001)

独自番号枝番

左詰後ろスペース(例:11△△)

独自番号種別

1 出願番号 西暦4桁+号6桁 (例:1999000001)

2 審判番号 西暦4桁+号6桁、ただし号は有効下5桁(例:1999000000)

3 登録番号 番号10桁、有効下7桁(例:0000000001)

日付1

(出願日、審決日、登録日のいずれか)

日付2

(データ入力日)

適用条文

31○△

商標法第3条第1項第○号 △はスペース

■ 類コード

類(01~45)を半角で設定する(最大100文字)

■ 要約・理由・説明等

--

別紙14 サブデータ解析 納品媒体等

・納入媒体形式

媒体	DVD-R	
媒体格納形式	tar形式 ※OpenSSLによりAES(鍵長:256)による暗号化。)	
格納データ最大総容量	4.7GB	
文字コード	SJIS	
格納ディレクトリ構成	独自データ納入格納ディレクトリ構成(サブデータ解析) 別紙15参照	
格納ファイル	・<サブデータ>独自データ納入ファイル	レコード仕様等は以下参照 ・<サブデータ>独自データ納入ファイル(表示用商標)／レコード仕様 (別紙16参照) ・<サブデータ>独自データ納入ファイル(表示用商標)／レコード仕様[項目編集条件](別紙17参照) ・<サブデータ>独自データ納入ファイル(称呼)／レコード仕様 (別紙18参照) ・<サブデータ>独自データ納入ファイル(称呼)／レコード仕様[項目編集条件](別紙19参照) ・<サブデータ>独自データ納入ファイル(ウィーン図形ターム)／レコード仕様 (別紙20参照) ・<サブデータ>独自データ納入ファイル(ウィーン図形ターム)／レコード仕様 [項目編集条件](別紙21参照) ・<サブデータ>独自データ納入ファイル(付加情報)／レコード仕様 (別紙22参照) ・<サブデータ>独自データ納入ファイル(付加情報)／レコード仕様 [項目編集条件](別紙23参照) ・<サブデータ>独自データ納入ファイル(要約・理由・説明等)／レコード仕様 (別紙24参照) ・<サブデータ>独自データ納入ファイル(要約・理由・説明等)／レコード仕様 [項目編集条件](別紙25参照) ・<サブデータ>独自データ納入ファイル(サブデータ独自項目)／レコード仕様 (別紙26参照) ・<サブデータ>独自データ納入ファイル(サブデータ独自項目)／レコード仕様 [項目編集条件](別紙27参照) ・サブデータ独自項目欄設定値一覧(別紙28参照) また、以下の条件を満たすこと。 ・サブデータ番号でソート(昇順)すること。

サブデータ解析 納入データ

別紙15 独自データ納入格納ディレクトリ構成(サブデータ解析)

本納入媒体はOpenSSLによりAES(鍵長:256)による暗号化が行われていることとする。共通鍵については、別途連絡を行うものとする。

納入媒体には以下1ファイルがtar形式により格納されていることとする。

subdata_kaiseki_nohin_xxxxxxxx.crypt

xxxxxxxx: 納入データ作成日

以下ファイル名を出力ファイルに指定を行い、共通鍵により復号を行う。

復号後ファイル名 例)

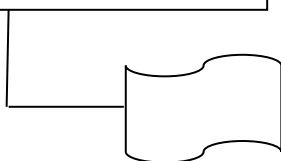
subdata_kaiseki_nohin_xxxxxxxx.tar

xxxxxxxx: 納入データ作成日

復号した上記ファイルは以下形式により、tarによりディレクトリ中に独自データ納入ファイルが格納されていることとする。

subdata_kaiseki_nohin_xxxxxxxx

xxxxxxxx: 納入データ作成日



独自データ納入ファイル

(ファイル名:s_kaiseki_nohin.csv)

項目編集条件表				独自データ納入ファイル(表示用商標)				別紙17	
N.C.(Not Change)・・・そのまま設定する。									
項番	項目名	属性	バイト数	N.C.	SPACE	編集内容	入力ファイル名	備考	
1	キー情報							SJIS半角コード であること。	
	解析データ種別	char	1			“3” (サブデータ案件の解析データ)を設定する。			
2	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。			
	サブデータ番号								
3	サブデータ種別	char	3			サブデータ種別を設定する。			
4	号	char	6			通番を設定する。			
5	予備	char	2		○	半角スペースを設定する。			
6	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。			
7	記事ID	char	8			’HYOJI△△△’(表示用商標)を設定する。 △は半角スペース。			
8	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。			
9	表示用商標	char	MAX 512			表示用商標を設定する。(全角)			
10	ENDマーク	char	1			改行コード(0x0a)を設定する。			

項目編集条件表						独自データ納入ファイル(称呼)		別紙19	
N.C.(Not Change)・・・そのまま設定する。									
項番	項目名	属性	バイト数	N.C.	SPACE	編集内容	入力ファイル名	備考	
1	キー情報							SJIS半角コード であること。	
	解析データ種別	char	1			“3”（サブデータ案件の解析データ）を設定する。			
2	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。			
	サブデータ番号								
3	サブデータ種別	char	3			サブデータ種別を設定する。			
4	号	char	6			通番を設定する。			
5	予備	char	2		○	半角スペースを設定する。			
6	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。			
7	記事ID	char	8			’SYOKO△△△’（称呼）を設定する。 △は半角スペース。			
8	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。			
9	称呼	char	MAX 3868			称呼を設定する。(全角) また各称呼間は全角カンマで区切る。			
10	ENDマーク	char	1			改行コード(0x0a)を設定する。			

別紙20

ファイル 名称	独自データ納入ファイル (ウィーン分類図形ターム)	ファイル I D		データ量	可変長 (663バイト/レコード*)	ファイル 媒体	D I S K	ファイル 形式	GSV形式
------------	------------------------------	-------------	--	------	-----------------------	------------	---------	------------	-------

《同一案件中の各記事！Dデータレコードに順序性なし》

相対バイト																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

ウィーン分類図形ターム																					
図形ターム（４０）																					
. . .																					
検索指定記号		区切り文字（カンマ）		識別記号		区切り文字（カンマ）		大分類		区切り文字（カンマ）		中分類		区切り文字（カンマ）		小分類		区切り文字（カンマ）		細分類	
c																					
MAX639（16×MAX40-1）																					

項目編集条件表				独自データ納入ファイル(ウィーン分類図形ターム)				別紙21	
N.C.(Not Change)・・・そのまま設定する。									
項番	項目名	属性	バイト数	N.C.	SPACE	編集内容	入力ファイル名	備考	
1	キー情報							SJIS半角コード であること。	
	解析データ種別	char	1			“3” (サブデータ案件の解析データ)を設定する。			
2	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。			
	サブデータ番号								
3	サブデータ種別	char	3			サブデータ種別を設定する。			
4	号	char	6			通番を設定する。			
5	予備	char	2		○	半角スペースを設定する。			
6	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。			
7	記事ID	char	8			’WZKITM△△’ (ウィーン分類図形ターム)を設定する。△は半角スペース。			
8	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。			
	ウィーン分類図形ターム	char	MAX 639			ウィーン分類図形タームを設定する。 最終の場合、半角カンマは設定しない。 (16×MAX40－1)			
9	検索指定記号	char	1			検索指定記号を設定する。 (’1’ (検索指定有り) またはスペース(検索指定無し))			
10	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。			
11	識別記号	char	1			識別記号を設定する。 (’1’ (’*’:principal section)、 ’2’ (’A’:auxiliary section)、 ’3’ (’J’:細分化分類(国内分類))、 スペース(識別なし(’*’と併せてmain section)))			

項目編集条件表						独自データ納入ファイル(ウィーン分類図形ターム)		別紙21	
N.C.(Not Change)・・・そのまま設定する。									
項番	項目名	属性	バイト数	N.C.	SPACE	編集内容	入力ファイル名	備考	
12	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。			
13	大分類	char	2			大分類を設定する。 (' 01' ~ ' 99')			
14	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。			
15	中分類	char	2			中分類を設定する。 (' 01' ~ ' 99')			
16	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。			
17	小分類	char	2			小分類を設定する。 (' 00' ~ ' 99')			
18	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。			
19	細分類	char	2			細分類を設定する。 (' 00' ~ ' 99')			
20	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。			
21	ENDマーク	char	1			改行コード(0x0a)を設定する。			

別紙22

ファイル 名称	独自データ納入ファイル (付加情報)	ファイル I D	データ量	固定長 (31バイト/レコード)	ファイル 媒体	D I S K	ファイル 形式	CSV形式
------------	-----------------------	-------------	------	---------------------	------------	---------	------------	-------

《同一案件中の各記事IDデータレコードに順序性なし》

[illegible]

項目編集条件表				独自データ納入ファイル(付加情報)				別紙23	
N.C.(Not Change)・・・そのまま設定する。									
項番	項目名	属性	バイト数	N.C.	SPACE	編集内容	入力ファイル名	備考	
1	キー情報							SJIS半角コード であること。	
	解析データ種別	char	1			“3”（サブデータ案件の解析データ）を設定する。			
2	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。			
	サブデータ番号								
3	サブデータ種別	char	3			サブデータ種別を設定する。			
4	号	char	6			通番を設定する。			
5	予備	char	2		○				
6	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。			
7	記事ID	char	8			’FUKA△△△△’（付加情報）を設定する。 △は半角スペース。			
8	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。			
	付加情報					解析データ種別が“3”の時、カラー、公序良俗フラグ、 特殊商標識別が実質的な設定対象。			
9	カラー	char	1			’0’または’1’を設定する。			
10	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。			
11	公序良俗フラグ	char	1			’0’または’1’を設定する。			
12	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。			
13	立体商標説明識別	char	1		○	半角スペースを設定する。			
14	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。			
15	特殊商標識別	char	1			“0”(初期値／特殊商標ではない)、“1”(立体)、 “2”(音)、“3”(動き)、“4”(ホログラム)、“5”(色彩 のみからなる)、“6”(位置)、“9”(その他)のいずれ かを設定する。			
16	ENDマーク	char	1			改行コード(0x0a)を設定する。			

別紙24

ファイル 名称	独自データ納入ファイル (要約・理由・説明等)	ファイル I D		データ量	可変長 (1024バイト/レコード)	ファイル 媒体	D I S K	ファイル 形式	CSV形式
------------	----------------------------	-------------	--	------	-----------------------	------------	---------	------------	-------

《同一案件中の各記事 I D データレコードに順序性なし》

[illegible]

項目編集条件表				独自データ納入ファイル(要約・理由・説明等)				別紙25	
N.C.(Not Change)・・・そのまま設定する。									
項番	項目名	属性	バイト数	N.C.	SPACE	編集内容	入力ファイル名	備考	
1	キー情報							SJIS半角コード であること。	
	解析データ種別	char	1			“3”（サブデータ案件の解析データ）を設定する。			
2	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。			
	サブデータ番号								
3	サブデータ種別	char	3			サブデータ種別を設定する。			
4	号	char	6			通番を設定する。			
5	予備	char	2		○	半角スペースを設定する。			
6	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。			
7	記事ID	char	8			’YOYAKU△△’（要約・理由・説明等）を設定する。 △は半角スペース。			
8	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。			
9	要約・理由・説明等	char	MAX 1000			要約・理由・説明等を設定する。(全角)			
10	ENDマーク	char	1			改行コード(0x0a)を設定する。			

別紙26

ファイル 名称	独自データ納入ファイル (サブデータ独自項目)	ファイル I D		データ量	可変長 (178バイト/レコード)	ファイル 媒体	D I S K	ファイル 形式	CSV形式
------------	----------------------------	-------------	--	------	----------------------	------------	---------	------------	-------

《同一案件中の各記事 I D データレコードに順序性なし》

[illegible][illegible]

項目編集条件表				独自データ納入ファイル(サブデータ独自項目)				別紙27	
N.C.(Not Change)・・・そのまま設定する。									
項番	項目名	属性	バイト数	N.C.	SPACE	編集内容	入力ファイル名	備考	
	キー情報							SJIS半角コード であること。	
	解析データ種別	char	1			“3”（サブデータ案件の解析データ）を設定する。			
	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。			
	サブデータ番号								
	サブデータ種別	char	3			サブデータ種別を設定する。			
	号	char	6			通番を設定する。			
	予備	char	2		○	半角スペースを設定する。			
	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。			
	記事ID	char	8			’SUBKHN△△’（サブデータ独自項目）を 設定する。△は半角スペース。			
	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。			
	イメージキー(出願番号)								
	西暦年	char	4			1925年～現在までの実在年を設定する。 設定する必要がある場合は“△△△△”を設定。 △は半角スペース。			
	号	char	6			’000001’～’999999’を設定する。 設定する必要がある場合は“△△△△△△”を設定。 △は半角スペース。			
	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。			
	法区分	char	1			法区分を設定する。 (半角英数字又は半角スペース)			
	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。			

項目編集条件表

独自データ納入ファイル(サブデータ独自項目)

別紙27

N.C.(Not Change)・・・そのまま設定する。

項番	項目名	属性	バイト数	N.C.	SPACE	編集内容	入力ファイル名	備考
	独自番号情報							
	独自番号種別	char	1			'1'～'7'または半角スペースを設定する。		
	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。		
	独自番号	char	10			独自番号または“△△△△△△△△△△”を設定する。△は半角スペース。		
	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。		
	独自番号枝番	char	4			左詰めの独自番号枝番または“△△△△”を設定する。△は半角スペース。		
	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。		
	日付1	char	8			日付1または“△△△△△△△△”を設定する。△は半角スペース。		
	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。		
	日付2	char	8			日付2または“△△△△△△△△”を設定する。△は半角スペース。		
	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。		
	適用条文	char	4			適用条文または“△△△△”を設定する。△は半角スペース。		
	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。		
	類コード	char	MAX 100			類を設定する。 (2×MAX50)		
	ENDマーク	char	1			改行コード(0x0a)を設定する。		

サブデータ解析 納入データ

別紙28

【サブデータ独自番号情報欄 設定値 補足資料】

サブデータ独自番号情報欄に設定する場合、以下のいずれかになる。

項番	番号の種類	番号種別	独自番号(形式)	独自番号枝番	日付1	日付2	適用サブデータ種別
1	出願番号	1	西暦年4桁＋号6桁 (例)1999000001	無し(スペース)	出願日	入力日	KEN, CHO
2	審判番号	2	西暦年4桁＋号6桁(ただし号は有効下6桁) (例)1999000001	無し(スペース)	審決日	入力日	
3	登録番号	3	番号10桁(有効下7桁) (例)0000000001	左詰後ろスペース (例)11△△	登録日	入力日	
4	国際登録番号	4	番号10桁 (例)0000000001	無し(スペース)	公布日・指定日	入力日	WTO
5	告示番号	5	番号10桁(有効下6桁) (例)0000000001	左詰後ろスペース (例)11△△	告示日	適用日	MDM
6	独自番号	6	番号10桁 (例)0000000001	番号4桁 (例)9999	任意	任意	上記以外

サブデータ種別内訳シート レイアウト例

種別	作業数	付加	表示	称呼	図形	独自	要約
WTO	3	3	3	3	3	3	3
MDM	0	0	0	0	0	0	0
KEN	0	0	0	0	0	0	0
CHO	0	0	0	0	0	0	0

サブデータ別件数一覧

令和 年 月 日

1. 原産地名称等データ
サブデータ番号範囲
WTO
△△△～△△△ (×××件)

文 字
結 合(文+図)
図 形
計

××× 件
0 件
0 件
××× 件

表示用商標	称呼付与数	図形分類付与数	要約作成
×××	×××	0	×××

2. 大臣指定マークデータ
サブデータ番号範囲
MDM
△△△～△△△ (××件)

文 字
結 合(文+図)
図 形
計

×× 件
× 件
× 件
×× 件

表示用商標	称呼付与数	図形分類付与数	要約作成
××	××	××	×

3. 顕著性に関する標章データ
サブデータ番号範囲
KEN
△△△～△△△ (×××件)

文 字
結 合(文+図)
図 形
計

××× 件
×× 件
× 件
××× 件

表示用商標	称呼付与数	図形分類付与数	要約作成
×××	×××	××	×××

4. 著名性に関する標章等データ
サブデータ番号範囲
CHO
△△△～△△△ (×××件)

文 字
結 合(文+図)
図 形
計

××× 件
××× 件
×× 件
××× 件

表示用商標	称呼付与数	図形分類付与数	要約作成
×××	×××	×××	×××

サブデータ解析	××× 件	文 字 結 合(文+図)	××× 件 ××× 件
図形分類付与	××× 件	図 形	××× 件
サブデータ要約 作成	××× 件	合 計 (要約作成計)	××× 件 ××× 件

(注) 表中「△」印には、サブデータ番号を記載する。
表中「×」印には、解析件数を記載する。

MDMデータ付与番号一覧表 レイアウト例

サブデータ番号	付加	表示	称呼	図形	独自	要約
MDM 000001	○	○	○	○	○	○
000002		○	○	○	○	○
000003	○	○	○	○	○	○
000004	○	○	○	○	○	○
000005	○	○	○	○	○	○
000006	○	○	○	○	○	○
000007	○	○	○	○	○	○
000008	○			○	○	○
000009		○	○	○	○	○
000010	○	○	○	○	○	○
000011		○	○	○	○	○
000012		○	○	○	○	○
000013	○	○	○		○	○
000014	○	○	○		○	○
000015	○	○	○	○	○	○
000016	○	○	○	○	○	○
000017	○	○	○	○	○	○
000018	○	○	○	○	○	○
000019	○	○	○	○	○	○
000020	○	○	○	○	○	○
000021	○	○	○	○	○	○
000022	○	○	○	○	○	○
000023	○	○	○	○	○	○
000024	○	○	○	○	○	○
000025	○	○	○	○	○	○
000026	○	○	○	○	○	○
000027	○	○	○	○	○	○
000028	○	○	○	○	○	○
000029	○	○	○	○	○	○
000030		○	○	○	○	○
			計		30	件

【 発 注 】

(1)

媒体	DVD-RW	
媒体格納形式	tar形式 (OpenSSLによりAES (鍵長:256)による暗号化。共通鍵により復号)	
媒体蓄積最大容量	4.7GB	
文字コード	SJIS	
格納ディレクトリ構成	国内解析発注データ格納ディレクトリ構成 (別紙33参照)	
格納ファイル 及び条件	(1)＜国内＞発注番号一覧ファイル	レコード仕様等は以下参照 ・＜国内＞発注番号一覧ファイル／レコード仕様 (別紙34参照) ・＜国内＞発注番号一覧ファイル／レコード仕様[項目編集条件] (別紙35参照)
	(2)＜国内＞マスタ願書データ	別紙36参照

(2)

媒体	CD-RW	
媒体格納形式	CSV形式 (CD-RW)	
媒体蓄積最大容量	700MB (CD-RW)	
文字コード	SJIS	
格納ディレクトリ構成	代表審査室コード発注データ格納ディレクトリ構成 (別紙37参照)	
格納ファイル 及び条件	＜国内＞代表審査室コードファイル	レコード仕様等は以下参照 ・＜国内＞代表審査室コード一覧ファイル／レコード仕様 (別紙38参照) ・＜国内＞代表審査室コード一覧ファイル／レコード仕様[項目編集条件] (別紙39参照)

媒体	DVD-R	
媒体格納形式	tar形式 ※OpenSSLによりAES(鍵長:256)による暗号化。	
媒体蓄積最大容量	4.7GB	原則、1回の納入は、DVD-R1枚によるものとする。 また、1枚に蓄積する最大容量は4.7GBまでとする。
文字コード	SJIS	
格納ディレクトリ構成	独自データ納入格納ディレクトリ構成(国内解析) 別紙40参照	
格納ファイル 及び条件	<国内>独自データ納入ファイル	レコード仕様等は以下参照 ・<国内>独自データ納入ファイル(表示用商標)/レコード仕様(別紙41参照) ・<国内>独自データ納入ファイル(表示用商標)/レコード仕様[項目編集条件](別紙42参照) ・<国内>独自データ納入ファイル(称呼)/レコード仕様 (別紙43参照) ・<国内>独自データ納入ファイル(称呼)/レコード仕様[項目編集条件](別紙44参照) ・<国内>独自データ納入ファイル(ウィーン図形ターム)/レコード仕様 (別紙45参照) ・<国内>独自データ納入ファイル(ウィーン図形ターム)/レコード仕様 [項目編集条件](別紙46参照) ・<国内>独自データ納入ファイル(付加情報)/レコード仕様(別紙47参照) ・<国内>独自データ納入ファイル(付加情報)/レコード仕様[項目編集条件](別紙48参照) また、以下を満たすこと。 ・出願番号でソート(昇順)すること。 ・同じ案件データの重複入力はしないこと。 ・DVD-Rのラベル名は、庁担当者が指定した記載を施すこと。

別紙33 国内解析発注データ格納ディレクトリ構成

本発注媒体はOpenSSLによりAES(鍵長:256)による暗号化を行っている。共通鍵については、別途連絡を行うものとする。
発注媒体には以下1ファイルがtar形式により格納されている。

kokunai_kaiseki_hatyu_xxxxxxxx.crypt

xxxxxxxx: 発注データ作成日

以下ファイル名を出力ファイルに指定を行い、共通鍵により復号を行う。

復号したファイル名 例)

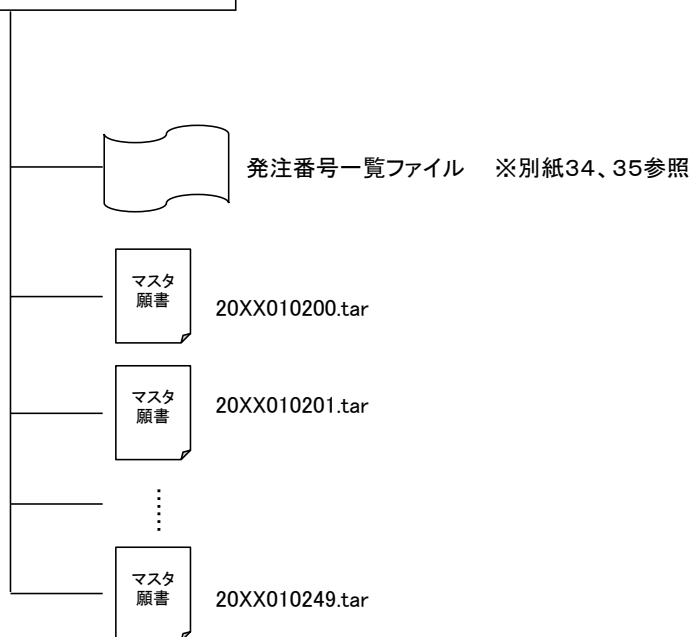
kokunai_kaiseki_hatyu_xxxxxxxx.tar

xxxxxxxx: 発注データ作成日

復号した上記ファイルは以下形式により、tarによりディレクトリ中に発注番号一覧ファイル、マスタ願書が格納されている。

kokunai_kaiseki_hatyu_xxxxxxxx

xxxxxxxx: 発注データ作成日(機械処理日)



■ <国内>発注番号一覧ファイル／レコード仕様

別紙34

ファイル 名称	発注番号一覧ファイル	ファイル I D		データ量	固定長 (26バイト/レコード)	ファイル 媒体	D I S K	CSV形式
------------	------------	-------------	--	------	---------------------	------------	---------	-------

[illegible]

■代表審査室コード■

1TA0	： 化学	1TB0	： 食品	1TC0	： 機械
1TK0	： 雑貨繊維	1TL0	： 産業役務	1TM0	： 一般役務

『 ＜国内＞マスタ願書データ 』 関連資料集

別紙36(1) ■マスタ願書内容のタグについて

1. DTD名と公開識別子
 2. 商標マスタ願書のタグ一覧
 3. タグの属性一覧
 4. その他
- 【参考1】庁内紙出力SGMLのタグ一覧
【参考2】例. 商標マスタ願書の印刷例(プリント願書)
【参考3】担当審査室一覧
【参考4】立体商標・音商標・動き商標・ホログラム商標・色彩のみ
からなる商標及び位置商標について

別紙36(2) ■ファイル名とDTDの対応表

別紙36(3) ■(商標)マスタ願書のタグと項目名の対応表

別紙36(4) ■商標マスタ願書のタグ編集基準見出し

別紙36(5) ■【参考1:補足】マスタ願書のタグ編集基準

別紙36(6) ■商標マスタ願書編集条件

■ マスタ願書内容のタグについて

1. DTD名と公開識別子
2. 商標マスタ願書のタグ一覧
3. タグの属性一覧
4. その他

【参考1】 庁内紙出力SGMLのタグ一覧

【参考2】 例. 商標マスタ願書の印刷例(プリント願書)

1. DTD名と公開識別子

項番	DTD名	公開文種別	公開識別子名	説明
	商標マスタ願書			
1	TM-MST-APP-DOC	DTD	JPO Trademark Master Application Document	商標マスタ願書
	共通定義			
2	COM-MST-DOC	DTD	JPO Common Elements Of Master And Current Document	マスタ願書、カレント実体共通要素
	紙出力			
3	PRINT-TM-MST-APP-DOC	DTD	JPO Print For Trademark Master Application Document	紙出力 商標マスタ願書

2. 商標マスタ願書のタグ一覧

以下、全てのタグに属性ERROR-CODEが設定されている

日本語標準名	タグの属性	タグ名 属性名	バイト 数	属性	繰返	備考
商標マスタ願書		TM-MST-APP-DOC	-	-	-	
書類識別		MASTER-A63 または MASTER-A639 または MASTER-A638 または MASTER-A632 または MASTER-A633 または MASTER-A634 または MASTER-A635または MASTER-A637	-	-	-	

書類識別配下のタグ一覧

以下、全てのタグに属性ERROR-CODEが設定されている

日本語標準名	タグの属性	タグ名 属性名	バイト 数	属性	繰返	備考
書類識別		MASTER-A63 MASTER-A639 または MASTER-A638 または MASTER-A632 または MASTER-A633 または MASTER-A634 または MASTER-A635 または MASTER-A637	-	-	-	
書類名		DOCUMENT-NAME	V	K	-	
整理番号		ARRANGEMENT-NUMBER	V	K	-	
特記事項		SPECIAL-MENTION-MATTER-ARTICLE	-	-	-	
条文		ARTICLE	V	K	○	
提出日		SUBMISSION-DATE	V	K	-	
出願番号		APPLICATION-NUMBER	V	K	-	
商標登録を受けようとする商標		TRADEMARK-ARTICLE	-	-	-	
イメージ	縦 横 ファイル名	IMAGE HEIGHT WIDTH FILE-NAME	-	-	○	
文字		CHARACTER	V	K	-	
標準文字		STANDARD-CHARACTER	-	-	-	
立体商標		THREE-DIMENSIONAL-TRADEMARK	-	-	-	
動き商標		MOTION-TRADEMARK	-	-	-	
ホログラム商標		HOLOGRAM-TRADEMARK	-	-	-	
色彩のみからなる商標		COLOR-TRADEMARK	-	-	-	
音商標		SOUND-TRADEMARK	-	-	-	
位置商標		POSITION-TRADEMARK	-	-	-	
その他の商標		OTHER-TRADEMARK	-	-	-	
商標の詳細な説明の記事		DETAIL-EXPLANATION-OF-THE-TM-ART	-	-	-	
商標の詳細な説明		DETAIL-EXPLANATION-OF-THE-T	V	K	-	
指定商品又は指定役務並びに区分		CLASS-OF-GOODS-AND-SERVICE-ART	-	-	-	
商品役務並びに区分		GOODS-AND-SERVICE-CLASS-GROUP	-	-	○	
類		CLASS	V	K	-	
商品役務		GOODS-AND-SERVICE	V	K	-	
原出願の表示		PARENT-APPLICATION-ARTICLE	-	-	-	
出願番号		APPLICATION-NUMBER	V	K	-	
出願日		FILING-DATE	V	K	-	
手続補正書提出日		AMENDMENT-SUBMISSION-DATE	V	K	-	
商標登録の登録番号		TRADEMARK-REGISTRATION-NUMBER	-	-	-	
申請者／代理人の記事		REQUESTER-AND-ATTORNEY-ARTICLE	-	-	-	
申請者／代理人		REQUASTER-AND-ATTORNEY-GROUP	-	-	○	
申請者		REQUESTER	-	-	-	
持分		SHARE	V	K	-	
代表出願人		REPRESENTATIVE-APPLICANT	-	-	-	
識別番号		IDENTIFICATION-NUMBER	18	K	-	
国籍		NATIONALITY	V	K	-	
住所又は居所情報		ADDRESS-GROUP	-	-	-	
住所又は居所		ADDRESS	V	K	-	
氏名又は名称情報		NAME-GROUP	-	-	-	
氏名又は名称		NAME	V	K	-	
代理人	代理人種別	ATTORNEY KIND-OF-ATTORNEY	-	-	-	
識別番号		IDENTIFICATION-NUMBER	18	K	-	
住所又は居所情報		ADDRESS-GROUP	-	-	-	
住所又は居所		ADDRESS	V	K	-	
氏名又は名称情報		NAME-GROUP	-	-	-	
氏名又は名称		NAME	V	K	-	
パリ条約による優先権等の主張		PARIS-PRIORITY-CLAIM-ARTICLE	-	-	-	
パリ優先権主張		PARIS-PRIORITY-GROUP	-	-	○	
国名		NATION	V	K	-	
出願日		FILING-DATE	V	K	-	
出願番号		APPLICATION-NUMBER	V	K	-	
持分率		SHARE-RATE	V	K	-	

3. タグの属性一覧

タグ名		属性名		設定される値		必須／任意	属性の意味
英語名	日本語標準名称	属性名	日本語標準名	英語名	日本語標準名		
ATTORNEY-GROUP	代理人	KIND-OF-ATTORNEY	代理人種別	REPRESENTATIVE SUB-REPRESENTATIVE LEGAL-REPRESENTATIVE DESIGNATED-REPRESENTATIVE	代理人 復代理人 法定代理人 指定代理人	必須	代理人の種別の識別
IMAGE	イメージ	HEIGHT	縦	縦の長さ(単位MM)		必須	紙出力時の縦の長さ
		WIDTH	横	横の長さ(単位MM)		必須	紙出力時の横の長さ
		FILE-NAME	ファイル名	イメージファイルの実体名		必須	SGML文書と外部実体のリンク情報
TITLE	タイトル	ORDER-OF-APPEARANCE	公報掲載順序番号	3桁の数字		任意	公報への掲載順
全てのタグ		ERROR-CODE	エラーコード	4桁の数字		任意	データエントリ時のエラーコード

4. その他

以下の文字は実体として宣言する

項番	文字	実体名
1	<	GT
2	>	LT
3	&	AMP
4	”	QUOT

【参考1】 紙出力SGMLのタグ一覧

紙出力(商標マスタ願書)のタグ一覧

日本語標準名	タグの属性	タグ名	バイト 数	属性	繰返	備考
		属性名				
紙出力(商標マスタ願書)		PRINT-TM-MST-APP-DOC	-	-	-	
ヘッダ情報		HEADER-INFORMATION	-	-	-	
段落		PARAGRAPH	V	K	○	注1参照
商標マスタ願書		TM-MST-APP-DOC	-	-	-	
フッタ情報		FOOTER-INFORMATION	-	-	-	
段落		PARAGRAPH	V	K	-	注1参照

注1)段落配下の文字修飾について

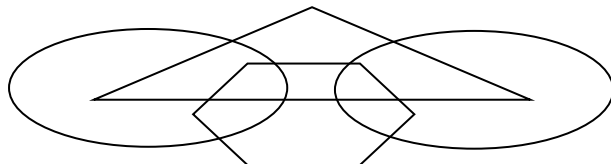
段落タグには以下の文字修飾タグを定義する

日本語標準名	タグの属性	タグ名	バイト 数	属性	繰返	備考
		属性名				
字上げ		SUP-SCRIPT	V	K	-	
字下げ		SUB-SCRIPT	V	K	-	
横倍角		BAIKAKU	V	K	-	
アンダライン		UNDER-LINE	V	K	-	

上記文字修飾は複合して設定可能。但し、同一文字に同一文字修飾を施すことは不可。

【参考2】 商標マスタ願書(通常)の印刷例(プリント願書)

【書類名】	商標登録願
【整理番号】	P000003-02
【提出日】	令和●●年 1月 1日
【出願番号】	商願20●●-123456
【商標登録を受けようとする商標】	



【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第1類】

【指定商品（指定役務）】 化学品, 肥料

【第2類】

【指定商品（指定役務）】 染料, 顔料

【第42類】

【指定商品（指定役務）】 医薬品・化粧品の実験又は研究, 計測器の貸与

各審査室の主担当区分と案件の割り振り先について

各審査室の主担当区分は、表1のとおりである。

多区分指定かつ複数の審査室に渡る区分を指定するものについては、表2を参照する。

表2中、任意区分数“n”が設定されている場合、その所属に対する区分数によらず振り分け先が特定されるものとする。

区分数の組み合わせが表2に存在しない場合、審査室毎の区分数をカウントし、区分数が一番多い審査室に振り分け先が特定されることとする。なお、区分数が最大となる審査室が多数存在する場合には、一番数字の大きい区分を持つ審査室に振り分け先が特定されることとする。

【表1】

代表審査室コード	主担当区分(類)
1TAO(化学)	1,2,3,4,5
1TB0(食品)	29,30,31,32,33
1TC0(機械)	6,7,8,9,10,11,12,13,19
1TK0(雑貨繊維)	14,15,16,17,18,20,21,22,23,24,25,26,27,28,34
1TL0(産業役務)	35,36,37,38,39,40
1TM0(一般役務)	41,42,43,44,45

【表2】

通番	化学 1 T A 0	食品 1 T B 0	機械 1 T C 0	雑貨繊維 1 T K 0	産業役務 1 T L 0	一般役務 1 T M 0	振り分け先	振分先所属コード
1					n	n	産業役務	1 T L 0
2				n		n	一般役務	1 T M 0
3				n	n		雑貨繊維	1 T K 0
4				n	n	n	雑貨繊維	1 T K 0
5			n			n	機械	1 T C 0
6			n		n		産業役務	1 T L 0
7			n		n	n	一般役務	1 T M 0
8			n	n			機械	1 T C 0
9			n	n		n	一般役務	1 T M 0
10			n	n	n		雑貨繊維	1 T K 0
11			n	n	n	n	機械	1 T C 0
12		n				n	食品	1 T B 0
13		n			n		食品	1 T B 0
14		n			n	n	食品	1 T B 0
15		n		n			食品	1 T B 0
16		n		n		n	食品	1 T B 0
17		n		n	n		食品	1 T B 0
18		n		n	n	n	食品	1 T B 0
19		n	n				食品	1 T B 0
20		n	n			n	食品	1 T B 0
21		n	n		n		食品	1 T B 0
22		n	n		n	n	食品	1 T B 0
23		n	n	n			食品	1 T B 0
24		n	n	n		n	食品	1 T B 0
25		n	n	n	n		食品	1 T B 0
26		n	n	n	n	n	食品	1 T B 0
27	n					n	化学	1 T A 0
28	n				n		化学	1 T A 0
29	n				n	n	化学	1 T A 0
30	n			n			化学	1 T A 0
31	n			n		n	化学	1 T A 0
32	n			n	n		化学	1 T A 0
33	n			n	n	n	化学	1 T A 0
34	n		n				化学	1 T A 0
35	n		n			n	化学	1 T A 0
36	n		n		n		化学	1 T A 0
37	n		n		n	n	化学	1 T A 0
38	n		n	n			化学	1 T A 0
39	n		n	n		n	化学	1 T A 0
40	n		n	n	n		化学	1 T A 0
41	n		n	n	n	n	化学	1 T A 0
42	n	n					食品	1 T B 0
43	n	n				n	食品	1 T B 0
44	n	n			n		食品	1 T B 0
45	n	n			n	n	食品	1 T B 0
46	n	n		n			食品	1 T B 0
47	n	n		n		n	食品	1 T B 0
48	n	n		n	n		食品	1 T B 0
49	n	n		n	n	n	食品	1 T B 0
50	n	n	n				食品	1 T B 0
51	n	n	n			n	食品	1 T B 0
52	n	n	n		n		食品	1 T B 0
53	n	n	n		n	n	食品	1 T B 0
54	n	n	n	n			食品	1 T B 0
55	n	n	n	n		n	食品	1 T B 0
56	n	n	n	n	n		食品	1 T B 0
57	n	n	n	n	n	n	食品	1 T B 0

	国内案件		マドプロ案件	
	文字要素の解析	図形要素の解析等	文字要素の解析	図形要素の解析等
立 体 商 標 ※ 1	・通常の解析手順による。	・通常の解析手順による。 ・立体商標のコード「40.01」を付与するとともに、その先頭に検索指定記号「1」を付与する。 ・店舗の外観・内装を表したものであるときは、別紙 73 に基づき、上記に加え、商標見本及び／又は商標の詳細な説明から判別できるコードを付与する。また、「46.01」の先頭に検索指定記号「1」を付与する。	・国内案件と同様に解析。	同左。
音 商 標 ※ 2	・通常の解析手順による。 ・楽譜による場合は、歌詞以外の文字は表示用商標を作成せず、称呼も歌詞に対応する部分のみ作成する。 ・文字要素から判別できる音商標のコードを付与する。 ・文字による表現については、その文字による表現の記載について、表示用商標を作成するが、称呼は話声に対応する部分のみに作成する。	・通常の解析手順による。 ・音商標のコード「41.01」を付与するとともに、その先頭に検索指定記号「1」を付与する。 ・楽譜等から判別できる音商標のコードを付与する。 ・楽譜についての図形分類を付与しない。	・国内案件と同様に解析。	同左。
動 き 商 標 ※	・通常の解析手順による。 ・変化の状態を表す軌跡又は指示線が特定の文字や記号を表す場合は解析する。 ・明らかに動きの順番を表す数字等は、解析不要。	・通常の解析手順による。 ・動き商標のコード「42.01」を付与するとともに、その先頭に検索指定記号「1」を付与する。 ・変化状態を表す軌跡又は指示線が特定の図形を表す場合は解析する。 ・特定の図形を表すとは認められない指示線・	・指定通報中の「商標についての記述」欄を確認しないと動き商標であるとの確認ができないため、動き商標であると思われる場合は商標課に確認し、動き商標のコード「42.01」を付与する。	同左。

3		矢印等は解析不要。		
	国内案件		マドプロ案件	
	文字要素の解析	図形要素の解析等	文字要素の解析	図形要素の解析等
ホ ロ グ ラ ム 商 標 ※ 4	・通常の解析手順による。	・通常の解析手順による。 ・ホログラム商標のコード「43.01」を付与するとともに、その先頭に検索指定記号「1」を付与する。	・指定通報中の「商標についての記述」欄を確認しないとホログラム商標であるとの確認ができないため、ホログラム商標であると思われる場合は商標課に確認し、ホログラム商標のコード「43.01」を付与する。	同左。
色 彩 の み か ら な る 商 標 ※ 5	通常の解析手順による。	・色彩のみからなる商標のコード「44.01」を付与するとともに、その先頭に検索指定記号「1」を付与する。 ・色彩コードを付与する。 ・色彩が組み合わされている商標については図形分類を付与する。 ・[商標の詳細な説明] から色彩（白）が含まれていると認められる場合は白の色彩コードを付与する。 ・店舗の外観・内装を表したものであるときは、別紙 73 に基づき、上記に加え、商標見本及び／又は商標の詳細な説明から判別できるコードを付与する。また、「46.01」の先頭に検索指	・国内案件と同様に解析。	同左。

		定記号「1」を付与する。		
	国内案件		マドプロ案件	
	文字要素の解析	図形要素の解析等	文字要素の解析	図形要素の解析等
位置商標 ※6	・通常の解析手順による。	・通常の解析手順による。 ・位置商標のコード「45.01」を付与するとともに、その先頭に検索指定記号「1」を付与する。 ・商標登録を受けようとする商標に係る標章及びその他の部分について図形分類を付与する。 ・店舗の外観・内装を表したものであるときは、別紙 73 に基づき、上記に加え、商標見本及び／又は商標の詳細な説明から判別できるコードを付与する。また、「46.01」の先頭に検索指定記号「1」を付与する。	・指定通報中の「商標についての記述」欄を確認しないと位置商標であるとの確認ができないため、位置商標であると思われる場合は商標課に確認し、位置商標のコード「45.01」又は店舗の外観・内装を表したものであるときは「46.01」を付与する。	同左。

(注1)

※1 別紙 36 の「商標マスタ願書のタグ一覧」の日本語標準名【立体商標】のタグがある案件

※2 別紙 36 の「商標マスタ願書のタグ一覧」の日本語標準名【音商標】のタグがある案件

※3 別紙 36 の「商標マスタ願書のタグ一覧」の日本語標準名【動き商標】のタグがある案件

※4 別紙 36 の「商標マスタ願書のタグ一覧」の日本語標準名【ホログラム商標】のタグがある案件

※5 別紙 36 の「商標マスタ願書のタグ一覧」の日本語標準名【色彩のみからなる商標】のタグがある案件

※6 別紙 36 の「商標マスタ願書のタグ一覧」の日本語標準名【位置商標】のタグがある案件

※1～6 マドプロ案件については、別紙 53 の項番が 32,123,171,172,173,174,259,263 の各タグの情報を参考に判断されたい。

(注2)

・上記タグが複数ある場合など、コード付与に際し不明な場合は、庁担当者に連絡し、その指示に従う。

■ファイル名とDTDの対応表

項番	ファイル名	DTD名	公開文種別	公開識別子名	説明	SGMLリポジトリ上の格納場所
1	tm-mst.dtd	商標マスタ願書・カレント実体 TM-MST-APP-DOC	DTD	JPO Trademark Master Application Document	商標マスタ願書	SGML/dtds/master/tm-mst.dtd
2	com-mst.dtd	共通定義 COM-MST-DOC	DTD	JPO Common Elements Of Master And Current Document	マスタ願書、カレント実体共通要素	SGML/dtds/com/com-mst.dtd
3	prtt-mst.dtd	紙出力 PRINT-TM-MST-APP-DOC	DTD	JPO Print For Trademark Master Application Document	紙出力 商標マスタ願書	SGML/dtds/print/prtt-mst.dtd

■(商標)マスタ願書のタグと項目名の対応表

(TM－MST－APP－DOC)

- ・商標登録願
- ・団体商標登録願
- ・地域団体商標登録願
- ・防護標章登録願

■ 商標マスタ願書

商標登録願	日本語標準名	DTD 必須	DTD 繰返	タグ名						
				L0	L1	L2	L3	L4	L5	L6
	商標マスタ願書					TM-MST-APP-DOC				
	書類識別					MASTER-A63				
【書類名】	書類名					DOCUMENT-NAME				
【整理番号】	整理番号					ARRANGEMENT-NUMBER				
	特記事項					SPECIAL-MENTION-MATTER-ARTICLE				
【特記事項】	条文		○			ARTICLE				
【提出日】	提出日					SUBMISSION-DATE				
【出願番号】	出願番号					APPLICATION-NUMBER				
【商標登録を受けようとする商標】	商標登録を受けようとする商標					TRADEMARK-ARTICLE				
	イメージ		○			IMAGE				
	文字					CHARACTER				
【標準文字】	標準文字					STANDARD-CHARACTER				
【立体商標】	立体商標					THREE-DIMENSIONAL-TRADEMARK				
【動き商標】	動き商標					MOTION-TRADEMARK				
【ホログラム商標】	ホログラム商標					HOLOGRAM-TRADEMARK				
【色彩のみからなる商標】	色彩のみからなる商標					COLOR-TRADEMARK				
【音商標】	音商標					SOUND-TRADEMARK				
【位置商標】	位置商標					POSITION-TRADEMARK				
【その他の商標】	その他の商標					OTHER-TRADEMARK				
【商標の詳細な説明】	商標の詳細な説明の記事					DETAIL-EXPLANATION-OF-THE-TM-ART				
	商標の詳細な説明					DETAIL-EXPLANATION-OF-THE-TM				
【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】	指定商品又は指定役務並びに区分					CLASS-OF-GOODS-AND-SERVICE-ART				
	商品役務並びに区分		○			GOODS-AND-SERVICE-CLASS-GROUP				
【第n類】	類					CLASS				
【指定商品(指定役務)】	商品役務					GOODS-AND-SERVICE				
【原出願の表示】	原出願の表示					PARENT-APPLICATION-ARTICLE				
【出願番号】	出願番号					APPLICATION-NUMBER				
【出願日】	出願日					FILING-DATE				
【手続補正書提出日】	手続補正書提出日					AMENDMENT-SUBMISSION-DATE				
	商標登録の登録番号					TRADEMARK-REGISTRATION-NUMBER				
	申請者／代理人の記事					REQUESTER-AND-ATTORNEY-ARTICLE				
	申請人／代理人		○			REQUESTER-AND-ATTORNEY-GROUP				
【商標登録出願人】	申請者					REQUESTER				
【持分】	持分					SHARE				
【代表出願人】	代表出願人					REPRESENTATIVE-APPLICANT				
【識別番号】	識別番号					IDENTIFICATION-NUMBER				
【国籍】	国籍					NATIONALITY				
	住所又は居所					ADDRESS-GROUP				
【住所又は居所】	住所又は居所					ADDRESS				
	氏名又は名称情報					NAME-GROUP				
【氏名又は名称】	氏名又は名称					NAME				
【代理人】等	代理人					ATTORNEY				
【識別番号】	識別番号					IDENTIFICATION-NUMBER				
	住所又は居所					ADDRESS-GROUP				
【住所又は居所】	住所又は居所					ADDRESS				
	氏名又は名称情報					NAME-GROUP				
【氏名又は名称】	氏名又は名称					NAME				
	パリ条約による優先権等の主張					PARIS-PRIORITY-CLAIM-ARTICLE				
【パリ条約による優先権等の主張】	パリ優先権主張		○			PARIS-PRIORITY-GROUP				
【国名】	国名					NATION				
【出願日】	出願日					FILING-DATE				
【出願番号】	出願番号					APPLICATION-NUMBER				
【持分の割合】	持分率					SHARE-RATE				

注1: 上記項目は全て任意項目として定義する

団体商標登録願	日本語標準名	DTD 必須	DTD 繰返	タグ名						
				L0	L1	L2	L3	L4	L5	L6
	商標マスタ願書			TM-MST-APP-DOC						
	書類識別			MASTER-A639						
【書類名】	書類名			DOCUMENT-NAME						
【整理番号】	整理番号			ARRANGEMENT-NUMBER						
	特記事項			SPECIAL-MENTION-MATTER-ARTICLE						
【特記事項】	条文		○							ARTICLE
【提出日】	提出日			SUBMISSION-DATE						
【出願番号】	出願番号			APPLICATION-NUMBER						
【商標登録を受けようとする商標】	商標登録を受けようとする商標			TRADEMARK-ARTICLE						
	イメージ		○							IMAGE
	文字									CHARACTER
【標準文字】	標準文字			STANDARD-CHARACTER						
【立体商標】	立体商標			THREE-DIMENSIONAL-TRADEMARK						
【動き商標】	動き商標			MOTION-TRADEMARK						
【ホログラム商標】	ホログラム商標			HOLOGRAM-TRADEMARK						
【色彩のみからなる商標】	色彩のみからなる商標			COLOR-TRADEMARK						
【音商標】	音商標			SOUND-TRADEMARK						
【位置商標】	位置商標			POSITION-TRADEMARK						
【その他の商標】	その他の商標			OTHER-TRADEMARK						
【商標の詳細な説明】	商標の詳細な説明の記事			DETAIL-EXPLANATION-OF-THE-TM-ART						
	商標の詳細な説明			DETAIL-EXPLANATION-OF-THE-TM						
【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】	指定商品又は指定役務並びに区分			CLASS-OF-GOODS-AND-SERVICE-ART						
	商品役務並びに区分		○							GOODS-AND-SERVICE-CLASS-GROUP
【第n類】	類									CLASS
【指定商品(指定役務)】	商品役務			GOODS-AND-SERVICE						
【原出願の表示】	原出願の表示			PARENT-APPLICATION-ARTICLE						
【出願番号】	出願番号			APPLICATION-NUMBER						
【出願日】	出願日			FILING-DATE						
【手続補正書提出日】	手続補正書提出日			AMENDMENT-SUBMISSION-DATE						
	商標登録の登録番号			TRADEMARK-REGISTRATION-NUMBER						
	申請者／代理人の記事			REQUESTER-AND-ATTORNEY-ARTICLE						
	申請者／代理人		○							REQUESTER-AND-ATTORNEY-GROUP
【商標登録出願人】	申請者									REQUESTER
【持分】	持分									SHARE
【代表出願人】	代表出願人									REPRESENTATIVE-APPLICANT
【識別番号】	識別番号									IDENTIFICATION-NUMBER
【国籍】	国籍									NATIONALITY
	住所又は居所									ADDRESS-GROUP
【住所又は居所】	住所又は居所									ADDRESS
	氏名又は名称情報									NAME-GROUP
【氏名又は名称】	氏名又は名称									NAME
【代理人】等	代理人									ATTORNEY
【識別番号】	識別番号									IDENTIFICATION-NUMBER
	住所又は居所									ADDRESS-GROUP
【住所又は居所】	住所又は居所									ADDRESS
	氏名又は名称情報									NAME-GROUP
【氏名又は名称】	氏名又は名称									NAME
	パリ条約による優先権等の主張			PARIS-PRIORITY-CLAIM-ARTICLE						
【パリ条約による優先権等の主張】	パリ優先権主張		○							PARIS-PRIORITY-GROUP
【国名】	国名									NATION
【出願日】	出願日									FILING-DATE
【出願番号】	出願番号									APPLICATION-NUMBER
【持分の割合】	持分率									SHARE-RATE

注1: 上記項目は全て任意項目として定義する

地域団体商標登録願	日本語標準名	DTD 必須	DTD 繰返	タグ名						
				L0	L1	L2	L3	L4	L5	L6
	商標マスタ願書			TM-MST-APP-DOC						
	書類識別			MASTER-A638						
【書類名】	書類名			DOCUMENT-NAME						
【整理番号】	整理番号			ARRANGEMENT-NUMBER						
	特記事項			SPECIAL-MENTION-MATTER-ARTICLE						
【特記事項】	条文		○							ARTICLE
【提出日】	提出日			SUBMISSION-DATE						
【出願番号】	出願番号			APPLICATION-NUMBER						
【商標登録を受けようとする商標】	商標登録を受けようとする商標			TRADEMARK-ARTICLE						
	イメージ		○							IMAGE
	文字									CHARACTER
【標準文字】	標準文字			STANDARD-CHARACTER						
【立体商標】	立体商標			THREE-DIMENSIONAL-TRADEMARK						
【動き商標】	動き商標			MOTION-TRADEMARK						
【ホログラム商標】	ホログラム商標			HOLOGRAM-TRADEMARK						
【色彩のみからなる商標】	色彩のみからなる商標			COLOR-TRADEMARK						
【音商標】	音商標			SOUND-TRADEMARK						
【位置商標】	位置商標			POSITION-TRADEMARK						
【その他の商標】	その他の商標			OTHER-TRADEMARK						
【商標の詳細な説明】	商標の詳細な説明の記事			DETAIL-EXPLANATION-OF-THE-TM-ART						
	商標の詳細な説明			DETAIL-EXPLANATION-OF-THE-TM						
【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】	指定商品又は指定役務並びに区分			CLASS-OF-GOODS-AND-SERVICE-ART						
	商品役務並びに区分		○							GOODS-AND-SERVICE-CLASS-GROUP
【第n類】	類									CLASS
【指定商品(指定役務)】	商品役務			GOODS-AND-SERVICE						
【原出願の表示】	原出願の表示			PARENT-APPLICATION-ARTICLE						
【出願番号】	出願番号			APPLICATION-NUMBER						
【出願日】	出願日			FILING-DATE						
【手続補正書提出日】	手続補正書提出日			AMENDMENT-SUBMISSION-DATE						
	商標登録の登録番号			TRADEMARK-REGISTRATION-NUMBER						
	申請者／代理人の記事			REQUESTER-AND-ATTORNEY-ARTICLE						
	申請者／代理人		○							REQUESTER-AND-ATTORNEY-GROUP
【商標登録出願人】	申請者									REQUESTER
【持分】	持分									SHARE
【代表出願人】	代表出願人									REPRESENTATIVE-APPLICANT
【識別番号】	識別番号									IDENTIFICATION-NUMBER
【国籍】	国籍									NATIONALITY
	住所又は居所									ADDRESS-GROUP
【住所又は居所】	住所又は居所									ADDRESS
	氏名又は名称情報									NAME-GROUP
【氏名又は名称】	氏名又は名称									NAME
【代理人】等	代理人									ATTORNEY
【識別番号】	識別番号									IDENTIFICATION-NUMBER
	住所又は居所									ADDRESS-GROUP
【住所又は居所】	住所又は居所									ADDRESS
	氏名又は名称情報									NAME-GROUP
【氏名又は名称】	氏名又は名称									NAME
	パリ条約による優先権等の主張			PARIS-PRIORITY-CLAIM-ARTICLE						
【パリ条約による優先権等の主張】	パリ優先権主張		○							PARIS-PRIORITY-GROUP
【国名】	国名									NATION
【出願日】	出願日									FILING-DATE
【出願番号】	出願番号									APPLICATION-NUMBER
【持分の割合】	持分率									SHARE-RATE

注1: 上記項目は全て任意項目として定義する

防護標章登録願	日本語標準名	DTD 必須	DTD 繰返	タグ名						
				L0	L1	L2	L3	L4	L5	L6
	商標マスタ願書									
	書類識別									
【書類名】	書類名									TM-MST-APP-DOC
【整理番号】	整理番号									MASTER-A632
【特記事項】	特記事項									
【提出日】	提出日		○							DOCUMENT-NAME
【出願番号】	出願番号									ARRANGEMENT-NUMBER
【防護標章登録を受けようとする標章】	商標登録を受けようとする商標									SPECIAL-MENTION-MATTER-ARTICLE
	イメージ		○							ARTICLE
	文字									SUBMISSION-DATE
【標準文字】	標準文字									APPLICATION-NUMBER
【立体標章】	立体商標									TRADEMARK-ARTICLE
【動き標章】	動き商標									IMAGE
【ホログラム標章】	ホログラム商標									CHARACTER
【色彩のみからなる標章】	色彩のみからなる商標									STANDARD-CHARACTER
【音標章】	音商標									THREE-DIMENSIONAL-TRADEMARK
【位置標章】	位置商標									MOTION-TRADEMARK
【その他の標章】	その他の商標									HOLOGRAM-TRADEMARK
【標章の詳細な説明】	商標の詳細な説明の記事									COLOR-TRADEMARK
	商標の詳細な説明									SOUND-TRADEMARK
【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】	指定商品又は指定役務並びに区分									POSITION-TRADEMARK
	商品役務並びに区分		○							OTHER-TRADEMARK
【第n類】	類									DETAIL-EXPLANATION-OF-THE-TM-ART
【指定商品(指定役務)】	商品役務									DETAIL-EXPLANATION-OF-THE-TM
【原出願の表示】	原出願の表示									CLASS-OF-GOODS-AND-SERVICE-ART
【出願番号】	出願番号									GOODS-AND-SERVICE-CLASS-GROUP
【出願日】	出願日									CLASS
【手続補正書提出日】	手続補正書提出日									GOODS-AND-SERVICE
【防護標章登録出願に係る商標登録の登録番号】	商標登録の登録番号									PARENT-APPLICATION-ARTICLE
	申請者／代理人の記事									APPLICATION-NUMBER
【防護標章登録出願人】	申請者		○							FILING-DATE
【持分】	持分									AMENDMENT-SUBMISSION-DATE
【代表出願人】	代表出願人									TRADEMARK-REGISTRATION-NUMBER
【識別番号】	識別番号									REQUESTER-AND-ATTORNEY-ARTICLE
【国籍】	国籍									REQUESTER-AND-ATTORNEY-GROUP
【住所又は居所】	住所又は居所									REQUESTER
	住所又は居所									SHARE
【氏名又は名称】	氏名又は名称情報									REPRESENTATIVE-APPLICANT
【代理人】等	代理人									IDENTIFICATION-NUMBER
【識別番号】	識別番号									NATIONALITY
	住所又は居所									ADDRESS-GROUP
【住所又は居所】	住所又は居所									ADDRESS
	氏名又は名称情報									NAME-GROUP
【氏名又は名称】	氏名又は名称									NAME
	パリ条約による優先権等の主張									ATTORNEY
	パリ優先権主張		○							IDENTIFICATION-NUMBER
	国名									ADDRESS-GROUP
	出願日									ADDRESS
	出願番号									NAME-GROUP
【持分の割合】	持分率									NAME
										PARIS-PRIORITY-CLAIM-ARTICLE
										PARIS-PRIORITY-GROUP
										NATION
										FILING-DATE
										APPLICATION-NUMBER

注1: 上記項目は全て任意項目として定義する

■ 商標マスタ願書のタグ編集基準見出し

別紙36(4)

(TM-MST)

日本語標準名	タグ名	繰返	参照項番	備考
商標マスタ願書	TM-MST-APP-DOC	-	1	
書類識別	MASTER-A63 または MASTER-A639 または MASTER-A638 または MASTER-A632 または MASTER-A633 または MASTER-A634 または MASTER-A635 または MASTER-A637	-	2	
書類名	DOCUMENT-NAME	-	3	
整理番号	ARRANGEMENT-NUMBER	-	4	
特記事項	SPECIAL-MENTION-MATTER-ARTICLE	-	5	
条文	ARTICLE	○	6	
提出日	SUBMISSION-DATE	-	7	
出願番号	APPLICATION-NUMBER	-	8	
商標登録を受けようとする商標	TRADEMARK-ARTICLE	-	9	
イメージ	IMAGE HEIGHT WIDTH FILE-NAME	○	10	
文字	CHARACTER	-	11	
標準文字	STANDARD-CHARACTER	-	12	
立体商標	THREE-DIMENSIONAL-TRADEMARK	-	13-1	
動き商標	MOTION-TRADEMARK	-	13-2	
ホログラム商標	HOLOGRAM-TRADEMARK	-	13-3	
色彩のみからなる商標	COLOR-TRADEMARK	-	13-4	
音商標	SOUND-TRADEMARK	-	13-5	
位置商標	POSITION-TRADEMARK	-	13-6	
その他の商標	OTHER-TRADEMARK	-	13-7	
商標の詳細な説明の記事	DETAIL-EXPLANATION-OF-THE-TM-ART	-	13-8	
商標の詳細な説明	DETAIL-EXPLANATION-OF-THE-T	-	13-9	
指定商品又は指定役務並びに区分	CLASS-OF-GOODS-AND-SERVICE-ART	-	14	
商品役務並びに区分	GOODS-AND-SERVICE-CLASS-GROUP	○	15	
類	CLASS	-	16	
商品役務	GOODS-AND-SERVICE	-	17	
原出願の表示	PARENT-APPLICATION-ARTICLE	-	18	
出願番号	APPLICATION-NUMBER	-	8	
出願日	FILING-DATE	-	19	
手続補正書提出日	AMMENDMENT-SUBMISSION-DATE	-	20	
商標登録の登録番号	TRADEMARK-REGISTRATION-NUMBER	-	21	
申請者／代理人の記事	REQUESTER-AND-ATTORNEY-ARTICLE	-	22	
申請者／代理人	REQUASTER-AND-ATTORNEY-GROUP	○	23	
申請者	REQUESTER	-	24	
持分	SHARE	-	26	
代表出願人	REPRESENTATIVE-APPLICANT	-	27	
識別番号	IDENTIFICATION-NUMBER	-	28	
国籍	NATIONALITY	-	29	
住所又は居所情報	ADDRESS-GROUP	-	30	
住所又は居所	ADDRESS	-	30-1	
氏名又は名称情報	NAME-GROUP	-	31	
氏名又は名称	NAME	-	31-1	
代理人	ATTORNEY KIND-OF-ATTORNEY	-	25	
識別番号	IDENTIFICATION-NUMBER	-	28	
住所又は居所情報	ADDRESS-GROUP	-	30	
住所又は居所	ADDRESS	-	30-1	
氏名又は名称情報	NAME-GROUP	-	31	
氏名又は名称	NAME	-	31-1	
パリ条約による優先権等の主張	PARIS-PRIORITY-CLAIM-ARTICLE	-	32	
パリ優先権主張	PARIS-PRIORITY-GROUP	○	33	
国名	NATION	-	34	
出願日	FILING-DATE	-	19	
出願番号	APPLICATION-NUMBER	-	8	
持分率	SHARE-RATE	-	35	

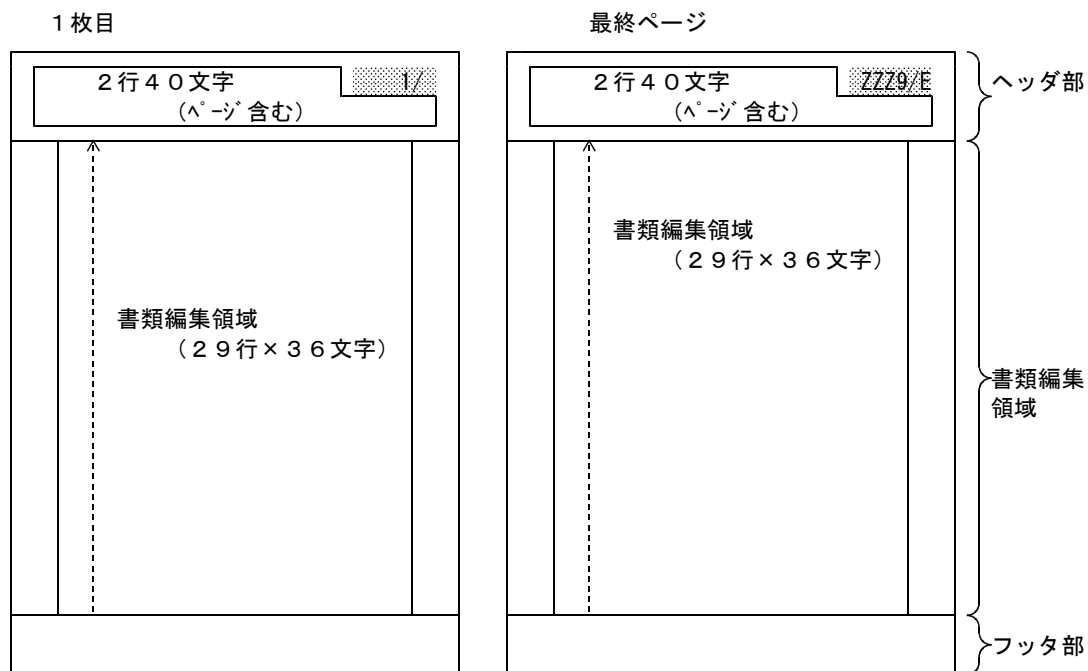
マスタ願書カレント実体のタグ編集規準

1. 目的

この編集規準は、マスタ願書・カレント実体をSGMLフォーマットを利用して紙出力するための規準をタグ別に規定したものである。
SGMLフォーマットの入力となるSGMLは紙出力SGMLとなる。

2. 帳票レイアウト

帳票のレイアウトは以下とする。



以下、ヘッダ部・フッタ部・書類編集領域に分けて編集概要を述べる。

3. ヘッダ部の編集条件

ヘッダ部は当該書類の編集において1ページから最終ページまで共通の内容が編集される。(ページ除く)
ヘッダは以下のレイアウトで編集する。

3. 1 ページ編集を行う場合

(1) ページ

ページは1行目の38文字目～40文字目に半角文字で以下の形式で編集する。

最終ページ以外 ZZ9/Δ (Δ: 半角スペース)

最終ページ ZZ9/E

(2) ページ以外の領域

ページ以外の領域はヘッダ情報 (HEADER-INFORMATION) 配下にある段落 (PARAGRAPH) タグを順に1行目から編集していく。

よって、ヘッダ情報配下の1つ目の段落には37文字以内の編集となる。(2つ目以降は40文字)

1		38	40	
	ページ以外の領域		ページ	1行目 (1つ目のPARAGRAPH)
				2行目 (2つ目のPARAGRAPH)

3. 2 ページ編集を行わない場合

ページの編集を行わない場合は、ヘッダ情報 (HEADER-INFORMATION) 配下にある段落 (PARAGRAPH) タグを順に1行目から編集する。全ての段落タグには40文字まで編集可である。

1		40	
	ページ以外の領域		1行目 (1つ目のPARAGRAPH)
			2行目 (2つ目のPARAGRAPH)

4. フッタ部の編集条件

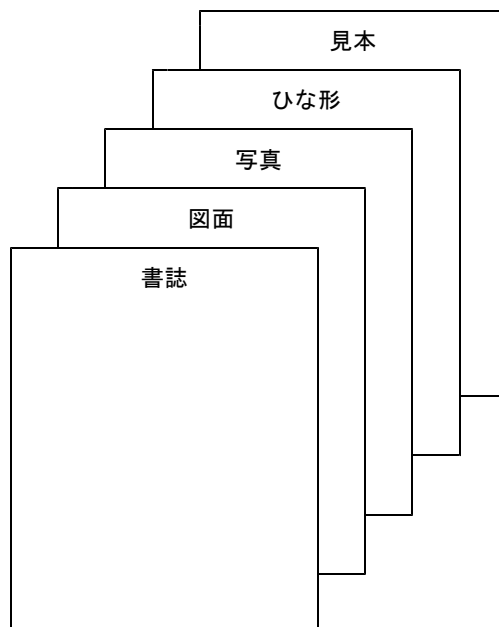
フッタ部はフッタ情報 (FOOTER-INFORMATION) 配下にある段落 (PARAGRAPH) の内容をそのまま編集する。
フッタ部は40文字まで編集可能である。

5. 書類編集領域の編集条件

手続書類は以下のドキュメントからなる。

NO	ドキュメント名	タグ	備考
1	書誌	書類識別 (MASTER-A63 等)	意匠マスタ願書などの書誌事項が定義されたドキュメント
2	図面	DRAWING-ARTICLE	意匠の場合のみ、存在しない場合もある
3	写真	PHOTOGRAPH-ARTICLE	意匠の場合のみ、存在しない場合もある
4	ひな形	MODEL-ARTICLE	意匠の場合のみ、存在しない場合もある
5	見本	SAMPLE-ARTICLE	意匠の場合のみ、存在しない場合もある

上記ドキュメントは以下の順で出力し、ドキュメントの区切りでは改ページを行う。



5. 1 書誌の編集概要

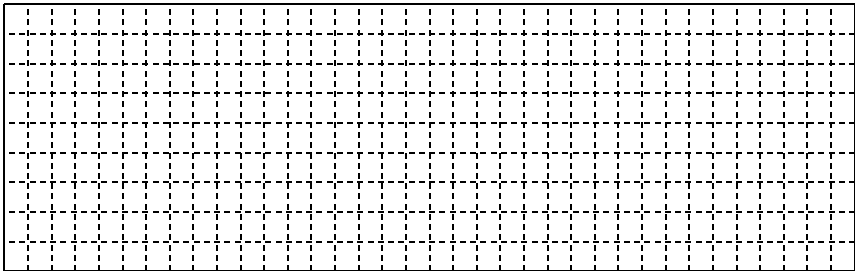
- (1) タグの出力順序
S G M L に格納されているタグの順に出力する
- (2) 改ページ条件
 - ①ページ当たりの行数は、29行とする
 - ②グループ項目は、それを構成する1つ以上の項目が同一ページに編集できない場合は、29行未満でも改ページを行う
- (3) 改行条件
 - ①行当たりの文字数（漢字）は、36文字とする。
- (4) タイトルの編集
 - ①タイトルはタグが存在すれば、実データの有無に関係なく出力する
 - ②タイトルの書き出し位置
 - a) 1桁目から編集するタイトル
 - ・単独項目のタグ
 - ・グループ項目のタグ
 - c) 3桁目から編集するタイトル
 - ・グループ項目を構成するタグ及びグループ項目の一部のタイトル

【例】住所又は居所（ADDRESS）
 - ③複数行にまたがる場合のタイトル編集位置
 - ③-1 初回行の書き出し位置に揃える

【例】【初回行・・・・・・・・・・

の書き出し位置に合わせる】
 - ③-2 繰り返し時のタイトル編集の要否
 - a) 以下の3種類の編集を行う
 - ・繰り返しの都度、タイトルを編集する
 - ・初回のみタイトルを編集する
 - ・タイトルを出力しない
- (5) 実データの編集
 - ①段落タグを除く実データの書き出し位置（補正の内容も同様）
 - ①-1 開始行
 - ・タイトルが10桁以内の場合、12桁目とする
 - ・タイトルが11桁以上の場合、1桁のスペースを挿入後に編集する
 - ①-2 複数行にまたがるときの書き出し位置
 - ・継続行の書き出し位置は、12桁目（固定）とする
- (6) イメージの編集
 - ①印刷可能領域の左端から表示する
 - ②イメージはページまたがりしないようにする。（またがる場合は改ページして表示する）

＜商標マスタ願書編集条件＞

項 番	1								
タグ名	TM-MST-APP-DOC	日本語標準名	商標マスタ願書	属性	—	桁数	—	繰返	—
タグ属性									
属 性 名		任意/ 必須	設定値		備考				
英 名	日本語名		設定値						
ERROR-CODE	エラーコード	任意	4 桁の数値						
タグ構成項目									
タグ一覧参照									
編集時の参照タグ									
なし									
項目名の編集条件									
項目名の編集を行わない									
項目内容の編集条件									
なし									
編集位置									
									
備考									

【印刷紙用（A4）】

項番	2																																																																		
タグ名	日本語標準名	書類識別																																																																	
<table border="1"><tr><td>MASTER-A63</td><td>商標登録願</td></tr><tr><td>MASTER-A639</td><td>団体商標登録願</td></tr><tr><td>MASTER-A638</td><td>地域団体商標登録願</td></tr><tr><td>MASTER-A632</td><td>防護標章登録願</td></tr><tr><td>MASTER-A633</td><td>防護標章登録に基づく権利存続期間更新登録願</td></tr><tr><td>MASTER-A634</td><td>書換登録申請書</td></tr><tr><td>MASTER-A635</td><td>防護標章登録に基づく権利書換登録申請書</td></tr><tr><td>MASTER-A637</td><td>重複登録商標に係る商標権存続期間更新登録願</td></tr></table>		MASTER-A63	商標登録願	MASTER-A639	団体商標登録願	MASTER-A638	地域団体商標登録願	MASTER-A632	防護標章登録願	MASTER-A633	防護標章登録に基づく権利存続期間更新登録願	MASTER-A634	書換登録申請書	MASTER-A635	防護標章登録に基づく権利書換登録申請書	MASTER-A637	重複登録商標に係る商標権存続期間更新登録願	属性	－	桁数	－	繰返	－																																												
MASTER-A63	商標登録願																																																																		
MASTER-A639	団体商標登録願																																																																		
MASTER-A638	地域団体商標登録願																																																																		
MASTER-A632	防護標章登録願																																																																		
MASTER-A633	防護標章登録に基づく権利存続期間更新登録願																																																																		
MASTER-A634	書換登録申請書																																																																		
MASTER-A635	防護標章登録に基づく権利書換登録申請書																																																																		
MASTER-A637	重複登録商標に係る商標権存続期間更新登録願																																																																		
タグ属性																																																																			
属性名		任意/ 必須	設定値		備考																																																														
英名	日本語名		設定値																																																																
ERROR-CODE	エラーコード	任意	4桁の数値																																																																
タグ構成項目																																																																			
タグ一覧参照																																																																			
編集時の参照タグ																																																																			
なし																																																																			
項目名の編集条件																																																																			
項目名の編集を行わない																																																																			
項目内容の編集条件																																																																			
なし																																																																			
編集位置																																																																			
<table border="1"><tr><td colspan="32"></td></tr><tr><td>1</td><td colspan="9">10</td><td colspan="9">20</td><td colspan="9">30</td></tr></table>																																								1	10									20									30								
1	10									20									30																																																
備考																																																																			

項番	5								
タグ名	SPECIAL-MENTION-MATTER-ARTICLE	日本語標準名	特記事項	属性	—	桁数	—	繰返	—
タグ属性									
属性名				任意/必須	設定値		備考		
英名		日本語名	任意/必須	設定値					
ERROR-CODE		エラーコード	任意	4桁の数値					
タグ構成項目									
タグ名		日本語標準名	タグ名		日本語標準名				
ARTICLE		条文							
編集時の参照タグ									
なし									
項目名の編集条件									
項目名の編集を行わない									
項目内容の編集条件									
項目内容の編集を行わない									
編集位置									
1102030									
備考									

[illegible]

項番

7

タグ名

SUBMISSION-DATE

日本語標準名

提出日

属性

K

桁数

V

繰返

-

タグ属性

属性名

英名

ERROR-CODE

日本語名

エラーコード

任意/
必須
任意

設定値

設定値

4桁の数値

備考

タグ構成項目

なし

編集時の参照タグ

なし

項目名の編集条件

参照する上位タグ名

-

編集する項目名

【提出日】

編集開始

1カラム

特記事項

・なし

項目内容の編集条件

表示位置

1行目

1 2カラム

2行目以降

1 2カラム

編集位置

【提出日】

k;k;k;k;k;k;k;k;k

【提出日】

k;k;k;k;k;k;k;k;k;k;k;k;k;k;k;k;k;k;k

k;k;...

1

10

20

30

備考

項 番	8		タグ名	APPLICATION-NUMBER	日本語標準名	出願番号	属性	K	桁数	V	繰返	ー												
タグ属性																								
属 性 名				任意/必須	設定値				備考															
英 名		日本語名		設定値																				
ERROR-CODE		エラーコード		4 桁の数値																				
タグ構成項目																								
なし																								
編集時の参照タグ																								
参照する上位タグ																								
タグ名		日本語名																						
MASTER-A63		書類識別 商標登録願																						
MASTER-A639		書類識別 団体商標登録願																						
MASTER-A638		書類識別 地域団体商標登録願																						
MASTER-A632		書類識別 防護標章登録願																						
MASTER-A633		書類識別 防護標章登録に基づく権利存続期間更新登録願																						
MASTER-A634		書類識別 書換登録申請書																						
MASTER-A635		書類識別 防護標章登録に基づく権利書換登録申請書																						
MASTER-A637		書類識別 重複登録商標に係る商標権存続期間更新登録願																						
PARENT-APPLICATION-ARTICLE		原出願の表示																						
PARIS-PRIORITY-GROUP		パリ優先権主張																						
項目名の編集条件																								
参照する上位タグ名		編集する項目名				編集開始																		
MASTER-A63		【出願番号】				1 カラム																		
MASTER-A639		【出願番号】				1 カラム																		
MASTER-A638		【出願番号】				1 カラム																		
MASTER-A632		【出願番号】				1 カラム																		
MASTER-A633		【出願番号】				1 カラム																		
MASTER-A634		【申請番号】				1 カラム																		
MASTER-A635		【申請番号】				1 カラム																		
MASTER-A637		【出願番号】				1 カラム																		
PARENT-APPLICATION-ARTICLE		【出願番号】				3 カラム																		
PARIS-PRIORITY-GROUP		【出願番号】				3 カラム																		
特記事項																								
・ なし																								
項目内容の編集条件																								
		表示位置																						
1 行目		1 2 カラム																						
2 行目以降		1 2 カラム																						
編集位置																								
<table border="1"> <tr> <td>【出願番号】</td> <td>k:k:k:k:k:k:k:k:k:k</td> <td rowspan="3">1 カラム目からの 編集例</td> </tr> <tr> <td>【申請番号】</td> <td>k:k:k:k:k:k:k:k:k:k</td> </tr> <tr> <td>【出願番号】</td> <td>k:k:k:k:k:k:k:k:k:k:k:k:k:k:k:k:k:k:k:k</td> </tr> <tr> <td>【出願番号】</td> <td>k:k:k:k:k:k:k:k:k:k</td> <td rowspan="2">3 カラム目からの 編集例</td> </tr> <tr> <td>【出願番号】</td> <td>k:k:k:k:k:k:k:k:k:k:k:k:k:k:k:k:k:k:k</td> </tr> </table>													【出願番号】	k:k:k:k:k:k:k:k:k:k	1 カラム目からの 編集例	【申請番号】	k:k:k:k:k:k:k:k:k:k	【出願番号】	k:k:k:k:k:k:k:k:k:k:k:k:k:k:k:k:k:k:k:k	【出願番号】	k:k:k:k:k:k:k:k:k:k	3 カラム目からの 編集例	【出願番号】	k:k:k:k:k:k:k:k:k:k:k:k:k:k:k:k:k:k:k
【出願番号】	k:k:k:k:k:k:k:k:k:k	1 カラム目からの 編集例																						
【申請番号】	k:k:k:k:k:k:k:k:k:k																							
【出願番号】	k:k:k:k:k:k:k:k:k:k:k:k:k:k:k:k:k:k:k:k																							
【出願番号】	k:k:k:k:k:k:k:k:k:k	3 カラム目からの 編集例																						
【出願番号】	k:k:k:k:k:k:k:k:k:k:k:k:k:k:k:k:k:k:k																							
1 10 20 30																								
備考																								

項 番	9																						
タグ名	TRADEMARK-ARTICLE				日本語標準名	商標登録を受けようとする商標				属性	—	桁数	—	繰返	—								
タグ属性																							
属 性 名				任意/ 必須	設定値				備考														
英 名		日本語名			設定値																		
ERROR-CODE		エラーコード		任意	4 桁の数値																		
タグ構成項目																							
タグ名				日本語標準名				タグ名				日本語標準名											
IMAGE				イメージ				CHARACTER				文字											
編集時の参照タグ																							
参照する上位タグ																							
タグ名				日本語名																			
MASTER-A63				書類識別 商標登録願																			
MASTER-A639				書類識別 団体商標登録願																			
MASTER-A638				書類識別 地域団体商標登録願																			
MASTER-A632				書類識別 防護標章登録願																			
項目名の編集条件																							
参照する上位タグ名				編集する項目名								編集開始											
MASTER-A63				【商標登録を受けようとする商標】								1 カラム											
MASTER-A639				【商標登録を受けようとする商標】								1 カラム											
MASTER-A638				【商標登録を受けようとする商標】								1 カラム											
MASTER-A632				【防護標章登録を受けようとする標章】								1 カラム											
特記事項																							
・ 上位タグがMASTER-A633, MASTER-A634, MASTER-A635、MASTER-A637の場合は表示しない ・ 当該タグ配下の項目はセットで改ページを行う																							
項目内容の編集条件																							
なし																							
編集位置																							
												上位タグがMASTER-A63, MASTER-A639の場合 上位タグがMASTER-A632の場合											
備考																							
MASTER-A633, MASTER-A634, MASTER-A635、MASTER-A637はD T D上はタグ定義されているが、マスタ願書S G M Lには設定されない(*)ため、特別な編集は行わない (* : MASTER-A633, MASTER-A634, MASTER-A635, MASTER-A637を作成する元となる出願書類に定義されていないため) MASTER-A633・・・防護標章登録に基づく権利存続期間更新登録願 MASTER-A634・・・書換登録申請書 MASTER-A635・・・防護標章登録に基づく権利書換登録申請書 MASTER-A637・・・重複登録商標に係る商標権存続期間更新登録願																							

項 番	1 0																															
タグ名	IMAGE	日本語標準名	イメージ	属性																												
タグ属性	<table border="1"> <tr> <td>属性</td> <td>－</td> <td>桁数</td> <td>－</td> <td>繰返</td> <td>○</td> </tr> </table>				属性	－	桁数	－	繰返	○																						
属性	－	桁数	－	繰返	○																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">属 性 名</th> <th rowspan="2">任意/ 必須</th> <th>設定値</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>英 名</th> <th>日本語名</th> <th>設定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>FILE-NAME</td> <td>ファイル名</td> <td>必須</td> <td>イメージファイルの実体名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>HEIGHT</td> <td>縦</td> <td>必須</td> <td>イメージ表示時の縦の長さ（単位mm）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>WIDTH</td> <td>横</td> <td>必須</td> <td>イメージ表示時の横の長さ（単位mm）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ERROR-CODE</td> <td>エラーコード</td> <td>任意</td> <td>4 桁の数値</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					属 性 名		任意/ 必須	設定値	備考	英 名	日本語名	設定値	FILE-NAME	ファイル名	必須	イメージファイルの実体名		HEIGHT	縦	必須	イメージ表示時の縦の長さ（単位mm）		WIDTH	横	必須	イメージ表示時の横の長さ（単位mm）		ERROR-CODE	エラーコード	任意	4 桁の数値	
属 性 名		任意/ 必須	設定値	備考																												
英 名	日本語名		設定値																													
FILE-NAME	ファイル名	必須	イメージファイルの実体名																													
HEIGHT	縦	必須	イメージ表示時の縦の長さ（単位mm）																													
WIDTH	横	必須	イメージ表示時の横の長さ（単位mm）																													
ERROR-CODE	エラーコード	任意	4 桁の数値																													
タグ構成項目																																
なし																																
編集時の参照タグ																																
なし																																
項目名の編集条件																																
項目名は編集しない																																
項目内容の編集条件																																
属性FILE-NAMEに設定された実体名に対応するイメージファイルを表示する 表示位置 1 カラム目 縦の長さ 属性HEIGHTの値（HTML表示時にはピクセル数に変換して表示） 横の長さ 属性WIDTHの値（HTML表示時にはピクセル数に変換して表示）																																
編集位置																																
備考																																

項番	13																							
タグ名	THREE-DIMENSIONAL-TRADEMARK	日本語標準名	立体商標	属性	-	桁数	-	繰返	-															
タグ属性																								
属性名			任意/ 必須	設定値		備考																		
英名		日本語名	設定値																					
ERROR-CODE		エラーコード	任意 4桁の数値																					
タグ構成項目																								
なし																								
編集時の参照タグ																								
<table border="1"><thead><tr><th colspan="2">参照する上位タグ</th></tr><tr><th>タグ名</th><th>日本語名</th></tr></thead><tbody><tr><td>MASTER-A63</td><td>書類識別 商標登録願</td></tr><tr><td>MASTER-A639</td><td>書類識別 団体商標登録願</td></tr><tr><td>MASTER-A638</td><td>書類識別 地域団体商標登録願</td></tr><tr><td>MASTER-A632</td><td>書類識別 防護標章登録願</td></tr></tbody></table>										参照する上位タグ		タグ名	日本語名	MASTER-A63	書類識別 商標登録願	MASTER-A639	書類識別 団体商標登録願	MASTER-A638	書類識別 地域団体商標登録願	MASTER-A632	書類識別 防護標章登録願			
参照する上位タグ																								
タグ名	日本語名																							
MASTER-A63	書類識別 商標登録願																							
MASTER-A639	書類識別 団体商標登録願																							
MASTER-A638	書類識別 地域団体商標登録願																							
MASTER-A632	書類識別 防護標章登録願																							
項目名の編集条件																								
<table border="1"><thead><tr><th>参照する上位タグ名</th><th>編集する項目名</th><th>編集開始</th></tr></thead><tbody><tr><td>MASTER-A63</td><td>【立体商標】</td><td>1カラム</td></tr><tr><td>MASTER-A639</td><td>【立体商標】</td><td>1カラム</td></tr><tr><td>MASTER-A638</td><td>【立体商標】</td><td>1カラム</td></tr><tr><td>MASTER-A632</td><td>【立体標章】</td><td>1カラム</td></tr></tbody></table>										参照する上位タグ名	編集する項目名	編集開始	MASTER-A63	【立体商標】	1カラム	MASTER-A639	【立体商標】	1カラム	MASTER-A638	【立体商標】	1カラム	MASTER-A632	【立体標章】	1カラム
参照する上位タグ名	編集する項目名	編集開始																						
MASTER-A63	【立体商標】	1カラム																						
MASTER-A639	【立体商標】	1カラム																						
MASTER-A638	【立体商標】	1カラム																						
MASTER-A632	【立体標章】	1カラム																						
特記事項 ・なし																								
項目内容の編集条件																								
なし																								
編集位置																								
【立体商標】 【立体標章】 1 10 20 30 上位タグがMASTER-A63, MASTER-A639, MASTER-A638の場合 上位タグがMASTER-A632の場合																								
備考																								

[illegible]

項番	13-2																																																																																																																																																																																																																																																																																			
タグ名	HOLOGRAM-TRADEMARK	日本語標準名	ホログラム商標	属性	-	桁数	-	繰返	-																																																																																																																																																																																																																																																																											
タグ属性																																																																																																																																																																																																																																																																																				
<table><tr><td colspan="2">属性名</td><td rowspan="3">任意/ 必須 任意</td><td>設定値</td><td rowspan="3">備考</td></tr><tr><td>英名</td><td>日本語名</td><td>設定値</td></tr><tr><td>ERROR-CODE</td><td>エラーコード</td><td>4桁の数値</td></tr></table>				属性名		任意/ 必須 任意	設定値	備考	英名	日本語名	設定値	ERROR-CODE	エラーコード	4桁の数値																																																																																																																																																																																																																																																																						
属性名		任意/ 必須 任意	設定値	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																
英名	日本語名		設定値																																																																																																																																																																																																																																																																																	
ERROR-CODE	エラーコード		4桁の数値																																																																																																																																																																																																																																																																																	
タグ構成項目																																																																																																																																																																																																																																																																																				
なし																																																																																																																																																																																																																																																																																				
編集時の参照タグ																																																																																																																																																																																																																																																																																				
<table><tr><td colspan="2">参照する上位タグ</td></tr><tr><td>タグ名</td><td>日本語名</td></tr><tr><td>MASTER-A63</td><td>書類識別 商標登録願</td></tr><tr><td>MASTER-A639</td><td>書類識別 団体商標登録願</td></tr><tr><td>MASTER-A638</td><td>書類識別 地域団体商標登録願</td></tr><tr><td>MASTER-A632</td><td>書類識別 防護標章登録願</td></tr></table>										参照する上位タグ		タグ名	日本語名	MASTER-A63	書類識別 商標登録願	MASTER-A639	書類識別 団体商標登録願	MASTER-A638	書類識別 地域団体商標登録願	MASTER-A632	書類識別 防護標章登録願																																																																																																																																																																																																																																																															
参照する上位タグ																																																																																																																																																																																																																																																																																				
タグ名	日本語名																																																																																																																																																																																																																																																																																			
MASTER-A63	書類識別 商標登録願																																																																																																																																																																																																																																																																																			
MASTER-A639	書類識別 団体商標登録願																																																																																																																																																																																																																																																																																			
MASTER-A638	書類識別 地域団体商標登録願																																																																																																																																																																																																																																																																																			
MASTER-A632	書類識別 防護標章登録願																																																																																																																																																																																																																																																																																			
項目名の編集条件																																																																																																																																																																																																																																																																																				
<table><tr><td>参照する上位タグ名</td><td>編集する項目名</td><td>編集開始</td></tr><tr><td>MASTER-A63</td><td>【ホログラム商標】</td><td>1カラム</td></tr><tr><td>MASTER-A639</td><td>【ホログラム商標】</td><td>1カラム</td></tr><tr><td>MASTER-A638</td><td>【ホログラム商標】</td><td>1カラム</td></tr><tr><td>MASTER-A632</td><td>【ホログラム標章】</td><td>1カラム</td></tr></table>										参照する上位タグ名	編集する項目名	編集開始	MASTER-A63	【ホログラム商標】	1カラム	MASTER-A639	【ホログラム商標】	1カラム	MASTER-A638	【ホログラム商標】	1カラム	MASTER-A632	【ホログラム標章】	1カラム																																																																																																																																																																																																																																																												
参照する上位タグ名	編集する項目名	編集開始																																																																																																																																																																																																																																																																																		
MASTER-A63	【ホログラム商標】	1カラム																																																																																																																																																																																																																																																																																		
MASTER-A639	【ホログラム商標】	1カラム																																																																																																																																																																																																																																																																																		
MASTER-A638	【ホログラム商標】	1カラム																																																																																																																																																																																																																																																																																		
MASTER-A632	【ホログラム標章】	1カラム																																																																																																																																																																																																																																																																																		
特記事項 ・なし																																																																																																																																																																																																																																																																																				
項目内容の編集条件																																																																																																																																																																																																																																																																																				
なし																																																																																																																																																																																																																																																																																				
編集位置																																																																																																																																																																																																																																																																																				
<table><tr><td colspan="33"><table><tr><td colspan="10">【ホログラム商標】</td><td colspan="23"></td></tr><tr><td colspan="33"></td></tr><tr><td colspan="10">【ホログラム標章】</td><td colspan="23"></td></tr><tr><td colspan="33"></td></tr></table></td><td>上位タグがMASTER-A63, MASTER-A639, MASTER-A638の場合</td></tr><tr><td colspan="33"></td><td>上位タグがMASTER-A632の場合</td></tr><tr><td colspan="33"></td></tr><tr><td>1</td><td colspan="9">10</td><td colspan="9">20</td><td colspan="9">30</td><td colspan="6"></td></tr></table>										<table><tr><td colspan="10">【ホログラム商標】</td><td colspan="23"></td></tr><tr><td colspan="33"></td></tr><tr><td colspan="10">【ホログラム標章】</td><td colspan="23"></td></tr><tr><td colspan="33"></td></tr></table>																																	【ホログラム商標】																																																																		【ホログラム標章】																																																																		上位タグがMASTER-A63, MASTER-A639, MASTER-A638の場合																																		上位タグがMASTER-A632の場合																																		1	10									20									30														
<table><tr><td colspan="10">【ホログラム商標】</td><td colspan="23"></td></tr><tr><td colspan="33"></td></tr><tr><td colspan="10">【ホログラム標章】</td><td colspan="23"></td></tr><tr><td colspan="33"></td></tr></table>																																	【ホログラム商標】																																																																		【ホログラム標章】																																																																		上位タグがMASTER-A63, MASTER-A639, MASTER-A638の場合																																																																																																															
【ホログラム商標】																																																																																																																																																																																																																																																																																				
【ホログラム標章】																																																																																																																																																																																																																																																																																				
																																	上位タグがMASTER-A632の場合																																																																																																																																																																																																																																																			
1	10									20									30																																																																																																																																																																																																																																																																	
備考																																																																																																																																																																																																																																																																																				

項 番	1 3 - 3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
タグ名	COLOR-TRADEMARK	日本語標準名	色彩のみからなる商標	属性	—	桁数	—	繰返	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
タグ属性																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
属 性 名		任意/ 必須	設定値		備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
英 名	日本語名		設定値																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
ERROR-CODE	エラーコード	任意	4 桁の数値																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
タグ構成項目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
なし																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
編集時の参照タグ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
<table border="1"> <tr> <th colspan="2">参照する上位タグ</th></tr> <tr> <th>タグ名</th><th>日本語名</th></tr> <tr> <td>MASTER-A63</td><td>書類識別 商標登録願</td></tr> <tr> <td>MASTER-A639</td><td>書類識別 団体商標登録願</td></tr> <tr> <td>MASTER-A638</td><td>書類識別 地域団体商標登録願</td></tr> <tr> <td>MASTER-A632</td><td>書類識別 防護標章登録願</td></tr> </table>										参照する上位タグ		タグ名	日本語名	MASTER-A63	書類識別 商標登録願	MASTER-A639	書類識別 団体商標登録願	MASTER-A638	書類識別 地域団体商標登録願	MASTER-A632	書類識別 防護標章登録願																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
参照する上位タグ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
タグ名	日本語名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
MASTER-A63	書類識別 商標登録願																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
MASTER-A639	書類識別 団体商標登録願																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
MASTER-A638	書類識別 地域団体商標登録願																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
MASTER-A632	書類識別 防護標章登録願																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
項目名の編集条件																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
<table border="1"> <tr> <th>参照する上位タグ名</th><th>編集する項目名</th><th>編集開始</th></tr> <tr> <td>MASTER-A63</td><td>【色彩のみからなる商標】</td><td>1 カラム</td></tr> <tr> <td>MASTER-A639</td><td>【色彩のみからなる商標】</td><td>1 カラム</td></tr> <tr> <td>MASTER-A638</td><td>【色彩のみからなる商標】</td><td>1 カラム</td></tr> <tr> <td>MASTER-A632</td><td>【色彩のみからなる標章】</td><td>1 カラム</td></tr> </table>										参照する上位タグ名	編集する項目名	編集開始	MASTER-A63	【色彩のみからなる商標】	1 カラム	MASTER-A639	【色彩のみからなる商標】	1 カラム	MASTER-A638	【色彩のみからなる商標】	1 カラム	MASTER-A632	【色彩のみからなる標章】	1 カラム																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
参照する上位タグ名	編集する項目名	編集開始																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
MASTER-A63	【色彩のみからなる商標】	1 カラム																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
MASTER-A639	【色彩のみからなる商標】	1 カラム																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
MASTER-A638	【色彩のみからなる商標】	1 カラム																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
MASTER-A632	【色彩のみからなる標章】	1 カラム																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
特記事項 ・なし																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
項目内容の編集条件																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
なし																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
編集位置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
<table border="1"> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td>31</td><td>32</td><td>33</td><td>34</td><td>35</td><td>36</td><td>37</td><td>38</td><td>39</td><td>40</td><td>41</td><td>42</td><td>43</td><td>44</td><td>45</td><td>46</td><td>47</td><td>48</td><td>49</td><td>50</td><td>51</td><td>52</td><td>53</td><td>54</td><td>55</td><td>56</td><td>57</td><td>58</td><td>59</td><td>60</td><td>61</td><td>62</td><td>63</td><td>64</td><td>65</td><td>66</td><td>67</td><td>68</td><td>69</td><td>70</td><td>71</td><td>72</td><td>73</td><td>74</td><td>75</td><td>76</td><td>77</td><td>78</td><td>79</td><td>80</td><td>81</td><td>82</td><td>83</td><td>84</td><td>85</td><td>86</td><td>87</td><td>88</td><td>89</td><td>90</td><td>91</td><td>92</td><td>93</td><td>94</td><td>95</td><td>96</td><td>97</td><td>98</td><td>99</td><td>100</td></tr> <tr> <td colspan="10">【色彩のみからなる商標】</td><td colspan="90"></td></tr> <tr> <td colspan="10">【色彩のみからなる標章】</td><td colspan="90"></td></tr> <tr> <td colspan="10"></td><td colspan="90"></td></tr> </table>										1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	【色彩のみからなる商標】																																																																																																				【色彩のみからなる標章】																																																																																																																																																																																																							
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
【色彩のみからなる商標】																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
【色彩のみからなる標章】																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
										上位タグがMASTER-A63, MASTER-A639, MASTER-A638の場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
										上位タグがMASTER-A632の場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
1										10										20										30																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									

[illegible]

[illegible]

[illegible]

項 番	13-7																																																																																								
タグ名	DETAIL-EXPLANATION-OF-THE-TM-ART	日本語標準名	商標の詳細な説明の記事	属性	—	桁数	—	繰返	—																																																																																
タグ属性																																																																																									
属 性 名		任意/	設定値		備考																																																																																				
英 名	日本語名	必須	設定値																																																																																						
ERROR-CODE	エラーコード	任意	4 桁の数値																																																																																						
タグ構成項目																																																																																									
タグ名	日本語標準名	タグ名	日本語標準名																																																																																						
DETAIL-EXPLANATION-OF-THE-TM	商標の詳細な説明																																																																																								
編集時の参照タグ																																																																																									
参照する上位タグ																																																																																									
タグ名	日本語名																																																																																								
MASTER-A63	書類識別 商標登録願																																																																																								
MASTER-A639	書類識別 団体商標登録願																																																																																								
MASTER-A638	書類識別 地域団体商標登録願																																																																																								
MASTER-A632	書類識別 防護標章登録願																																																																																								
項目名の編集条件																																																																																									
参照する上位タグ名	編集する項目名	編集開始																																																																																							
MASTER-A63	【商標の詳細な説明】	1 カラム																																																																																							
MASTER-A639	【商標の詳細な説明】	1 カラム																																																																																							
MASTER-A638	【商標の詳細な説明】	1 カラム																																																																																							
MASTER-A632	【標章の詳細な説明】	1 カラム																																																																																							
特記事項 ・なし																																																																																									
項目内容の編集条件																																																																																									
なし																																																																																									
編集位置																																																																																									
<table border="1"> <tr> <td colspan="10">【商標の詳細な説明】</td> <td colspan="20"></td> </tr> <tr> <td colspan="10">【標章の詳細な説明】</td> <td colspan="20"></td> </tr> </table>																														【商標の詳細な説明】																														【標章の詳細な説明】																													
【商標の詳細な説明】																																																																																									
【標章の詳細な説明】																																																																																									
1 10 20 30																																																																																									
備考																																																																																									

上位タグがMASTER-A63, MASTER-A639, MASTER-A638の場合

上位タグがMASTER-A632の場合

[illegible]

項番

14

タグ名

CLASS-OF-GOODS-AND-SERVICE-ART

日本語標準名

指定商品又は指定役務並びに区分

属性

－

桁数

－

繰返

－

タグ属性

属性名

英名

日本語名

ERROR-CODE

任意/必須

任意

設定値

設定値

4桁の数値

備考

タグ構成項目

タグ名

GOODS-AND-SERVICE-CLASS
-GROOUP

日本語標準名

商品役務並びに区分

タグ名

日本語標準名

編集時の参照タグ

参照する上位タグ

タグ名

日本語名

MASTER-A63

書類識別 商標登録願

MASTER-A639

書類識別 団体商標登録願

MASTER-A638

書類識別 地域団体商標登録願

MASTER-A632

書類識別 防護標章登録願

MASTER-A633

書類識別 防護標章登録に基づく権利存続期間更新登録願

MASTER-A634

書類識別 書換登録申請書

MASTER-A635

書類識別 防護標章登録に基づく権利書換登録申請書

項目名の編集条件

参照する上位タグ名

編集する項目名

編集開始

MASTER-A63

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

1カラム

MASTER-A639

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

1カラム

MASTER-A638

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

1カラム

MASTER-A632

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

1カラム

MASTER-A633

【商品及び役務の区分】

1カラム

MASTER-A634

【書換登録を受けようとする指定商品並びに商品及び役務の区分】

1カラム

MASTER-A635

【書換登録を受けようとする指定商品並びに商品及び役務の区分】

1カラム

特記事項

・上位タグがMASTER-A637の場合は表示しない

項目内容の編集条件

なし

編集位置

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【商品及び役務の区分】

【書換登録を受けようとする指定商品並びに商品及び役務の区分】

1

10

20

30

上位タグがMASTER-A63、MASTER-A639、MASTER-A632の場合

上位タグがMASTER-A633の場合

上位タグがMASTER-A634、MASTER-A635の場合

備考

MASTER-A637はD T D上はタグ定義されているが、マスタ願書S G M Lには設定されない(*)ため、特別な編集は行わない
(*: MASTER-A637を作成する元となる出願書類に定義されていないため)
MASTER-A637・・・重複登録商標に係る商標権存続期間更新登録願

[illegible]

[illegible]

[illegible]

備考

MASTER-A63, MASTER-A639, MASTER-A638はD T D上はタグ定義されているが、マスタ願書S G M Lには設定されない(*)ため、特別な編集は行わない

(*: MASTER-A63, MASTER-A639, MASTER-A638を作成する元となる出願書類に定義されていないため)

MASTER-A63 . . . 商標登録願

MASTER-A639 . . . 団体商標登録願

MASTER-A638 . . . 地域団体商標登録願

項 番	2 4																																																										
タグ名	REQUESTER	日本語標準名	申請者	属性	—	桁数	—	繰返	—																																																		
タグ属性																																																											
属 性 名		任意/ 必須	設定値				備考																																																				
英 名	日本語名		設定値																																																								
ERROR-CODE	エラーコード	任意	4 桁の数値																																																								
タグ構成項目																																																											
タグ名	日本語標準名	タグ名	日本語標準名																																																								
SHARE	持分	NATIONALITY	国籍																																																								
REPRESENTATIVE-APPLICANT	代表出願人	ADDRESS-GROUP	住所又は居所情報																																																								
IDENTIFICATION-NUMBER	識別番号	NAME-GROUP	氏名又は名称情報																																																								
編集時の参照タグ																																																											
参照する上位タグ																																																											
タグ名	日本語名																																																										
MASTER-A63	書類識別 商標登録願																																																										
MASTER-A639	書類識別 団体商標登録願																																																										
MASTER-A638	書類識別 地域団体商標登録願																																																										
MASTER-A632	書類識別 防護標章登録願																																																										
MASTER-A633	書類識別 防護標章登録に基づく権利存続期間更新登録願																																																										
MASTER-A634	書類識別 書換登録申請書																																																										
MASTER-A635	書類識別 防護標章登録に基づく権利書換登録申請書																																																										
MASTER-A637	書類識別 重複登録商標に係る商標権存続期間更新登録願																																																										
項目名の編集条件																																																											
参照する上位タグ名	編集する項目名	編集開始																																																									
MASTER-A63	【商標登録出願人】	1 カラム																																																									
MASTER-A639	【商標登録出願人】	1 カラム																																																									
MASTER-A638	【商標登録出願人】	1 カラム																																																									
MASTER-A632	【防護標章登録出願人】	1 カラム																																																									
MASTER-A633	【更新登録出願人】	1 カラム																																																									
MASTER-A634	【書換登録申請者】	1 カラム																																																									
MASTER-A635	【書換登録申請者】	1 カラム																																																									
MASTER-A637	【更新登録出願人】	1 カラム																																																									
特記事項																																																											
・ 当該タグ配下の項目はセットで改ページを行う																																																											
項目内容の編集条件																																																											
なし																																																											
編集位置																																																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">1</td> <td style="width: 10%;">10</td> <td style="width: 10%;">20</td> <td style="width: 10%;">30</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="10">【商標登録出願人】</td> </tr> <tr> <td colspan="10">【防護標章登録出願人】</td> </tr> <tr> <td colspan="10">【更新登録出願人】</td> </tr> <tr> <td colspan="10">【書換登録申請者】</td> </tr> </table>										1	10	20	30							【商標登録出願人】										【防護標章登録出願人】										【更新登録出願人】										【書換登録申請者】									
1	10	20	30																																																								
【商標登録出願人】																																																											
【防護標章登録出願人】																																																											
【更新登録出願人】																																																											
【書換登録申請者】																																																											
上位タグがMASTER-A63, MASTER-A639, MASTER-A638の場合 上位タグがMASTER-A632の場合 上位タグがMASTER-A633, MASTER-A637の場合 上位タグがMASTER-A634, MASTER-A635の場合																																																											
備考																																																											

[illegible]

[illegible]

項 番	27																																																																																										
タグ名	REPRESENTATIVE-APPLICANT	日本語標準名	代表出願人	属性	—	桁数	—	繰返	—																																																																																		
タグ属性																																																																																											
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">属 性 名</td> <td rowspan="2">任意/ 必須</td> <td>設定値</td> <td rowspan="2">備考</td> </tr> <tr> <td>英 名</td> <td>日本語名</td> <td>設定値</td> </tr> <tr> <td>ERROR-CODE</td> <td>エラーコード</td> <td>任意</td> <td>4 桁の数値</td> <td></td> </tr> </table>				属 性 名		任意/ 必須	設定値	備考	英 名	日本語名	設定値	ERROR-CODE	エラーコード	任意	4 桁の数値																																																																												
属 性 名		任意/ 必須	設定値	備考																																																																																							
英 名	日本語名		設定値																																																																																								
ERROR-CODE	エラーコード	任意	4 桁の数値																																																																																								
タグ構成項目																																																																																											
なし																																																																																											
編集時の参照タグ																																																																																											
<table border="1"> <tr> <th colspan="2">参照する上位タグ</th> </tr> <tr> <th>タグ名</th> <th>日本語名</th> </tr> <tr> <td>MASTER-A63</td> <td>書類識別 商標登録願</td> </tr> <tr> <td>MASTER-A639</td> <td>書類識別 団体商標登録願</td> </tr> <tr> <td>MASTER-A638</td> <td>書類識別 地域団体商標登録願</td> </tr> <tr> <td>MASTER-A632</td> <td>書類識別 防護標章登録願</td> </tr> <tr> <td>MASTER-A633</td> <td>書類識別 防護標章登録に基づく権利存続期間更新登録願</td> </tr> <tr> <td>MASTER-A634</td> <td>書類識別 書換登録申請書</td> </tr> <tr> <td>MASTER-A635</td> <td>書類識別 防護標章登録に基づく権利書換登録申請書</td> </tr> <tr> <td>MASTER-A637</td> <td>書類識別 重複登録商標に係る商標権存続期間更新登録願</td> </tr> </table>										参照する上位タグ		タグ名	日本語名	MASTER-A63	書類識別 商標登録願	MASTER-A639	書類識別 団体商標登録願	MASTER-A638	書類識別 地域団体商標登録願	MASTER-A632	書類識別 防護標章登録願	MASTER-A633	書類識別 防護標章登録に基づく権利存続期間更新登録願	MASTER-A634	書類識別 書換登録申請書	MASTER-A635	書類識別 防護標章登録に基づく権利書換登録申請書	MASTER-A637	書類識別 重複登録商標に係る商標権存続期間更新登録願																																																														
参照する上位タグ																																																																																											
タグ名	日本語名																																																																																										
MASTER-A63	書類識別 商標登録願																																																																																										
MASTER-A639	書類識別 団体商標登録願																																																																																										
MASTER-A638	書類識別 地域団体商標登録願																																																																																										
MASTER-A632	書類識別 防護標章登録願																																																																																										
MASTER-A633	書類識別 防護標章登録に基づく権利存続期間更新登録願																																																																																										
MASTER-A634	書類識別 書換登録申請書																																																																																										
MASTER-A635	書類識別 防護標章登録に基づく権利書換登録申請書																																																																																										
MASTER-A637	書類識別 重複登録商標に係る商標権存続期間更新登録願																																																																																										
項目名の編集条件																																																																																											
<table border="1"> <tr> <th>参照する上位タグ名</th> <th>編集する項目名</th> <th>編集開始</th> </tr> <tr> <td>MASTER-A63</td> <td>【代表出願人】</td> <td>3 カラム</td> </tr> <tr> <td>MASTER-A639</td> <td>【代表出願人】</td> <td>3 カラム</td> </tr> <tr> <td>MASTER-A638</td> <td>【代表出願人】</td> <td>3 カラム</td> </tr> <tr> <td>MASTER-A632</td> <td>【代表出願人】</td> <td>3 カラム</td> </tr> <tr> <td>MASTER-A633</td> <td>【代表出願人】</td> <td>3 カラム</td> </tr> <tr> <td>MASTER-A634</td> <td>【代表申請者】</td> <td>3 カラム</td> </tr> <tr> <td>MASTER-A635</td> <td>【代表申請者】</td> <td>3 カラム</td> </tr> <tr> <td>MASTER-A637</td> <td>【代表出願人】</td> <td>3 カラム</td> </tr> </table>										参照する上位タグ名	編集する項目名	編集開始	MASTER-A63	【代表出願人】	3 カラム	MASTER-A639	【代表出願人】	3 カラム	MASTER-A638	【代表出願人】	3 カラム	MASTER-A632	【代表出願人】	3 カラム	MASTER-A633	【代表出願人】	3 カラム	MASTER-A634	【代表申請者】	3 カラム	MASTER-A635	【代表申請者】	3 カラム	MASTER-A637	【代表出願人】	3 カラム																																																							
参照する上位タグ名	編集する項目名	編集開始																																																																																									
MASTER-A63	【代表出願人】	3 カラム																																																																																									
MASTER-A639	【代表出願人】	3 カラム																																																																																									
MASTER-A638	【代表出願人】	3 カラム																																																																																									
MASTER-A632	【代表出願人】	3 カラム																																																																																									
MASTER-A633	【代表出願人】	3 カラム																																																																																									
MASTER-A634	【代表申請者】	3 カラム																																																																																									
MASTER-A635	【代表申請者】	3 カラム																																																																																									
MASTER-A637	【代表出願人】	3 カラム																																																																																									
特記事項 ・なし																																																																																											
項目内容の編集条件																																																																																											
なし																																																																																											
編集位置																																																																																											
<table border="1"> <tr> <td colspan="10">【代表出願人】</td> <td rowspan="4">上位タグがMASTER-A63, MASTER-A639, MASTER-A632, MASTER-A633, MASTER-A637の場合</td> </tr> <tr><td colspan="10"></td></tr> <tr><td colspan="10"></td></tr> <tr><td colspan="10"></td></tr> <tr> <td colspan="10">【代表申請者】</td> <td rowspan="4">上位タグがMASTER-A634, MASTER-A635の場合</td> </tr> <tr><td colspan="10"></td></tr> <tr><td colspan="10"></td></tr> <tr><td colspan="10"></td></tr> </table>										【代表出願人】										上位タグがMASTER-A63, MASTER-A639, MASTER-A632, MASTER-A633, MASTER-A637の場合																															【代表申請者】										上位タグがMASTER-A634, MASTER-A635の場合																														
【代表出願人】										上位タグがMASTER-A63, MASTER-A639, MASTER-A632, MASTER-A633, MASTER-A637の場合																																																																																	
【代表申請者】										上位タグがMASTER-A634, MASTER-A635の場合																																																																																	
1 10 20 30																																																																																											
備考																																																																																											

[illegible]

項 番	3 0																			
タグ名	ADDRESS-GROUP				日本語標準名	住所又は居所情報				属性	—	桁数	—	繰返	—					
タグ属性																				
属 性 名					任意/ 必須	設定値					備考									
英 名		日本語名				設定値														
ERROR-CODE		エラーコード				4 桁の数値														
タグ構成項目																				
タグ名					日本語標準名					タグ名					日本語標準名					
ADDRESS					住所又は居所															
編集時の参照タグ																				
なし																				
項目名の編集条件																				
なし																				
項目内容の編集条件																				
なし																				
編集位置																				
なし																				
備考																				

[illegible]

項 番	3 1								
タグ名	NAME-GROUP	日本語標準名	氏名又は名称情報	属性	一	桁数	一	繰返	一
タグ属性									
属 性 名		任意/ 必須	設定値		備考				
英 名	日本語名		設定値						
ERROR-CODE	エラーコード		4 桁の数値						
タグ構成項目									
タグ名	日本語標準名	タグ名	日本語標準名						
NAME	氏名又は名称								
編集時の参照タグ									
なし									
項目名の編集条件									
なし									
項目内容の編集条件									
なし									
編集位置									
なし									
備考									

項番	31-1								
タグ名	NAME	日本語標準名	氏名又は名称	属性	K	桁数	V	繰返	ー
タグ属性									

属 性 名		任意/ 必須 任意	設定値	備考
英 名	日本語名		設定値	
ERROR-CODE	エラーコード		4桁の数値	

タグ構成項目									
なし									

編集時の参照タグ									
なし									

項目名の編集条件									
参照する上位タグ名				編集する項目名			編集開始		
ー				【氏名又は名称】			3カラム		

特記事項
・なし

項目内容の編集条件									
		表示位置							
1行目		12カラム							
2行目以降		12カラム							

編集位置									

備考									
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

[illegible]

5. 2 図面の編集概要

- (1) タグの出力順序
S G M Lに格納されているタグの順に出力する
- (2) 改ページ条件
 - ①ページ当たりの行数は、29行とする
 - ②図(Figure-Group配下のIMAGE)と図の表記(Figure-Group配下のTITLE)はセットで編集し、同一ページに編集できない場合は改ページを行う
- (3) 改行条件
 - ①行当たりの文字数(漢字)は、36文字とする。
- (4) タイトルの編集
 - ①タイトルはタグが存在すれば、実データの有無に関係なく出力する
 - ②タイトルの書き出し位置
全て1桁目から編集する
 - ③複数行にまたがる場合のタイトル編集位置
初回行の書き出し位置に揃える
[例] 【初回行・・・・・・・・・・
の書き出し位置に合わせる】
- (5) イメージの編集
 - ①印刷可能領域の左端から表示する
 - ②イメージはページまたがりしないようにする。(またがる場合は改ページして表示する)

5. 3 図面代用写真の編集概要

5. 2と同様

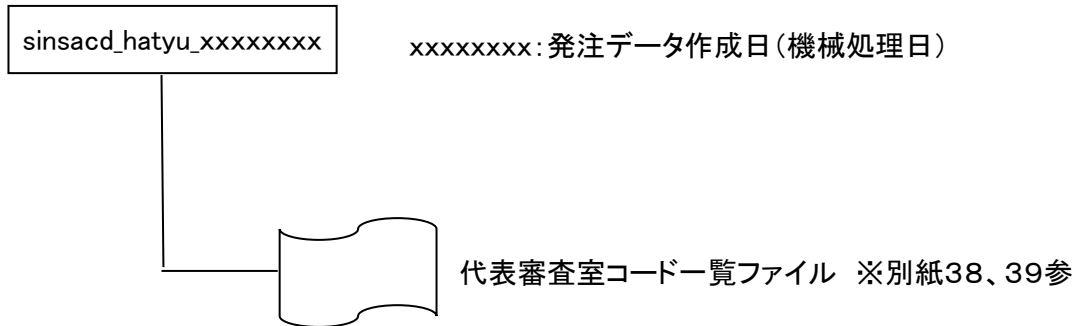
5. 4 図面代用ひな形の編集概要

5. 2と同様

5. 5 図面代用見本の編集概要

5. 2と同様

代表審査室コード発注データ格納ディレクトリ構成



■代表審査室コード■

1TA0	： 化学	、	1TB0	： 食品	、	1TC0	： 機械
1TK0	： 雑貨繊維	、	1TL0	： 産業役務	、	1TM0	： 一般役務

別紙40 独自データ納入格納ディレクトリ構成(国内解析)

本納品媒体はOpenSSLによりAES(鍵長:256)による暗号化が行われていることとする。共通鍵については、別途連絡を行うものとする。

kokunai_kaiseki_nohin_XXXXXXXX.crypt

XXXXXXXX: 納品データ作成日

以下ファイル名を出力ファイルに指定を行い、共通鍵により復号を行う。

復号したファイル名 例)

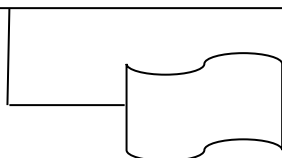
kokunai_kaiseki_nohin_XXXXXXXX.tar

XXXXXXXX: 納品データ作成日

復号した上記ファイルは以下形式により、tarによりディレクトリ中に独自データ納品ファイルが格納されていることとする。

kokunai_kaiseki_nohin_XXXXXXXX

XXXXXXXX: 納品データ作成日



独自データ納入ファイル ※別紙41～48参照
(ファイル名:k_kaiseki_nohin.csv)

■＜国内＞独自データ納入ファイル(表示用商標)／レコード仕様

別紙41

[illegible]

項目編集条件表				独自データ納入ファイル(表示用商標)				別紙42	
N.C.(Not Change)・・・そのまま設定する。									
項番	項目名	属性	バイト数	N.C.	SPACE	編集内容	入力ファイル名	備考	
1	キー情報							SJIS半角コード であること。	
	解析データ種別	char	1			“1”（通常出願の解析データ）を設定する。			
2	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。			
	出願番号								
3	西暦年	char	4			1925年～現在までの実在年を設定する。			
4	号	char	6			’000001’～’999999’を設定する。			
5	国際分割番号	char	1		○	半角スペースを設定する。			
6	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。			
7	記事ID	char	8			’HYOJI△△△’（表示用商標）を設定する。 △は半角スペース			
8	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。			
9	表示用商標	char	MAX 512			表示用商標を設定する。(全角)			
10	ENDマーク	char	1			改行コード(0x0a)を設定する。			

■＜国内＞独自データ納入ファイル(称呼)／レコード仕様

別紙43

ファイル 名称	独自データ納入ファイル (称呼)	ファイル I D		データ量	可変長 (3892バイト/レコード)	ファイル 媒体	D I S K	ファイル 形式	CSV形式
------------	---------------------	-------------	--	------	-----------------------	------------	---------	------------	-------

《同一案件中の各記事 I D データレコードに順序性なし》

相対バイト											10											20											30											40											50											
項 目 名	キー情報					区切り文字（カンマ）	記事 I D	区切り文字（カンマ）	称呼																																																									
	解析データ種別	区切り文字（カンマ）	出願番号		国際分割番号																																																													
			西暦年	号																																																														
属 性	c	c	c	c	c	c	c	c	c																																																									
バイト数	1	1	4	6	1	1	8	1	MAX3868																																																									

項目編集条件表						独自データ納入ファイル(称呼)		別紙44	
N.C.(Not Change)・・・そのまま設定する。									
項番	項目名	属性	バイト数	N.C.	SPACE	編集内容	入力ファイル名	備考	
1	キー情報							SJIS半角コード であること。	
	解析データ種別	char	1			“1”（通常出願の解析データ）を設定する。			
2	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。			
3	出願番号								
4	西暦年	char	4			1925年～現在までの実在年を設定する。			
5	号	char	6			’000001’～’999999’を設定する。			
6	国際分割番号	char	1		○	半角スペースを設定する。			
7	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。			
8	記事ID	char	8			’SYOKO△△△’（称呼）を設定する。 △は半角スペース。			
9	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。			
10	称呼	char	MAX 3868			称呼を設定する。(全角) また各称呼間は全角カンマで区切る。			
11	ENDマーク	char	1			改行コード(0x0a)を設定する。			

項目編集条件表				独自データ納入ファイル(ウィーン分類図形ターム)				別紙46	
N.C.(Not Change)・・・そのまま設定する。									
項番	項目名	属性	バイト数	N.C.	SPACE	編集内容	入力ファイル名	備考	
1	キー情報							SJIS半角コード であること。	
	解析データ種別	char	1			“1”（通常出願の解析データ）を設定する。			
2	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。			
	出願番号								
3	西暦年	char	4			1925年～現在までの実在年を設定する。			
4	号	char	6			’000001’～’999999’を設定する。			
5	国際分割番号	char	1		○	半角スペースを設定する。			
6	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。			
7	記事ID	char	8			’WZKITM△△’（ウィーン分類図形ターム） を設定する。△は半角スペース。			
8	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。			
	ウィーン分類図形ターム	char	MAX 639			ウィーン分類図形タームを設定する。 最終の場合、半角カンマは設定しない。 (16×MAX40－1)			
9	検索指定記号	char	1			検索指定記号を設定する。 (’1’（検索指定有り） またはスペース(検索指定無し))			
10	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。			
11	識別記号	char	1			識別記号を設定する。 (’1’（’*’：principal section）、 ’2’（’A’：auxiliary section）、 ’3’（’J’：細分化分類(国内分類)）、 スペース(識別なし(’*’と併せてmain section)))			

項目編集条件表						独自データ納入ファイル(ウィーン分類図形ターム)		別紙46	
N.C.(Not Change)・・・そのまま設定する。									
項番	項目名	属性	バイト数	N.C.	SPACE	編集内容	入力ファイル名	備考	
12	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。			
13	大分類	char	2			大分類を設定する。 (' 01' ~ ' 99')			
14	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。			
15	中分類	char	2			中分類を設定する。 (' 01' ~ ' 99')			
16	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。			
17	小分類	char	2			小分類を設定する。 (' 00' ~ ' 99')			
18	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。			
19	細分類	char	2			細分類を設定する。 (' 00' ~ ' 99')			
20	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。			
21	ENDマーク	char	1			改行コード(0x0a)を設定する。			

■＜国内＞独自データ納入ファイル(付加情報)／レコード仕様

別紙47

ファイル 名称	独自データ納入ファイル (付加情報)	ファイル I D	データ量	固定長 (31バイト/レコード)	ファイル 媒体	D I S K	ファイル 形式	CSV形式
------------	-----------------------	-------------	------	---------------------	------------	---------	------------	-------

《同一案件中の各記事 I D データレコードに順序性なし》

[illegible]

項目編集条件表 独自データ納入ファイル(付加)								別紙48
N.C.(Not Change)・・・そのまま設定する。								
項番	項目名	属性	バイト数	N.C.	SPACE	編集内容	入力ファイル名	備考
1	キー情報 解析データ種別	char	1			“1”（通常出願の解析データ）を設定する。		SJIS半角コード であること。
2	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。		
	出願番号							
3	西暦年	char	4			1925年～現在までの実在年を設定する。		
4	号	char	6			’000001’～’999999’を設定する。		
5	国際分割番号	char	1		○	半角スペースを設定する。		
6	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。		
7	記事ID	char	8			’FUKA△△△△’（付加情報）を設定する。 △は半角スペース。		
8	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。		
	付加情報					解析データ種別が“1”の時、カラー、公序良俗フラグ、 立体商標説明識別が実質的な設定対象。		
9	カラー	char	1			’0’または’1’を設定する。		
10	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。		
11	公序良俗フラグ	char	1			’0’または’1’を設定する。		
12	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。		
13	立体商標説明識別	char	1			’0’または’1’またはスペースを設定する。		
14	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。		
15	特殊商標識別	char	1		○	半角スペースを設定する。		
16	ENDマーク	char	1			改行コード(0x0a)を設定する。		

【 発 注 】

媒体	DVD-RW	
媒体蓄積最大容量	4. 7GB	
媒体格納形式	tar形式 (OpenSSLによりAES (鍵長:256)による暗号化。共通鍵により復号)	
文字コード	SJIS	
格納ディレクトリ構成	TARファイルのファイル構成例 (別紙51参照)	
格納ファイル 及び条件	(1)＜マドプロ＞案件データ 解析用データ	詳しくは以下参照 ・解析用データ タグ一覧 (別紙52参照) ・解析用データ サンプル (別紙52参照)
	(2)＜マドプロ＞案件データ 書誌データ	詳しくは以下参照 ・書誌データ タグ一覧 (別紙53参照)
	(3)＜マドプロ＞案件データ マークイメージ	
	(4)＜マドプロ＞案件一覧ファイル	

【 納 入 】

媒体	DVD-R	
媒体蓄積最大容量	4.7GB	原則、1回の納入は、DVD-R1枚によるものとする。 また、1枚に蓄積する最大容量は4.7GBまでとする。
媒体格納形式	tar形式 ※OpenSSLによりAES (鍵長:256)による暗号化。	
文字コード	SJIS	
格納ディレクトリ構成	独自データ納入格納ディレクトリ構成 (マドプロ解析) (別紙54参照)	
格納ファイル 及び条件	＜マドプロ＞独自データ納入 ファイル	レコード仕様等は以下参照 ・＜マドプロ＞独自データ納入ファイル (表示用商標) / レコード仕様 (別紙55参照) ・＜マドプロ＞独自データ納入ファイル (表示用商標) / レコード仕様 [項目編集条件] (別紙56参照) ・＜マドプロ＞独自データ納入ファイル (称呼) / レコード仕様 (別紙57参照) ・＜マドプロ＞独自データ納入ファイル (称呼) / レコード仕様 [項目編集条件] (別紙58参照) ・＜マドプロ＞独自データ納入ファイル (ウィーン図形ターム) / レコード仕様 (別紙59参照) ・＜マドプロ＞独自データ納入ファイル (ウィーン図形ターム) / レコード仕様 [項目編集条件] (別紙60参照) ・＜マドプロ＞独自データ納入ファイル (付加情報) / レコード仕様 (別紙61参照) ・＜マドプロ＞独自データ納入ファイル (付加情報) / レコード仕様 [項目編集条件] (別紙62参照) また、以下を満たすこと。 ・片内整理番号でソート (昇順) すること。 ・同一片内整理番号で、国際分割記号が異なる場合には、国際分割記号によるソート (昇順) も行うこと。 ・DVD-Rのラベル名は、片担当者が指名した記載を施すこと。

『 <マドプロ> 案件データ 』 関連資料集

■TARファイルのファイル構成例

■解析用データ タグ一覧

■解析用データ データサンプル

■書誌データ タグ一覧

TARファイルのファイル構成例

20XX0701221011.tar	20XX350001.txt	(庁内整理番号20XX350001の解析用データ)
	20XX350001_xml.txt	(庁内整理番号20XX350001の書誌データ)
	20XX350001_img_c_20XX0601_123311.jpg	(庁内整理番号20XX350001のマークイメー(カラー))
	20XX350002.txt	(庁内整理番号20XX350002の解析用データ)
	20XX350002_xml.txt	(庁内整理番号20XX350002の書誌データ)
	20XX350002_img_c_20XX0601_151119.jpg	(庁内整理番号20XX350002のマークイメー(カラー))
	20XX350003A.txt	(庁内整理番号20XX350003Aの解析用データ)
	20XX350003A_xml.txt	(庁内整理番号20XX350003Aの書誌データ)
	20XX350003A_img_c_20XX0602_111209.jpg	(庁内整理番号20XX350003Aのマークイメー(カラー))
	20XX350004.txt	(庁内整理番号20XX350002の解析用データ) ※書誌データ無し
	20XX350004_img_m_20XX0612_121008.tif	(庁内整理番号20XX350004のマークイメー(モノクロ))
	20XX350005.txt	(庁内整理番号20XX350005の解析用データ) ※書誌データ無し、マークイメー無し
	20XX350006A.txt	(庁内整理番号20XX350006Aの解析用データ)
	20XX350006A_xml.txt	(庁内整理番号20XX350006Aの書誌データ)
	20XX350006A_img_m_20XX0615_161315.tif	(庁内整理番号20XX350006Aのマークイメー(モノクロ))
	20XX0701221011.txt	案件の一覧ファイル

ファイル名称の形式は以下の通りです。

(a)解析用データ(txtファイル)

YYYYNNNNNN.txt または YYYYNNNNNNNZ.txt

・YYYYNNNNNN…庁内整理番号

・Z …庁内整理番号分割記号コード(存在しない場合は省略)

(b)書誌データ(txtファイル)

YYYYNNNNNN.xml.txt または YYYYNNNNNNNZ.xml.txt

・YYYYNNNNNN…庁内整理番号

・Z …庁内整理番号分割記号コード(存在しない場合は省略)

(c)マークイメージ(jpgファイルもしくはtifファイル)

YYYYNNNNNN_img_c_YYYYMMDD_hhmmss.jpg または

YYYYNNNNNNNZ_img_c_YYYYMMDD_hhmmss.jpg または

YYYYNNNNNN_img_m_YYYYMMDD_hhmmss.tif または

YYYYNNNNNNNZ_img_m_YYYYMMDD_hhmmss.tif

・YYYYNNNNNN…庁内整理番号

・Z …庁内整理番号分割記号コード(存在しない場合は省略)

・YYYYMMDD …マークイメージファイル作成日

・hhmmss …マークイメージファイル作成時間

(d)案件の一覧ファイル(txtファイル)

YYYYMMDDhhmmss.txt

・YYYYMMDD …機械処理日

・hhmmss …機械処理時間

(e)発注データ(tarファイル)

YYYYMMDDhhmmss.tar

・YYYYMMDD …機械処理日

・hhmmss …機械処理時間

■ 解析用データ タグ一覧

項番	項目名	開始タグ	終了タグ	子タグ項目名	開始タグ	終了タグ	孫タグ項目名	開始タグ	終了タグ	備考
1	庁内整理番号	<OFFREF>	</OFFREF>¥n							庁内整理番号10桁＋分割記号1桁 分割記号がない場合は分割記号部に何も設定しない。
2	国際登録番号	<INTREGN>	</INTREGN>¥n							更新回数記号コード2桁＋国際登録番号7桁＋分割記号コード1桁 更新回数記号がない場合は更新回数記号部に何も設定しない。 分割記号がない場合は分割記号部に何も設定しない。
3	色彩主張	<COLCLAEN>	</COLCLAEN>¥n							色彩主張を設定
4	主要部分色彩表示	<COLPAREN>	</COLPAREN>¥n							主要部分色彩表示を設定
5	標章音訳	<MARTRAN>	</MARTRAN>¥n							標章音訳を設定
6	標章記述	<MARDESGR>	</MARDESGR>¥n							標章記述を設定
7	標章記述(任意)	<VOLDESGR>	</VOLDESGR>¥n							標章記述(任意)を設定
8	商品・サービス情報	<BASICGS>¥n	</BASICGS>¥n							商品・サービス情報グループのタグ 1商品・サービス区分グループが存在しない場合、当該タグのみ表
9	版	<NICEVER>	</NICEVER>¥n							ニースバージョンを設定
10				1商品・サービス情報	<GSGR>¥n	</GSGR>¥n				1商品・サービス区分グループのタグ 商品・サービスが1件もない場合、当該タグと孫タグは表示されない
11							商品・サービス指定区分	<NICCLAD>	</NICCLAD>¥n	商品・サービス指定区分の設定
12							商品・サービス名	<GSTERMEN>	</GSTERMEN>¥n	商品・サービス名の設定
13	マークデータ種別	<TYPE>	</TYPE>¥n							マークイメージの種別 カラーイメージの場合“JPG” モノクロイメージの場合“TIF” 存在しない場合“***”
14	マークイメージファイル名	<NAME>	</NAME>¥n							マークイメージのファイル名
15	書誌データファイル名	<IBDATA>	</IBDATA>¥n							書誌データのファイル名

※ ¥nは、そのタグで改行することを意味する。

■ 解析用データ データサンプル

①通常

<OFFREF>2006350001</OFFREF>
<INTREGN>0854001</INTREGN>
<COLCLAEN>Dark red, silver grey.</COLCLAEN>
<COLPAREN>White: characters “MARA THON”; orange: three stars; blue: background.</COLPAREN>
<MARTRAN>MEI TE SI BANG WEI</MARTRAN>
<MARDESGR>The word “NORGE” is red, the rest of the device is blue.</MARDESGR>
<VOLDESGR>Anyone can display their favorite words in yellow.</VOLDESGR>
<BASICGS>
<NICEVER>09</NICEVER>
<GSGR>
<NICCLAD>01</NICCLAD>
<GSTERMEN>Soaps; perfumery, essential oils, cosmetics, hair lotions.</GSTERMEN>
</GSGR>
<GSGR>
<NICCLAD>09</NICCLAD>
<GSTERMEN></GSTERMEN>
</GSGR>
</BASICGS>
<TYPE>JPG</TYPE>
<NAME>2006350001_img_c_20060611_121109.jpg</NAME>
<IBDATA>2006350001_xml.txt</IBDATA>

②空の情報がある場合

<OFFREF>2006350002</OFFREF>
<INTREGN>0854002</INTREGN>
<COLCLAEN></COLCLAEN>
<COLPAREN></COLPAREN>
<MARTRAN></MARTRAN>
<MARDESGR></MARDESGR>
<VOLDESGR></VOLDESGR>
<BASICGS>
<NICEVER>09</NICEVER>
</BASICGS>
<TYPE>***</TYPE>
<NAME></NAME>
<IBDATA></IBDATA>

=====> 庁内整理番号
=====> 国際登録番号
=====> 色彩主張
=====> 主要部分色彩表示
=====> 標章音訳
=====> 標章記述
=====> 標章記述(任意)
=====> 商品・サービス情報が始まることを表す
=====> 版
=====> 1つ目の商品・サービス情報が始まることを表す
=====> 商品・サービス指定区分
=====> 商品・サービス名
=====> 1つ目の商品・サービス情報が終わることを表す
=====> 2つ目の商品・サービス情報が始まることを表す
=====> 商品・サービス指定区分
=====> 商品・サービス名(値がない場合)
=====> 2つ目の商品・サービス情報が終わることを表す
=====> 商品・サービス情報が終わることを表す
=====> マークデータ種別
=====> マークイメージファイル名
=====> 書誌データファイル名

覚え書き＞ H27. 1から、以下のタグ内の文字列最大長が180バイトから4000バイトに拡張された。
「色彩主張(<COLCLAEN>)」
「主要部分色彩表示(<COLPAREN>)」
「標章音訳(<MARTRAN>)」
「標章記述(<MARDESGR>)」

覚え書き＞ H30. 1から、「標章記述(任意)」が追加。当該項目の文字列最大長は4000バイト。

=====> 庁内整理番号
=====> 国際登録番号
=====> 色彩主張(値がない場合)
=====> 主要部分色彩表示(値がない場合)
=====> 標章音訳(値がない場合)
=====> 標章記述(値がない場合)
=====> 標章記述(任意)(値がない場合)
=====> 商品・サービス情報が始まることを表す
=====> 版
=====> 商品・サービス情報が終わることを表す
=====> マークデータ種別(マークイメージが存在しない場合)
=====> マークイメージファイル名(マークイメージが存在しない場合)
=====> 書誌データファイル名(書誌データが存在しない場合)

} 商品・サービス情報が1つもない場合

NO	XMLタグ名称	要素or属性	属性項目	要素型宣言	SGMLタグ名称	日本語意味	備考
1	ADDRESS	ELEMENT				住所(居所)グループ	
2	ADDRL	ELEMENT			<ADDRL1-6> </ADDRL1-6>	住所(居所) <連続して複数存在>	
3	BASAPPD	ELEMENT			<BASAPPD>	本国官庁における基礎出願の出願日	
4	BASAPPGR	ELEMENT				基礎出願グループ	
5	BASAPPN	ELEMENT			<BASAPPN>	本国官庁における基礎出願の出願番号	
6	BASGR	ELEMENT			<BASGR> </BASGR>	基礎登録グループ	
7	BASIGGS	ELEMENT				基本商品・サービスグループ	
8	BASIGGS	ATTLIST	NICEVER (6 7 8 9)	省略可		使用されているニースクラスのバージョン	
9	BASREGD	ELEMENT			<BASREGD>	本国官庁における基礎登録の登録日	
10	BASREGGR	ELEMENT				基礎登録グループ	
11	BASREGN	ELEMENT			<BASREGN>	本国官庁における基礎登録の登録番号	
12	BIRTH	ELEMENT			<TRANSAC> </TRANSAC>	新規国際登録手続 <新規>	
13		ATTLIST	DESUNDER (P A)	必須項目		指定締約国がどの条約下であるかの表示 A=アグリーメント, P=プロトコル 料金の調整に使われる。	
14			DOCID	必須項目		WIPOドキュメントID: 国際事務局によって付与された特定のドキュメント(トランザクション)の識別子。全てのトランザクションは引用目的のために、この値をフィールド内に持っている。	
15			EXPDATE	必須項目		標章の満了日	
16			HOLREF	省略可		名義人使用欄。特定の要請を識別するために名義人によって使用可能なフリー欄	
17			INTREGD	必須項目		標章のデータ記録日	
18			INTREGN	必須項目		国際登録番号	
19			NOTDATE	必須項目		通知書の通知日	
20			OFFREF	省略可		本国官庁使用欄(本国官庁あるいは関係官庁が望む場合使用できるテキストフィールド)	
21			OCCD	必須項目		本国官庁コード(2文字、WIPOST3準拠)	
22			ORIGLAN (1 3)	必須項目		原本請求の言語 1 = 英語, 3 = 仏語 (旧 1=英語 2=仏語)	
23			REGEDAT	必須項目		変更の効力発生日。効力発生日はその国際登録関する事項が国際登録原簿に記録されたトランザクションの日付である。	
24			REGDAT	必須項目		国際登録が記録された日。料金の調整に使われる。	
25			RENDATE	省略可		最新の更新登録年月日	
26			TRANTYP	必須項目		有効なトランザクションタイプ: ENN (registration), EXN (Subsequent designation), CPN (Partial change of ownership), FUN (Merger)	
27	CBOP	ELEMENT				基礎登録の効果の部分停止	
28		ATTLIST	GAZNO	省略可		公報番号(国際公報の特定の号を参照するために使用される番号)	
29			ORIGLAN (1 3)	必須項目		原本請求の言語 1 = 英語, 3 = 仏語 (旧 1=英語 2=仏語)	
30	COLCLAEN	ELEMENT			<COLCLAT>	色彩主張(英語)	
31	COLCLAGR	ELEMENT				色彩主張グループ	
32	COLMARI	ELEMENT				色彩の組み合わせの主張	
33	COLPAREN	ELEMENT			<COLPAR>	色彩主張された標章の部分(英語) 色彩主張がなされた場合、標章の部分と適用可能な色彩の記載	

NO	XMLタグ名称	要素or属性	属性項目	要素型宣言	SGMLタグ名称	日本語意味	備考
34	CORRECT	ELEMENT				指定締結国への修正手続のコピー	
35		ATTLIST	CHANGED-BASIC (Y N)	初期値		基礎出願・基礎登録情報が変更された旨の表示 (初期値=N)	
36			CHANGED-CORR (Y N)	初期値		代理人住所が変更された旨の表示 (初期値=N)	
37			CHANGED-DESGTN (Y N)	初期値		指定国が変更された旨の表示。(初期値=N)	
38			CHANGED-GS (Y N)	初期値		指定商品・役務が変更された旨の表示 (初期値=N)	
39			CHANGED-HOLDER (Y N)	初期値		権利者の名前・住所が変更された旨の表示 (初期値=N)	
40			CHANGED-IMAGE (Y N)	初期値		商標見本が変更された旨の表示 (初期値=N)	
41			CHANGED-IR (Y N)	初期値		商標情報(登録日、テキスト等)が変更された旨の表示 (初期値=N)	
42			CHANGED-IRTEXT (Y N)	初期値		商標情報(色彩の説明等)が変更された旨の表示 (初期値=N)	
43			CHANGED-OR (Y N)	初期値		リミテーションや一部取消等に変更された旨の表示 (初期値=N)	
44			CHANGED-OR-GS (Y N)	初期値		指定商品・役務情報が変更された旨の表示 (初期値=N)	
45			CHANGED-PRTY (Y N)	初期値		優先権情報が変更された旨の表示 (初期値=N)	
46			CHANGED-REP (Y N)	初期値		代理人が変更された旨の表示 (初期値=N)	
47			CHANGED-TYPE (Y N)	初期値		トランザクションタイプが変更された旨の表示 (初期値=N)	
48	CORRECTION	ELEMENT	DOCID	必須項目	<TRANSAC> </TRANSAC>	前の通知書に対する修正 <コレクション> 以下注意: 1)「CORRECT」タグの要素が空のケース。これは、修正のトランザクションが前の通知書の指定国に影響がない、もしくは、もとのトランザクションが取消になると発生する。 2)もし、もとの通知が指定国に影響を及ぼさないが、修正によって影響を及ぼす場合、それらは「CORRECTION(修正)」トランザクションではなく、「normal(通常)」トランザクションとして通知を送る。これにより、指定国のプロセスはシンプルになる。	
49		ATTLIST	DOCID	必須項目		WIPOドキュメントID:国際事務局によって付与された特定のドキュメント(トランザクション)の識別子。全てのトランザクションは引用目的のために、この値をフィールド内に持っている。	
50			OFFREF	省略可		本国官庁使用欄(本国官庁あるいは関係官庁が望む場合使用できるテキストフィールド)	
51			REGEDAT	必須項目		変更の効力発生日。効力発生日はその国際登録関する事項が国際登録原簿に記録されたトランザクションの日付である。	
52		ELEMENT				通信の宛先グループ	
53	CORRIND	ATTLIST	CLID	必須項目		出願人・代理人識別子 (例:CLID="390704")	
54		ELEMENT			<CORRIND>	通信の宛先識別子	EMPTY
55	COUNTRY	ELEMENT			<COUNTRY>	住所に対応する国コード 2文字、WIPOST3準拠	
56	CPCD	ELEMENT				指定締約国コード	
57	CPO	ELEMENT				一部移転	
58		ATTLIST	ALLOFF (Y N)	省略可			
59			GAZNO	省略可		公報番号(国際公報の特定の号を参照するために使用される番号)	
60			ORIGLAN (1 3)	必須項目		原本請求の言語 1=英語, 3=仏語 (旧 1=英語 2=仏語)	
61	CREATED	ELEMENT			<TRANSAC> </TRANSAC>	本国官庁への通報:この通知は国際事務局から本国官庁に対して通知されるもので、国際登録が(国際登録若しくは出願を基礎として)なされたことを意味する。	
62		ATTLIST	DOCID	必須項目		WIPOドキュメントID:国際事務局によって付与された特定のドキュメント(トランザクション)の識別子。全てのトランザクションは引用目的のために、この値をフィールド内に持っている。	
63			EXPDATE	必須項目		標章の満了日	
64			HOLREF	省略可		名義人使用欄。特定の要請を識別するために名義人によって使用可能なフリー欄。	
65			INTREGN	必須項目		国際登録番号	
66			NOTDATE	必須項目		通知書の通知日	
67			OFFREF	省略可		本国官庁使用欄(本国官庁あるいは関係官庁が望む場合使用できるテキストフィールド)	
68			OCCD	必須項目		本国官庁コード(2文字、WIPOST3準拠)	
69			ORIGLAN (1 3)	必須項目		原本請求の言語 1=英語, 3=仏語 (旧 1=英語 2=仏語)	
70			REGEDAT	必須項目		変更の効力発生日。効力発生日はその国際登録関する事項が国際登録原簿に記録されたトランザクションの日付である。	
71			TRAN Typ	必須項目		有効なトランザクションタイプ: ENN (registration), CPN (Partial change of ownership)	

NO	XMLタグ名称	要素or属性	属性項目	要素型宣言	SGMLタグ名称	日本語意味	備考
72	DCPCD	ELEMENT			<DCPCD>	指定締約国コード [*] （指定締約国を識別するために使用される国コード [*] 、2文字WIPO ST3準拠）	
73	DEATH	ELEMENT			<TRANSAC> </TRANSAC>	指定締約国で保護の必要のない国際登録（抹消）	EMPTY
74		ATTLIST	DOCID	必須項目		WIPOドキュメントID: 国際事務局によって付与された特定のドキュメント(トランザクション)の識別子。全てのトランザクションは引用目的のために、この値をフィールド内に持っている。	
75			EXPDAT	必須項目		標章の満了日(TRANSTYPがP2Nの場合、国際登録日又は事後指定日)	
76			INTREGN	必須項目		国際登録番号	
77			REGDAT	必須項目		国際登録の更新日	
78			TRANSTYP	必須項目		有効なトランザクションタイプ: RAN, (cancellation), REN2 (Non renewal of trademark), REN3 (non renewal of contracting party), EEN2 (nont renewal of contracting party under rule 40.3), CBNT (Total cancellation of basic registration), RNN (Renunciation), CPN (partial change of ownership), FUN(Merger) P2N(2nd payment not paid)	
79	DESAG	ELEMENT			<DESG>	マドリッド協定の指定締約国グループ	
80	DESPG	ELEMENT			<DESG>	マドリッドプロトコルの指定締約国グループ	
81	DISCLAIMEREN	ELEMENT				保護をディスクレームする旨の宣言(英語)	
82	DISCLAIMGR	ELEMENT				保護をディスクレームする旨の宣言グループ	
83	DURTNEN	ELEMENT				ライセンスの期間(英語)	
84	DURTNFR	ELEMENT				ライセンスの期間(仏語)	
85	ENOTIF	ELEMENT			<TMTRANS> </TMTRANS>	電子通知書 root要素に必須	
86		ATTLIST	BIRTHCOUNT	必須項目		XMLデータ中のBIRTHトランザクションの数	
87			CORRECTIONCOUNT	必須項目		XMLデータ中のCORRECTIONトランザクションの数	
88			CPCD	必須項目		指定締約国コード	
89			CREATEDCOUNT	必須項目		XMLデータ中のCREATEDトランザクションの数	
90			DEATHCOUNT	必須項目		XMLデータ中のDEATHトランザクションの数	
91			GAZNO	必須項目		公報番号(国際公報の特定の号を参照するために使用される番号)	
92			LICENCE-BIRTHCOUNT	必須項目		XMLデータ中のLICENCE-BIRTHトランザクションの数	
93			LICENCE-NEWNAMECOUNT	必須項目		XMLデータ中のLICENCE-NEWNAMECOUNTトランザクションの数	
94			NEWBASECOUNT	必須項目		XMLデータ中のNEWBASEトランザクションの数	
95			NEWNAMECOUNT	必須項目		XMLデータ中のNEWNAMEトランザクションの数	
96			NOTDATE	必須項目		通知書の通知日	
97			NOTLANG (1 3 0)	必須項目		通知言語 1=英語、3=仏語	
98			PAIDCOUNT	必須項目		XMLデータ中のPAIDトランザクションの数	
99			PROCESSEDCOUNT	必須項目		XMLデータ中のPROLONGトランザクションの数	
100			PROLONGCOUNT	必須項目		XMLデータ中のPROLONGトランザクションの数	
101			PUBDATE	必須項目		公報発行日	
102			RESTRICTCOUNT	必須項目		XMLデータ中のRESTRICTトランザクションの数	
103			WEEKNO	必須項目		週番号: この番号は通知書の参照用に利用される。	
104	ENTADDR	ELEMENT				資格者の居所 (MM2 3.(b).(i))	
105	ENTEST	ELEMENT			<ENTLIND>	資格者の実在する有効な商工業上の営業所 (MM2 3.(b).(ii))	
106	ENTNATL	ELEMENT			<ENTLIND>	資格者の国籍 (MM2 3.(a).(ii)) (指定締約国を識別するために使用される国コード、2文字WIPO ST3準拠、出願人、譲渡人、権利者の国籍を表す)	
107	F10C	ELEMENT				ファーストアクションにおける最終決定	EMPTY
108		ATTLIST	CPCD	必須項目		指定締約国コード	
109			GAZNO	省略可		公報番号(国際公報の特定の号を参照するために使用される番号)	
110	F100	ELEMENT				他の最終決定	
111		ATTLIST	CPCD	必須項目		指定締約国コード	
112			GAZNO	省略可		公報番号(国際公報の特定の号を参照するために使用される番号)	
113			ORIGLAN (1 3)	必須項目		原本請求の言語 1 = 英語、3 = 仏語 (旧 1=英語 2=仏語)	
114	GAZNUM	ELEMENT			<GAZNUM>	公報番号 (国際登録公報の公報番号)	
115	GSFOOTEN	ELEMENT			<GSFOOT>	商品・サービスのフッター(英語): 商品・サービスの説明 に関する汎用のフッター	

NO	XMLタグ名称	要素or属性	属性項目	要素型宣言	SGMLタグ名称	日本語意味	備考
116	GSGR	ELEMENT			<GSGR> </GSGR>	商品・サービスグループ	
117		ATTLIST	NICCLAI (01~45)	必須項目	<GSGR>	ニース分類番号: 商品・サービスリストと対応した分類。1~45類までである。	
118	GSHEADEN	ELEMENT			<GSHEAD>	商品・サービスのヘッダー(英語): 商品・サービスの説明 に関する汎用のヘッダー	
119	GSTERMEN	ELEMENT			<GSTERMO>	商品・サービスターム??(英語)	
120	HOLGR	ELEMENT			<HOLGR> </HOLGR>	名義人グループ	
121		ATTLIST	CLID	必須項目		出願人・代理人識別子 (例:CLID="390704")	
122			NOTLANG (1 3)	必須項目		通知書の言語 1 = 英語, 3 = 仏語 (旧 1=英語 2=仏語)	
123	IMAGE	ELEMENT				標章イメージ	EMPTY
124		ATTLIST	ALIGN	省略可			
125			COLOUR (Y N G B)	必須項目		Y/N	
126			HEIGHT	省略可			
127			NAME	必須項目		イメージファイルの名前	
128			RES	省略可		イメージ変換形式	
129			TEXT	省略可		商標のテキスト要素	
130			TYPE (TIF JPG)	必須項目		イメージタイプ	
131			YOFFSET	省略可			
132	INCORRECT	ELEMENT				指定締結国への誤通知のコピー	
133	INOP	ELEMENT				一部無効(失効)	
134		ATTLIST	CPCD	必須項目		指定締結国コード	
135			GAZNO	省略可		公報番号: 国際公報の特定の号を参照するために使用される番号	
136			ORIGLAN (1 3)	必須項目		通知書の言語 1 = 英語, 3 = 仏語 (旧 1=英語 2=仏語)	
137	INTENTG	ELEMENT				使用するグループの意味	
138	INTREGN	ELEMENT			<INTREGN>	国際登録番号	
139	LCSEEGR	ELEMENT				ライセンスグループ	
140		ATTLIST	CLID			Identifier	
141	LEGNATT	ELEMENT			<LEGNATT>	法人の法的性質 (MM2 2.(f),(iii))	
142	LEGNATU	ELEMENT			<LEGNATU>	法人の法的性質グループ (MM2 2.(f))	
143	LICENCE-BIRTH	ELEMENT				新規ライセンス手続	
144		ATTLIST	ALLGSI (Y N)	必須項目		全ての商品サービスの表示 (初期値=N)	
145			DOCID	必須項目		WIPOドキュメントID: 国際事務局によって付与された特定のドキュメント(トランザクション)の識別子。全てのトランザクションは引用目的のために、この値をフィールド内に持っている。	
146			INTREGN	必須項目		国際登録番号	
147			LICID	必須項目		ライセンスID: 国際登録番号と共にユニーク	
148			LICTYPE (EX SO PL)	省略可		ライセンスタイプの表示: EX-専用 SO-単独 PL-通常	
149			NOTDATE	必須項目		通知書の通知日	
150			ORIGLAN (1 3)	必須項目		言語 1 = 英語, 3 = 仏語	
151			REGEDAT	必須項目		変更の効力発生日。効力発生日はその国際登録関する事項が国際登録原簿に記録されたトランザクションの日付である。	
152			REGDAT	必須項目		国際登録が記録された日。料金の調整に使われる。	
153			TRANTYP	必須項目		新しいライセンス	
154	LICENCE-NEWNAME	ELEMENT				ライセンスの住所、氏名の変更手続	
155		ATTLIST	DOCID	必須項目		WIPOドキュメントID: 国際事務局によって付与された特定のドキュメント(トランザクション)の識別子。全てのトランザクションは引用目的のために、この値をフィールド内に持っている。	
156			INTREGN	必須項目		国際登録番号	
157			LICID	必須項目		ライセンスID: 国際登録番号と共にユニーク	
158			NOTDATE	必須項目		通知書の通知日	
159			ORIGLAN (1 3)	必須項目		言語 1 = 英語, 3 = 仏語	
160			REGEDAT	必須項目		変更の効力発生日。効力発生日はその国際登録関する事項が国際登録原簿に記録されたトランザクションの日付である。	
161			REGDAT	必須項目		国際登録が記録された日。料金の調整に使われる。	
162			TRANTYP	必須項目		ライセンスの名前、住所変更	

NO	XMLタグ名称	要素or属性	属性項目	要素型宣言	SGMLタグ名称	日本語意味	備考
163	LIMGR	ELEMENT			<LIMGR> </LIMGR>	リミテーショングループ	
164	LIMTO	ELEMENT				商品・サービスのリストリミテッド	
165		ATTLIST	NICCLAI (01～45)	必須項目		ニース分類番号: 商品・サービスリストと対応した分類。1～45類までである。	
166	LIO	ELEMENT				リミテーション	
167		ATTLIST	ALLOFF (Y N)	省略可			
168			GAZNO	省略可		公報番号: 国際公報の特定の号を参照するために使用される番号	
169			ORIGLAN (1 3)	必須項目		原本請求の言語 1=英語, 3=仏語 (旧 1=英語 2=仏語)	
170	MARCOLI	ELEMENT			<MARCOLI>	カラー商標の図形要素の色彩を表す。	EMPTY
171	MARDESEN	ELEMENT			<MARDESC> </MARDESC>	標章の説明(英語)	
172	MARDESGR	ELEMENT				標章の説明グループ	
173	VOLDESEN	ELEMENT			<VOLDESEN> </VOLDESEN>	標章の説明(任意)(英語)	
174	VOLDESGR	ELEMENT				標章の説明(任意)グループ	
175	MARDUR	ELEMENT			<MARDUR>	標章の保護期間 10年間もしくは20年間	
176	MARTRAN	ELEMENT			<MARTRAN>	標章の音訳	
177	MARTREN	ELEMENT			<MARTREN> </MARTREN>	標章の翻訳(英語)	
178	MARTRGR	ELEMENT				標章の翻訳グループ	
179	NAME	ELEMENT				氏名(名称)グループ	
180	NAMEL	ELEMENT			<NAML1-14> </NAML1-14>	氏名(名称)	
181	NAMETR	ELEMENT				名称の音訳	
182	NATDECEN	ELEMENT				国家行政機関による宣言(英語)	
183	NATDECGR	ELEMENT				国家行政機関による宣言グループ	
184	NATLTY	ELEMENT			<NAT>	国籍 (指定締約国を識別するために使用される国コード、2文字WIPO ST3準拠、出願人、譲渡人、権利者の国籍を表す)	
185	NEWBASE	ELEMENT			<TRANSAC> </TRANSAC>	新しい基礎適用トランザクショングループ	
186		ATTLIST	DOCID	必須項目		WIPOドキュメントID: 国際事務局によって付与された特定のドキュメント(トランザクション)の識別子。全てのトランザクションは引用目的のために、この値をフィールド内に持っている	
187			INTOFF	必須項目		本国官庁コード: 本国官庁を示すために使われる、WIPO ST3準拠の2桁の国コード。	
188			INTREGN	必須項目		国際登録番号	
189			NOTDATE	必須項目		通知書の通知日	
190			OFFREF	省略可		本国官庁使用欄(本国官庁あるいは関係官庁が望む場合使用できるテキストフィールド)	
191			REGEDAT	必須項目		変更の効力発生日。効力発生日はその国際登録関する事項が国際登録原簿に記録されたトランザクションの日付である。	
192			TRANTYP	必須項目		有効なトランザクションタイプ: DBN (Division of basic registration)	
193	NEWNAME	ELEMENT			<TRANSAC> </TRANSAC>	新しい国際商標の権利者グループ	
194		ATTLIST	DOCID	必須項目		WIPOドキュメントID: 国際事務局によって付与された特定のドキュメント(トランザクション)の識別子。全てのトランザクションは引用目的のために、この値をフィールド内に持っている。	
195			HOLREF	省略可		権利者参考情報: 特定の要請を識別するために権利者によって使用できるフリーフォーム	
196			INTREGN	必須項目		国際登録番号	
197			NOTDATE	必須項目		通知書の通知日	
198			OFFREF	省略可		本国官庁使用欄(本国官庁あるいは関係官庁が望む場合使用できるテキストフィールド)	
199			REGEDAT	必須項目		変更の効力発生日。効力発生日はその国際登録関する事項が国際登録原簿に記録されたトランザクションの日付である。	
200			TRANTYP	必須項目		有効なトランザクションタイプ: MTN (Change of Holder name or address), TRN (Transfer), MAN (Change of Representative), LIN (Limitation), PCN (Partial Cancellation)	
201	PAID	ELEMENT				登録料納付	
202		ATTLIST	CLASSES	必須項目		支払った区分の数	
203			DOCID	必須項目		WIPOドキュメントID: 国際事務局によって付与された特定のドキュメント(トランザクション)の識別子。全てのトランザクションは引用目的のために、この値をフィールド内に持っている。	
204			INTREGN	必須項目		国際登録番号	
205			REGEDAT	必須項目		変更の効力発生日。効力発生日はその国際登録関する事項が国際登録原簿に記録されたトランザクションの日付である。	
206			REGRDAT	必須項目		国際登録が記録された日。料金の調整に使われる。	
207			TRANTYP	必須項目		トランザクションタイプの値 (P2P: 2nd payment paid)	

NO	XMLタグ名称	要素or 属性	属性項目	要素型宣言	SGMLタグ名称	日本語意味	備考
208	PCO	ELEMENT			<BOG> </BOG>	一部取消	
209		ATTLIST	GAZNO	省略可		公報番号: 国際公報の特定の号を参照するために使用される番号	
210			ORIGLAN (1 3)	必須項目		原本請求の言語 1 = 英語, 3 = 仏語 (1B 1=英語 2=仏語)	
211	PHOLGR	ELEMENT				先の名義人グループ	
212		ATTLIST	CLID	必須項目		出願人・代理人識別子 (例: CLID="390704")	
213	PLAINCO	ELEMENT			<PLAINCO> <PLAINCT>	法人の場所 (MM2 2.(f),(g))	
214	PLCSEEGR	ELEMENT				先のライセンスグループ	
215		ATTLIST	CLID	必須項目		識別子 (例: CLID="390704")	
216	PREREGR	ELEMENT			<PREREGR>	先の国際登録番号	
217	PREREGR	ELEMENT			<PREREGR> </PREREGR>	先の国際登録グループ	
218	PREREGR	ELEMENT			<PREREGR>	先の国際登録番号	
219	PRIAPPD	ELEMENT			<PRIAPPD>	優先権主張日	
220	PRIAPPN	ELEMENT			<PRIAPPN>	優先権主張番号	
221	PRICP	ELEMENT				優先権主張国コード	
222	PRIGR	ELEMENT			<PRIGR> </PRIGR>	パリ優先権主張グループ	
223	PRIGS	ELEMENT				優先権を主張する商品・サービス	
224		ATTLIST	NICCLAI (01~45)	必須項目		ニース分類番号: 商品・サービスリストと対応した分類。1~45類までである。	
225	PROCESSED	ELEMENT			<TRANSAC> </TRANSAC>	トランザクションが処理されたことを知らせる該当官庁への通知: これは該当官庁から国際事務局に送られた手続きを処理したということを知らせるために、国際事務局から要請のあった官庁への通知である。その中に含まれる情報はただ手続き識別させることに十分なものである。それは手続きの詳細を戻さない。	
226		ATTLIST	DOCID	必須項目		WIPOドキュメントID: 国際事務局によって付与された特定のドキュメント(トランザクション)の識別子。全てのトランザクションは引用目的のために、この値をフィールド内に持っている。	
227			HOLREF	省略可		権利者参考情報: 特定の要請を識別するために権利者によって使用できるフリーフォーム	
228			OFFREF	省略可		本国官庁使用欄(本国官庁あるいは関係官庁が望む場合使用できるテキストフィールド)	
229			REGDAT	必須項目		変更の効力発生日。効力発生日はその国際登録に関する事項が国際登録原簿に記録されたトランザクションの日付である。	
230			TRANTYP	必須項目		有効なトランザクションタイプ: REN(Renewal), RCN(complementary renewal), TRN(Change of Ownership), EXN(Subsequent designation), LIN(Limitation), PCN(Partial Cancellation), RNN(Renunciation), DBN(Division(or Mreger) of Basic Registration/Application Numbers), CBNP(Partial ceasing of effect of basic registration), CBNT(Total ceasing of effect of basic registration), CEN(Continuation of Effects), CBN1(Judicial actions or proceedings under rule 22(1)(b) which are taking place in the Office of Origin), CBN2(Facts and decisions under rule 22(1)(a) and (c)), HRN(Restriction of a holders right of disposal), EEN1(Renewal under Rule 40.3), FUN(Merger), FBN(Replacement of a National Registration by an International Registration), RTN (Refusal of a Change in Ownership), MAN(Appointemnt of a Representative), MTN(Change of Holder Name and/or Address), RAN(Cancellation), CPN(Partial Change of Ownership), OPN(Notification of Opposition periods beyond 18 months), RIN(Correction), GPN(Grant of Protection), GPON(Grant of protection subject to Opposition), GP2N (Grant of protection after the expiry of the Opposition period), APNE(Request for review of appeal expired), APNW(Request for review of appeal withdrawn), APNL(Request for review of appeal lodged), RFNT(Total Refusal), RFNP(Partial Refusal), FINO(Final decision confirming the original refusal), FINV (Final decision reversing the original refusal), FINO(Other Final decision (usually a partial reversal)), FINP (Final decision refusing some of the goods and services), FINT (Final decision refusing all of the goods and services), INNT(Total invalidation), INNP(Partial Invalidation), DIN(Disclaimer), NLG(New Licence), LLC(Licencee name and/or address change), LNN(Declaration that a limitation has no effect.)	
231	PROLONG	ELEMENT			<TRANSAC> </TRANSAC>	更新を目的とする国際登録手続き	EMPTY
232		ATTLIST	DESUNDER (P A)	省略可		指定締約国がどの条約下であるかのの表示 A=アグリーメント, P=プロトコル 料金の調整に使われる。	
233			DOCID	必須項目		有効なトランザクションタイプは以下の通り	
234			EXPDATE	必須項目		新しい期間満了日	
235			INTREGN	必須項目		国際登録番号	
236			REGRDAT	必須項目		国際登録が記録された日。料金の調整に使われる。	
237			RENDATE	省略可		標章の最新の更新年月日	
238			TRANTYP	必須項目		有効なトランザクションタイプ: REN (Renewal), RCN (Complementary Renewal), EEN1 (renewal under rule 40.3)	

NO	XMLタグ名称	要素or属性	属性項目	要素型宣言	SGMLタグ名称	日本語意味	備考
239	REMOVED	ELEMENT			<LISLIMIT>	保護対象からはずされた指定商品・サービスの詳細	
240		ATTLIST	NICCLAI (01~45)	必須項目		ニース分類番号: 商品・サービスリストと対応した分類。1~45類まである。	
241	REPCANI	ELEMENT				キャンセルされた代理人の表示。もし現在代理人がキャンセルされているなら表示する。	
242	REPGR	ELEMENT				代理人グループ	
243		ATTLIST	CLID	必須項目		出願人・代理人識別子 (例:CLID="390704")	
244	RESTRICT	ELEMENT			<TRANSAC> </TRANSAC>	保護の制限	
245		ATTLIST	DOCID	必須項目		WIPOドキュメントID: 国際事務局によって付与された特定のドキュメント(トランザクション)の識別子。全てのトランザクションは引用目的のために、この値をフィールド内に持っている。	
246			INTREGN	必須項目		国際登録番号	
247			NOTDATE	必須項目		通知書の通知日	
248			OFFREF	省略可		本国官庁使用欄(本国官庁あるいは関係官庁が望む場合使用できるテキストフィールド)	
249			ORIGLAN (1 3)	必須項目		原本請求の言語 1 = 英語, 3 = 仏語 (旧 1=英語 2=仏語)	
250			REGEDAT	必須項目		変更の効力発生日。効力発生日はその国際登録関する事項が国際登録原簿に記録されたトランザクションの日付である。	
251			TRANTYP	必須項目		有効なトランザクションタイプ: LIN (Limitation), PCN (Partial Cancellation), CBNP (partial ceasing of effect of basic registration), CPN (Partial change of ownership)	
252	RFOP	ELEMENT				一部拒絶	
253		ATTLIST	CPCD	必須項目		指定締約国コード	
254			GAZNO	省略可		公報番号: 国際公報の特定の号を参照するために使用される番号	
255			ORIGLAN (1 3)	必須項目		原本請求の言語 1 = 英語, 3 = 仏語 (旧 1=英語 2=仏語)	
256	RFOT	ELEMENT				全部拒絶	EMPTY
257		ATTLIST	CPCD	必須項目		指定締約国コード	
258			GAZNO	省略可		公報番号: 国際公報の特定の号を参照するために使用される番号	
259	SOUARI	ELEMENT			<SOUARI>	音響標章識別子	EMPTY
260	STDMIND	ELEMENT			<STDMIND>	標準文字主張識別子	EMPTY
261	TEXTEN	ELEMENT				フリーテキスト(英語)	
262	TEXTFR	ELEMENT				フリーテキスト(仏語)	
263	THRDMAR	ELEMENT			<THRDMAR>	立体標章識別子	EMPTY
264	TYPARI	ELEMENT			<TYPARI>	標章のタイプの識別子 X - 団体標章か証明標章あるいは保証標章のいずれかであることを示します。 C - 団体標章であることを示します。 R - 証明標章であることを示します。 G - 保証標章であることを示します。 C、R 及び Gの値は、プロトコルが施行される前から登録されている標章にある。	
265	VIECLAI	ELEMENT			<VIECLAI>	ウィーン分類(図形国際分類)	
266	VIENNAGR	ELEMENT				ウィーン分類グループ	
267		ATTLIST	VIENVER (3 4)	省略可		ウィーン分類のバージョン	

別紙54 独自データ納入格納ディレクトリ構成(マドプロ解析)

本納品媒体はOpenSSLによりAES(鍵長:256)による暗号化が行われていることとする。共通鍵については、別途連絡を行うものとする。

納品媒体には以下1ファイルがtar形式により格納されていることとする。

madopro_kaiseki_nohin_xxxxxxxx.crypt

xxxxxxxx: 納品データ作成日

以下ファイル名を出力ファイルに指定を行い、共通鍵により復号を行う。

復号したファイル名 例)

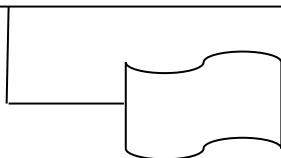
madopro_kaiseki_nohin_xxxxxxxx.tar

xxxxxxxx: 納品データ作成日

復号した上記ファイルは以下形式により、tarによりディレクトリ中に独自データ納品ファイルが格納されていることとする。

madopro_kaiseki_nohin_xxxxxxxx

xxxxxxxx: 納品データ作成日



独自データ納入ファイル

(ファイル名 : m_kaiseki_nohin.csv)

別紙55

ファイル 名称	独自データ納入ファイル (表示用商標)	ファイル I D		データ量	可変長 (536バイト/レコード)	ファイル 媒体	D I S K	ファイル 形式	CSV形式
------------	------------------------	-------------	--	------	----------------------	------------	---------	------------	-------

《同一案件中の各記事IDデータレコードに順序性なし》

相対バイト																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

項目編集条件表				独自データ納入ファイル(表示用商標)				別紙56	
N.C.(Not Change)・・・そのまま設定する。									
項番	項目名	属性	バイト数	N.C.	SPACE	編集内容	入力ファイル名	備考	
1	キー情報							SJIS半角コード であること。	
	解析データ種別	char	1			“2” (マドプロ案件の解析データ)を設定する。			
2	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。			
	庁内整理番号								
3	西暦年	char	4			1925年～現在までの実在年を設定する。			
4	号	char	6			’000001’～’999999’を設定する。			
5	国際分割記号	char	1			国際分割記号を設定する。 当該記号が無い場合、半角スペースを設定。			
6	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。			
7	記事ID	char	8			’HYOJI△△△’(表示用商標)を設定する。 △は半角スペース。			
8	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。			
9	表示用商標	char	MAX 512			表示用商標を設定する。(全角)			
10	ENDマーク	char	1			改行コード(0x0a)を設定する。			

項目編集条件表						独自データ納入ファイル(称呼)		別紙58	
N.C.(Not Change)・・・そのまま設定する。									
項番	項目名		属性	バイト数	N.C.	SPACE	編集内容	入力ファイル名	備考
1	キー情報								SJIS半角コード であること。
	解析データ種別		char	1			“2”（マドプロ案件の解析データ）を設定する。		
2	区切り文字(カンマ)		char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。		
	庁内整理番号								
3	西暦年		char	4			1925年～現在までの実在年を設定する。		
4	号		char	6			’000001’～’999999’を設定する。		
5	国際分割記号		char	1			国際分割記号を設定する。 当該記号が無い場合、半角スペースを設定。		
6	区切り文字(カンマ)		char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。		
7	記事ID		char	8			’SYOKO△△△’（称呼）を設定する。 △は半角スペース。		
8	区切り文字(カンマ)		char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。		
9	称呼		char	MAX 3868			称呼を設定する。(全角) また各称呼間は全角カンマで区切る。		
10	ENDマーク		char	1			改行コード(0x0a)を設定する。		

項目編集条件表				独自データ納入ファイル(ウィーン分類図形ターム)				別紙60	
N.C.(Not Change)・・・そのまま設定する。									
項番	項目名	属性	バイト数	N.C.	SPACE	編集内容	入力ファイル名	備考	
1	キー情報							SJIS半角コード であること。	
	解析データ種別	char	1			“2” (マドプロ案件の解析データ)を設定する。			
2	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。			
	庁内整理番号								
3	西暦年	char	4			1925年～現在までの実在年を設定する。			
4	号	char	6			’000001’～’999999’を設定する。			
5	国際分割記号	char	1			国際分割記号を設定する。 当該記号が無い場合、半角スペースを設定。			
6	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。			
7	記事ID	char	8			’WZKITM△△’ (ウィーン分類図形ターム)を設定する。 △は半角スペース。			
8	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。			
	ウィーン分類図形ターム	char	MAX 639			ウィーン分類図形タームを設定する。 最終の場合、半角カンマは設定しない。 (16×MAX40－1)			
9	検索指定記号	char	1			検索指定記号を設定する。 (’1’ (検索指定有り) 又は半角スペース(検索指定無し))			
10	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。			
11	識別記号	char	1			識別記号を設定する。 (’1’ (’*’: principal section)、 ’2’ (’A’: auxiliary section)、 ’3’ (’J’: 細分化分類(国内分類))、 スペース(識別なし(’*’ と併せて main section)))			

項目編集条件表						独自データ納入ファイル(ウィーン分類図形ターム)		別紙60	
N.C.(Not Change)・・・そのまま設定する。									
項番	項目名	属性	バイト数	N.C.	SPACE	編集内容	入力ファイル名	備考	
12	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。			
13	大分類	char	2			大分類を設定する。 (' 01' ~ ' 99')			
14	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。			
15	中分類	char	2			中分類を設定する。 (' 01' ~ ' 99')			
16	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。			
17	小分類	char	2			小分類を設定する。 (' 00' ~ ' 99')			
18	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。			
19	細分類	char	2			細分類を設定する。 (' 00' ~ ' 99')			
20	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。			
21	ENDマーク	char	1			改行コード(0x0a)を設定する。			

＜マドプロ＞ 商標解析 納入データ ■ ＜マドプロ＞独自データ納入ファイル(付加情報)／レコード仕様

入カファイル／レコード仕様書											別紙61					
ファイル 名称	独自データ納入ファイル （付加情報）				ファイル I D		データ量	固定長 (31バイト/レコード)	ファイル 媒体	D I S K	ファイル 形式	CSV形式				
《同一案件中の各記事 I D データレコードに順序性なし》																
相対バイト																
項 目 名	キー情報				区切り文字（カンマ）	記事 I D	区切り文字（カンマ）	付加情報 （注4）						E N D マーク（改行）		
	解析データ種別	庁内整理番号						国際分割記号	カラー	区切り文字（カンマ）	公序良俗フラグ	区切り文字（カンマ）	立 体 商 標 説 明 識 別		区切り文字（カンマ）	特 殊 商 標 識 別
		西 暦 年	号													
属 性	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c				
バイト数	1	1	4	6	1	1	8	1	1	1	1	1				

項目編集条件表				独自データ納入ファイル(付加情報)				別紙62	
N.C.(Not Change)・・・そのまま設定する。									
項番	項目名	属性	バイト数	N.C.	SPACE	編集内容	入力ファイル名	備考	
1	キー情報							SJIS半角コード であること。	
	解析データ種別	char	1			“2”（マドプロ案件の解析データ）を設定する。			
2	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。			
	庁内整理番号								
3	西暦年	char	4			1925年～現在までの実在年を設定する。			
4	号	char	6			’000001’～’999999’を設定する。			
5	国際分割記号	char	1			国際分割記号を設定する。 当該記号が無い場合、半角スペースを設定。			
6	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。			
7	記事ID	char	8			’FUKA△△△△’（付加情報）を設定する。 △は半角スペース。			
8	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。			
	付加情報					解析データ種別が“2”の時、カラー、公序良俗フラグ が実質的な設定対象。			
9	カラー	char	1			’0’または’1’を設定する。			
10	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。			
11	公序良俗フラグ	char	1			’0’または’1’を設定する。			
12	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。			
13	立体商標説明識別	char	1		○	半角スペースを設定する。			
14	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。			
15	特殊商標識別	char	1		○	半角スペースを設定する。			
16	ENDマーク	char	1			改行コード(0x0a)を設定する。			

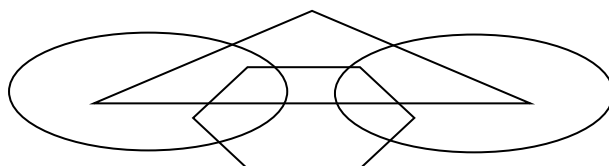
【参考】 通報データの印刷例(プリント通報)

【庁内整理番号】 20XX35●●01

【国際登録番号】 1023●●1

【商標登録を受けようとする商標】

分割記号のある場合は、
1023●●1Aのようにして
良い。



【色彩の主張】

【主要部の色彩】

【標章の音訳】

【標章の記述】

【標章の記述(任意)】

【版】

【類】 0 9 , 4 1 , 4 2

商標解析シート（国内用）

(1 / 2)

出願番号

担当審査室

付加情報

カラー

☐

公序良俗

☐

立体説明

☐

表示用商標

--

称 呼

1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	

続葉あり／なし

商標解析シート（国内用）

$$(2/2)$$

出願番号

--

[illegible]

続葉あり／なし

商標解析シート（マド・プロ用）

(1 / 2)

序内整理番号

国際登録番号

国際分割記号

付加情報

カラー

☐

公序良俗

☐

表示用商標

--

称 呼

1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	

商標解析シート (マド・プロ用)

(2 / 2)

廂内整理番号

--

国際登録番号

--

国際分割記号

11

[illegible]

続葉あり／なし

国内案件付与願番一覧表 レイアウト例

別紙66

出願番号	表示	称呼	図形	出願番号	表示	称呼	図形	出願番号	表示	称呼	図形	出願番号	表示	称呼	図形	出願番号	表示	称呼	図形
20XX- 000001	○	○		20XX- 000041	○	○		20XX- 000081	○	○	○	20XX- 000121	○	○	○	20XX- 000161	○	○	○
000002	○	○		000042	○	○		000082	○	○		000122	○	○	○	000162	○	○	
000003	○	○		000043			○	000083	○	○	○	000123	○	○	○	000163	○	○	
000004	○	○		000044			○	000084	○	○		000124	○	○	○	000164	○	○	○
000005	○	○		000045			○	000085			○	000125	○	○	○	000165	○	○	○
000006	○	○		000046	○	○		000086	○	○		000126	○	○	○	000166	○	○	
000007	○	○		000047	○	○		000087	○	○		000127	○	○		000167	○	○	
000008			○	000048			○	000088			○	000128			○	000168			○
000009			○	000049			○	000089			○	000129			○	000169			○
000010			○	000050			○	000090			○	000130			○	000170			○
000011	○	○	○	000051	○	○	○	000091	○	○		000131	○	○	○	000171	○	○	○
000012	○	○	○	000052	○	○	○	000092	○	○		000132	○	○	○	000172	○	○	○
000013	○	○	○	000053	○	○	○	000093			○	000133	○	○	○	000173	○	○	○
000014	○	○	○	000054	○	○		000094			○	000134			○	000174	○	○	○
000015			○	000055	○	○	○	000095			○	000135	○	○	○	000175	○	○	○
000016	○	○	○	000056	○	○	○	000096	○	○	○	000136	○	○	○	000176	○	○	
000017	○	○	○	000057	○	○	○	000097	○	○		000137	○	○	○	000177	○	○	○
000018	○	○	○	000058			○	000098	○	○	○	000138	○	○	○	000178	○	○	○
000019	○	○		000059	○	○		000099	○	○		000139	○	○		000179	○	○	
000020	○	○		000060	○	○		000100	○	○		000140	○	○		000180	○	○	
000021	○	○	○	000061	○	○	○	000101	○	○	○	000141	○	○	○	000181	○	○	○
000022	○	○		000062	○	○		000102	○	○		000142	○	○		000182	○	○	
000023	○	○	○	000063	○	○	○	000103	○	○	○	000143	○	○	○	000183	○	○	○
000024	○	○		000064	○	○		000104	○	○		000144	○	○		000184	○	○	
000025			○	000065			○	000105			○	000145			○	000185			○
000026			○	000066			○	000106			○	000146			○	000186			○
000027			○	000067			○	000107			○	000147			○	000187			○
000028			○	000068			○	000108			○	000148			○	000188			○
000029	○	○		000069	○	○		000109	○	○		000149	○	○		000189	○	○	
000030	○	○	○	000070	○	○	○	000110	○	○	○	000150	○	○	○	000190	○	○	○
000031	○	○	○	000071	○	○	○	000111	○	○	○	000151	○	○	○	000191	○	○	○
000032	○	○		000072	○	○		000112	○	○		000152	○	○		000192	○	○	
000033	○	○		000073	○	○		000113	○	○		000153	○	○		000193	○	○	○
000034	○	○	○	000074	○	○	○	000114	○	○	○	000154	○	○	○	000194	○	○	
000035	○	○	○	000075	○	○	○	000115	○	○	○	000155	○	○	○	000195			○
000036	○	○	○	000076	○	○	○	000116	○	○	○	000156			○	000196			○
000037	○	○	○	000077	○	○	○	000117	○	○	○	000157	○	○	○	000197			○
000038	○	○		000078	○	○		000118	○	○		000158	○	○	○	000198			○
000039	○	○	○	000079	○	○		000119	○	○		000159	○	○	○	000199	○	○	
000040	○	○	○	000080	○	○	○	000120	○	○	○	000160	○	○		000200	○	○	○

マドプロ案件付与願番一覧表 レイアウト例

別紙67

庁内整理番号	国際登録番号	表示	称呼	図形	庁内整理番号	国際登録番号	表示	称呼	図形	庁内整理番号	国際登録番号	表示	称呼	図形
20XX 354000	111111	○	○		20XX 354040	111151	○	○	○	20XX 354080	111191	○	○	○
354001	111112	○	○		354041	111152	○	○	○	354081	111192	○	○	○
354002	111113	○	○		354042	111153	○	○	○	354082	111193	○	○	○
354003	111114	○	○		354043	111154	○	○	○	354083	111194	○	○	○
354004	111115	○	○		354044	111155			○	354084	111195	○	○	
354005	111116	○	○		354045	111156	○	○	○	354085	111196	○	○	
354006	111117	○	○		354046	111157	○	○	○	354086	111197	○	○	
354007	111118			○	354047	111158	○	○		354087	111198	○	○	
354008	111119			○	354048	111159	○	○		354088	111199	○	○	
354009	111120			○	354049	111160	○	○		354089	111200	○	○	○
354010	111121	○	○	○	354050	111161	○	○	○	354090	111201	○	○	○
354011	111122	○	○	○	354051	111162	○	○	○	354091	111202	○	○	○
354012	111123	○	○	○	354052	111163	○	○	○	354092	111203	○	○	○
354013	111124			○	354053	111164	○	○	○	354093	111204	○	○	○
354014	111125	○	○	○	354054	111165	○	○		354094	111205	○	○	○
354015	111126	○	○	○	354055	111166	○	○		354095	111206	○	○	○
354016	111127	○	○	○	354056	111167	○	○		354096	111207	○	○	○
354017	111128	○	○	○	354057	111168	○	○	○	354097	111208	○	○	
354018	111129	○	○		354058	111169			○	354098	111209	○	○	
354019	111130	○	○		354059	111170	○	○	○	354099	111210	○	○	
354020	111131	○	○	○	354060	111171			○	354100	111211	○	○	○
354021	111132	○	○		354061	111172	○	○	○	354101	111212	○	○	○
354022	111133	○	○	○	354062	111173	○	○	○	354102	111213	○	○	○
354023	111134	○	○		354063	111174			○	354103	111214	○	○	○
354024	111135			○	354064	111175			○	354104	111215			○
354025	111136			○	354065	111176	○	○	○	354105	111216			○
354026	111137			○	354066	111177	○	○	○	354106	111217			○
354027	111138			○	354067	111178	○	○	○	354107	111218	○	○	○
354028	111139	○	○		354068	111179	○	○	○	354108	111219	○	○	○
354029	111140	○	○	○	354069	111180	○	○	○	354109	111220	○	○	○
354030	111141	○	○	○	354070	111181	○	○	○	354110	111221	○	○	○
354031	111142	○	○		354071	111182	○	○	○	354111	111222	○	○	○
354032	111143	○	○		354072	111183	○	○	○	354112	111223			○
354033	111144	○	○		354073	111184	○	○		354113	111224	○	○	○
354034	111145	○	○	○	354074	111185	○	○		354114	111225	○	○	○
354035	111146	○	○	○	354075	111186	○	○		354115	111226	○	○	○
354036	111147	○	○	○	354076	111187	○	○	○	354116	111227	○	○	○
354037	111148	○	○	○	354077	111188	○	○	○	354117	111228	○	○	○
354038	111149	○	○		354078	111189	○	○	○	354118	111229	○	○	○
354039	111150	○	○		354079	111190	○	○	○	354119	111230	○	○	○

データの作成要領¹

1. 新願データの蓄積

1.0 概要

・・・略・・・

1.1 称呼データ

〔1〕説 明

称呼の蓄積は、商標から生ずる自然的な読みをカタカナで入力し、称呼検索のキーとして使用するためのものである。

- (1) 商標からおこされる称呼は、原則として「称呼おこしの原則」による。
- (2) 商標からおこすことのできる称呼数は15以内とする。
- (3) 1称呼の音数は128文字までとする。
- (4) 称呼をおこした順に番号を付ける。
順位は全体の称呼、自然の称呼を優先する。

(商標解析シート)

称 呼 番 号	称 呼	
	1	キャップスキン
	2	キャップ
	3	キャープ

¹ 本要領は、特許庁審査業務部商標課作成の「機械処理ハンドブック 平成22年2月作成」から表示用商標の作成及び称呼の付与に必要な部分を抜粋（一部編集あり）したものである。

(5) 使用しない「文字の組合せ」

a. 長音で、かつ促音は使用しない。

(例) 商 標

アーッ

称 呼

○ アアッ

× アーッ

b. 促音で、かつ長音は使用しない。

(例) 商 標

アッー

称 呼

○ アッ

× アッー

c. 一称呼の音数が1段目に記入しきれないときは、次段を使用して記入する。但し、1称呼の音数は128文字までとする。この場合、第2称呼以下は順次繰り下げるものとする。

(例)

1	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	○ ○ ○ ○
2	○ ○ ○ ○ ○ ○

d. 称呼おこしをするのに、解析シート1枚だけでは足りないときは別紙に記入する。

但し、続葉有に丸印「○」をする。

(6) 称呼は、称呼使用文字表に示すカタカナ文字 245字（促音、拗音などはその全体を一字とする。）を用いて表わす。（「称呼使用文字一覧表」参照）

また、アルファベットについては、「アルファベット称呼一覧表」に基づくものとする。

なお、この表に記載されていない文字は文字の置換一覧表に従って処理するものとする。

称呼使用文字一覧表

1 清 音（４５字）

ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ラ	ワ	ン
イ	キ	シ	チ	ニ	ヒ	ミ		リ		
ウ	ク	ス	ツ	ヌ	フ	ム	ユ	ル		
エ	ケ	セ	テ	ネ	ヘ	メ		レ		
オ	コ	ソ	ト	ノ	ホ	モ	ヨ	ロ		

2. 濁 音（含半濁音）（２３字）

ガ	ザ	ダ	バ	パ
ギ	ジ		ビ	ピ
グ	ズ		ブ	プ
ゲ	ゼ	デ	ベ	ペ
ゴ	ゾ	ド	ボ	ポ

3. 促 音（４４字）

アッ	カッ	サッ	タッ	ナッ	ハッ	マッ	ヤッ	ラッ	ワッ
イッ	キッ	シッ	チッ	ニッ	ヒッ	ミッ		リッ	
ウッ	クッ	スッ	ツッ	ヌッ	フッ	ムッ	ユッ	ルッ	
エッ	ケッ	セッ	テッ	ネッ	ヘッ	メッ		レッ	
オッ	コッ	ソッ	トッ	ノッ	ホッ	モッ	ヨッ	ロッ	

4. 濁促音（含半濁促音）（２３字）

ガッ	ザッ	ダッ	バッ	パッ
ギッ	ジッ		ビッ	ピッ
グッ	ズッ		ブッ	プッ
ゲッ	ゼッ	デッ	ベッ	ペッ
ゴッ	ゾッ	ドッ	ボッ	ポッ

5. 拗 音 (2 1 字)

キヤ	シヤ	チャ	ニヤ	ヒヤ	ミヤ	リヤ
キュ	シュ	チュ	ニユ	ヒユ	ミユ	リュ
キョ	ショ	チョ	ニョ	ヒョ	ミョ	リョ

6. 濁拗音 (含半濁拗音) (1 2 字)

ギヤ	ジヤ	ビヤ	ピヤ
ギユ	ジユ	ビユ	ピユ
ギョ	ジョ	ビョ	ピョ

7. 拗促音 (2 1 字)

キヤツ	シヤツ	チャツ	ニヤツ	ヒヤツ	ミヤツ	リヤツ
キュツ	シュツ	チュツ	ニユツ	ヒユツ	ミユツ	リュツ
キョツ	ショツ	チョツ	ニョツ	ヒョツ	ミョツ	リョツ

8. 濁拗促音 (含半濁拗促音) (1 2 字)

ギヤツ	ジヤツ	ビヤツ	ピヤツ
ギユツ	ジユツ	ビユツ	ピユツ
ギョツ	ジョツ	ビョツ	ピョツ

9. 特殊音 (2 2 字)

クエ	グエ	シェ	ジェ	チェ	ツア	テイ	デイ	トウ	ドウ	ファ
クオ	グオ				ツエ	テュ	デュ			フィ
クワ	グワ				ツオ					フェ
										フォ

10. 促音をともなう特殊音 (2 2 字)

クエツ	グエツ	シェツ	ジェツ	チェツ	ツアツ	テイツ	デイツ	トウツ	ドウツ	ファツ
クオツ	グオツ				ツエツ	テュツ	デュツ			フィツ
クワツ	グワツ				ツオツ					フェツ
										フォツ

文字の置換一覧表

「非称呼使用文字」は、「置換文字」に置き換えて称呼をおこす。置換例を以下に示す。
(非称呼使用文字の順：語順 5 0 音→清音→濁音→半濁音)

非 称 呼 使 用 文 字		置 換 文 字	
アア	→	ア	ア
アイ		ア	イ
イエ		イ	エ
ヰ		イ	
ウィ		ウ	イ
ウエ		ウ	エ
ウオ		ウ	オ
ヴ		ブ	
ヴァ		バ	
ヴィ		ビ	
ヴェ		ベ	
ヴォ		ボ	
エイ		エ	イ
エ		エ	
オウ		オ	ウ
キィ		キ	イ
ギィ		ギ	イ
クァ		クワ	
クィ		ク	イ
グァ		グワ	
グィ		グ	イ
シィ		シ	イ
ジア		ジャ	
ジィ		ジ	イ
スィ		シ	
ズァ		ザ	
ズィ		ジ	
ズウ		ズ	ウ

非 称 呼 使 用 文 字		置 換 文 字	
ズエ	→	ゼ	
ズォ		ゾ	
ゾァ		ザ	
チィ		チ	イ
ヂ		ジ	
ヂィ		ジ	イ
ヂェ		ジェ	
ヂャ		ジャ	
ヂュ		ジュ	
ヂョ		ジョ	
ツイ		ツ	イ
ヅ		ズ	
ヅエ		ゼ	
ヅォ		ゾ	
デウ		デ	ウ
	及び	デュ	
デェ		デ	エ
デュ		ド	ユ
ニィ		ニ	イ
ヒィ		ヒ	イ
ヒェ		ヒ	エ
ビィ		ビ	イ
ビェ		ビ	エ
ピィ		ピ	イ
ピェ		ピ	エ
フュ		フ	ユ
ブァ		バ	
ブィ		ビ	

非 称 呼 使 用 文 字		置 換 文 字	
ブエ	→	ベ	
ブォ		ボ	
プァ		パ	
プィ		ピ	
プウ		プ	ウ
プエ		ペ	
プォ		ポ	
ベェ		ベ	エ
メヨ		メ	ヨ
	及び	ミヨ	
ユウ		ユ	ウ
ヨウ		ヨ	ウ
リィ		リ	イ
ルユ		ル	ユ
	及び	リュ	
レイ		レ	イ
ワァ		ワ	ア
ワ゛		バ	
ヲ		オ	

注：ヒィ、ヒェ、ピェは、平成 11 年 4 月より追加になった。

アルファベットの称呼は次の表による。

アルファベット称呼一覧表

欧文字	称 呼		
A	エ	イ	
B	ビ	イ	
C	シ	イ	
D	デ	イ	
E	イ	イ	
F	エ	フ	
G	ジ	イ	
H	エツ	チ	
	エ	イ	チ
I	ア	イ	
J	ジェ	イ	
K	ケ	イ	
L	エ	ル	
M	エ	ム	
N	エ	ヌ	
O	オ	オ	

欧文字	称 呼		
P	ピ	イ	
Q	キュ	ウ	
R	ア	ア	ル
S	エ	ス	
T	テ	イ	
U	ユ	ウ	
V	ブ	イ	
W	ダ	ブ	リュウ
X	エツ	ク	ス
Y	ワ	イ	
Z	ゼツ	ト	
α	ア	ル	ファ
β	ベ	イ	タ

〔2〕 称呼应おしの原則

称呼应おしは、原則として下記のとおり行うこととする。

- (1) 生じられると思われる自然称呼はすべて称呼をおこすこととし、文字が図案化され、または図案的に配列されている場合等であっても、可能な限り称呼をおこす。

A. 欧文字綴からなる商標

- a. 成語(英語、独語、仏語)からなる場合は、その言語の発音に従った称呼をおこす。また、異言語を結合させてなる場合(例えば、英語と仏語、仏語と独語)は、それぞれの成語の発音に従った称呼をおこす。

例 (イ) MY CHATEAU → ① マイシャトー

- b. 英語(成語)を表記したものではないが、英語の発音方法によって発音することができる綴字である場合は、英語の発音方法を参考にした称呼をおこす。
c. ローマ字風に称呼をおこすことが自然とみられる場合は、その発音に従った称呼もおこす。
d. 綴字に特定言語の特徴がある場合は、その言語の発音に従った称呼を、またはその言語の発音を参考にした称呼をおこす。

(ロ) ÉCUSSON → ① エキュソン ② エカッソン
(ハ) MÖLLERS → ① メーラーズ ② モーラーズ
(二) GUCCI → ① グッチ ② グッシ
(ホ) ALBERGO → ① アルベルゴ ② アルバーゴ

- e. 外来語としてなじまれた表記の称呼もおこす。

(ヘ) CANON → ① キャノン ② カノン
(ト) DIAMOND → ① ダイアモンド ② ダイヤモンド
(チ) ROYAL → ① ローヤル ② ロイヤル ③ ロイアル
エイス
(リ) ACE → ① エイス ② エース ③ エイシイイ

- f. 何通りも称呼(観念)が出るものはすべての称呼をおこす。

(ヌ) TOYO → ① トヨー ② トヨ
(ル) TOA → ① トア ② トア ③ テイオオエイ
(ヲ) TAKE → ① テイク ② テーク ③ タケ
(ワ) BERDAN → ① バーダン ② ベルダン

B. 漢字綴からなる商標

- a. 漢字の音訓にないが慣用または熟語として読めるものは、その読みに従った称呼をおこす。

(イ) 東京の女 → ① トーキョーノオンナ
② トーキョーノヒト

(ロ) 梅 雨 → ① バイウ ② ツユ

- b. 音読みと熟語の読みとが相違する場合(造語)は、両方の読みに従った称呼をおこす。

(ハ) 学 研 → ① ガクケン ② ガッケン

(二) 宅急便 → ① タクキュービン ② タツキュービン

- c. 中国語風に称呼をおこすことが自然とみられる場合は、その発音に従った称呼もおこす。

(ホ) 謝 謝 → ① シャシャ ② シェシェ

d. 文字と記号(図形)が結合している商標は、全体から生ずる称呼、記号(図形)部分を除いた文字部分から生ずる称呼および必要があれば記号(図形)部分から生ずる称呼をおこす。

- (へ)  → ① マルウメ ② ウメ
- (ト)  → ① カネマツ ② マツ
- (チ)  → ① イリヤマイチ ② ヤマイチ ③ イチ

上記d. に関する注意事項

上述 d. (へ) ないし (チ) のようないわゆる暖簾記号として慣用されている商標は、記号(図形)部分を読み込んで称呼する取引の実情がある。これらの商標全体から生ずる称呼をおこす際には、商取引に資されている実際の称呼についても十分考慮する。

C. 振り仮名を付した文字商標は、振り仮名に従った称呼および文字商標の自然称呼もおこす。

- (イ) 紅 梅
ベニウメ → ① ベニウメ ② コウバイ
- (ロ) ベルダン
BERDAN → ① ベルダン ② バーダン
- (ハ) JUN
ジュン → ① ジュン ② ジュン
③ ジェイユウエヌ

D. かな綴からなる商標

a. 表示されている文字通りの称呼をおこす。

なお「使用しない文字の組み合わせ」「称呼使用文字」に注意する。

{ [1] 説明(5)の「B. 」の項目および (6)の項参照 }

- (イ) ハーツ → ① ハアツ
- (ロ) ヴァンジャケット → ① バンジャケット
- (ハ) クイックリイ → ① クイックリイ

b. 称呼に近い表記の称呼もおこす。

- (ニ) ダイヤモンド → ① ダイヤモンド ② ダイヤモンド

(2) 漢字・欧文字等からなる場合、自然称呼に近い長音を使用した称呼をおこす。
ただし、かな綴については表記に近い長音を使用した称呼もおこす。

- (イ) 労 働 → ① ローダー
- (ロ) 経 済 → ① ケーザイ
- (ハ) TOKYO → ① トーキョー
- (二) トウキョウ → ① トウキョウ ② トーキョー

(3) 一連の称呼をおこす。ただし、構成・態様上分離している文字(語)からも称呼をおこす。

A. 文字の大きさが異なる構成からなる商標は、大きさの異なる文字部分のそれぞれからも称呼をおこす。

(イ) 富士白鳥 → ① フジハクチョー ② フジシラトリ
③ フジ ④ ハクチョー ⑤ シラトリ

(ロ) サンムーン → ① サンムーン ② サン ③ ムーン

B. 文字の間隔の異なる構成からなる商標は、同一間隔となっている文字部分からもそれぞれの称呼をおこす。

例 (イ) 鶴亀 万壽 → ① ツルカメマンジュ
② ツルカメバンジュ ③ ツルカメ
④ マンジュ ⑤ バンジュ

C. 文字の形態などを異にする構成・態様を有する商標は、それぞれの構成・態様からも称呼をおこす。

例 (イ) クックnon → ① クックノン ② クック ③ ノン
④ エヌオオ エヌ

(4) 商標の構成・態様に係わらず品質表示、商品・役務名等、識別力のない文字を含む商標は、それを除いた称呼もおこす(参考図書、品質表示語リスト等を参照のこと)。

A. 類共通

例 (イ) スーパーライオン → ① スーパーライオン ② ライオン
(ロ) ハイニッカ → ① ハイニッカ ② ニッカ
(ハ) ホワイトモノゲン → ① ホワイトモノゲン ② モノゲン
(二) 銀座小判 → ① ギンザコバン ② コバン

B. 類別

例 (イ) オロナイン軟膏〔5類〕 → ① オロナインナンコー
② オロナイン
(ロ) スーパーライオン蚊取線香〔5類〕
→ ① スーパーライオンカトリセンコー ② スーパーライオン
③ ライオンカトリセンコー ④ ライオン
(ハ) サンスター歯磨〔3類〕 → ① サンスターハミガキ
② サンスター
(二) 男山富士〔33類〕 → ① オトコヤマフジ ② フジ

(5) 商号商標(商号の略称からなる商標を含む。)は、商号の一部として通常使用される以下のような文字等を含む場合には、その文字部分を除いた称呼をおこす。

＜例＞「株式会社」「有限会社」「合資会社」「合名会社」(株)「一般財団法人」「一般社団法人」

例 (イ) 株式会社富士 → ① フジ
(ロ) 有限会社富士 → ① フジ
(ハ) 合資会社富士 → ① フジ
(二) 合名会社富士 → ① フジ
(ホ) (株)富士 → ① フジ

- (6) 通常屋号等に使用される以下のような文字を含む商標は、一連の称呼のほかにその文字を除いた称呼をおこす。

なお、括弧内におこすべき称呼を指定している文字についてはその称呼をおこす。

「工業」「研究所」「協会」「製作所」「商会」「工業所」「産業」
「洋行」「屋」「堂」「会」「舎」

「K. K. 」(→ケイケイ) 「Inc. 」 (→インコーポレーテッド)
「Ltd. 」 (→リミテッド) 「Co. , Ltd. 」(→カンパニーリミテッド)

例 (イ) パール工業株式会社 → ①パールコーギョー
②パール

- (7) 「日本」の文字は「ニッポン」の称呼をおこす。ただし、「ニホン」の読みでなじまれている場合はその称呼もおこす。

例 (イ) 日本ユニカー株式会社 → ①ニッポンユニカー
(ロ) 日本たばこ産業株式会社 → ①ニッポントバコサンギョー
②ニッポントバコ
③ニホントバコサンギョー
④ニホントバコ

- (8) 一連の称呼が長い商標は、意味若しくは音調等から区切ることが可能な文字部分のそれぞれからも称呼をおこす。

例 (イ) CHERRYBLOSSOMBOY → ① チェリーブラッサムボーイ
② チェリーブラッサム ③ ボーイ

(ロ) CHRYSANTHEMUMBLUESKY

→ ① クリサンシマムブルースカイ
② クリサンシマム ③ ブルースカイ

- (9) 指定商品／指定役務について著名な商標を含む商標は、著名商標部分とそれ以外の文字部分の称呼もおこす。

例 (イ) ファインソニー〔9類〕 → ① ファインソニー ② ソニー
③ ファイン

- (10) 数字を含む商標の場合は、以下の表にしたがった称呼もおこす。

数字	称 呼	
1	イ	チ
2	ニ	
3	サ	ン
4	ヨ	ン
5	ゴ	

数字	称 呼	
6	ロ	ク
7	シ	チ
8	ハ	チ
9	キュ	ー
0	ゼ	ロ

例 (イ) 2001年 → ① ニセンイチネン ② ニゼロゼロイチネン
(ロ) 21世紀 → ① ニジューイツセイキ ②ニジューイチセイキ
③ ニイチセイキ

(11) 地域団体商標制度導入（平成18年4月1日出願受付開始）に伴う
 称呼おこし方法（追加）

指定商品（役務）との関係で識別力のない可能性がある部分であっても、商標の構成中に「地域の名称」「商品（役務）名」を有するものはその一連の称呼（地域名が先）をも付与する。

- A. 「地域の名称」と「商品（役務）名」が一連一体の構成態様でない場合。
 追加称呼：「地域の名称＋商品（役務）名」
- B. 「地域の名称」「商品（役務）名」の前後若しくはその間に文字を有する場合。
 追加称呼：「該文字を含めた一連の称呼」
 「地域の名称＋商品（役務）名」
- C. 「地域の名称」「商品（役務）名」に「本場」、「特産」等の文字が結合される場合。
 追加称呼：「本場＋地域の名称＋商品（役務）名」
 「地域の名称＋商品（役務）名」
- D. 複数の「地域の名称」と「商品（役務）名」を有する場合。
 追加称呼：「地域の名称1＋地域の名称2＋商品（役務）名」
 「地域の名称1＋商品（役務）名」
 「地域の名称2＋商品（役務）名」
- E. 「地域の名称」と複数の「商品（役務）名」を有する場合。
 追加称呼：「地域の名称＋商品（役務）名1＋商品（役務）名2」
 「地域の名称＋商品（役務）名1」
 「地域の名称＋商品（役務）名2」
- F. 「商品（役務）名」が「地域の名称」の前に存在する場合。
 追加称呼：「地域の名称＋商品（役務）名」
- G. 「地域の名称」「商品（役務）名」に商品（役務）の品質（質）を表す文字を有する場合。
 追加称呼：「地域の名称＋品質（質）＋商品（役務）名」
 「地域の名称＋商品（役務）名」

上記(11)に関する注意事項

1. 上記は商標中に図形（識別力の有無を問わない）を有するもの又は文字がデザイン化されている場合であっても同様の取り扱いとします。
2. 「地域の名称」「商品（役務）名」は漢字に限定されず、ひらがな、片仮名、欧文字においても上記の例と同様に称呼を付与することとします。
3. 「地域の名称」には、現在の行政区画単位の地名ばかりでなく、旧地名、旧国名、河川名、山岳名、海域名等も含まれるものとします。なお、外国の地域の名称においても、原則同様とします。
4. 「商品（役務）名」とは、商品（役務）の普通名称、略称の他、商品（役務）を示すものとして取引界で慣用されている名称があります。
5. 地域団体商標登録願において、商標の構成中に種苗登録されている品種名を有する場

合には、当該品種名のみの称呼をも付与することとする。

6. 出願された商標が役務を指定している場合には、特に以下の点について留意してください。

- i. 役務名ではなく、「商品名」をもって構成されている場合であっても、上記のとおりの方法とします。
- ii. 役務については、役務名よりも、「役務を表示するものとして慣用されている名称」が使用されることが多いと見込まれます。「役務を表示するものとして慣用されている名称」とは、例えば、以下のようなものがあります。
「織」「焼」「塗」「細工」「染」「彫」「温泉」「なし狩り」

称呼おこし（追加）の例

		商標	追加される称呼
A	「地域の名称」と「商品（役務）名」が一連一体の構成態様でない場合	結城 つむぎ	・ユーキツムギ
B	「地域の名称」「商品（役務）名」の前後若しくはその間に文字を有する場合	結城イロハ つむぎ	・ユーキイロハツムギ ・ユーキツムギ 「イロハ」の文字が例えば「の」「産」「産の」であっても同様である。
C	「地域の名称」「商品（役務）名」に「本場」「特産」等の文字が結合されている場合	本場結城 つむぎ	・ホンバユーキツムギ ・ユーキツムギ 「本場」の文字が例えば「特選」「特産」「本家」「元祖」であっても同様である。
D	複数の「地域の名称」と「商品（役務）名」を有する場合	石毛結城 つむぎ	・イシゲユーキツムギ ・ユーキツムギ ・イシゲツムギ
E	「地域の名称」と複数の「商品（役務）名」を有する場合	石毛メロン パン	・イシゲメロンパン ・イシゲメロン ・イシゲパン
F	「商品（役務）名」が「地域の名称」の前に存在する場合	つむぎ 結城	・ユーキツムギ
G	「地域の名称」「商品（役務）名」に商品（役務）の品質（質）を表す文字を有する場合	石毛 太きゅうり	・イシゲフトキュウリ ・イシゲキュウリ

1.2 表示用商標データ

〔1〕説 明

表示用商標データの蓄積は、類否判断の基礎となる「商標」を原商標の構成態様に近い状態で文字として画面上に表示させ、また文字列検索に用いる検索用商標を自動作成するためのものである。

- (1) 商標からおこすことのできる表示用商標は、原則として「表示用商標データ作成の原則」による。
- (2) 1 表示用商標の字数は、最大256文字である。
- (3) 蓄積できる文字種は、J I S規格の「カタカナ、ひらがな、漢字（第一水準、第二水準）、欧文字（大・小文字）、数字、各種記号」である。但し、記号については、使用記号表による。

注：商標の態様等を表す特殊記号等（§、∞、▲、▼、¢、\）は、表示用商標として蓄積しない。又、罫線記号は使用しない。

また、ローマ数字（Ⅹ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ・・・）及び丸付き数字（①、②、③、・・・）は使用できない。

使用可能記号表

(4区、5区は、ひらがな・カタカナなので掲載しません。8区は、罫線記号なので使用しません。)

1 区			2 区		3 区				6 区		7 区				
	8140	『	8177	◆	819F	O	824F	t	8294	A	839F	A	8440	ф	8486
、	8141	』	8178	□	81A0	1	8250	u	8295	B	83A0	Б	8441	х	8487
。	8142	【	8179	■	81A1	2	8251	v	8296	Г	83A1	В	8442	ц	8488
、	8143	】	817A	△	81A2	3	8252	w	8297	Δ	83A2	Г	8443	ч	8489
、	8144	+	817B	▲	81A3	4	8253	x	8298	E	83A3	Д	8444	ш	848A
・	8145	－	817C	▽	81A4	5	8254	y	8299	Z	83A4	E	8445	щ	848B
:	8146	±	817D	▼	81A5	6	8255	z	829A	H	83A5	Ё	8446	ъ	848C
:	8147	×	817E	※	81A6	7	8256			Θ	83A6	Ж	8447	ы	848D
?	8148	÷	8180	〒	81A7	8	8257			I	83A7	З	8448	ь	848E
!	8149	=	8181	→	81A8	9	8258			K	83A8	И	8449	э	848F
˘	814A	≠	8182	←	81A9	A	8260			Λ	83A9	Й	844A	ю	8490
°	814B	<	8183	↑	81AA	B	8261			M	83AA	К	844B	я	8491
˘	814C	>	8184	↓	81AB	C	8262			N	83AB	Л	844C		
˘	814D	≦	8185	=	81AC	D	8263			Ξ	83AC	М	844D		
˘	814E	≧	8186	≡	81B8	E	8264			O	83AD	Н	844E		
˘	814F	≡	8187	⇒	81B9	F	8265			Π	83AE	О	844F		
—	8150	∴	8188	⊆	81BA	G	8266			P	83AF	Π	8450		
—	8151	♂	8189	⊇	81BB	H	8267			Σ	83B0	P	8451		
、	8152	♀	818A	⊂	81BC	I	8268			T	83B1	C	8452		
、	8153	°	818B	⊃	81BD	J	8269			Υ	83B2	T	8453		
、	8154	′	818C	U	81BE	K	826A			Φ	83B3	У	8454		
〃	8156	℃	818E	Λ	81C8	M	826C			Ψ	83B5	X	8456		
全	8157	¥	818F	V	81C9	N	826D			Ω	83B6	Ц	8457		
々	8158	\$	8190	↖	81CA	O	826E			α	83BF	Ч	8458		
、	8159	¢	8191	⇒	81CB	P	826F			β	83C0	Ш	8459		
○	815A	£	8192	⇄	81CC	Q	8270			γ	83C1	Щ	845A		
—	815B	%	8193	∇	81CD	R	8271			δ	83C2	Ъ	845B		
—	815C	#	8194	∃	81CE	S	8272			ε	83C3	Ы	845C		
-	815D	&	8195	∠	81DA	T	8273			ζ	83C4	Ь	845D		
/	815E	*	8196	⊥	81DB	U	8274			η	83C5	Э	845E		
、	815F	@	8197	∩	81DC	V	8275			θ	83C6	Ю	845F		
~	8160	Ⓓ	8198	∅	81DD	W	8276			ι	83C7	Я	8460		
//	8161	☆	8199	▽	81DE	X	8277			κ	83C8				
	8162	★	819A	≡	81DF	Y	8278			λ	83C9	a	8470		
…	8163	○	819B	≡	81E0	Z	8279			μ	83CA	б	8471		
…	8164	●	819C	≡	81E1	a	8281			ν	83CB	в	8472		
‘	8165	◎	819D	≡	81E2	b	8282			ξ	83CC	г	8473		
	8166	◇	819E	√	81E3	c	8283			ο	83CD	д	8474		
“	8167			∞	81E4	d	8284			π	83CE	е	8475		
”	8168			∞	81E5	e	8285			ρ	83CF	ё	8476		
(	8169			∴	81E6	f	8286			σ	83D0	ж	8477		
)	816A			∫	81E7	g	8287			τ	83D1	з	8478		
[	816B			∫	81E8	h	8288			υ	83D2	и	8479		
]	816C			Α	81F0	i	8289			φ	83D3	й	847A		
[	816D			‰	81F1	j	828A			χ	83D4	к	847B		
]	816E			#	81F2	k	828B			ψ	83D5	л	847C		
{	816F			♭	81F3	l	828C			ω	83D6	м	847D		
}	8170			♯	81F4	m	828D					н	847E		
<	8171			†	81F5	n	828E					о	8480		
>	8172			‡	81F6	o	828F					п	8481		
《	8173			¶	81F7	p	8290					р	8482		
》	8174			○	81FC	q	8291					с	8483		
「	8175					r	8292					т	8484		
」	8176					s	8293					у	8485		

注：二重線が付されている文字は、表示用商標として使用できません。

〔２〕表示用商標データ作成の原則

蓄積すべき「商標」は、原則として以下のルールに従い商標解析シートの表示用商標欄にデータ作成する。

（１）蓄積すべき商標

- A. 商標を構成する文字・記号は総て蓄積する。ただし、商品・役務や商標の説明文、住所表示等は蓄積しない。
- B. 表示用商標が256文字を超える場合は、「称呼おこし」する部分を優先的に蓄積する。

（２）蓄積の指示

- A. 商標が文字（カタカナ、ひらがな、漢字、欧文字）のみからなり、軽重の差がなく、一連に構成されているときは、商標解析シートの表示用商標欄にそのままデータおこしをする。

アクアコンディショナー

ERYCOCILLIN

シュガーフレンド

(データおこし)

アクアコンディショナー

(画面表示/プリント)

アクアコンディショナー

(データおこし)

ERYCOCILLIN

(画面表示/プリント)

ERYCOCILLIN

(データおこし)

シュガーフレンド

(画面表示/プリント)

シュガーフレンド

「表示用商標」欄の態様は上記のとおり画面表示/プリントされる。

- B. 商標の各文字間が等間隔でない箇所があるときは、当該箇所をスペース（空白）にしてデータおこしをする。

FUKKOL TEMPER

(データおこし)

FUKKOL TEMPER

(画面表示/プリント)

FUKKOL TEMPER

ハクジウクレール

(データおこし)

ハクジウクレール

(画面表示/プリント)

ハクジウクレール

- C. 商標が二段以上又は二行以上の併記を以て構成されているときは、各構成の「商標」を\（シャセン記号：段併記）で連結し、二段以上のときには上段から、二行以上の時には右側から順に（原商標の構成態様に近い状態に画面表示/プリント可能なように）データおこしをする。

プレビックス
PREBiX

(データおこし)

プレビックス \ PREBiX

(画面表示/プリント)

(1)プレビックス

(2)PREBiX

ひ
ま
わ
り
向
日
葵

(データおこし)

ひまわり \ 向日葵

(画面表示/プリント)

(1)ひまわり

(2)向日葵

- D. 商標が二以上の部分からなる分離された構成からなるときは、各構成の「商標」を∞(ムゲン記号：構成分離)で連結し、上側または左から順にデータおこしをする。

タ
ケ
ダ
ミ
ゴ
ー
TAKEDAMIGO

(データおこし)

タケダミゴー ∞ TAKEDAMIGO

(画面表示/プリント)

タケダミゴー ∞ TAKEDAMIGO

九
野
澤
屋
Nozawaya

(データおこし)

九 (イリヤマ) ∞ 野澤屋 ∞ Nozawaya

(画面表示/プリント)

九 (イリヤマ) ∞ 野澤屋 ∞ Nozawaya

- E. 右読みと考えられる商標でも、そのままとする。(左書きに変更しない。)

艦
軍
んか んぐ

(データおこし)

艦軍 \ んかんぐ

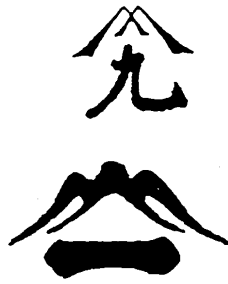
(画面表示/プリント)

(1)んかんぐ

(2)艦軍

- F. 商標の一部に次表「商標記号一覧表」に掲載された記号が用いられ、かつ、その記号が文字と結合した構成からなる標章(いわゆる暖簾記号)と認められるものについては、記号の名をカタカナに変換して文字の後に括弧書きで表示する。

(商標の全体が次表「商標記号一覧表」に掲載された記号であるときは、解析時に表示用商標データは作成せず、図形分類を付与する。)



(データおこし)

九 (イリヤマ)

(画面表示/プリント)

九 (イリヤマ)

(データおこし)

一 (フジヤマ)

(画面表示/プリント)

一 (フジヤマ)

商標記号一覧表

○	マ ル	☁	フ ク	ㄣ	カ ネ	ㄩ	イリヤマ
◇	ヒ シ	□	カ ク	へ	ヤ マ	/ \	ヒゲヤマ
✕	イ ゲ タ	#	イ ヅ ツ	✕	カギヤマ	♡	ハート
△	ウ ロ コ	☆	カ ゴ メ	へ	ヒキヤマ	◇	マ ヅ バ
⌢	フンドー	⌢	ジ ガ ミ	ㄩ	フジヤマ	⬡	キッコウ

※表中のカタカナは記号の名

- G. 特殊態様の文字商標について、称呼が生ずる場合には、その商標を普通に用いられる態様に置き換え、かつ、その先頭に § (セクション記号：特殊態様) を付してデータおこしをする。



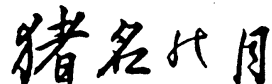
(データおこし)

§ TBS

(画面表示/プリント)

§ TBS

- H. 商標中に変体仮名を含むときは、その文字をカタカナに置き換え、▲▼ (置換記号) を付してデータおこしをする。



(データおこし)

猪 名 ▲ ノ ▼ 月

(画面表示/プリント)

猪名▲ノ▼月

I. 特殊指示

- a. 法人格を有する文字 (法人格一覧表参照) が商標中に段併記、構成分離の態様で表示されている場合は、\ (シャセン記号)、∞ (ムゲン記号) を使用せず、一連の商標としてデータおこしをする。

①法人格を有する文字部分が段併記、構成分離の場合

日本ビジネス
コンサルタント
株式会社

(データおこし)

日本ビジネスコンサルタント株式会社

(画面表示/プリント)

日本ビジネスコンサルタント株式会社

株
式
会
社

(データおこし)

タイホー・テクトサーク株式会社 \ T
aiho Tectonic Circulation
co, ltd.

(画面表示/プリント)

タイホー・テクトサーク社
Taiho Tectonic Circulation
co, ltd,

(1)タイホー・テクトサーク株式会社

(2)Taiho Tectonic Circulation co, ltd.

株式
会社 ニッショー

(データおこし)

株式会社ニッショー

(画面表示/プリント)

株式会社ニッショー

② 段併記、構成分離の態様であっても、法人格を有する文字部分が名称と一連の場合は、以下のとおりとする。

K O K K A
株式会社 コ ッ カ

(データおこし)

KOKKA \ 株式会社 コ ッ カ

(画面表示/プリント)

(1)KOKKA

(2)株式会社コッカ



(データおこし)

CENTRAL COLD STORAGE
LTD. ∞ OSAKA

(画面表示/プリント)

CENTRAL COLD STORAGE
LTD. ∞ OSAKA

法人格表示例

株式会社	相互会社	労働組合	インコーポレーテッド
合名会社	監査法人	企業組合	カンパニーリミテッド
合資会社	漁業協同組合	連合会	CO.
有限会社	農業協同組合	カンパニー	L t d.
一般財団法人	消費生活協同組合	リミテッド	c o r p.
一般社団法人	協同組合	コーポレーション	I n c.
公益財団法人	公益社団法人		C o . , l t d.

- b. 商標中に法人格の略称と認められる文字（法人格略称→正式名称一覧表（例）参照）を有している場合は、略称に対応する正式名称でデータおこしをする。

NEW PRINT MEDIA



（データおこし）

NEW PRINT MEDIA ∞ 真生印刷株式会社

（画面表示/プリント）

NEW PRINT MEDIA ∞ 真生印刷株式会社

法人格略称 → 正式名称一覧表（例）

略 称	正式名称
（株）	株式会社
（有）	有限会社
（資）	合資会社
（名）	合名会社
（相）	相互会社
（一財）	一般財団法人
（一社）	一般社団法人
（農協）	農業協同組合
（生協）	消費生活協同組合
（漁協）	漁業協同組合
L t .	L t d .
C p .	C o r p .
I c .	I n c .

〔3〕表示用商標データ蓄積使用文字、記号

- (1) 蓄積できる文字種は「カタカナ、ひらがな、漢字、欧文字（大・小文字）、数字、各種記号」の活字体である。

当システムで使用する漢字の文字種は、J I Sの第一水準及び第二水準の漢字集合の範囲とする。

- (2) 使用記号

商標中の前記文字種にない文字あるいは特殊な構成、態様からなるもの等であって、商標どおり忠実に入出力することが出来ない場合は次にあげた記号を使用する。

- ①セクション記号・・・「§」→ データおこし、プリント使用

商標が特殊態様の場合に § を使用して入力したデータはそのまま各種リスト上にも § が出力される。審査の際は、基本マスタ等から実際に商標を確認する必要がある。



(データおこし)

§ T B S

(プリント)

§ T B S

②ムゲン記号・・・・・・・・「∞」→ データおこし、プリント使用

商標が2以上の部分に分離された構成から成る場合（縦書きと横書きからなる商標等）

データおこし、出力の際分離された文字間に∞の記号を使用する。審査の際は、基本マスタ等から実際に商標を確認する必要がある。



TAKEDAMIGO

(データおこし)

タケダミゴー∞ TAKEDAMIGO

(プリント)

タケダミゴー∞ TAKEDAMIGO

③サンカク記号・・・・・・・・「▲▼」→データおこし、プリント使用

当システムで使用する漢字の文字種、J I S第一水準、J I S第二水準の文字コード表で設定された漢字に含まれていない特殊漢字については、データおこし時に「使用漢字」もしくは「ひらがな」に置き換えて処理する。その場合「▲▼」の記号を該文字の前後にセットして文字を置換してデータ蓄積する。また、変体仮名が商標中にある場合は、データおこしの際に「カタカナ」への置換指示を行わなければならない。

(例)



→ ▲傘▼寿 (漢字) ーーー 文字コード表にないが代替文字があるもの



→ ▲コ▼ (カタカナ) ーーー 変体仮名の場合

④セント記号・・・・・・・・「¢」→データおこし、プリント使用

商標中に「˘」（アクサンテギュール）、「˙」（アクサングラフ）、「ˆ」（アクサンシルコンフレックス）、「¨」（トレマ、ウムラウト）、「Š」（セディーユ）等の符号のついた文字（フランス、ドイツ、ラテン文字等）があった場合、それぞれの符号を除いた文字を記載し、その先頭に「¢」の記号を付す。

ただし、符号のついた文字を有する場合でも、商標が特殊態様であるときは、「§（セクション記号）」のみを先頭に付してデータおこしをする（§は¢に優先する）。

(例)

商標

f é e

(データおこし)

¢ f é e

(画面表示/プリント)

¢ f e e

商標 d e l à	(データおこし) ¢ d e l a (画面表示/プリント) ¢ d e l a
商標 m û r i r	(データおこし) ¢ m u r i r (画面表示/プリント) ¢ m u r i r
商標 m ö l t	(データおこし) ¢ m o l t (画面表示/プリント) ¢ m o l t
商標 p e r ç a g e	(データおこし) ¢ p e r c a g e (画面表示/プリント) ¢ p e r c a g e
商標 vie étoffe	(データおこし) § v i e e t o f f e (画面表示/プリント) § v i e e t o f f e

⑤シャセン記号・・・・・・・・「\」→ データおこし使用

商標が2段又は2行以上の併記をもって構成されているとき、データおこしの際「\」の記号を使用する。

(例) (商標) (データおこし)

LUMINAZOL
ルミナゾール
るみなぞーる

L U M I N A Z O L \ ル ミ ナ ゾ ー ル \ る み な ぞ ー る
--

(画面表示/プリント)

- (1)LUMINAZOL
- (2)ルミナゾール
- (3)るみなぞーる

商標蓄積に関する使用記号一覧表

記 号	呼 び 名	意 味	データおこし	表 示
§	セクション	特殊態様	§	§
∞	ムゲン	構成分離	∞	∞
▲▼	サンカク	特殊漢字置換 変体仮名	▲ひらがな▼ ▲漢字▼ ▲カタカナ▼	▲ひらがな▼ ▲漢字▼ ▲カタカナ▼
¢	セント	特殊記号	¢	¢
\	シャセン	段併記	\	(段併記)

なお、システム内で使用される「§」「∞」「▲▼」「¢」「\」の記号は、
商標を表すものとしては使用しない。

1.3 検索用商標データ

・・・略・・・

1.4 イメージデータ

・・・略・・・

1.5 付加情報データ

〔１〕説明

商標解析データを作成する文献について下記入力項目を記録した付加情報データを作成する。

入力項目	情報内容
色 彩	色彩の有無の識別
立体説明文	立体商標説明文があるか否かの識別
公序良俗	商標又は指定商品・役務名が公序良俗違反に該当するか否かの識別

標章の図形要素の細分化ウイーン分類表
(ウイーン分類第5版準拠 第2版) (一部抜粋)

7. 細分化ウイーン分類表 (大・中・小分類表)

以下は、細分類までを記載した細分化ウイーン分類表であるが、分類内容が馴染みの薄いものや、図形の一般的形状把握が困難なもの、さらには、注意すべきもの等と思われるものには、できる限り図形を例示した。

また、表中における「注」は、ウイーン分類 (第5版) 自体に存在するものであるが、「追加注」とあるのは、我が国が独自に追加した「注」である。

- 1. 天体、自然現象、地図
 - 1.1 星、彗星
 - 1.3 太陽
 - 1.5 地球、地球儀、惑星
 - 1.7 月
 - 1.11 星座、星群、星空、天球儀、天空図
 - 1.13 アーミラリ天球儀、プラネタリウム、天体軌道、原子模型、分子模型
 - 1.15 自然現象
 - 1.17 地図、平面天球図、星座表、星図

- 1.1 星、彗星
 - 注: (a) 軍の階級を示す星を含む。
(b) 火花(1.15.7) 及びアスタリスク(24.17.3)を含まない。
- *1.1.1 星
- *1.1.15 彗星、ほうき星
- 1.1.17 羅針盤の方位盤
 - 注: 製図用コンパス(17.5.7)、羅針盤(17.5.21)を含まない。

中分類 1.1 の小分類の補助
(小分類 1.1.1,15 に付属する)

- A1.1.2 一つの星
- A1.1.3 二つの星
- A1.1.4 三つの星

- A1.1.5 四つ以上の星
注: 中分類 1.11 の星座及び星群を含まない。
 A1.1.8 三稜星
 A1.1.9 四稜星
 A1.1.10 五つ以上の先端を有する星

追加注: 以下の例のような文字に付飾した星(五稜星のみ)は、分類を付与しない。

Chat Feerique

Fighting Star

- 1.1.10.01 五つの先端を有する星(五稜星)
 1.1.10.02 六つ以上の先端を有する星
 A1.1.12 ふぞろいな先端を有する星
注: 先端がふぞろいな星から構成される火花を含む。
 1.1.12.01 四つ以下のふぞろいな先端を有する星
 1.1.12.02 五つのふぞろいな先端を有する星
 1.1.12.03 六つ以上のふぞろいな先端を有する星
 A1.1.13 光線又は放射線を有する星
 1.1.13.01 四つ以下の先端を有し、光線又は放射線を有する星
 1.1.13.02 五つの先端を有し、光線又は放射線を有する星
 1.1.13.03 六つ以上の先端を有し、光線又は放射線を有する星
 A1.1.20 人間の顔又は動物の頭部を表す星
 1.1.20.01 人間の顔を表す星
 1.1.20.02 動物の頭部を表す星
 A1.1.25 中分類 1.11 に分類されないその他の星

1.3 太陽

注: 光線のない単なる円形からなる太陽を表すものは含まず、中分類 26.1(円、楕円)の該当する小分類に分類される。

- *1.3.1 昇る又は沈む太陽
 *1.3.2 その他の太陽を表すもの
 1.3.2.01 1.3.1 以外の太陽の部分
 1.3.19 いくつかの太陽
注: 星座を構成するいくつかの太陽(1.11.10)を含まない。

中分類 1.3 の小分類の補助
 (小分類 1.3.1,2 に付属する)

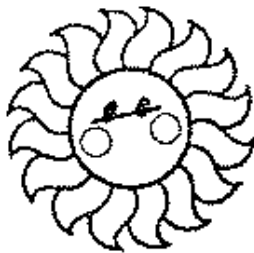
- A1.3.6 風景と太陽
 1.3.6.01 人物・動物を含む風景と太陽
 1.3.6.02 その他の風景と太陽
 A1.3.7 人間又は人体の一部と太陽
 1.3.7.01 人間と太陽
 1.3.7.02 人体の一部と太陽
 A1.3.8 動物と太陽
 A1.3.9 植物と太陽
 A1.3.10 雲・雨・水滴又はその他の自然現象を伴う太陽
 A1.3.11 製造物又は工業製品を伴う太陽

- A1.3.12 その他の図形要素を伴う太陽
 1.3.12.01 幾何図形を伴う太陽
 1.3.12.02 その他の図形要素を伴う太陽
 A1.3.13 文字・数字を伴う太陽
 A1.3.15 直線又は直線状の帯からなる光線を有する太陽



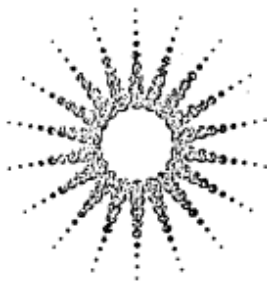
- *1.3.1 昇る、又は沈む太陽
 A1.3.12 その他の図形要素を伴う太陽
 A1.3.13 文字・数字を伴う太陽
 A1.3.15 直線又は直線状の帯からなる光線を有する太陽

- A1.3.16 炎状又は波線状の線あるいは帯からなる光線を有する太陽



- *1.3.2 その他の太陽を表すもの
 A1.3.16 炎状の線あるいは帯からなる光線を有する太陽
 1.3.20.01 人の顔を表す太陽

- A1.3.17 三角形からなる光線を有する太陽



- *1.3.2 その他の太陽を表すもの
 A1.3.17 三角形からなる光線を有する太陽

- A1.3.18 不規則な光線(コロナ)を有する太陽
 A1.3.20 人の顔又は動物の頭部を表す太陽
 1.3.20.01 人の顔を表す太陽
 1.3.20.02 動物の頭部を表す太陽

1.5 地球、地球儀、惑星

追加注: (1)地球儀(1.5)と世界地図(1.17)との区別については、一瞥したときに地図と判断されないものについては地球儀に属する分類を付与する。
 (2)外形が「円・楕円状」以外の形状の図形の場合は、「地図」に含まれる。

- *1.5.1 地球、地球儀
 1.5.1.01 海陸と経線・緯線のある地球儀
 1.5.1.02 海陸のみの地球・地球儀
 1.5.15 地球・地球儀の一部
 1.5.24 土星
 1.5.25 その他の惑星

商標色彩検索コード付与マニュアル

特 許 庁

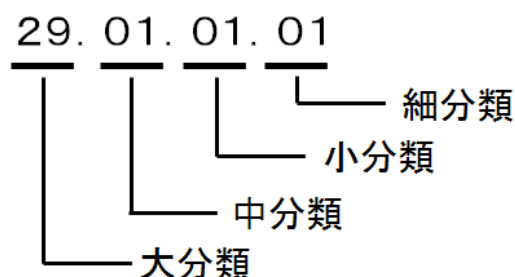
第 1. 本事業において付与する商標色彩検索コードの一覧

識別記号	商標色彩検索コード	商標色彩検索コードの説明
J	29. 01. 01. 01	赤（文字）
J	29. 01. 01. 02	赤（図形）
J	29. 01. 01. 03	ピンク（文字）
J	29. 01. 01. 04	ピンク（図形）
J	29. 01. 01. 05	オレンジ（文字）
J	29. 01. 01. 06	オレンジ（図形）
J	29. 01. 02. 01	黄（文字）
J	29. 01. 02. 02	黄（図形）
J	29. 01. 02. 03	金（文字）
J	29. 01. 02. 04	金（図形）
J	29. 01. 03. 01	緑（文字）
J	29. 01. 03. 02	緑（図形）
J	29. 01. 04. 01	青（文字）
J	29. 01. 04. 02	青（図形）
J	29. 01. 05. 01	紫（文字）
J	29. 01. 05. 02	紫（図形）
J	29. 01. 06. 01	白（文字）
J	29. 01. 06. 02	白（図形）
J	29. 01. 06. 03	グレー（文字）
J	29. 01. 06. 04	グレー（図形）
J	29. 01. 06. 05	銀（文字）
J	29. 01. 06. 06	銀（図形）
J	29. 01. 07. 01	茶（文字）
J	29. 01. 07. 02	茶（図形）
J	29. 01. 08. 01	黒（文字）
J	29. 01. 08. 02	黒（図形）
	29. 01. 12. 00	二つの色が顕著なもの
	29. 01. 13. 00	三つの色が顕著なもの
*	29. 01. 14. 00	四つの色
*	29. 01. 15. 00	五つ以上の色
A	29. 01. 11. 00	一つの色が顕著なもの

※ 商標色彩検索コードにおけるピリオド（.）は、納品データ作成においては入力しない。

※ 重複して同一の商標色彩検索コードを付与しない。

※商標色彩検索コードの構造（分類の説明）



第2. 商標色彩検索コードの付与にあたっての基本的な考え方

1. 個別の色を表す商標色彩検索コードの付与 [29.01.01.01～29.01.08.02]

- (1) 個別の色を表す商標色彩検索コードを付与するにあたって判断に迷う色については、色見本一覧（資料1。なお、実際の付与作業では「色見本一覧の電子データ（エクセルファイル）」を用いる。）を参照し、その中から最も近い色を探し出し、そこで指定されている付与すべき色を基に商標色彩検索コードを付与する。【事例1】
- (2) 標章を記載した部分のうち、その標章を商標登録出願する際の願書における「商標登録を受けようとする商標を記載する欄」の色彩（当該欄は、複写機やプリンタで一般的に使用される用紙の白色であることが多く、それ故、その白色度にはある程度の幅があることが認められる。したがって、原則、ISO 白色度 70%程度以上の白色部分であれば、当該欄の色彩の許容範囲として認めるものとする。ただし、当該欄の色彩と認識される部分であることから、事例ごとに特定の白色に限定されることになる。）と同一の色彩である部分は、商標色彩検索コードを付与しない。【事例2】
- (3) 一つの色に基づく濃淡の変化と認識され得るグラデーション部からは、該当する色の商標色彩検索コードのみを付与する。【事例3】
- (4) 複数の色の変化と認識され得るグラデーション部からは、認識され得る全ての商標色彩検索コードを付与する。【事例4】
- (5) つや感や立体感を看取させるにすぎない色（白や黒等）については、原則、付与しない。【事例5】
- (6) 標章構成中の色は、原則、全て付与するものとするが、注視しなければ看取できない色については付与しない。ただし、番号リスト作業分については、事例に応じてIPDLの原寸表示にて確認した上で上記判断を行うこと。【事例6】

2. 「～（文字）」と「～（図形）」の商標色彩検索コードについて

- (1) ウイーン図形分類の「27. 書体、文字」及び「28. 種々の字体による文字」を付与する標章において、それらの文字等に色彩を有する場合には、各色彩について「～（文字）」及び「～（図形）」の両方のコードを付与する。ウイーン図形分類の「27. 書体、文字」及び「28. 種々の字体による文字」を付与しない標章において、それらの文字

等に色彩を有する場合は、「～（文字）」を付与する。【事例 7】

- (2) “+、×、(、)、〃、≧”等の記号類は、ウイーン図形分類の「24.17 符号、記号、象徴」等を付与する標章において、それらの記号等に色彩を有する場合には、各色彩について「～（文字）」及び「～（図形）」の両方のコードを付与する。ウイーン図形分類の「24.17 符号、記号、象徴」等を付与しない標章において、それらの記号類に色彩を有する場合は、「～（文字）」を付与する。【事例 8】

3. 全体観察と要部観察について

商標色彩検索コードの付与にあたっては、標章全体として観察する「全体観察」と、標章構成中、要部（独立して自他識別標識として機能する部分）を抽出して観察する「要部観察」とを行う。要部観察に際しては、商標審査基準第 4 条第 1 項第 11 号の頁を参照すること。

(1) 全体観察

① 顕著性の商標色彩検索コードの付与 [29.01.11.00～29.01.13.00] 【事例 9】

標章構成全体としての色の顕著性を判断する。色の顕著性の判断は、原則、標章全体にその色が占める割合で判断する。また、これらの商標色彩検索コードは、標章構成中の特定の色が顕著であることが明らかである場合にのみ付与する。

例えば、1 色のみから構成される標章の場合には、「一つの色が顕著なもの」、2 色のみから構成される標章で、特定の色が際立たない限りは、「二つの色が顕著なもの」を付与する。「三つの色が顕著なもの」も同様に解釈する。また、2 色以上の色彩からなる標章において、1 色が顕著な場合は「一つの色が顕著なもの」を付与する。3 色以上の色彩からなる標章において、2 色が顕著な場合は、「二つの色が顕著なもの」を付与する。「三つの色が顕著なもの」も同様に解釈する。

② 色の数の商標色彩検索コードの付与 [29.01.14.00, 29.01.15.00] 【事例 10】

原則、標章構成中の明確に識別可能な色（商標色彩検索コードの色ではない）を数えて、これらの商標色彩検索コードを付与する。

ただし、一つの色に基づく濃淡の変化と認識され得るグラデーション部や複数の色の変化と認識され得るグラデーション部については、「四つの色」や「五つ以上の色」の商標色彩検索コードは付与しない。

※本ただし書の趣旨は、微妙な色彩の変化を、色彩の数としてカウントしないよう定めたもの（例：薄い青から濃い青へグラデーション化されたような商標に「五つ以上の色」を付与しない）であって、グラデーション部分＝色の数カウント対象外とすることを定めたものではない。

③ 検索指定記号の付与

「一つの色が顕著なもの」「二つの色が顕著なもの」「三つの色が顕著なもの」の商標色彩検索コードを付与する場合、これらの商標色彩検索コードに検索指定記号「1」を付与するとともに、それぞれ、その根拠となる個別の色彩の商標色彩検索コードに検索指定記号「1」を付与する。

黒色の文字については、検索指定記号を付与しない。

標章が4色で構成され、いずれの色彩も顕著とはいえない標章については、当該4つの色彩に対応した商標色彩検索コード及び「四つの色」の商標色彩検索コードを付与したうえで、「四つの色」のみ検索指定記号「1」を付与する。標章が5色以上の色彩を有し、かつ、顕著な色彩を有しない構成からなるものについては、全ての色彩に対応した商標色彩検索コード及び「五つ以上の色」の商標色彩検索コードを付与したうえで、「五つ以上の色」のみ検索指定記号「1」を付与する。

(2) 要部観察【事例11】

要部を抽出した場合には、その部分が単独の標章であった場合に付与される商標色彩検索コードを付与する。ただし、要部観察した結果、黒色の文字のみが抽出される場合にあっては、原則、「一つの色が顕著なもの」のコードは付与せず、かつ、「黒（文字）」について検索指定記号「1」を付与しない。

① 顕著性の商標色彩検索コードの付与 [29.01.11.00～29.01.13.00]

標章構成中、抽出した要部における色の顕著性を判断する。要部における色の顕著性の判断は、原則、抽出した要部にその色が占める割合で判断する。また、これらの商標色彩検索コードは、抽出した要部中の特定の色が顕著であることが明らかである場合にのみ付与する。付与の仕方については、上記3.(1)①と同様に解釈する。

② 色の数の商標色彩検索コードの付与 [29.01.14.00, 29.01.15.00]

原則、標章構成中、抽出した要部において構成する色（商標色彩検索コードの色ではない）を数えて、これらの商標色彩検索コードを付与する。付与の仕方については、上記3.(1)②と同様に解釈する。

③ 検索指定記号の付与

標章構成中、抽出した要部において、「一つの色が顕著なもの」「二つの色が顕著なもの」「三つの色が顕著なもの」の商標色彩検索コードを付与する場合、これらの商標色彩検索コードに検索指定記号「1」を付与するとともに、それぞれ、その根拠となる個別の色彩の商標色彩検索コードに検索指定記号「1」を付与する。その他、付与の仕方については、上記3.(1)③と同様に解釈する。

例 1

【全体観察】



【要部観察 1】



検索指定記号	識別記号	商標色彩検索コード	商標色彩検索コードの説明
	J	29.01.01.01	赤（文字）
	J	29.01.01.02	赤（図形）
1	J	29.01.02.02	黄（図形）
	J	29.01.04.01	青（文字）
	J	29.01.04.02	青（図形）
1	A	29.01.11.00	一つの色が顕著なもの

全体観察の場合、「一つの色が顕著なもの」の根拠となる個別の色彩は、「黄（図形）」であるため、これらに検索指定記号を付与する。

検索指定記号	識別記号	商標色彩検索コード	商標色彩検索コードの説明
1	J	29.01.04.01	青（文字）
1	A	29.01.11.00	一つの色が顕著なもの

要部観察 1 の場合、「一つの色が顕著なもの」の根拠となる個別の色彩は、「青（文字）」であるため、これらに検索指定記号を付与する。

※「サロンパス」の文字部分は、願書における「商標登録を受けようとする商標を記載する欄」の色彩（白）と同色につき、色彩検索コードを付与しない。

【要部観察 2】



検索指定記号	識別記号	商標色彩検索コード	商標色彩検索コードの説明
	J	29.01.01.02	赤（図形）
1	J	29.01.02.02	黄（図形）
	J	29.01.04.02	青（図形）
1	A	29.01.11.00	一つの色が顕著なもの

要部観察 2 の場合、「一つの色が顕著なもの」の根拠となる個別の色彩は、「黄（図形）」であるため、これらに検索指定記号を付与する。

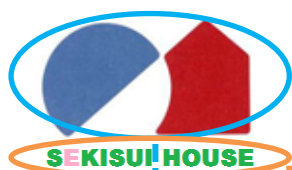
【最終的に付与するコード】

検 索 指 定記号	識 別 記 号	商標色彩検索コード	商標色彩検索コードの説明
	J	29.01.01.01	赤（文字）
	J	29.01.01.02	赤（図形）
1	J	29.01.02.02	黄（図形）
1	J	29.01.04.01	青（文字）
	J	29.01.04.02	青（図形）
1	A	29.01.11.00	一つの色が顕著なもの

全体観察と要部観察とで、重複して同一の商標色彩検索コードは付与しない。また、検索指定記号の付与に相違があるものは、付与されているものを優先とする。

例 2

【全体観察】



検索指定記号	識別記号	商標色彩検索コード	商標色彩検索コードの説明
1	J	29.01.01.02	赤（図形）
	J	29.01.01.03	ピンク（文字）
	J	29.01.03.01	緑（文字）
1	J	29.01.04.02	青（図形）
1		29.01.12.00	二つの色が顕著なもの
1	*	29.01.14.00	四つの色

【要部観察 1】



検索指定記号	識別記号	商標色彩検索コード	商標色彩検索コードの説明
1	J	29.01.01.02	赤（図形）
1	J	29.01.04.02	青（図形）
1		29.01.12.00	二つの色が顕著なもの

【要部観察 2】

SEKISUI HOUSE

検索指定記号	識別記号	商標色彩検索コード	商標色彩検索コードの説明
	J	29.01.01.03	ピンク（文字）
1	J	29.01.03.01	緑（文字）
1	A	29.01.11.00	一つの色が顕著なもの

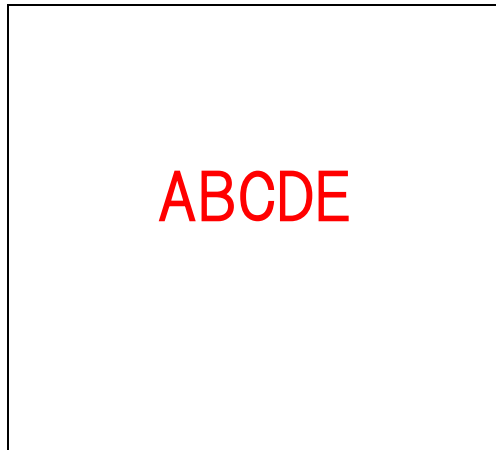
【最終的に付与するコード】

検索指定記号	識別記号	商標色彩検索コード	商標色彩検索コードの説明
1	J	29.01.01.02	赤（図形）
	J	29.01.01.03	ピンク（文字）
1	J	29.01.03.01	緑（文字）
1	J	29.01.04.02	青（図形）
1	A	29.01.11.00	一つの色が顕著なもの
1		29.01.12.00	二つの色が顕著なもの
1	*	29.01.14.00	四つの色

3. 商標色彩検索コード付与の具体的事例

○事例の見方

商標



検 索 指 定記号	識 別 記 号	商標色彩検索コード	商標色彩検索コードの説明
1	J	29. 01. 01. 01	赤（文字）
1	A	29. 01. 11. 00	一つの色が顕著なもの

【事例 1】

基本事例

(例 1)



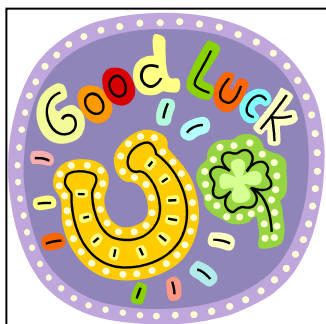
検 索 指 定記号	識 別 記 号	商標色彩検索コード	商標色彩検索コードの説明
1	J	29. 01. 03. 02	緑（図形）
	J	29. 01. 08. 02	黒（図形）
1	A	29. 01. 11. 00	一つの色が顕著なもの

(例 2)



検 索 指 定記号	識 別 記 号	商標色彩検索コード	商標色彩検索コードの説明
	J	29. 01. 01. 01	赤（文字）
	J	29. 01. 01. 05	オレンジ（文字）
	J	29. 01. 08. 01	黒（文字）

(例3)



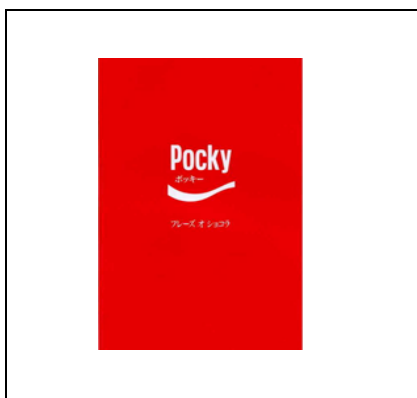
✓ 商標構成中の色は原則全て付与する。

検 索 指 定 記 号	識 別 記 号	商標色彩検索コード	商標色彩検索コードの説明
	J	29. 01. 01. 01	赤（文字）
	J	29. 01. 01. 04	ピンク（図形）
	J	29. 01. 01. 05	オレンジ（文字）
	J	29. 01. 01. 06	オレンジ（図形）
	J	29. 01. 02. 01	黄（文字）
	J	29. 01. 02. 02	黄（図形）
	J	29. 01. 03. 01	緑（文字）
	J	29. 01. 03. 02	緑（図形）
	J	29. 01. 04. 01	青（文字）
	J	29. 01. 04. 02	青（図形）
	J	29. 01. 05. 02	紫（図形）
	J	29. 01. 08. 01	黒（文字）
	J	29. 01. 08. 02	黒（図形）
1	*	29. 01. 15. 00	五つ以上の色

【事例２】

標章を記載した部分のうち、その標章を登録出願する際の願書における「商標登録を受けようとする商標を記載する欄」の色彩（２頁１．（２）参照）と同一の色彩である部分は、商標色彩検索コードを付与しない。

（例１）



検索指定記号	識別記号	商標色彩検索コード	商標色彩検索コードの説明
1	J	29. 01. 01. 02	赤（図形）
1	A	29. 01. 11. 00	一つの色が顕著なもの

（例２）



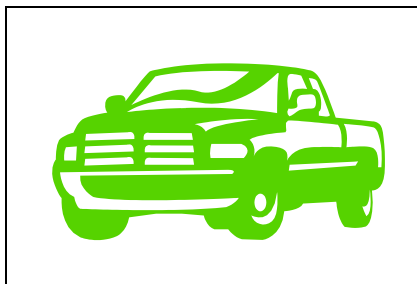
検索指定記号	識別記号	商標色彩検索コード	商標色彩検索コードの説明
	J	29. 01. 01. 02	赤（図形）
	J	29. 01. 01. 06	オレンジ（図形）
	J	29. 01. 03. 02	緑（図形）
	J	29. 01. 04. 01	青（文字）
	J	29. 01. 08. 01	黒（文字）
1	*	29. 01. 15. 00	五つ以上の色

(例3)



検索指定記号	識別記号	商標色彩検索コード	商標色彩検索コードの説明
	J	29.01.01.01	赤（文字）
	J	29.01.01.02	赤（図形）
	J	29.01.02.01	黄（文字）
	J	29.01.02.02	黄（図形）
	J	29.01.08.01	黒（文字）
	J	29.01.08.02	黒（図形）

(例4)



検索指定記号	識別記号	商標色彩検索コード	商標色彩検索コードの説明
1	J	29.01.03.02	緑（図形）
1	A	29.01.11.00	一つの色が顕著なもの

(例5)



検 索 指 定記号	識 別 記 号	商標色彩検索コード	商標色彩検索コードの説明
1	J	29.01.01.02	赤（図形）
1	J	29.01.04.02	青（図形）
1		29.01.12.00	二つの色が顕著なもの

(例6)



検 索 指 定記号	識 別 記 号	商標色彩検索コード	商標色彩検索コードの説明
1	J	29.01.02.02	黄（図形）
1	A	29.01.11.00	一つの色が顕著なもの

(例7)



検 索 指 定記号	識 別 記 号	商標色彩検索コード	商標色彩検索コードの説明
1	J	29.01.04.02	青（図形）
1	J	29.01.05.02	紫（図形）
1		29.01.12.00	二つの色が顕著なもの

(例8)



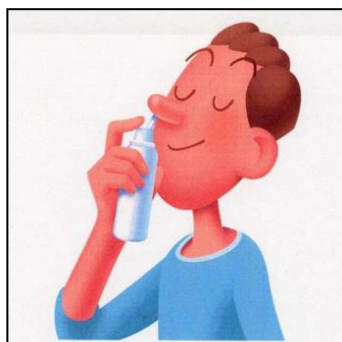
検 索 指 定記号	識 別 記 号	商標色彩検索コード	商標色彩検索コードの説明
	J	29.01.02.02	黄（図形）
	J	29.01.03.02	緑（図形）
	J	29.01.07.02	茶（図形）
	J	29.01.08.01	黒（文字）
	J	29.01.08.02	黒（図形）
1	*	29.01.15.00	五つ以上の色

(例 9)



検 索 指 定記号	識 別 記 号	商標色彩検索コード	商標色彩検索コードの説明
1	J	29. 01. 01. 02	赤 (図形)
1	J	29. 01. 04. 02	青 (図形)
1	J	29. 01. 03. 02	緑 (図形)
	J	29. 01. 08. 01	黒 (文字)
1	*	29. 01. 14. 00	四つの色
1		29. 01. 13. 00	三つの色が顕著なもの

(例 1 0)



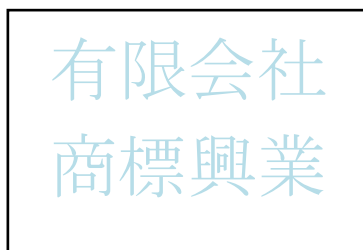
検 索 指 定記号	識 別 記 号	商標色彩検索コード	商標色彩検索コードの説明
	J	29. 01. 01. 04	ピンク (図形)
	J	29. 01. 04. 02	青 (図形)
	J	29. 01. 07. 02	茶 (図形)
1	*	29. 01. 14. 00	四つの色

(例 1 1)



検 索 指 定記号	識 別 記 号	商標色彩検索コード	商標色彩検索コードの説明
1	J	29. 01. 04. 02	青（図形）
1	A	29. 01. 11. 00	一つの色が顕著なもの

(例 1 2)



検 索 指 定記号	識 別 記 号	商標色彩検索コード	商標色彩検索コードの説明
1	J	29. 01. 04. 01	青（文字）
1	A	29. 01. 11. 00	一つの色が顕著なもの

(例 1 3)



検 索 指 定記号	識 別 記 号	商標色彩検索コード	商標色彩検索コードの説明
1	J	29. 01. 01. 05	オレンジ（文字）
1	J	29. 01. 01. 06	オレンジ（図形）
1	A	29. 01. 11. 00	一つの色が顕著なもの

(例 1 4)



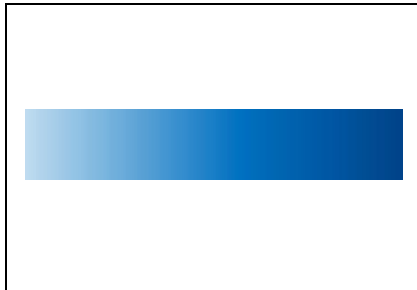
- ✓ 商標構成中、どんぶり、麺とおぼしき図形部分は、「商標登録を受けようとする商標を記載する欄」の色彩と異なるため、「白（図形）」の商標色彩検索コードを付与する。
- ✓ ハングル文字部分を分離観察し、「一つの色が顕著なもの」を付与する。根拠となる個別の色彩は「黒（図形）」。

検 索 指 定記号	識 別 記 号	商標色彩検索コード	商標色彩検索コードの説明
	J	29. 01. 01. 02	赤（図形）
	J	29. 01. 01. 06	オレンジ（図形）
	J	29. 01. 02. 02	黄（図形）
	J	29. 01. 03. 02	緑（図形）
	J	29. 01. 04. 01	青（文字）
	J	29. 01. 04. 02	青（図形）
	J	29. 01. 06. 02	白（図形）
	J	29. 01. 08. 01	黒（文字）
1	J	29. 01. 08. 02	黒（図形）
1	A	29. 01. 11. 00	一つの色が顕著なもの
1	*	29. 01. 15. 00	五つ以上の色

【事例 3】

一つの色に基づく濃淡の変化と認識され得るグラデーション部からは、該当する色の商標色彩検索コードを付与する。

(例 1)



検 索 指 定記号	識 別 記 号	商標色彩検索コード	商標色彩検索コードの説明
1	J	29. 01. 04. 02	青（図形）
1	A	29. 01. 11. 00	一つの色が顕著なもの

【事例 4】

複数の色の変化と認識され得るグラデーション部からは、認識され得る全ての商標色彩検索コードを付与する。

(例 1)



検索指定記号	識別記号	商標色彩検索コード	商標色彩検索コードの説明
1	J	29.01.01.02	赤（図形）
1	J	29.01.04.02	青（図形）
1	J	29.01.05.02	紫（図形）
1		29.01.13.00	三つの色が顕著なもの

(例 2)



- ✓ 全体観察においては、特定の色が顕著であることが明らかではないと判断する。
- ✓ 図形部分と文字部分とに分離観察する。文字部分において「一つの色が顕著なもの」の根拠となる個別の色彩は「オレンジ」。

検索指定記号	識別記号	商標色彩検索コード	商標色彩検索コードの説明
1	J	29.01.01.05	オレンジ（文字）
	J	29.01.01.06	オレンジ（図形）
	J	29.01.02.02	黄（図形）
	J	29.01.03.02	緑（図形）
	J	29.01.04.02	青（図形）
1	A	29.01.11.00	一つの色が顕著なもの
1	*	29.01.15.00	五つ以上の色

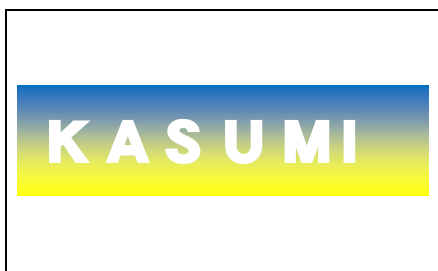
(例3)



- ✓ 図形部分と文字部分とに分離観察する。文字部分において「一つの色が顕著なもの」の根拠となる個別の色彩は「赤」。

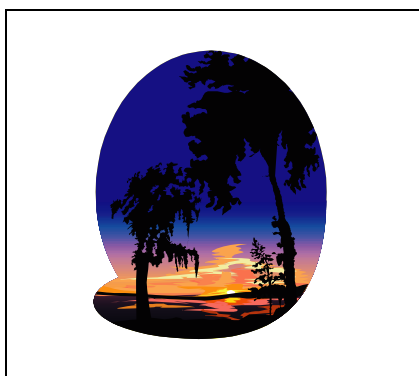
検 索 指 定記号	識 別 記 号	商標色彩検索コード	商標色彩検索コードの説明
1	J	29. 01. 01. 01	赤（文字）
	J	29. 01. 01. 02	赤（図形）
	J	29. 01. 01. 04	ピンク（図形）
	J	29. 01. 01. 06	オレンジ（図形）
	J	29. 01. 02. 02	黄（図形）
	J	29. 01. 04. 02	青（図形）
	J	29. 01. 05. 02	紫（図形）
	J	29. 01. 08. 01	黒（文字）
1	A	29. 01. 11. 00	一つの色が顕著なもの
1	*	29. 01. 15. 00	五つ以上の色

(例4)



検 索 指 定記号	識 別 記 号	商標色彩検索コード	商標色彩検索コードの説明
1	J	29. 01. 02. 02	黄（図形）
1	J	29. 01. 04. 02	青（図形）
1		29. 01. 12. 00	二つの色が顕著なもの

(例5)



検索指定記号	識別記号	商標色彩検索コード	商標色彩検索コードの説明
	J	29.01.01.02	赤（図形）
	J	29.01.01.04	ピンク（図形）
	J	29.01.01.06	オレンジ（図形）
	J	29.01.04.02	青（図形）
	J	29.01.05.02	紫（図形）
	J	29.01.08.02	黒（図形）
1	*	29.01.15.00	五つ以上の色

(例6)



検索指定記号	識別記号	商標色彩検索コード	商標色彩検索コードの説明
	J	29.01.01.03	ピンク（文字）
	J	29.01.02.02	黄（図形）
	J	29.01.04.01	青（文字）
	J	29.01.04.02	青（図形）
1	*	29.01.14.00	四つの色

(例7)

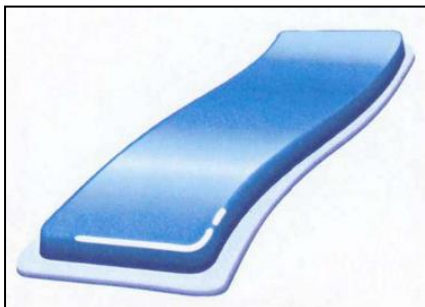


検索指定記号	識別記号	商標色彩検索コード	商標色彩検索コードの説明
	J	29. 01. 01. 06	オレンジ（図形）
	J	29. 01. 02. 02	黄（図形）
	J	29. 01. 03. 02	緑（図形）
1	J	29. 01. 04. 02	青（図形）
	J	29. 01. 06. 04	グレー（図形）
1	A	29. 01. 11. 00	一つの色が顕著なもの
1	*	29. 01. 15. 00	五つ以上の色

【事例5】

つや感や立体感を表現するために用いられる色（白や黒等）については、原則、商標色彩検索コードを付与しない。

（例1）



検索指定記号	識別記号	商標色彩検索コード	商標色彩検索コードの説明
1	J	29. 01. 04. 02	青（図形）
1	A	29. 01. 11. 00	一つの色が顕著なもの

（例2）



検索指定記号	識別記号	商標色彩検索コード	商標色彩検索コードの説明
1	J	29. 01. 02. 04	金（図形）
1	J	29. 01. 06. 06	銀（図形）
1		29. 01. 12. 00	二つの色が顕著なもの

【事例6】

商標構成中の色は、原則全て付与するものとするが、原寸表示にて注視しなければ看取できない色については付与しない。

（例1）



- ✓ 「青（図形）」は、注視しなければ看取できないため、付与しない。

検索指定記号	識別記号	商標色彩検索コード	商標色彩検索コードの説明
	J	29.01.01.02	赤（図形）
	J	29.01.01.04	ピンク（図形）
	J	29.01.06.04	グレー（図形）
	J	29.01.08.01	黒（文字）
	J	29.01.08.02	黒（図形）
1	*	29.01.15.00	五つ以上の色

（例2）



- ✓ 「緑（図形）」は、注視しなければ看取できないため、付与しない。

検索指定記号	識別記号	商標色彩検索コード	商標色彩検索コードの説明
	J	29.01.01.02	赤（図形）
	J	29.01.01.06	オレンジ（図形）
	J	29.01.02.02	黄（図形）
	J	29.01.08.01	黒（文字）
	J	29.01.08.02	黒（図形）
1	*	29.01.15.00	五つ以上の色

(例3)



- ✓ 「黄（図形）」は、注視しなければ看取できないため、付与しない。

検 索 指 定 記 号	識 別 記 号	商標色彩検索コード	商標色彩検索コードの説明
	J	29.01.01.02	赤（図形）
	J	29.01.01.06	オレンジ（図形）
	J	29.01.03.02	緑（図形）
	J	29.01.05.02	紫（図形）
	J	29.01.06.04	グレー（図形）
	J	29.01.07.02	茶（図形）
	J	29.01.08.01	黒（文字）
	J	29.01.08.02	黒（図形）
1	*	29.01.15.00	五つ以上の色

【事例7】

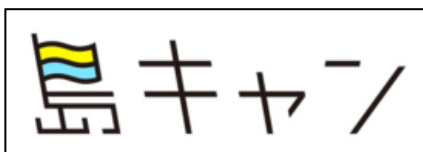
ウィーン図形分類の「27. 書体、文字」及び「28. 種々の字体による文字」を付与する標章において、それらの文字等に色彩を有する場合には、各色彩について「～（文字）」及び「～（図形）」の両方のコードを付与する。

（例1）



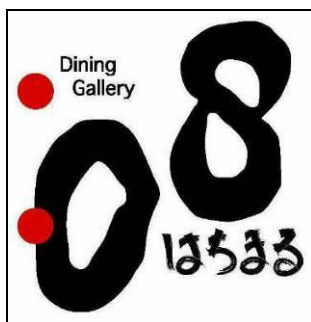
検索指定記号	識別記号	商標色彩検索コード	商標色彩検索コードの説明
	J	29. 01. 01. 04	ピンク（図形）
	J	29. 01. 02. 02	黄（図形）
	J	29. 01. 03. 02	緑（図形）
	J	29. 01. 05. 02	紫（図形）
	J	29. 01. 08. 01	黒（文字）
1	J	29. 01. 08. 02	黒（図形）
1	A	29. 01. 11. 00	一つの色が顕著なもの
1	*	29. 01. 15. 00	五つ以上の色

（例2）



検索指定記号	識別記号	商標色彩検索コード	商標色彩検索コードの説明
	J	29. 01. 02. 01	黄（文字）
	J	29. 01. 02. 02	黄（図形）
	J	29. 01. 04. 01	青（文字）
	J	29. 01. 04. 02	青（図形）
	J	29. 01. 08. 01	黒（文字）
1	J	29. 01. 08. 02	黒（図形）
1	A	29. 01. 11. 00	一つの色が顕著なもの

(例3)



検索指定記号	識別記号	商標色彩検索コード	商標色彩検索コードの説明
	J	29.01.01.02	赤（図形）
	J	29.01.08.01	黒（文字）
1	J	29.01.08.02	黒（図形）
1	A	29.01.11.00	一つの色が顕著なもの

(例4)



検索指定記号	識別記号	商標色彩検索コード	商標色彩検索コードの説明
	J	29.01.01.01	赤（文字）
	J	29.01.01.02	赤（図形）
	J	29.01.08.01	黒（文字）
1	J	29.01.08.02	黒（図形）
1	A	29.01.11.00	一つの色が顕著なもの

【事例 8】

“+、×、(、)、〃、≧”等の記号類は、ウィーン図形分類の「24.17 符号、記号、象徴」等を付与する標章において、それらの記号等に色彩を有する場合には、各色彩について「～（文字）」及び「～（図形）」の両方のコードを付与する。

（例 1）



検索指定記号	識別記号	商標色彩検索コード	商標色彩検索コードの説明
	J	29.01.01.05	オレンジ（文字）
	J	29.01.01.06	オレンジ（図形）
	J	29.01.02.01	黄（文字）
1	J	29.01.02.02	黄（図形）
1	A	29.01.11.00	一つの色が顕著なもの

（例 2）



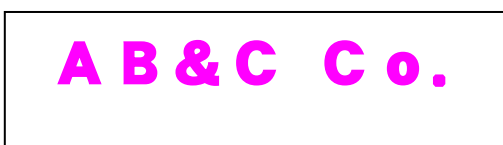
検索指定記号	識別記号	商標色彩検索コード	商標色彩検索コードの説明
1	J	29.01.04.01	青（文字）
1	J	29.01.04.02	青（図形）
	J	29.01.06.03	グレー（文字）
	J	29.01.06.04	グレー（図形）
1	A	29.01.11.00	一つの色顕著なもの

(例3)



検 索 指 定記号	識 別 記 号	商標色彩検索コード	商標色彩検索コードの説明
	J	29. 01. 01. 01	赤（文字）
	J	29. 01. 01. 02	赤（図形）
1	J	29. 01. 08. 02	黒（図形）
1	J	29. 01. 11. 00	一つの色顕著なもの

(例4)



✓ 例4の標章には、24.17 のウィーン図形分類を付与しないため、「&」や「.」は、「～（文字）」を付与する。

検 索 指 定記号	識 別 記 号	商標色彩検索コード	商標色彩検索コードの説明
1	J	29. 01. 01. 03	ピンク（文字）
1	A	29. 01. 11. 00	一つの色が顕著なもの

【事例 9】

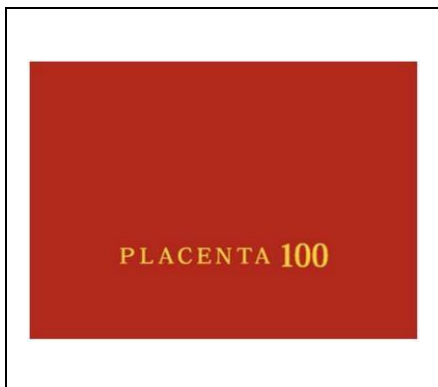
標章構成全体としての色の顕著性を判断する。色の顕著性の判断は、原則、標章全体にその色が占める割合で判断する。また、これらの商標色彩検索コードは、商標構成中の特定の色が顕著であることが明らかである場合にのみ付与する。

(例 1)



検索指定記号	識別記号	商標色彩検索コード	商標色彩検索コードの説明
1	J	29. 01. 02. 02	黄（図形）
1	J	29. 01. 06. 04	グレー（図形）
1		29. 01. 12. 00	二つの色が顕著なもの

(例 2)



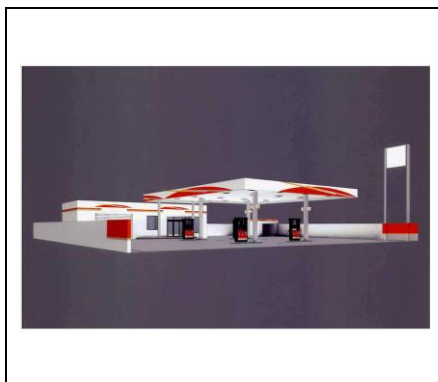
検索指定記号	識別記号	商標色彩検索コード	商標色彩検索コードの説明
1	J	29. 01. 01. 02	赤（図形）
	J	29. 01. 02. 02	黄（文字）
1	A	29. 01. 11. 00	一つの色が顕著なもの

(例3)



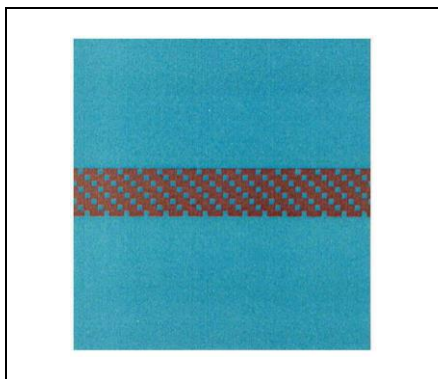
検索指定記号	識別記号	商標色彩検索コード	商標色彩検索コードの説明
	J	29. 01. 01. 02	赤 (図形)
1	J	29. 01. 02. 02	黄 (図形)
	J	29. 01. 08. 01	黒 (文字)
1	J	29. 01. 08. 02	黒 (図形)
1		29. 01. 12. 00	二つの色が顕著なもの

(例4)



検索指定記号	識別記号	商標色彩検索コード	商標色彩検索コードの説明
	J	29. 01. 01. 02	赤 (図形)
1	J	29. 01. 05. 02	紫 (図形)
	J	29. 01. 06. 04	グレー (図形)
1	A	29. 01. 11. 00	一つの色が顕著なもの

(例5)



検 索 指 定記号	識 別 記 号	商標色彩検索コード	商標色彩検索コードの説明
1	J	29. 01. 04. 02	青（図形）
	J	29. 01. 07. 02	茶（図形）
1	A	29. 01. 11. 00	一つの色が顕著なもの

(例6)



検 索 指 定記号	識 別 記 号	商標色彩検索コード	商標色彩検索コードの説明
	J	29. 01. 03. 02	緑（図形）
1	J	29. 01. 04. 02	青（図形）
	J	29. 01. 06. 04	グレー（図形）
1	A	29. 01. 11. 00	一つの色が顕著なもの

(例7)



検 索 指 定記号	識 別 記 号	商標色彩検索コード	商標色彩検索コードの説明
	J	29. 01. 01. 01	赤（文字）
	J	29. 01. 01. 02	赤（図形）
1	J	29. 01. 04. 01	青（文字）
	J	29. 01. 04. 02	青（図形）
1	A	29. 01. 11. 00	一つの色が顕著なもの

(例8)



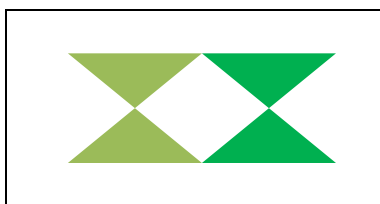
検 索 指 定記号	識 別 記 号	商標色彩検索コード	商標色彩検索コードの説明
1	J	29. 01. 01. 02	赤（図形）
	J	29. 01. 07. 02	茶（図形）
	J	29. 01. 08. 02	黒（図形）
1	A	29. 01. 11. 00	一つの色が顕著なもの

(例 9)



検 索 指 定記号	識 別 記 号	商標色彩検索コード	商標色彩検索コードの説明
	J	29. 01. 04. 01	青（文字）
1	J	29. 01. 04. 02	青（図形）
1	A	29. 01. 11. 00	一つの色が顕著なもの

(例 1 0)



検 索 指 定記号	識 別 記 号	商標色彩検索コード	商標色彩検索コードの説明
1	J	29. 01. 03. 02	緑（図形）
1		29. 01. 12. 00	二つの色が顕著なもの

(例 1 1)

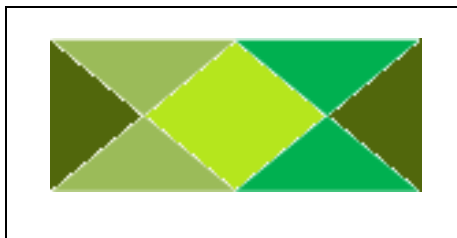


検 索 指 定記号	識 別 記 号	商標色彩検索コード	商標色彩検索コードの説明
1	J	29. 01. 03. 02	緑（図形）
1		29. 01. 13. 00	三つの色が顕著なもの

【事例 10】

原則、標章構成中の明確に識別可能な色（商標色彩検索コードの色ではない）を数えて、「四つの色」、「五つ以上の色」の商標色彩検索コードを付与する。

（例 1）



検索指定記号	識別記号	商標色彩検索コード	商標色彩検索コードの説明
	J	29. 01. 03. 02	緑（図形）
1	*	29. 01. 14. 00	四つの色

（例 2）



- ✓ 図形部分と文字部分とに分離観察する。
- ✓ 全体観察で「五つ以上の色」を付与し、図形部分の分離観察で「四つの色」を付与する。

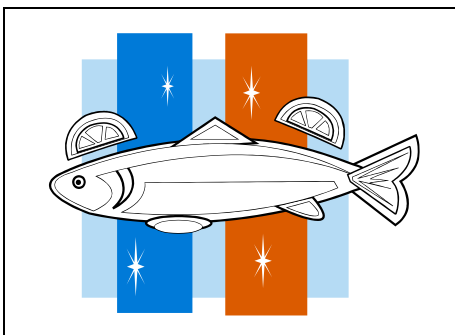
検索指定記号	識別記号	商標色彩検索コード	商標色彩検索コードの説明
	J	29. 01. 01. 02	赤（図形）
	J	29. 01. 02. 02	黄（図形）
	J	29. 01. 03. 02	緑（図形）
	J	29. 01. 04. 01	青（文字）
	J	29. 01. 04. 02	青（図形）
1	*	29. 01. 14. 00	四つの色
1	*	29. 01. 15. 00	五つ以上の色

(例3)



検索指定記号	識別記号	商標色彩検索コード	商標色彩検索コードの説明
	J	29. 01. 01. 01	赤（文字）
	J	29. 01. 02. 02	黄（図形）
	J	29. 01. 04. 01	青（文字）
	J	29. 01. 04. 02	青（図形）
1	*	29. 01. 14. 00	四つの色

(例4)



検索指定記号	識別記号	商標色彩検索コード	商標色彩検索コードの説明
1	J	29. 01. 01. 06	オレンジ（図形）
1	J	29. 01. 04. 02	青（図形）
1	J	29. 01. 08. 02	黒（図形）
1		29. 01. 13. 00	三つの色が顕著なもの
1	*	29. 01. 14. 00	四つの色

【事例 1 1】

結合標章における商標色彩検索コード [29. 01. 11. 00～29. 01. 15. 00] の付与にあたっては、標章全体として観察する「全体観察」と、標章構成中、要部（独立して自他識別標識として機能する部分）を抽出して観察する「要部観察」とを行う。

（例 1）



✓ 図形部分と文字部分とに分離観察する。

検索指定記号	識別記号	商標色彩検索コード	商標色彩検索コードの説明
1	J	29. 01. 01. 01	赤（文字）
1	J	29. 01. 01. 02	赤（図形）
1	A	29. 01. 11. 00	一つの色が顕著なもの

（例 2）



✓ 図形部分と文字部分とに分離観察する。

検索指定記号	識別記号	商標色彩検索コード	商標色彩検索コードの説明
1	J	29. 01. 01. 02	赤（図形）
1	J	29. 01. 02. 02	黄（図形）
1	J	29. 01. 03. 01	緑（文字）
1	J	29. 01. 04. 02	青（図形）
1	A	29. 01. 11. 00	一つの色が顕著なもの
1		29. 01. 13. 00	三つの色が顕著なもの
1	*	29. 01. 14. 00	四つの色

(例3)



- ✓ 図形部分と文字部分とに分離観察する。
- ✓ 上段の図形部分について、「二つの色が顕著なもの」を付与。根拠となる個別の色彩は、「茶（図形）」と「黒（図形）」。
- ✓ 下段の文字部分について、「一つの色が顕著なもの」を付与。根拠となる個別の色彩は、「黒（図形）」。

検索指定記号	識別記号	商標色彩検索コード	商標色彩検索コードの説明
	J	29.01.01.02	赤（図形）
	J	29.01.04.02	青（図形）
	J	29.01.06.03	グレー（文字）
1	J	29.01.07.02	茶（図形）
1	J	29.01.08.02	黒（図形）
1	A	29.01.11.00	一つの色が顕著なもの
1		29.01.12.00	二つの色が顕著なもの
1	*	29.01.15.00	五つ以上の色

(例4)



- ✓ 図形部分、文字部分、モノグラム部分のそれぞれで分離観察する。

検索指定記号	識別記号	商標色彩検索コード	商標色彩検索コードの説明
1	J	29.01.01.02	赤（図形）
	J	29.01.08.01	黒（文字）
1	J	29.01.08.02	黒（図形）
1	A	29.01.11.00	一つの色が顕著なもの

(例5)



✓ 図形部分と文字部分とに分離観察する。

検索指定記号	識別記号	商標色彩検索コード	商標色彩検索コードの説明
	J	29.01.01.01	赤（文字）
	J	29.01.01.02	赤（図形）
	J	29.01.01.03	ピンク（文字）
1	J	29.01.01.04	ピンク（図形）
	J	29.01.01.05	オレンジ（文字）
	J	29.01.02.01	黄（文字）
	J	29.01.03.01	緑（文字）
	J	29.01.04.01	青（文字）
	J	29.01.05.01	紫（文字）
	J	29.01.08.01	黒（文字）
1	A	29.01.11.00	一つの色が顕著なもの
1	*	29.01.15.00	五つ以上の色

(例6)



✓ 図形部分、文字部分とに分離観察する。

検索指定記号	識別記号	商標色彩検索コード	商標色彩検索コードの説明
1	J	29.01.01.06	オレンジ（図形）
1	J	29.01.06.03	グレー（文字）
1	A	29.01.11.00	一つの色が顕著なもの

(例7)



- ✓ 文字部分と背景（図形）部分とに分離観察する。文字部分に「二つの色が顕著なもの」を付与する。根拠となる個別の色彩は「緑」と「紫」。
- ✓ 全体観察における「二つの色が顕著なもの」の根拠となる個別の色彩は「青」と「オレンジ」

検索指定記号	識別記号	商標色彩検索コード	商標色彩検索コードの説明
	J	29.01.01.01	赤（文字）
1	J	29.01.01.06	オレンジ（図形）
1	J	29.01.03.01	緑（文字）
1	J	29.01.04.02	青（図形）
1	J	29.01.05.01	紫（文字）
1		29.01.12.00	二つの色が顕著なもの
1	*	29.01.15.00	五つ以上の色

(例8)



- ✓ 図形部分と文字部分とに分離観察する。

検索指定記号	識別記号	商標色彩検索コード	商標色彩検索コードの説明
	J	29.01.01.03	ピンク（文字）
1	J	29.01.01.04	ピンク（図形）
	J	29.01.02.02	黄（図形）
	J	29.01.04.01	青（文字）
1	J	29.01.04.02	青（図形）
	J	29.01.05.01	紫（文字）
1		29.01.12.00	二つの色が顕著なもの
1	*	29.01.15.00	五つ以上の色

(例 9)



- ✓ 全体観察における「一つの色が顕著なもの」の根拠となる個別の色彩は「青」。
- ✓ 図形部分を要部抽出。当該要部の「一つの色が顕著なもの」の根拠となる個別の色彩は「黄」。

検 索 指 定記号	識 別 記 号	商標色彩検索コード	商標色彩検索コードの説明
	J	29. 01. 04. 01	青（文字）
1	J	29. 01. 04. 02	青（図形）
1	J	29. 01. 02. 02	黄（図形）
1	A	29. 01. 11. 00	一つの色が顕著なもの

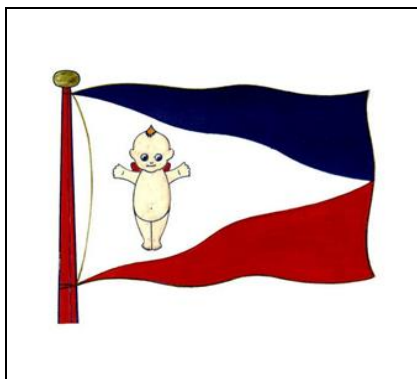
(例 1 0)



- ✓ 文字部分を要部抽出。当該要部の「一つの色が顕著なもの」の根拠となる個別の色彩は「黄」。

検 索 指 定記号	識 別 記 号	商標色彩検索コード	商標色彩検索コードの説明
1	J	29. 01. 02. 01	黄（文字）
	J	29. 01. 02. 04	金（図形）
	J	29. 01. 04. 01	青（文字）
	J	29. 01. 04. 02	青（図形）
1	A	29. 01. 11. 00	一つの色が顕著なもの

(例 1 1)



- ✓ 全体観察において「二つの色が顕著なもの」を付与する。根拠となる色彩は、「青（図形）」と「赤（図形）」。
- ✓ キューピーの図形部分を要部抽出し、「一つの色が顕著なもの」を付与する。根拠となる個別の色彩は「茶（図形）」。

検索指定記号	識別記号	商標色彩検索コード	商標色彩検索コードの説明
1	J	29.01.01.02	赤（図形）
	J	29.01.02.02	黄（図形）
1	J	29.01.04.02	青（図形）
1	J	29.01.07.02	茶（図形）
	J	29.01.08.02	黒（図形）
1	A	29.01.11.00	一つの色が顕著なもの
1		29.01.12.00	二つの色が顕著なもの
1	*	29.01.15.00	五つ以上の色

(例 1 2)



- ✓ 図形部分を要部抽出し、「一つの色が顕著なもの」を付与する。根拠となる個別の色彩は「緑（図形）」。

検索指定記号	識別記号	商標色彩検索コード	商標色彩検索コードの説明
1	J	29.01.03.02	緑（図形）
	J	29.01.08.01	黒（文字）
1	A	29.01.11.00	一つの色が顕著なもの
1		29.01.12.00	二つの色が顕著なもの

(例 1 3)



- ✓ 全体観察において「三つの色が顕著なもの」を付与する。
- ✓ 青い旗部分の図形を要部抽出。
- ✓ 「アラハタ」部分を要部抽出。
- ✓ 「BLUE FLAG」部分を要部抽出。

検索指定記号	識別記号	商標色彩検索コード	商標色彩検索コードの説明
1	J	29.01.01.01	赤（文字）
1	J	29.01.01.02	赤（図形）
1	J	29.01.04.01	青（文字）
1	J	29.01.04.02	青（図形）
1	J	29.01.07.02	茶（図形）
1	A	29.01.11.00	一つの色が顕著なもの
1		29.01.13.00	三つの色が顕著なもの

(例 1 4)



- ✓ 全体観察において「一つの色が顕著なもの」を付与する。根拠となる個別の色彩は、「赤（文字）」と「赤（図形）」。
- ✓ 鶏の図形部分を要部抽出し、「一つの色が顕著なもの」を付与する。根拠となる個別の色彩は「赤（図形）」。

検索指定記号	識別記号	商標色彩検索コード	商標色彩検索コードの説明
1	J	29.01.01.01	赤（文字）
1	J	29.01.01.02	赤（図形）
	J	29.01.01.04	ピンク（図形）
	J	29.01.02.01	黄（文字）
	J	29.01.04.01	青（文字）
	J	29.01.06.01	白（文字）
1	A	29.01.11.00	一つの色が顕著なもの
1	*	29.01.15.00	五つ以上の色

(例 1 5)



- ✓ 図形部分と文字部分とに分離観察する。
- ✓ 全体観察において「三つの色が顕著なもの」を付与する。
- ✓ 文字部分の要部観察において「一つの色が顕著なもの」を付与する。
- ✓ 図形部分の要部観察において「二つの色が顕著なもの」を付与する。

検 索 指 定記号	識 別 記 号	商標色彩検索コード	商標色彩検索コードの説明
1	J	29. 01. 04. 01	青（文字）
1	J	29. 01. 04. 02	青（図形）
1	J	29. 01. 08. 02	黒（図形）
1	A	29. 01. 11. 00	一つの色が顕著なもの
1		29. 01. 12. 00	二つの色が顕著なもの
1		29. 01. 13. 00	三つの色が顕著なもの

(例 1 6)



- ✓ 赤地の楕円内に「アース」の文字部分を白抜きで表示した部分を要部抽出し、「一つの色が顕著なもの」を付与する。根拠となる個別の色彩は「赤（図形）」。
- ✓ 「ネズミのみはり番」の文字部分を要部抽出し、「一つの色が顕著なもの」を付与する。根拠となる個別の色彩は「黄（文字）」。

検 索 指 定記号	識 別 記 号	商標色彩検索コード	商標色彩検索コードの説明
1	J	29. 01. 01. 02	赤（図形）
1	J	29. 01. 02. 01	黄（文字）
	J	29. 01. 02. 02	黄（図形）
	J	29. 01. 03. 02	緑（図形）
	J	29. 01. 06. 04	グレー（図形）
	J	29. 01. 08. 01	黒（文字）
	J	29. 01. 08. 02	黒（図形）
1	A	29. 01. 11. 00	一つの色が顕著なもの
1	J	29. 01. 15. 00	五つ以上の色

以 上

資料 1

色見本一覧

	R	G	B	
	244	222	223	ピンク
	254	198	197	ピンク
	239	186	168	ピンク
	243	207	169	ピンク
	239	190	153	ピンク
	246	165	125	ピンク
	255	158	140	ピンク
	255	127	143	ピンク
	224	88	110	ピンク
	234	145	152	ピンク
	227	128	137	ピンク
	214	91	146	ピンク
	201	64	147	ピンク
	231	85	78	赤
	209	72	62	赤
	223	51	78	赤
	183	30	85	赤
	190	0	50	赤
	157	37	56	赤
	128	39	63	赤
	253	90	42	オレンジ
	228	90	48	オレンジ
	216	96	17	オレンジ
	235	105	64	オレンジ
	219	92	53	オレンジ
	197	84	49	オレンジ
	241	192	110	オレンジ
	250	165	92	オレンジ
	255	164	0	オレンジ
	232	154	60	オレンジ
	235	132	0	オレンジ
	255	255	153	黄

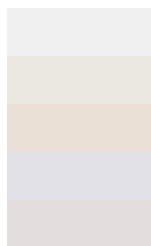
	255	255	0	黄
	244	213	0	黄
	235	215	40	黄
	234	198	0	黄
	246	191	0	黄
	255	187	0	黄
	237	174	0	黄
	248	169	0	黄
	233	196	103	黄
	229	215	113	緑
	219	203	0	緑
	211	204	86	緑
	190	193	75	緑
	151	182	77	緑
	137	152	59	緑
	124	122	55	緑
	115	124	62	緑
	104	126	82	緑
	76	103	51	緑
	113	107	74	緑
	106	95	55	緑
	92	84	36	緑
	81	87	53	緑
	189	221	196	緑
	166	212	158	緑
	112	206	143	緑
	76	194	136	緑
	52	182	110	緑
	0	163	126	緑
	0	123	80	緑
	14	109	86	緑
	20	81	60	緑
	36	67	62	緑
	106	168	157	緑
	87	131	106	緑
	42	119	98	緑
	60	103	84	緑
	163	186	205	青

	139	180	196	青
	116	154	159	青
	102	141	145	青
	93	125	150	青
	89	112	123	青
	115	179	193	青
	83	168	183	青
	61	142	149	青
	0	145	152	青
	0	136	158	青
	157	204	224	青
	140	194	221	青
	137	172	215	青
	0	156	209	青
	0	157	191	青
	0	111	171	青
	0	100	162	青
	43	97	143	青
	0	104	124	青
	0	81	111	青
	39	74	106	青
	67	90	160	青
	39	81	157	青
	56	77	152	青
	48	66	133	青
	39	71	122	青
	56	72	100	青
	30	50	71	青
	162	148	200	紫
	152	131	201	紫
	136	101	178	紫
	116	75	152	紫
	133	88	150	紫
	118	82	118	紫
	97	72	118	紫
	74	43	117	紫
	198	162	198	紫
	196	123	180	紫

	168	94	172	紫
	116	69	170	紫
	121	103	195	紫
	67	71	162	紫
	53	53	115	紫
	154	138	159	紫
	110	130	173	紫
	105	99	154	紫
	102	89	113	紫
	71	57	70	紫
	66	44	65	紫
	163	104	81	茶
	162	85	60	茶
	145	76	53	茶
	173	82	59	茶
	134	62	52	茶
	142	56	41	茶
	134	92	75	茶
	144	93	84	茶
	122	69	61	茶
	112	75	56	茶
	105	60	52	茶
	148	71	75	茶
	102	43	44	茶
	83	54	56	茶
	228	211	162	茶
	223	194	145	茶
	200	166	93	茶
	184	136	59	茶
	180	119	0	茶
	177	99	42	茶
	182	72	38	茶
	216	163	116	茶
	212	165	110	茶
	194	153	109	茶
	159	124	92	茶
	132	103	84	茶
	178	122	85	茶



161	111	67	茶
170	122	64	茶
122	89	47	茶
222	210	191	茶
197	186	160	茶
190	171	144	茶
135	119	100	茶
94	82	69	茶
88	68	44	茶
68	46	49	茶



240	240	240	白
235	231	225	白
234	224	213	白
225	225	231	白
227	221	221	白



179	184	187	グレー
170	170	170	グレー
156	156	156	グレー
147	147	147	グレー
134	134	134	グレー
117	122	128	グレー
110	121	114	グレー
153	141	134	グレー
140	128	128	グレー
109	105	111	グレー
81	83	86	グレー
75	71	77	グレー



62	49	40	黒
36	37	53	黒
49	49	49	黒
38	38	38	黒
28	28	28	黒

		媒体	物品名
提出物	商標登録出願(国内)	紙媒体	付与願番一覧表(別紙36,37) 一式
		紙媒体	プリント願書(別紙36(1)参考2) 各1部
		紙媒体	商標解析シート(国内用)(別紙64) 各1部
	商標登録出願(マドプロ)	紙媒体	付与願番一覧表(別紙66,67) 一式
		紙媒体	プリント通報(別紙63) 各1部
		紙媒体	商標解析シート(マドプロ用)(別紙65) 各1部
納入物	商標登録出願(国内)	DVD-R	納入用電子データ DVD-R 一式
	商標登録出願(マドプロ)	DVD-R	納入用電子データ DVD-R 一式
発注媒体	商標登録出願(国内)	DVD-RW, CD-RW	
	商標登録出願(マド)	DVD-RW	

	媒体	物品名
提出物	紙媒体	サブデータ種別内訳シート(別紙29、紙) 納入1回につき1部
	紙媒体	サブデータ件数一覧(別紙30、紙) 納入1回につき1部
	紙媒体	付与願番一覧表(別紙31、紙) 種別ごとに1部
	紙媒体	解析シート(別紙9～13、紙) 案件ごとに1部
納入物	DVD-R	納入用電子データ DVD-R 一式
発注媒体	Excel、Word、PDF	

音商標検索コード付与マニュアル 1.0 版

平成 28 年 5 月 2 日

商標課商標審査機械化企画調整室

第1. 音商標検索コード一覧

音商標検索コード	音商標 検索コードの説明
41.1	音商標
41.1.1	人の発する音
41.1.1.1	歌声、話し言葉
41.1.1.2	泣き声
41.1.1.3	拍手、手で叩く音
41.1.1.99	その他の人の発する音
41.1.2	動物の発する音(人を除く)
41.1.2.1	犬、狼の鳴き声
41.1.2.2	猫科の動物の鳴き声
41.1.2.3	馬の鳴き声、馬の蹄の音
41.1.2.4	牛の鳴き声
41.1.2.5	鳥の鳴き声、鳥の羽ばたき
41.1.2.6	蛙の鳴き声
41.1.2.7	アシカ、イルカ、クジラの鳴き声
41.1.2.99	上記以外の動物が発する音(人を除く)
41.1.3	昆虫の発する音
41.1.3.1	蟬の鳴き声
41.1.3.2	鈴虫、コオロギの鳴き声
41.1.3.99	上記以外の昆虫が発する音
41.1.4	自然音
41.1.4.1	風
41.1.4.2	雨
41.1.4.3	雷
41.1.4.4	川の流れ、滝
41.1.4.5	波
41.1.4.6	木々のこすれる音
41.1.4.7	火
41.1.4.99	その他の自然音
41.1.5	楽器から発する音
41.1.5.1	弦楽器から発する音
41.1.5.2	管楽器から発する音
41.1.5.3	打楽器から発する音
41.1.5.4	鍵盤楽器から発する音
41.1.5.99	その他の楽器から発する音
41.1.6	楽器以外の器物から発する音
41.1.6.1	サイレン
41.1.6.2	アラーム音
41.1.6.3	エンジン音
41.1.6.4	ベル
41.1.6.99	その他の楽器以外の器物から発する音
41.1.7	調理音(炒める音、包丁の音、等)
41.1.8	音楽
41.1.9	音数
41.1.9.1	単音(和音を含む)
41.1.9.2	2音
41.1.9.3	3音
41.1.9.4	4音
41.1.9.5	5音
41.1.9.6	6音
41.1.9.7	7音以上
41.1.10	その他の音
41.9	商標見本における音の表現方法
41.90.1	楽譜
41.90.2	文字のみ
41.90.99	上記以外の音の表現方法

第2. 音商標検索コードの付与にあたっての基本的な考え方

1. 検索コード付与全体の考え方

- (1) 商標見本又は商標の詳細な説明があるものは当該説明を参照し、音商標検索コード一覧中の該当すると考えられるコードをすべて付与する。
- (2) 細分類のコードがあるものは上位の小分類のコードは付与せず、細分類のコードのみ付与する。ただし、「41.1 音商標」の中分類のコードは、すべての音商標の出願案件に付与する。

【例】

41.1 音商標

41.1.1.2 泣き声

- (3) 付与にあたって不明点等があれば、庁担当者に相談・協議の上、検索コードを付与する。

2. 個別の検索コードの考え方

(1) 41.1.1 人の発する音

- 商標見本又は商標の詳細な説明の記載について「41.1.1.1 歌声、話し言葉」から「41.1.1.3 拍手、手で叩く音」までの細分類の検索コードに該当するものであるときは当該コードを付与する。
- 上記いずれにもあてはまらないものであるときは「41.1.1.99 その他の人の発する音」を付与する。
- 楽譜に歌詞が記載されているものは「41.1.1.1 歌声、話し言葉」を付与する。

【例1】商標見本：「本商標は、『アイウ』と聞こえる男性の声からなっており・・・」

・付与コード

41.1.1.1 歌声、話し言葉

41.90.2 文字のみ

【例2】商標見本：



・付与コード

41.1.1.1 歌声、話し言葉

41.1.9.4 4音

41.90.1 楽譜

(2) 41.1.2 動物の発する音（人を除く）

- 商標見本又は商標の詳細な説明の記載について「41.1.2.1 犬、狼の鳴き声」から「41.1.2.7 アシカ、イルカ、クジラの鳴き声」までの細分類の検索コードに該当するものであるときは当該コードを付与する。

- 上記いずれにもあてはまらないものであるときは「41.1.2.99 上記以外の動物が発する音（人を除く）」を付与する。

【例】商標見本：「本商標は、『ワン』という犬の鳴き声が聞こえる構成・・・」

・付与コード

41.1.2.1 犬、狼の鳴き声

41.90.2 文字のみ

（３）41.1.3 昆虫が発する音

- 商標見本又は商標の詳細な説明の記載について「41.1.3.1 蟬の鳴き声」から「41.1.3.2 鈴虫、コオロギの鳴き声」までの細分類の検索コードに該当するものであるときは当該コードを付与する。
- 上記いずれにもあてはまらないものであるときは「41.1.3.99 上記以外の昆虫が発する音」を付与する。

【例】商標見本：「本商標は、『ミーンミーン』という蟬の鳴き声が聞こえる構成・・・」

・付与コード

41.1.3.1 蟬の鳴き声

41.90.2 文字のみ

（４）41.1.4 自然音

- 商標見本又は商標の詳細な説明の記載について「41.1.4.1 風」から「41.1.4.7 火」までの細分類の検索コードに該当するものであるときは当該コードを付与する。
- 上記いずれにもあてはまらないものであるときは「41.1.4.99 その他の自然音」を付与する。

【例】商標見本：「本商標は、『ゴロゴロ』という雷の音が聞こえる構成・・・」

・付与コード

41.1.4.3 雷

41.90.2 文字のみ

（５）41.1.5 楽器から発する音

- 商標見本又は商標の詳細な説明の記載について「41.1.5.1 弦楽器から発する音」から「41.1.5.4 鍵盤楽器から発する音」までの細分類の検索コードに該当するものであるときは当該コードを付与する。
- 上記いずれにもあてはまらないものであるときは「41.1.5.99 その他の楽器から発する音」を付与する。

【例】商標見本：



・付与コード

41.1.5.4 鍵盤楽器から発する音

41.1.9.3 3音

41.90.1 楽譜

(6) 41.1.6 楽器以外の器物から発する音

- 商標見本又は商標の詳細な説明の記載について「41.1.6.1 サイレン」から「41.1.6.4 ベル」までの細分類の検索コードに該当するものであるときは当該コードを付与する。
- 上記いずれにもあてはまらないものであるときは「41.1.6.99 その他の楽器以外の器物から発する音」を付与する。

【例】商標見本：「本商標は、『リンリン』というアラーム音が聞こえる構成・・・」

・付与コード

41.1.6.2 アラーム音

41.90.2 文字のみ

(7) 41.1.7 調理音（炒める音、包丁の音、等）

- 商標見本又は商標の詳細な説明の記載について「41.1.7 調理音（炒める音、包丁の音、等）」の検索コードに該当するものであるときは当該コードを付与する。

【例】商標見本：「本商標は、『ジュー』という肉を焼く音が聞こえる構成・・・」

・付与コード

41.1.7 調理音（炒める音、包丁の音、等）

41.90.2 文字のみ

(8) 41.1.8 音楽

- 商標見本の楽譜の記載について8小節以上のものには「41.1.8 音楽」の検索コードを付与する。
- 1小節は五線譜を縦線で区切られている単位で判断する。拍子記号などは考慮しない。

【例】

♪=180 [INT]

Vocal

F.Cho

M.Cho

C Am7 Dm7 Dm7 C Am7 Dm7 Dm7 G#

1

・付与コード

41.1.8 音楽

41.1.9.7 7音以上

41.1.10 その他の音

41.90.1 楽譜

(9) 41.1.9 音数

- 商標見本の楽譜の記載について「41.1.9.1 単音（和音を含む）」から「41.1.9.7 7音以上」までの細分類の検索コードに該当するものであるときは当該コードを付与する。
- 音数は楽譜の同時には鳴らない音符の数による。
- タイ（音楽記号）¹で結ばれた音符は1音とする。その他の演奏記号等は考慮しない。

【例】商標見本：

♪=133

商標の詳細な説明：商標登録を受けようとする商標は・・・ピアノを使用して演奏している。

・付与コード

41.1.5.4 鍵盤楽器から発する音

41.1.9.4 4音

41.90.1 楽譜

¹ 楽譜で、2個の同じ高さの音符間にかけた弧線。両音符を切らずに続けて演奏することを示す。[株式会社岩波書店 広辞苑第六版]

(10) 41.1.10 その他の音

- 上記(1)から(7)のいずれにも該当しないものは当該コードを付与する。

(11) 41.90.1 楽譜、41.90.2 文字のみ、41.90.99 上記以外の音の表現方法

- 商標見本に楽譜が記載されている場合は「41.90.1 楽譜」のコードを付与する。
また、文字のみ記載されている場合は「41.90.2 文字のみ」のコードを付与する。
- 上記いずれにもあてはまらないものであるときは「41.90.99 上記以外の音の表現方法」を付与する。

店舗の外観・内装にかかる商標
検索コード付与マニュアル

令和 2 年 3 月 23 日

商標課商標審査推進室

第1. 店舗の外観・内装にかかる商標検索コード一覧

店舗の外観・内装にかかる商標検索コード	商標検索コードの説明
46.1	店舗の外観又は内装
46.1.1	店舗の外観
46.1.2	店舗の内装

第2. 店舗の外観・内装にかかる商標検索コードの付与にあたっての基本的な考え方¹

1. 商標検索コード付与全体の考え方

(1) 商標登録出願が「40.1 立体商標」「44.1 色彩のみからなる商標」「45.1 位置商標」のいずれかのタイプであって、商標見本が、店舗の外観・内装を表したものと認識される場合は、個別の図形要素及び色彩要素に該当する商標検索コード（細分化ウィーン分類）に加え、店舗の外観・内装にかかる商標検索コード一覧に記載の商標検索コードのうち、該当すると考えられる商標検索コードをすべて付与する。

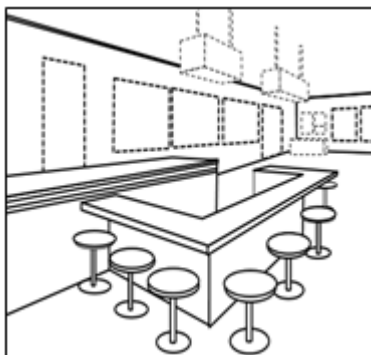
この場合において、商標見本中、破線等で表されており、商標登録を受けようとする商標を構成する要素ではないと考えられる図形要素がある場合であっても、実線、破線等の線種にかかわらず、破線等で表された要素も含めて商標検索コードを付与する。

商標見本の記載から、店舗の外観・内装を表したものが否かが明らかでない場合であっても、商標の詳細な説明において、店舗の外観・内装である旨の説明がなされている場合は、店舗の外観・内装にかかる商標検索コードを付与する。

なお、図形商標（平面商標）には、店舗の外観・内装にかかる商標検索コードは付与しない。

・店舗の内装にかかる商標検索コードを付与する例

【商標登録を受けようとする商標】（商標見本）



【立体商標】

【商標の詳細な説明】 商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、立

¹ 商品の販売や飲食物の提供等にかかる「店舗」に限らず、事務所、事業所及びその他の施設についても同様とする。

体商標であり、店舗の内装からなる立体的形状の内部の構成を表示したものである。

商標は、コの字型のカウンター、椅子及びカウンターに接して設置された酒や料理等の提供台を含む立体的形状からなる。

なお、破線は、店舗の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

・付与コード例

*7.1.17 売店、避難小屋、フェアの屋台、市場の売店

7.1.25.02 商家

7.3.1 ドア、玄関

7.3.2 窓、ステンドグラス窓

*7.3.4 屋内

A7.3.9 その他の屋内

*12.1.1 家具

A12.1.9 椅子、肘掛椅子、スツール

A12.1.15 テーブル、作業台、肉切り台、小売台

*13.1.6 ランプ、装飾用豆電球、ランタン、ちょうちん、カンテラ、電子管

A13.1.12 吊りランプ

40.1 立体商標

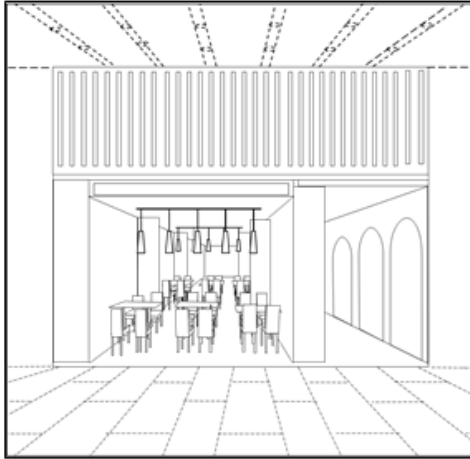
46.1 店舗の外観又は内装

46.1.2 店舗の内装

- (2) 「46.1.1 店舗の外観」、「46.1.2 店舗の内装」を付与する場合は、その上位概念である「46.1 店舗の外観又は内装」の中分類の商標検索コードを必ず付与する。店舗の外観及び内装を含む場合及びそのどちらかであるかが判別しがたい場合は、「46.1.1 店舗の外観」及び「46.1.2 店舗の内装」両方の小分類の商標検索コードを付与する。

・店舗の外観及び内装の両方の商標検索コードを付与する例

【商標登録を受けようとする商標】(商標見本)



【立体商標】

【商標の詳細な説明】 商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、立体商標であり、縦線模様の装飾を含む店舗の外観、並びにテーブルと椅子、ペンダント照明及びアーチ状の壁面装飾を含む内装を表す立体的形状からなる。

なお、破線は、店舗を設置する建物の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

・ 付与コード例

40.1 立体商標

46.1 店舗の外観又は内装

46.1.1 店舗の外観

46.1.2 店舗の内装

(+ 椅子、テーブル、照明等の個別の図形要素に該当する商標検索コード。例示において省略。)

(3) 付与にあたって不明点等があれば、庁担当者に相談・協議の上、商標検索コードを付与する。

2. 個別の商標検索コードの考え方

(1) 46.1.1 店舗の外観

- 商標見本又は商標の詳細な説明の記載から、店舗の外観を表す立体的形状であって、かつ、「40.1 立体商標」「44.1 色彩のみからなる商標」「45.1 位置商標」のいずれかに該当するものであるときは、「46.1.1 店舗の外観」の商標検索コードを付与する。また、店舗に限らず、事務所、事業所、施設の外観を表すものについても同様に「46.1.1 店舗の外観」の商標検索コードを付与する。
- 明らかに商品そのものの形状（おもちゃなど）、商品の包装容器の形状（お菓子の箱など）と認識される場合は、店舗の外観にかかる商標検索コードは付与しない。
- 自動車、電車その他の乗物の外観については、店舗の外観にかかる商標検索コード

は原則として付与しない。

ただし、受け渡しカウンターや商品陳列棚等が設置されるなどの特殊な加工がなされていることにより、商品の販売を行う移動販売車や飲食物の提供を行う屋台用車両等と容易に判断できる場合においては、店舗の外観にかかる商標検索コードを付与する。

・ 店舗の外観にかかる商標検索コードを付与する例

【商標登録を受けようとする商標】（商標見本）

〔図 1〕



〔図 2〕



【立体商標】

・ 付与コード例

40.1 立体商標

46.1 店舗の外観又は内装

46.1.1 店舗の外観

（＋ 個別の図形要素及び色彩要素に該当する商標検索コード。例示において省略。）

・ 店舗の外観にかかる商標検索コードを付与しない例

【商標登録を受けようとする商標】（商標見本）

〔図 1〕



〔図 2〕



[図3]



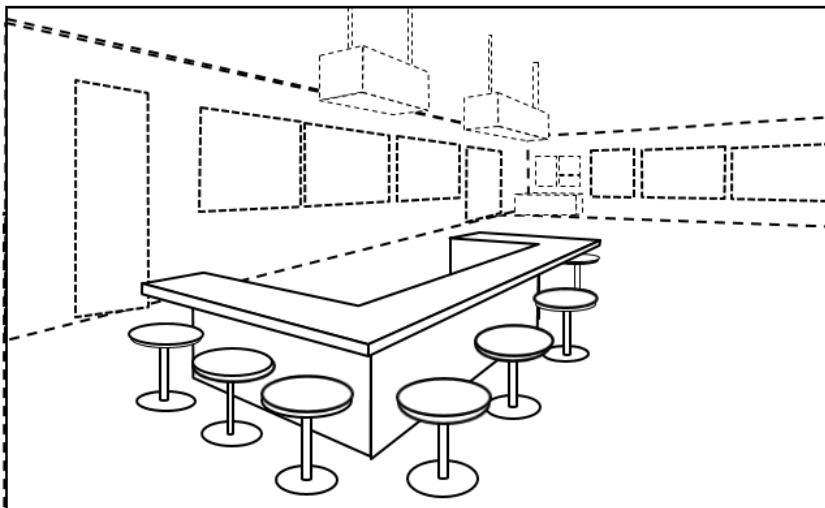
(2) 46.1.2 店舗の内装

- 商標見本又は商標の詳細な説明の記載から、店舗の内装を表す立体的形状であって、かつ、「40.1 立体商標」「44.1 色彩のみからなる商標」「45.1 位置商標」のいずれかに該当するものであるときは、「46.1.2 店舗の内装」の商標検索コードを付与する（冒頭事例参照）。また、店舗の内装に限らず、事務所、事業所、施設の内装を表すものについても同様に「46.1.2 店舗の内装」の商標検索コードを付与する。
- 移動販売車両、観光車両、旅客機、客船等の内装についても、店舗の内装にかかる商標検索コードを付与する。

3. 図形タームの付与の例

以下の事例1～3において、適当と考えられる付与コードの例。

[事例1]



【立体商標】

【商標の詳細な説明】商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、立体商標であり、店舗の内装からなる立体的形状の内部の構成を表示したものである。商標は、コの字型のカウンター及び椅子を含む立体的形状からなる。

なお、破線は、店舗の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

・付与コード例

*7.1.17 売店、避難小屋、フェアの屋台、市場の売店

7.1.25.02 商家

7.3.1 ドア、玄関

7.3.2 窓、ステンドグラス窓

*7.3.4 屋内

A7.3.9 その他の屋内

*12.1.1 家具

A12.1.9 椅子、肘掛椅子、スツール

A12.1.15 テーブル、作業台、肉切り台、小売台

*13.1.6 ランプ、装飾用豆電球、ランタン、ちょうちん、カンテラ、電子管

A13.1.12 吊りランプ

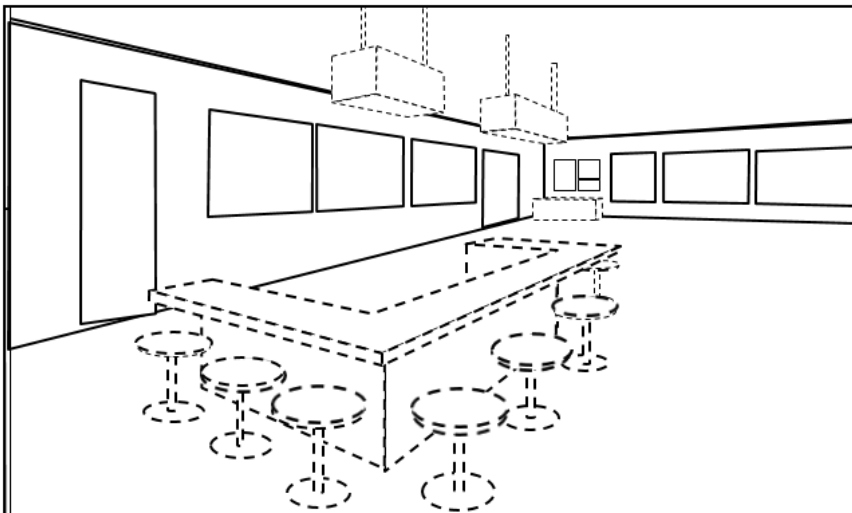
40.1 立体商標

46.1 店舗の外観又は内装

46.1.2 店舗の内装

(注) 上記の商標見本の場合、商標の詳細な説明に「内装」である旨の説明がない場合でも、「店舗の外観又は内装(46.1)」「店舗の内装(46.1.2)」の商標検索コードを付与する。
商標の詳細な説明に「商標を構成する要素ではない」と説明されている破線部分(「照明」、「窓」及び「ドア」)の商標検索コードも付与する。

〔事例2〕



【立体商標】

【商標の詳細な説明】 商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、立体商標であり、店舗の内装からなる立体的形状の内部の構成を表示したものである。なお、破線は、店舗の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

・付与コード例

*7.1.17 売店、避難小屋、フェアの屋台、市場の売店

7.1.25.02 商家

7.3.1 ドア、玄関

7.3.2 窓、ステンドグラス窓

*7.3.4 屋内

A7.3.9 その他の屋内

*12.1.1 家具

A12.1.9 椅子、肘掛椅子、スツール

A12.1.15 テーブル、作業台、肉切り台、小売台

*13.1.6 ランプ、装飾用豆電球、ランタン、ちょうちん、カンテラ、電子管

A13.1.12 吊りランプ

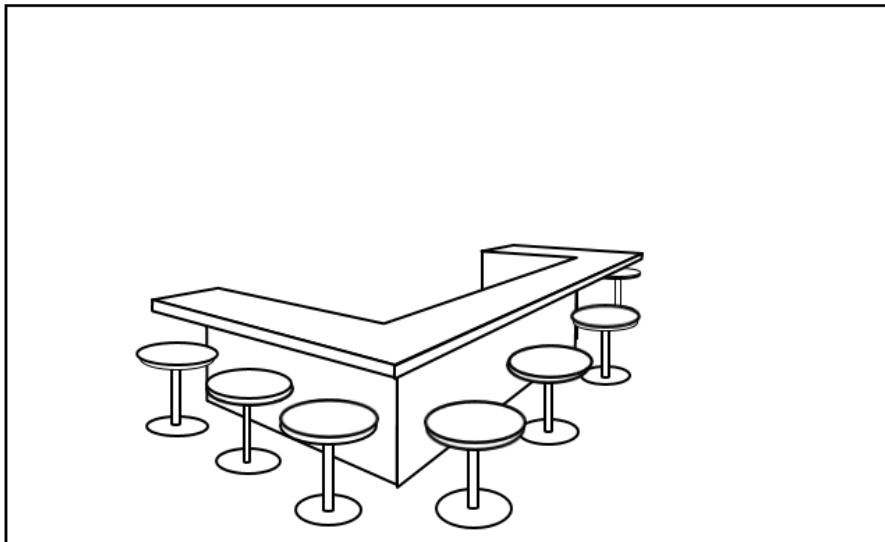
40.1 立体商標

46.1 店舗の外観又は内装

46.1.2 店舗の内装

（注）上記の商標見本の場合、商標の詳細な説明に「内装」である旨の説明がなかったとしても、「店舗の外観又は内装(46.1)」「店舗の内装(46.1.2)」の商標検索コードを付与する。商標の詳細な説明に「商標を構成する要素ではない」と説明されている破線部分（椅子、テーブル及び照明等）についても、商標検索コードを付与する。

〔事例3〕



【立体商標】

【商標の詳細な説明】 商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、立体商標であり、店舗の内装からなる立体的形状の内部の構成を表示したものである。

・付与コード例

*7.1.17 売店、避難小屋、フェアの屋台、市場の売店

*12.1.1 家具

A12.1.9 椅子、肘掛椅子、スツール

A12.1.15 テーブル、作業台、肉切り台、小売台

40.1 立体商標

46.1 店舗の外観又は内装

46.1.2 店舗の内装

（注）上記の商標見本で、商標の詳細な説明が記載されていない、若しくは、商標の詳細な説明に「内装」である旨の説明がない場合、「店舗の外観又は内装(46.1)」「店舗の内装(46.1.2)」の商標検索コードは付与しない。なお、商標解析時には、店舗の外観又は内装を表した商標であるかが明かではなく、審査時に、商標の詳細な説明を補正させるなどして、それが明らかになった場合は、審査官が、該当する商標検索コードを追加する。

2023年度

3月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

5月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

7月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

9月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

11月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

1月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

3月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

2024年度

4月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

6月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

8月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

10月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

12月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	

【発注回数】

- 国内案件(原則木曜日) 47 回
- マドプロ案件(原則月曜日) 47 回

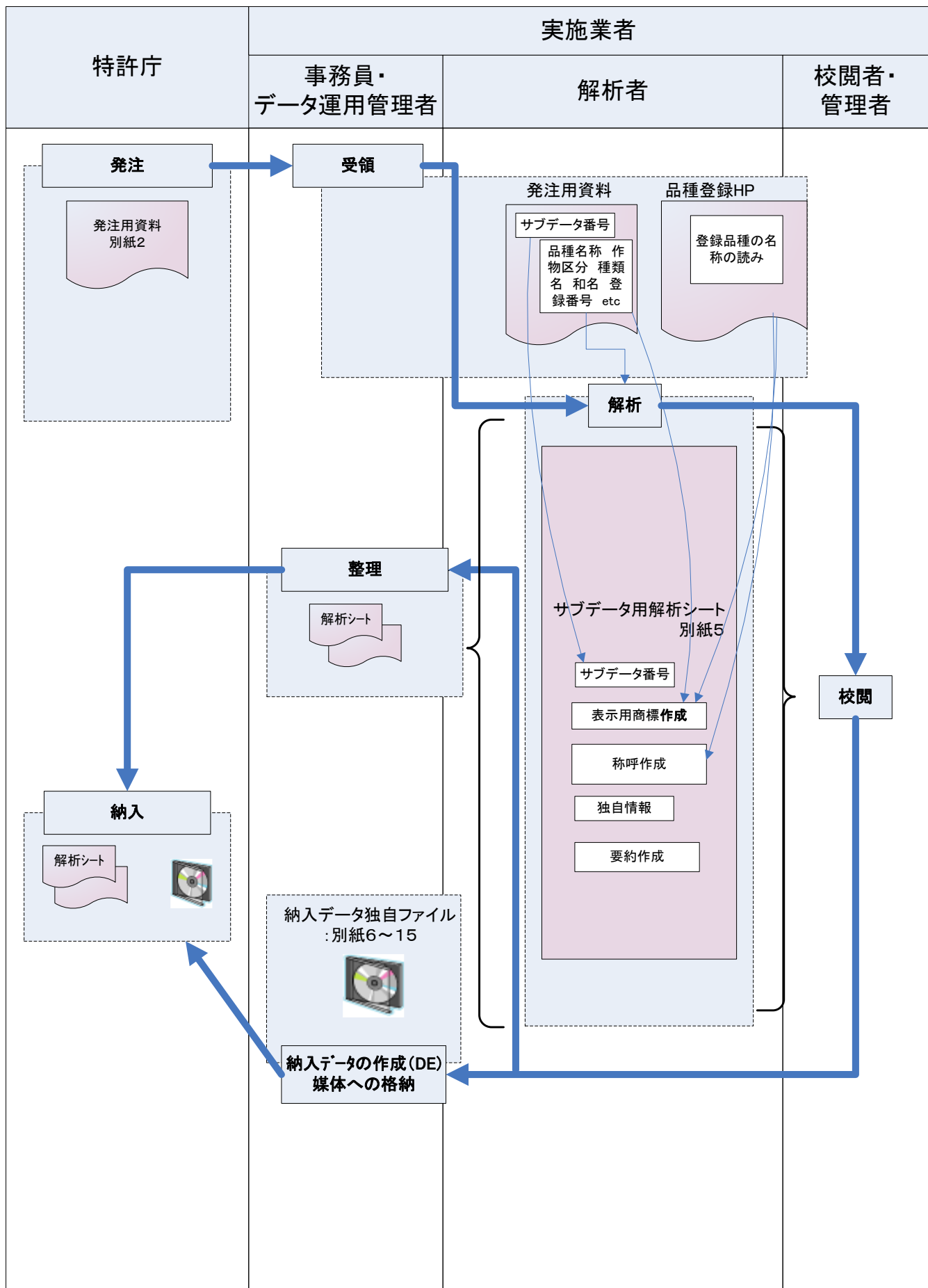
【ロット回数】※昨年度末の積み残し分を含む。

- 国内案件 51 回
- マドプロ案件 51 回

【納入回数】

- 国内案件(発注から4週間以内) 51 回
- マドプロ案件(発注から3週間以内) 51 回

※年末年始やゴールデンウィーク等その他やむを得ない事情がある場合の調整は、特許庁担当者と協議のうえ決めること。



発注用資料例(種苗法による登録品種名)

平成28年1月18日

種苗法(平成10年法律第83号)第18条の規定に基づき、平成28年 1月18日付けで下記38件の品種登録(第371回)がなされましたので、作業方お願いいたします。

【品種登録年月日】 2016年1月18日
 【存続期間満了日(25年)】 2041年1月18日
 【 ” (30年)】 2046年1月18日

NO.	JPV-	登録番号	品種名称	作物区分	種類名	農林水産植物の種類(和名)	登録年月日	有効期間(年)
1	25465	24630	Bonmadre	草花類	Argyranthemum frutescens (L.) Sch. Bip.	マーガレット種	2016/1/18	25
2	25466	24631	おぼろ月	草花類	Argyranthemum frutescens (L.) Sch. Bip.	マーガレット種	2016/1/18	25
3	25467	24632	ホットベリー	草花類	Argyranthemum frutescens (L.) Sch. Bip.	マーガレット種	2016/1/18	25
4	25468	24633	ラブリーフレンド	草花類	Argyranthemum frutescens (L.) Sch. Bip.	マーガレット種	2016/1/18	25
5	25469	24634	ファイアークラッカー	草花類	Argyranthemum frutescens (L.) Sch. Bip.	マーガレット種	2016/1/18	25
6	25470	24635	京清水1	草花類	Argyranthemum frutescens (L.) Sch. Bip.	マーガレット種	2016/1/18	25
7	25471	24636	京清水3	草花類	Argyranthemum frutescens (L.) Sch. Bip.	マーガレット種	2016/1/18	25
8	25472	24637	京清水4	草花類	Argyranthemum frutescens (L.) Sch. Bip.	マーガレット種	2016/1/18	25
9	25473	24638	京清水34	草花類	Argyranthemum frutescens (L.) Sch. Bip.	マーガレット種	2016/1/18	25
10	25474	24639	京清水35	草花類	Argyranthemum frutescens (L.) Sch. Bip.	マーガレット種	2016/1/18	25
11	25475	24640	LEIA	草花類	Eucomis L'Her.	エウコミス属	2016/1/18	25
12	25476	24641	GSALIPOL	草花類	Eucomis L'Her.	エウコミス属	2016/1/18	25
13	25477	24642	GSALMAKA	草花類	Eucomis L'Her.	エウコミス属	2016/1/18	25
14	25478	24643	GSALKIAN	草花類	Eucomis L'Her.	エウコミス属	2016/1/18	25
15	25479	24644	GSALKELE	草花類	Eucomis L'Her.	エウコミス属	2016/1/18	25
16	25480	24645	USEV01201	草花類	Evolvulus L.	エボルブルス属	2016/1/18	25
17	25481	24646	INTENSECASCADEBLUE	飼料作物	Festuca glauca Vill.	フェスツカ グラウカ種	2016/1/18	25

18	25482	24647	Grifon-7	きのこ類	Grifola frondosa (Fr.) S. F. Gray	まいたけ種	2016/1/18	25
19	25483	24648	はるな二条 AT	食用作物	Hordeum L.	大麦属	2016/1/18	25
20	25484	24649	RUIHYG207A	観賞樹	Hypericum L.	ヒペリクム属	2016/1/18	30
21	25485	24650	RUIHYG213A	観賞樹	Hypericum L.	ヒペリクム属	2016/1/18	30
22	25486	24651	RUIHYH002A	観賞樹	Hypericum L.	ヒペリクム属	2016/1/18	30
23	25487	24652	RUIHYH007A	観賞樹	Hypericum L.	ヒペリクム属	2016/1/18	30
24	25488	24653	INLBUPRIPR	草花類	Lobularia Desv.	ロブラリア属	2016/1/18	25
25	25489	24654	DLOBU20	草花類	Lobularia Desv.	ロブラリア属	2016/1/18	25
26	25490	24655	DLOBU21	草花類	Lobularia Desv.	ロブラリア属	2016/1/18	25
27	25491	24656	DLOBU22	草花類	Lobularia Desv.	ロブラリア属	2016/1/18	25
28	25492	24657	DLOBU23	草花類	Lobularia Desv.	ロブラリア属	2016/1/18	25
29	25493	24658	DLOBU24	草花類	Lobularia Desv.	ロブラリア属	2016/1/18	25
30	25494	24659	JT-バーレー19	工芸作物	Nicotiana L.	タバコ属	2016/1/18	25
31	25495	24660	USNRB2001	草花類	Nierembergia Ruiz et Pav.	あまもどき（ニーレンベルギア）属	2016/1/18	25
32	25496	24661	Harpacket	観賞樹	Rosa L.	ばら属	2016/1/18	30
33	25497	24662	HARtroy	観賞樹	Rosa L.	ばら属	2016/1/18	30
34	25498	24663	HARtyre	観賞樹	Rosa L.	ばら属	2016/1/18	30
35	25499	24664	あのみのもり2号	野菜	Solanum melongena L.	なす種	2016/1/18	25
36	25500	24665	AE-P24	野菜	Solanum melongena L.	なす種	2016/1/18	25
37	25501	24666	Pacific Crest	草花類	Tiarella L.	ティアレラ属	2016/1/18	25
38	25502	24667	Sunset Ridge	草花類	Tiarella L.	ティアレラ属	2016/1/18	25

品種登録ホームページ内の品種登録公表ページ

農林水産省
品種登録ホームページ

品種登録制度について | 出願・審査に関するご案内 | 育成者権保護に関する情報 | データ検索 | リンク | サイトマップ | English

－よくつかう項目－

[トップページ](#)

[官報公表情報](#)

[品種登録データ検索](#)

[様式一覧](#)

[審査基準・特性表](#)

[名称審査について](#)

[料金一覧](#)

[統計資料](#)

[よくある質問](#)

[お問い合わせ先](#)

[サイトマップ](#)

品種登録公表

品種登録公表（公表回降順）

- [第521回](#) ([令和4年3月15日官報告示](#)) (PDF:416KB) [登録の概要](#) (PDF:792KB)
- [第518回](#) ([令和4年3月2日官報告示](#)) (PDF:96KB) [登録の概要](#) (PDF:117KB)
- [第519回](#) ([令和4年2月10日官報告示](#)) (PDF:96KB) [登録の概要](#) (PDF:100KB)
- [第520回](#) ([令和4年2月7日官報告示](#)) (PDF:372KB) [登録の概要](#) (PDF:984KB)
- [第516回](#) ([令和4年1月20日官報告示](#)) (PDF:119KB) [登録の概要](#) (PDF:100KB)
- [第517回](#) ([令和4年1月17日官報告示](#)) (PDF:308KB) [登録の概要](#) (PDF:917KB)
- [第515回](#) ([令和4年1月12日官報告示](#)) (PDF:95KB) [登録の概要](#) (PDF:118KB)
- [第514回](#) ([令和3年12月13日官報告示](#)) (PDF:433KB) [登録の概要](#) (PDF:1,400KB)
- [第511回](#) ([令和3年11月9日官報告示](#)) (PDF:93KB) [登録の概要](#) (PDF:98KB)
- [第513回](#) ([令和3年10月21日官報告示](#)) (PDF:274KB) [登録の概要](#) (PDF:770KB)
- [第512回](#) ([令和3年10月15日官報告示](#)) (PDF:92KB) [登録の概要](#) (PDF:98KB)
- [第510回](#) ([令和3年10月4日官報告示](#)) (PDF:98KB) [登録の概要](#) (PDF:107KB)
- [第509回](#) ([令和3年8月16日官報告示](#)) (PDF:245KB) [登録の概要](#) (PDF:922KB)
- [第508回](#) ([令和3年8月5日官報告示](#)) (PDF:242KB) [登録の概要](#) (PDF:781KB)
- [第507回](#) ([令和3年7月26日官報告示](#)) (PDF:125KB) [登録の概要](#) (PDF:107KB)
- [第506回](#) ([令和3年6月21日官報告示](#)) (PDF:98KB) [登録の概要](#) (PDF:89KB)
- [第505回](#) ([令和3年5月27日官報告示](#)) (PDF:273KB) [登録の概要](#) (PDF:1,199KB)
- [第504回](#) ([令和3年3月18日官報告示](#))
- [第503回](#) ([令和3年3月4日官報告示](#))
- [第502回](#) ([令和3年1月26日官報告示](#))
- [第501回](#) ([令和2年12月22日官報告示](#))
- [第500回](#) ([令和2年12月22日官報告示](#))
- [第498回](#) ([令和2年12月9日官報告示](#))
- [第499回](#) ([令和2年12月8日官報告示](#))
- [第497回](#) ([令和2年11月19日官報告示](#))
- [第496回](#) ([令和2年11月5日官報告示](#))
- [第495回](#) ([令和2年9月17日官報告示](#))
- [第494回](#) ([令和2年8月14日官報告示](#))
- [第493回](#) ([令和2年7月9日官報告示](#))
- [第492回](#) ([令和2年6月15日官報告示](#))
- [第491回](#) ([令和2年3月30日官報告示](#))
- [第490回](#) ([令和2年3月23日官報告示](#))
- [第489回](#) ([令和2年3月9日官報告示](#))
- [第488回](#) ([令和2年2月21日官報告示](#))
- [第487回](#) ([令和2年1月28日官報告示](#))
- [第486回](#) ([令和元年12月27日官報告示](#))
- [第485回](#) ([令和元年12月19日官報告示](#))
- [第484回](#) ([令和元年12月18日官報告示](#))
- [第483回](#) ([令和元年11月20日官報告示](#))
- [第482回](#) ([令和元年11月8日官報告示](#))
- [第481回](#) ([令和元年10月28日官報告示](#))
- [第480回](#) ([令和元年8月16日官報告示](#))
- [第479回](#) ([令和元年7月30日官報告示](#))
- [第478回](#) ([令和元年6月20日官報告示](#))
- [第477回](#) ([平成31年4月23日官報告示](#))
- [第476回](#) ([平成31年3月19日官報告示](#))
- [第475回](#) ([平成31年3月13日官報告示](#))
- [第474回](#) ([平成31年2月27日官報告示](#))
- [第473回](#) ([平成31年2月14日官報告示](#))
- [第472回](#) ([平成31年2月12日官報告示](#))
- [第471回](#) ([平成31年1月28日官報告示](#))
- [第470回](#) ([平成31年1月23日官報告示](#))
- [第469回](#) ([平成30年12月27日官報告示](#))
- [第468回](#) ([平成30年12月14日官報告示](#))
- [第467回](#) ([平成30年11月2日官報告示](#))

品種登録公表ページ内の品種登録ごとの情報例

1 品種登録の番号及び年月日第 2 4 6 3 0 号平成 2 8 年 1 月 1 8 日

2 登録品種の属する農林水産植物の種類及び登録品種の名称

Argyranthemum frutescens (L.) Sch. Bip. Bonmadre

3 登録品種の特性の概要

草型は丸型、草丈は中、分枝の粗密は粗、茎のアントシアニン着色の有無は有、葉の長さは短、葉の幅は中、葉の形はⅢ型、葉の周縁の鋸歯の形は深鋭鋸歯、葉の周縁の鋸歯の粗密は粗、葉の表面の色は暗緑、葉片の長さは中、葉片の幅は中、花型は半八重、頭花の直径は小、舌状花の数（一重品種を除く。）はかなり少、舌状花の形は広線形、舌状花の長さは短、舌状花の幅は狭、舌状花の色数は 2、舌状花の表面の色の分布状態は基部、舌状花の表面の主な色は 60A、舌状花の表面の複色の色（複色品種に限る。）は 157A、花盤の直径（一重品種、半八重品種及び丁字状品種に限る。）は中、花盤の主な色（一重品種及び半八重品種に限る。）は茶、開花期（秋植）は早である。（カラーチャートは RHS を使用）

出願品種「Bonmadre」は、対照品種「Bonmadmage」と比較して、舌状花の向きが斜上

であること等で区別性が認められる。対照品種「スパライト」と比較して、舌状花の向きが斜上であること、花盤の主な色（一重品種及び半八重品種に限る。）が茶であること等で区別性が認められる。

4 育成者権の存続期間 2 5 年

5 品種登録を受ける者の名称及び住所又は居所

●●●●●●

6 登録品種の育成をした者の氏名

●●●●●●

7 出願公表の年月日平成 2 5 年 2 月 1 日

サブデータ用解析シート レイアウト例 別紙5-1 (1/2)

■ サブデータ番号

J P V	
-------	--

■ 表示用商標

■ 称 呼

1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	

サブデータ用解析シート レイアウト例 別紙5ー1 (2／2)

■ サブデータ番号

JPV	
-----	--

■ 独自番号情報

独自番号(品種登録番号)
10桁 (例:0000000001)

独自番号種別

6	
---	--

日付1
(品種登録年月日)

--

適用条文

4114

商標法第4条第1項第14号

■ 要約・理由・説明等

--

別紙6ー1 サブデータ解析 納入媒体等

・納入媒体形式

特許庁殿への納入データは以下の形式とする。

	DVD-R
	tar形式 ※OpenSSLによりAES(鍵長:256)による暗号化。)
	4.7GB
	SJIS
	独自データ納入格納ディレクトリ構成(サブデータ解析) 別紙7参照
	・<サブデータ>独自データ納入ファイル レコード仕様等は以下参照 ・<サブデータ>独自データ納入ファイル(表示用商標)／レコード仕様 (別紙8参照) ・<サブデータ>独自データ納入ファイル(表示用商標)／レコード仕様[項目編集条件](別紙9参照) ・<サブデータ>独自データ納入ファイル(称呼)／レコード仕様 (別紙10参照) ・<サブデータ>独自データ納入ファイル(称呼)／レコード仕様[項目編集条件](別紙11参照) ・<サブデータ>独自データ納入ファイル(要約・理由・説明等)／レコード仕様 (別紙12参照) ・<サブデータ>独自データ納入ファイル(要約・理由・説明等)／レコード仕様 [項目編集条件](別紙13参照) ・<サブデータ>独自データ納入ファイル(サブデータ独自項目)／レコード仕様 (別紙14参照) ・<サブデータ>独自データ納入ファイル(サブデータ独自項目)／レコード仕様 [項目編集条件](別紙15参照) また、以下の条件を満たすこと。 ・サブデータ番号でソート(昇順)すること。

別紙7ー1 独自データ納入格納ディレクトリ構成(サブデータ解析)

本納入媒体はOpenSSLによりAES(鍵長:256)による暗号化が行われていることとする。共通鍵については、別途連絡を行うものとする。
納入媒体には以下1ファイルがtar形式により格納されていることとする。

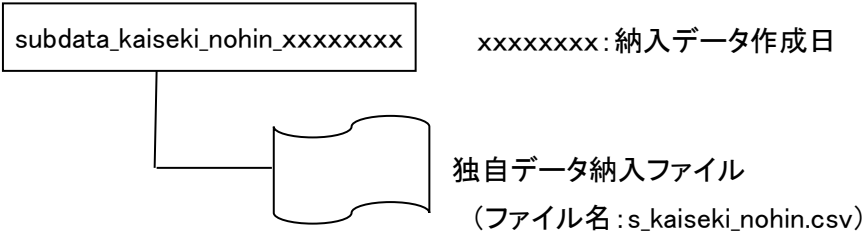
subdata_kaiseki_nohin_xxxxxxxx.crypt	xxxxxxxx: 納入データ作成日
--------------------------------------	--------------------

以下ファイル名を出力ファイルに指定を行い、共通鍵により復号を行う。

復号後ファイル名 例)

subdata_kaiseki_nohin_xxxxxxxx.tar	xxxxxxxx: 納入データ作成日
------------------------------------	--------------------

復号した上記ファイルは以下形式により、tarによりディレクトリ中に独自データ納入ファイルが格納されていることとする。



項目編集条件表 独自データ納入ファイル(表示用商標)							別紙9－1
N.C.(Not Change)・・・そのまま設定する。							
項番	項目名	属性	バイト数	N.C.	SPACE	編集内容	備考
1	キー情報						・全ての項目がS-JISコードであること。
	解析データ種別	char	1			半角'3'を設定する。	
2	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。	
	サブデータ番号						
3	サブデータ種別	char	3			半角'JPV'を設定する。	
4	号	char	6			通番を半角で設定する。(000001～999999)	
5	予備	char	2		○	半角'△△'を設定する。 (△:スペース)	
6	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。	
7	記事ID	char	8			半角'HYOJI△△△'(表示用商標)を設定する。 (△:スペース)	
8	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。	
9	表示用商標	char	MAX 512			表示用商標を全角で設定する。	
10	ENDマーク	char	1			改行コード(0x0a)を設定する。	

■＜サブデータ＞独自データ納入ファイル(称呼)／レコード仕様

別紙10-1

ファイル 名称	独自データ納入ファイル (称呼)	ファイル I D	データ量	可変長 (3892バイト/レコード)	ファイル 媒体	D I S K	ファイル 形式	CSV形式
------------	---------------------	-------------	------	-----------------------	------------	---------	------------	-------

《同一案件中の各記事IDデータレコードに順序性なし》

相対バイト																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(注1) 解析データ種別には以下の内容を設定する。
'3':サブデータ案件の解析データ

(注2) 記事IDは半角で「SYOK0△△△」(△は半角スペース)を設定する。

(注3) 称呼应は全角で設定する。
また各称呼間は全角カンマで区切る。

項目編集条件表						独自データ納入ファイル(称呼)	別紙11-1
N.C.(Not Change)・・・そのまま設定する。							
項番	項目名	属性	バイト数	N.C.	SPACE	編集内容	備考
1	キー情報						・全ての項目がS-JISコードであること。
	解析データ種別	char	1			半角'3'を設定する。	
2	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。	
	サブデータ番号						
3	サブデータ種別	char	3			半角'JPV'を設定する。	
4	号	char	6			通番を半角で設定する。(000001～999999)	
5	予備	char	2		○	半角'△△'を設定する。 (△:スペース)	
6	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。	
7	記事ID	char	8			半角'SYOKO△△△'(称呼)を設定する。 (△:スペース)	
8	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。	
9	称呼	char	MAX 3868			表示用商標を全角で設定する。 また各称呼間は全角カンマで区切る。	
10	ENDマーク	char	1			改行コード(0x0a)を設定する。	

入力ファイル／レコード仕様書													別紙12－1		
ファイル 名称	独自データ納入ファイル （要約・理由・説明等）					ファイル I D		データ量	可変長 （1024バイト/レコード）	ファイル 媒体	D I S K	ファイル 形式	CSV形式		
《同一案件中の各記事 I D データレコードに順序性なし》															
相対バイト															
項 目 名	キー情報					区 切 り 文 字 （ カン マ ）	記 事 I D	区 切 り 文 字 （ カン マ ）	要約・理由・説明等（注2）			E N D マ ー ク （ 改 行 ）			
	解析データ種別 （注1）	区 切 り 文 字 （ カン マ ）	サブデータ番号												
			サ ブ デ ー タ 種 別	号	予 備										
属 性	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c		
バイト数	1	1	3	6	2	1	8	1	MAX1000			1			

（注1）解析データ種別には以下の内容を設定する。
'3':サブデータ案件の解析データ

（注2）要約・理由・説明等は全角で設定する。

（注3）記事IDは半角で「YOYAKU△△」（△は半角スペース）を設定する。

(注1) 解析データ種別には以下の内容を設定する。
'3':サブデータ案件の解析データ

(注2) 要約・理由・説明等は全角で設定する。

(注3) 記事IDは半角で「YOYAKU△△」(△は半角スペース)を設定する。

項目編集条件表						独自データ納入ファイル(要約・理由・説明等)	別紙13-1
N.C.(Not Change)・・・そのまま設定する。							
項番	項目名	属性	バイト数	N.C.	SPACE	編集内容	備考
1	キー情報						・全ての項目がS-JISコードであること。
	解析データ種別	char	1			半角'3'を設定する。	
2	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。	
	サブデータ番号						
3	サブデータ種別	char	3			半角'JPV'を設定する。	
4	号	char	6			通番を半角で設定する。(000001～999999)	
5	予備	char	2		○	半角'△△'を設定する。 (△:スペース)	
6	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。	
7	記事ID	char	8			半角'YOYAKU△△' (要約・理由・説明)を設定する。 (△:スペース)	
8	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。	
9	要約・理由・説明等	char	MAX 1000			要約・理由・説明等を全角で設定する。	
10	ENDマーク	char	1			改行コード(0x0a)を設定する。	

入力ファイル／レコード仕様書								別紙14－1	
ファイル 名称	独自データ納入ファイル (サブデータ独自項目)	ファイル I D		データ量	可変長 (178バイト/レコード)	ファイル 媒体	D I S K	ファイル 形式	CSV形式

《同一案件中の各記事IDデータレコードに順序性なし》

相対バイト																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
項 目 名	解析データ種別 注1	区切り文字 (カンマ)	キー情報				区切り文字 (カンマ)	記事ID (注2)	区切り文字 (カンマ)	イメージキー (出願番号)		区切り文字 (カンマ)	法区分	区切り文字 (カンマ)	独自番号種別	区切り文字 (カンマ)	独自番号情報										区切り文字 (カンマ)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
			サブデータ番号							西暦年	号						独自番号情報																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
			サブデータ種別	号	予備	独自番号											区切り文字 (カンマ)	独自番号枝番	区切り文字 (カンマ)	日付1	区切り文字 (カンマ)	日付2	区切り文字 (カンマ)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
属 性	c	c	c	c	c		c	c	c	c	c	c	c	c	c	c								c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c

適用条文		区切り文字 (カンマ)	類コード										ENDマーク (改行)	
c	c		c										c	
4	1		MAX100 (2×MAX50)											1

(注1) 解析データ種別には以下の内容を設定する。
'3':サブデータ案件の解析データ

(注2) 記事IDは半角で「SUBKHNN△△」(△は半角スペース)を設定する。

項目編集条件表			独自データ納入ファイル(サブデータ独自項目)				別紙15-1
N.C.(Not Change)・・・そのまま設定する。							
項番	項目名	属性	バイト数	N.C.	SPACE	編集内容	備考
1	キー情報						・全ての項目がS-JISコードであること。
	解析データ種別	char	1			半角'3'を設定する。	
2	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。	
	サブデータ番号						
3	サブデータ種別	char	3			半角'JPV'を設定する。	
4	号	char	6			半角通番'000000～999999'を設定する。	
5	予備	char	2		○	半角'△△'を設定する。 (△:スペース)	
6	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。	
7	記事ID	char	8			半角'SUBKHN△△'(サブデータ独自項目)を設定する。	
8	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。	
	イメージキー(出願番号)						
9	西暦年	char	4			半角'△△△△'を設定する (△:スペース)	
10	号	char	6			半角'△△△△△△'を設定する。 (△:スペース)	
11	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。	
12	法区分	char	1			半角スペースを設定する	
13	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。	
	独自番号情報						
14	独自番号種別	char	1			半角'6'を設定する。	
15	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。	

項目編集条件表						独自データ納入ファイル(サブデータ独自項目)	別紙15-1
N.C.(Not Change)・・・そのまま設定する。							
項番	項目名	属性	バイト数	N.C.	SPACE	編集内容	備考
16	独自番号	char	10			半角10桁で品種登録番号を設定する。	
17	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。	
18	独自番号枝番	char	4			半角スペースを設定する	
19	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。	
20	日付1	char	8			半角8桁で品種登録年月日を設定する。	
21	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。	
22	日付2	char	8			半角スペースを設定する	
23	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。	
24	適用条文	char	4			半角“4114”を設定する。	
25	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。	
26	類コード	char	MAX 100			設定しない	
27	ENDマーク	char	1			改行コード(0x0a)を設定する。	